平成17年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成 1 7年 3 月 9 日 開会 平成 1 7年 3 月 1 8 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 7 年

第1回身延町議会定例会

3月 9日

平成17年第1回身延町議会定例会(1日目)

平成 1 7 年 3 月 9 日 午前 1 1 時 0 0 分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 開会

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議会関係諸報告

日程第5 町長施政方針

日程第6 教育委員長教育方針

日 程 第 7 提出議案の報告並びに上程

日程第8 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。(42名)

1番	Ш	﨑	晴	義		2番	望	月		寛
3番	福	与	Ξ	郎		4番	Щ	田	省	吾
5番	伊	藤		晃		6番	日	向	英	明
7番	望	月	重	久		8番	鈴	木	俊	_
9番	深	沢	柳フ	大郎	1	0番	奥	村	征	夫
11番	深	沢	脩	=	1	2番	渡	辺	君	好
13番	深	沢	純	雄	1	4番	穂	坂	英	勝
15番	Ш		福	Ξ	1	6番	佐	野	文	秀
17番	渡	辺	文	子	1	8番	伊	藤	文	雄
19番	望	月	広	喜	2	0番	草	間		天
2 1番	依	田	正	敏	2	2番	佐	野	政	幸
2 3番	深	沢	敏	夫	2	4番	近	藤	康	次
25番	片	田	直	康	2	6番	佐	野	秀	光
2 7番	樋]]]	貞	夫	2	8番	笠	井	万	氾
29番	中	野	恒	彦	3	0番	赤	池	好	=
3 1番	佐	野	玉	明	3	2番	望	月	邦	彦
3 3番	広	島	公	男	3	4番	小	池	昭	光
3 5番	髙	野	敏	彦	3	6番	深	沢		瀞
3 7番	石	部	典	生	3	8番	片	田	文	斎
3 9番	小	林	茂	男	4	0番	岩	柳	嘉一	郎
4 1番	松	木	慶	光	4	2番	伊	藤	春	Ξ

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3名)

16番 佐 野 文 秀 18番 伊 藤 文 雄 17番 渡辺文子

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (28名)

下部支所長 山宮富士男 企画課長渡辺 力 出納室長市川忠利 身延分課補佐 広島 法明 教 育 長 千頭和英樹 学校教育課長 山口一美 文化振興課長 二宮喜昭 環境下水道課長 佐野雅仁 土地対策課長 深 沢 茂 社協局長 佐野文一

町 長依田光弥 総務課長 赤池善光 身延支所長 片田公夫 財政課長 鈴木高吉 税 務 課 長 望月世津子 町 民 課 長 遠 藤 和 美 保育課長 赤池万逸 福祉保健課長 中 沢 俊 雄 中富分課補佐 赤 池 和 希 教育委員長 笠井義仁 教育次長 赤池一博 生涯学習課長 佐野治仁 建設課長伊藤守 産業課長渡辺芳彦 観光課長 望月治雄 水道課長遠藤忠 峡南衛生所長 大野久方 環境下水道補佐 赤池 義明

6.職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良 録 音 係 遠藤 守

開会 午前11時00分

○議会事務局長(望月悟良君)

それでは、大変ご苦労さまでございます。

ご起立を願います。

相互に礼。

(ぁ い さ つ)

○議長(伊藤春三君)

本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成17年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月も中旬を迎え、寒さもようやく衰え、いよいよ日増しに春らしくなってまいりました。 議員各位には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第でありま す。

さて、本定例会は平成17年度当初予算を審議する最も重要な議会であり、町長から提案されます諸議案は、内容も多岐にわたる膨大なものであります。

議会といたしましても、町民の福祉増進を図るともに、新町建設計画の推進及び町民の要望 を施策に積極的に反映すべく努力いたしたいと存じているところであります。

今議会の会期は、相当の日数を予定しておりますが、議員各位におかれましては、慎重なご 審議により、適正にして妥当な結論を得られますよう、切望する次第であります。

春暖の折から各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

16番 佐野文秀君

17番 渡辺文子君

18番 伊藤文雄君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第3 会期の決定を行います。

会期の決定につきましては、あらかじめ議員全員協議会でご了承を得ておりますが、改めて 日程案について、議会運営委員会委員長より上程をいたします。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(深沢瀞君)

それでは、平成17年身延町議会第1回定例会の日程案につきまして、去る3月4日の議会 運営委員会で話し合った結果を、朗読をもってご報告に代えさせていただきます。

日時、月日、区分、会議時刻、事柄の順で朗読をいたします。

(以下、平成17年身延町議会第1回定例会日程案朗読につき省略)

以上でございますので、議長において、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長の上程のとおり、会期は平成17年3月9日から3月18日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成17年3月9日から3月18日までの10日間と決定いたしました。

日程第4 議会関係諸報告を行います。

局長をして、報告いたさせます。

○議会事務局長(望月悟良君)

それでは議会関係の諸報告を行いたいと思います。

資料によりまして、ご報告を申し上げます。

(議会関係諸報告朗読につき省略)

日程第5 町長施政方針

町長。

○町長(依田光弥君)

本日は大変、開会まで議運、また全員協議会、大変ご苦労さまでございました。 私のほうから、施政報告を申し上げさせていただきます。

本日、ここに平成17年第1回身延町議会定例会が開会されるにあたり、提出をいたしました案件のうち、主なるものにつきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し述べ、議員各位、ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、去る2月17日、お亡くなりになりました天野建前知事のご逝去に対しまして、衷心より哀悼の意を表したいと存じます。

前知事におかれましては、平成3年から3期、12年間にわたり、県政を担当され、この間、 県民主役の県政を基本に清潔、公正、公平に徹する基本姿勢に立ち、常に県民とともに歩み、 県民に信頼される県政を確立されました。また、政策面におきましても、山梨県幸住県計画を 策定し、あらゆる分野においてバランスの取れた環境首都山梨の実現を目指し、県政の推進に ご尽力をいただきました。

生前のご功績に対し、町民の皆さまとともに感謝を申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

合併から半年の経過で、町の人口の経緯を見てみますと、合併時1万7,240人でございましたが、3月1日、現在1万7,126人。114人ほどの減少でございますが、まずまずのところではないかと思います。合併5カ月余り、去る2月19日、新町体制が整い、身延町開町記念式典、盛会裏に開催することができました。先人が築いた歴史と自然環境を大切にして、広域的な視点に立ったまちづくりへ決意を新たにいたしたところであります。

また、開町記念講演は各地区から町民の皆さん、相集い、和やかなうちに合併の喜びを分かち合っていただいたところであります。

次に地域審議会の設置については、2月10日中富地区、2月14日下部地区、2月15日

身延地区、それぞれ各種団体の代表、学識経験者、公募による選ばれた10人で構成され、任期2年、合併後の地域住民の声を行政に反映していただけるものとご期待を申し上げております。

また、男女共同参画プラン策定委員会も2月23日設置、10人の委員の皆さんで発足をいたしました。

ご承知のように、三位一体の改革につきましては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004年に基づき、平成18年度までの三位一体改革の全体像に関わる政府与党協議会の合意をふまえた国の予算編成が行われたところであります。この内容につきましては、一般財源総額が確保された点などは評価できるものと考えておりますが、今後、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に適切に対応し、地方交付税の算定等を通じて、個別の地方団体においても所要額が確保され、歳入歳出の両面で地方の自由度を高めるという三位一体改革の理念が実現されるよう、全国市町村会等を通じて国に対し、強力に働きかけてまいります。

当面する町の課題でありますが、まず行財政改革の推進についてであります。

旧来の行政慣行や既成概念に捉われず、費用対効果の視点に立って、事業の見直しや精査を 進め、徹底した経常経費の削減を図ってまいりたいと思います。さらに、私たちは身を軽くす る努力をしなければならないと思います。

役場自ら、この改革を進めていくべく、去る1月26日、身延町行政改革推進本部を立ち上げ、私が本部長となって全庁的な推進体制を整えるとともに、新年度に反映するべく、組織機構部会等、積極的な調査、審議を進めておるところであります。

また、できるだけ早期に民間の有識者から構成する行財政改革委員会を設置し、専門的な立場の中、民間経営の経営的な観点から提言をいただく中で、行政の意識改革など、具体的なプログラムづくりを進めてまいりたいと思っておるところでございます。

次にさまざまな改革が進む中にあって、時代の転換を視野に入れた新しい身延づくりを、どのように展開をしていけばいいのか。私は、まず自立した行財政運営の行える姿をつくっていくということが大事であろうかと思います。

その、まず第1は本町の有力な産業であります観光の振興を図ることであると思料するところであります。観光は裾野の広い産業であります。身延の自然が持つ美しい魅力に加えて、農業や林業といった昔から、この地に根付いた地場産業と一帯となった観光戦略を立てる必要があろうかと思います。観光課だけでなく建設課も産業課も入って、例えば最近注目を浴びておりますトレッキングについて、ハード部門の職員はどういったインフラ整備が必要かという観点で検討に加わってもらい、庁内各課が連携して、観光振興に取り組む体制が進められておるところでございます。

次に身延町総合計画策定についてでございますが、私は就任以来、新町建設計画のコンセプトであります、やすらぎと活力ある開かれた町を目指すべく、町土像として推進をしてまいりましたが、さらなる具体化を図るために、町政運営の基本指針となる新たな総合計画の策定に着手するべく、身延町総合計画審議会条例について、また平成17年度予算へも、その策定に関わる予算を計上させていただいたところであります。

次に中部横断自動車道につきましては、4月から民営化という形になりますが、情報でございますと、9月ごろに民営化が確定的な組織として動き出すんではないかと。国土交通省と合議をする中で、今年の末には事業のいろいろな方向づけがされるんではないかということで、

いよいよ正念場を迎えているわけでございますが、中部横断自動車道連絡協議会等を通じまして、鋭意、働きかけをいたしてまいりたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

さらに介護保険料につきましては、本年は介護保険事業計画5年目ごとの策定の年にあたります。2月23日、介護保険事業計画策定委員会が設置をされまして、平成17年度介護保険料が3,020円と統一保険料と決定されたところであります。また、平成17年度国民保険税率の統一については、2月8日、2月17日、2月25日と3回にわたっての国保運営協議会のご熱心な、かつ慎重なご協議をいただき、同じ町民になったという意識を深めるためにも、早い時期に公平な負担等の答申をいただいたところでございます。

次に提出をいたしました案件につきまして、説明をさせていただきます。

まず、平成16年度決算について。

認定第1号から認定第3号については、認定第1号 平成16年度下部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、認定第2号 平成16年度中富町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、認定第3号 平成16年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、以上一般会計及び特別会計につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査を要してありますので、同条第3項の規定により、監査委員の意見を付して身延町議会の認定を受けたく提案をいたすものであります。

いずれも内容につきましては、収入役代理に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に条例案につきましては議案第8号 町営バス設置条例の一部改正から議案第25号 消防委員会条例の一部改正条例等でございますが、このことにつきましては、お手元に資料もあるうかと思いますし、また、のちほど提案理由について説明をさせていただきますので、省かせていただきます。

あと26号から28号につきましては、合併に伴う組合等の規約の変更であります。

次に平成16年度身延町一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算について説明をいた します。

平成16年9月13日、旧下部町、旧中富町、旧身延町の合併により、旧3町持ち寄りの暫定予算、さらには12月議会定例会へ提案いたしました本予算等により、平成16年度予算として、各種事業の展開を行ってきたところであります。

今回の補正予算では、予算科目全般にわたっての見直しを行い、減額等の補正をさせていた だきました。その中でも、主なものにつきまして、ご説明をいたしたいと思います。

まず、歳入でありますが、町税につきましては、旧町により収入済みとなったものを暫定予 算に計上したものが要因となり、減額補正をさせていただきました。

繰入金につきましては、旧3町の持ち寄り金などにより、財政調整基金、ならびに減債基金の取り崩しを全額減額とさせていただきました。

さらには町債でありますが、義務教育施設整備事業債から、合併特例事業債へ組み替えたことなどにより、調整をさせていただきました。

次に歳出でありますが、社会福祉総務費において、国民健康保険特別会計への繰出金追加。さらには老人医療費において、老人保健特別会計への繰出金の追加をさせていただきました。

衛生費中の予防費でありますが、飯富病院への町営診療所運営費の補助金でありますが、昨年までは県の補助金を活用してきましたが、診療所につきましては、普通交付税に算入がされ

ていることから、今年度より補助金が削減をされたことに伴い、補正をさせていただきました。 環境衛生費につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額が認められる見込み となりましたので、追加をさせていただきました。本年度事業として75基の設置となります。

次に17年度以後の財源調整のため、基金費のうち財政調整基金へ1億円、公共施設整備基金へ2,600万円の積立金の追加計上をさせていただきました。

以上、一般会計補正予算の要旨についてご説明をさせていただいたわけでございますが、あと特別会計の補正予算17件でございますが、議案第30号から議案第46号でございますが、このことにつきましては、ちょっと省略をさせていただいて、のちほどまた、提案理由でご説明をさせていただきます。

次に平成17年度身延町一般会計予算、ならびに特別会計予算について、説明をさせていただきます。

現下の地方財政は、平成6年度以降、11年連続して多額の財源不足を生じており、この間、 地方債の増発や交付税特別会計借入金等によって、これを補填し、収支の均衡を図るという、 極めて厳しい状況が続いておるところであります。これに伴い、地方の借入金残高は増嵩の一 途をたどり、その結果、今年度末には204兆円に達する見込みであります。地方財政は、ま さに危機的な状況にあります。

平成15年度決算の状況や平成16年度税収見込みに照らせば、国、地方とも税収は回復傾向にあると言われます。国内外の経済動向の見通しは、なお予断を許さない状況にあります。地方歳出は公債費の償還に伴う負担が、依然として高い水準にあり、社会保障関係の歳出も上昇傾向にあるなど、引き続き厳しい状況にあることから、地方公共団体にあっては、一般歳出のさらなる削減に努める必要があります。

現在、政府が取り組んでいる三位一体改革は、地方公共団体の自主性、自立性を高め、個性 豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを基本として、従来の中央集権的な行財政システムを改め、住民にとって必要な施策を住民が自らの選択と責任において推進できるシステムの 構築を目指すものであります。

この改革を進めることにより、地方財政の健全化、効率化に向けての成果が期待できるものと考えております。このため、地方財政計画の歳出については、基本方針2003等に沿って、国の歳出、予算と歩みを一にして見直すこととし、中期的な目標のもとで、定員の計画的削減増による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、国と地方の信頼関係を維持しながら、三位一体改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源を確保することを基本として、地方財政対策を講ずることになりました。

平成16年度は三位一体改革の初年度として、1兆円を超える補助負担金の見直しと本格的な税源移譲までの経過措置としての所得譲与税、および税源移譲予定特例交付金の創設が行われる一方、地方財政計画における投資単独事業の決算との借り入れ是正の大幅前倒し等による地方交付税および臨時財政対策債の大幅な削減が行われました。

本格的な税源移譲に向けて、大きな一歩を踏み出したに関わらず、臨時財政対策債を含めた 実質的な地方交付税が2兆9千億円も削減されたため、地方団体では平成16年度の当初予算 編成に対し、歳入見込みが歳出に対し、大幅に不足する団体が続出し、国会においても、その 対応策について議論がなされたところであります。 政府は昨年12月3日、平成17年度予算編成の基本方針を閣議決定するとともに、12月20日に平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議了解し、これに基づいて、同月24日、平成17年度予算の概算を閣議決定いたしました。

平成17年度予算編成においては、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、構造改革を一層推進するため、改革断行予算という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図るため、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出および一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持、強化することとしております。

平成17年度予算編成の基本方針においては、国と地方に対する三位一体改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとされています。

三位一体改革につきましては、基本方針2004に基づき、平成18年度までの三位一体の 改革の全体像に関わる政府与党協議会の合意をふまえ、政府一丸となって取り組み、その成果 を平成17年度予算に反映することとしております。

国庫補助負担金改革につきましては、平成17年度および平成18年度予算において、3兆 円程度の廃止、縮減の改革を行うとされています。

税源移譲につきましては、平成16年度の所得譲与税および税源移譲、特例交付金として措置した額を含め、おおむね3兆円規模を目指すこととされています。この税源移譲は所得税から個人住民税も移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として、実施することとされています。併せて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行い、地域間の財政力格差の拡大につきましても、確実な対応が図られることとされています。

地方交付税につきましては、平成17年度および平成18年度は地域において、必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど、基本方針2004を順守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額が確保されることとなっております。

以上、国の動向などを見る中、合併後、初の通年予算となります平成17年度当初予算額は 歳入歳出それぞれ95億4,252万2千円の予算を計上させていただきました。

まず、町税でありますが、旧3町当初予算と比較しますと、0.1%の減。13億9,207万3千円であります。

地方交付税につきましても同様な比較をしますと、2.1%の減になり、ほぼ昨年なみの予算となります。43億6,400万円の計上であります。

繰入金につきましても同様な比較をしますと、26.4%の減。6億2,258万3千円。 町債につきましては、25.4%の減になります。12億610万円の計上であります。 次に歳出につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

合併直後であることから、旧3町の継続事業を完成させることに重点を置いた予算配分となる中、歳出予算の主な新規事業につきまして、説明を申し上げます。

まず文書広報費に、情報ハイウエイ設立運営負担金を計上させていただきました。これにつ

きましては、2012年までにアナログ放送が地上デジタルテレビに移行されることに伴い、 地上デジタル波の送受信施設の整備、構築に向け、県内のケーブルテレビ連絡協議会などによ る共同企業体の設立運営費負担金であります。

次に統計調査費には、今年の10月に予定されています国勢調査に関わる関係予算を計上させていただきました。

次に、社会福祉総務費に身延総合福祉センター基本設計業務を計上させていただきました。 この施設は高齢者の福祉や保健センターの機能を有する施設とし、来年度に建設したいと考え ております。

児童福祉費に、共働き家庭などの児童を放課後に預かる学童保育を、本年度より町内3カ所において実施することといたしました。

次に環境衛生費に、地球温暖化防止計画策定に要する経費を計上いたしました。これにつきましては、平成9年12月に開かれた地球温暖化防止についての、京都で決まりました議定書において、日本では二酸化炭素など6つの温室効果ガスの6%削減が義務付けられたのをふまえ、平成10年10月に成立されていることから、身延町として二酸化炭素など地球温暖化に対する削減、実施計画の策定をまとめあげるものであります。

さらには下部地区湯町簡易水道事業整備を進めるに当たり、本年度変更認可業務、ならびに 水源の確保に向けたボーリング調査を行うこととしました。

次に農林水産業費でありますが、県の補助金廃止に伴い、土地改良事業、ならびに小規模治山事業は町単独事業として、引き続き実施することといたします。

また、有害鳥獣被害は年々増加する中、猟友会資機材補助金などにより、対策を講じておりますが、その中でも猟友会による指定害獣の捕獲作業による効果も大きいことから、狩猟免許登録手数料の一部を助成することといたしました。

次に観光費でありますが、町内では観光、文化、産業など、毎年多くのイベント事業が開催 されています。

その中でも一色のホタルは、自然発生によるホタルの乱舞に魅力を感じ、年々多くの観光客が訪れてくれています。本年は期間を限定する中、シャトルバスを導入し、安心して観賞していただけるよう、初の試みでありますが、関係経費の計上をさせていただきました。

次に土木総務費には道路台帳作成費、ならびに身延町道路整備計画書作成費を計上し、今後の道路改良整備事業などに活用することとしております。

下水道総務費には下部温泉郷を中心とした下部処理区、下水道事業の測量設計業務に関わる 予算を計上いたしました。

次に消防施設費には自然水利からの水源供給が困難な地区に、耐震性貯水槽40トン級2カ 所、100トン級1カ所、併せて3カ所に関わる予算を計上いたしました。

次に本年度より校舎等を着手することから、新たに目を設け、北小学校建設事業費として、 平成18年度の完成をめどに継続費を設定する中、平成17年度分の校舎、ならびに体育館の 新築に要する予算を計上いたしました。

次に特別会計につきましては、身延町下水道事業会計において、本年度より身延地区、身延 公共下水道事業、変更認可ならびに処理場、管渠に関わる設計業務を計上いたしました。

特別会計につきましては、のちほど、また提案理由の説明のときに詳しく述べさせていただきますので、以上、一般会計予算および特別予算につきまして、ご説明を申し上げました。

それぞれ詳細につきましては、担当課長より一応、またのちほど説明をさせていただきます。 また、議案第72号から75号の4議案につきましては、一応、恩賜林保護財産区の管理会 の委員の人事案件でございますので、説明を省略させていただきたいと思います。

また、議会最終日におきまして、人事案件、助役の選任について、ご同意をいただきたく、 提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

大変、長くなりましたが、以上をもちまして、私の施政報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

日程第6 教育委員長教育方針

お願いします。

教育委員長。

○教育委員長(笠井義仁君)

本町の学校教育、社会教育が関係各位のご努力と熱意によって、着実に成果を挙げておりますことに、まずもって感謝を申し上げます。

それでは、私から平成17年第1回定例議会の開会に当たり、平成17年度の教育方針を述べさせていただきます。

最初に学校教育について、申し上げます。

今日の我が国における社会構造の急激な変化や価値観の多様化による、子どもを取り巻く環境の変化は激しく、今こそ教育の重要性が問われている時代はありません。教育は国家百年の計といわれますが、郷土身延、山梨、日本の礎となる人材、どんな状況においても、たくましく未来を切り開いていく心と力を持つ子どもたちを育てていくことは、教育の重要な責務であり、そのために果たすべきことは、2つあると考えます。

1つはしっかりとした知恵、つまり学力を身に付けさせることです。読み書き、計算を小中学校から発達段階に応じ、まず確実に身に付けさせることです。そして子どもたち一人ひとりに確かな学力を育成するために、大きなウエイトを占めるのは、教師の力量です。教師は授業の内容、方法について、絶えず研修し、自らの資質の向上に努めなければなりません。また、各学校は特色ある教育過程の編成、実施や指導と評価の工夫、改善を図り、総意ある教育活動に努めることが必要であります。

もう1つは、自立した人間を育てることです。不安定、不確実な時代であるからこそ、自立して、自分で働き、生活の糧を得、社会に貢献する人間を育てることは、極めて重要です。そのためには、豊かな心と、すこやかな体を持ち、正義感や倫理観、社会の一員としての責任感と協調性、他者を労わる心など豊かな人間性や社会性を持つ人間を育てることが必要です。

この2つの課題を成し遂げるために、学校は常に家庭、地域、社会と連携し、それぞれが持つ教育力を発揮して、生きる力を育む学校づくりを目指し、教育活動を展開していかなければなりません。同時に自己点検、自己評価を行いながら、地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりに努める必要があります。

この狙いを達成するために、次の4項目を平成17年度の学校教育の指導重点目標といたします。

1.地域や学校の実態、児童生徒の心身の発達段階および特性等を十分考慮して、調和のとれた人間の育成を目指す、適切で特色ある教育過程の編成と実施に努める。

- 2. 個に応じた指導方法や学ぶ意欲を育てる評価方法を工夫、展開する中で、基礎的、基本的内容の確実なる定着を図るとともに、自ら学び、自ら考える力を育てる学習指導に努める。
- 3.教育活動全体を通じて、豊かな人間性を養い、道徳的実践力と思いやりの心を持った児童生徒の育成に努める。
- 4.健康、安全に努める理解を含め、日常生活に生かすとともに、生涯を通じて体育、スポーツに親しみ、自ら体力の向上を図る児童生徒の育成に努める。

以上の指導重点目標をふまえる中で、教育委員会と学校とが連携を密にしながら、未来を開く子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるよう、創意工夫を生かした特色ある教育活動を積極的に展開していくこととします。

なお、合併前からの懸案事項でありました身延北小学校の移転建設事業につきましては、地権者の皆さまのご理解により、これまでに売買契約の締結がすべて完了し、いよいよ平成17年度から校舎および屋内運動場の建設に着手する運びとなりました。この学校建設には、多大な投資を必要としますが、次代を担う子どもたちの教育環境の整備のために、ぜひとも議員の皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に社会教育について、申し上げます。

本町の社会教育は、生涯学習課と文化振興課の2課で推進しておりますが、急激な社会構造の変化に対処しながら、郷土への誇りと明日への活力を培う文化づくりを進め、創造と活力を生む生涯学習社会構築のために、次を重点目標として事業を展開していきます。

1. 青少年の健全育成を推進する。

次代を担う青少年の健全育成を図るために、家庭、学校、地域社会が一体となって、青少年育成推進体制の確立と充実に努めます。

具体的には少子化に伴う組織の見直しを進めながら、地域ぐるみに活動を推進するために、 青少年育成身延町民会議、これは本年4月から一本化を進める方針でありますが、それの活性 化を図り、各集落の青少年育成会を機能させ、青少年が地域における諸活動や子どもクラブ活 動などに主体的に取り組むようにするために、指導者の育成や指導体制の確立と充実に努めま す。

また、地域の子どもは地域で守り育てるとの基本方針のもと、声かけ、あいさつ運動を推進して、たくましく心豊な青少年の育成のための活動を展開していきます。

2 . 生涯学習講座の開設をする。

近年、精神的な豊かさを求める趣向、余暇時間の増大や寿命の延長に伴い、いろいろ機会を 捉え、生涯を通じて、さまざまな分野の学習や趣味を求める人が増えています。

このような住民のニーズに応えるため、誰でもが気軽に参加できる学習会や講座などを、住民の利用しやすさを考えた場所や時間の設定も考慮し、開催するとともに自主的な学習グループ、サークル団体、ボランティア団体の育成、各分野の指導者の育成に努めていきます。

また、地域住民のあらゆる階層の学習の拠点となる集落公民館の整備を進めます。

3.生涯スポーツの推進を図る。

健康で生きがいのある人生を送るため、健康づくりへの関心が高まっている中で、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。このため体育協会、この体育協会は本年4月から一本化する予定になっておりますが、これの活性化を

図りながら、体育指導員や各地区公民館、分館の体育関係者を中心として、みんなで楽しくできる運動や誰もが身近に親しむことのできる軽スポーツを推進し、健康づくりと体力づくりを目指していきます。

さらに各種大会を開催していく中で、指導者の育成、スポーツ少年団の育成に努めます。

4. 芸術文化の振興と文化財保護を図る。合併により、生涯学習および芸術文化活動の拠点となる施設がより身近なものとなり、それを通じ、広く人との交わりが広がり、優れた芸術文化とのふれあいの場が確保され、個を高める機会が提供されるようになりました。

施設間のネットワークを構築し、それぞれの施設が持つ機能を十分を発揮することで、芸術 文化活動を通じ、豊かな感性を持つ町民を育成し、文化のまちづくりを進める施策を講じます。

事業の推進にあたっては、町民の意見を取り入れた事業展開に努めます。さらに文化協会の活性化を進めるとともに、文化祭等の文化行事の充実を図ります。

一方、文化財保護は貴重な文化遺産を後世に伝えていくと同時に、町民のふるさと意識や郷土愛を育てるものです。文化財審議委員会と連携を図り、文化財および埋蔵文化財の保存整備に努め、文化財への関心と理解を深めていきます。

5. 高度情報社会への対応を図る。

近年の情報化の推進には目を見張るものがあります。この情報通信技術の普及は、個人や家庭生活にまで大きな影響を及ぼし、これに的確に対応したまちづくり、人づくりが求められています。このようなことから、町民に情報機器の利用方法を身につけてもらうため、パソコン教室等を開催します。また、町立図書館の効率的運営のため、県内外の公立図書館と共立図書館および学校図書館とのネットワークサービスによる図書の検索や予約、資料提供の充実とホームページの作成等での住民サービスを図ります。

6.家庭教育の充実と推進を図る。

家庭は基本的生活習慣や規範意識を育む等、人格形成の行われる最初の場であり、子どもの成長にとって大きな役割を担うものです。

しかし、家庭における基本的なしつけの不足、親子のふれあいや信頼関係不足、家庭の地域 社会からの孤立等、家庭の教育機能の低下が指摘されています。このため、親や保護者が家庭 の重要性と責任を認識し、家庭でのしつけのあり方や親の役割などについて、改めて見つめ直 し、実践することが重要であります。

そのために家庭と学校、地域社会がおのおのの機能を発揮しつつ、連携し、関係諸機関の協力のもと、知識の普及と広報啓発活動の充実に努め、普段の実践により家庭教育の充実、推進を図っていきます。

以上、前段は学校教育について、後段は社会教育について、それぞれの事業の概要を申し上 げながら、平成17年度の教育方針といたします。よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

暫時休憩をいたします。

お昼にしてください。

再開は1時からといたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

日程第7 提出議案の報告並びに上程を行います。

- 認定第1号 平成16年度下部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 認 定 第 2 号 平成 1 6 年度中富町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 認 定 第 3 号 平成 1 6 年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正 する条例について
- 議案第10号 身延町総合計画審議会条例の制定について
- 議案第11号 身延町行政改革推進委員会条例の制定について
- 議案第12号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 議案第14号 身延町特別会計設置条例の全部を改正する条例について
- 議案第15号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 身延町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 身延町営診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 身延町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 下部町簡易水道事業及び中富北部簡易水道事業の給水区域拡張に伴う関係条 例の整理に関する条例について
- 議案第24号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 身延町消防委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第27号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更について
- 議案第28号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方 公共団体の数の変更について
- 議案第29号 平成16年度身延町一般会計補正予算(第3号)について
- 議案第30号 平成16年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第31号 平成16年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第32号 平成16年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第33号 平成16年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第34号 平成16年度身延町町営診療所事業特別会計補正予算(第1号)について

```
議案第35号 平成16年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)について
```

- 議案第36号 平成16年度身延町清沢簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第37号 平成16年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第38号 平成16年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第39号 平成16年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第40号 平成16年度身延町中富公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第41号 平成16年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第42号 平成16年度身延町なかとみ和紙の里特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第43号 平成16年度身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計補正予算(第1号)に ついて
- 議案第44号 平成16年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第45号 平成16年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区 特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第46号 平成16年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第47号 平成17年度身延町一般会計予算について
- 議案第48号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第49号 平成17年度身延町老人保健特別会計予算について
- 議案第50号 平成17年度身延町介護保険特別会計予算について
- 議案第51号 平成17年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第52号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算について
- 議案第53号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第54号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第55号 平成17年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 議案第56号 平成17年度身延町身延下水道事業特別会計予算について
- 議案第57号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
- 議案第58号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算について
- 議案第59号 平成17年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区 特別会計予算について
- 議案第60号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第61号 平成17年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第62号 平成17年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別 会計予算について
- 議案第63号 平成17年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第64号 平成17年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第65号 平成17年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第66号 平成17年度身延町入ケ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第67号 平成17年度身延町西嶋財産区特別会計予算について
- 議案第68号 平成17年度身延町曙財産区特別会計予算について
- 議案第69号 平成17年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第70号 平成17年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

議案第71号 町道静川大須成曙線道路改良工事請負契約の一部変更について

議案第72号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の 選任について

議案第73号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

議案第74号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任 について

議案第75号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

請願第1号 廃棄物最終処分場建設反対について

以上72件を一括上程いたします。

日程第8 提出議案の説明を求めます。

ここで代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ちください。

(代表監査委員 宮﨑賢治君・入場)

認定第1号 平成16年度下部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 平成16年度中富町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について 認定第3号 平成16年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について 以上3件について、提案の理由を説明いたします。

町長。

○町長(依田光弥君)

認定第1号 平成16年度下部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成16年度下部町一般会計及び特別会計歳入 歳出決算を別紙、監査委員の意見を付け、議会の認定に付する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

認定第2号 平成16年度中富町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成16年度中富町一般会計及び特別会計歳入 歳出決算を別紙、監査委員の意見を付け、議会の認定に付する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

認定第3号 平成16年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成16年度身延町一般会計及び特別会計歳入 歳出決算を別紙、監査委員の意見を付け、議会の認定に付する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

詳細につきましては、市川出納室長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを 申し上げます。

○議長(伊藤春三君)

室長から補足説明を求めます。

室長。

○出納室長(市川忠利君)

認定第1号、認定第2号および認定第3号につきまして、説明をさせていただきます。 この3案件は、合併前の旧3町の平成16年度4月1日から9月12日までの決算であります。

説明につきましては、配布してありますA4、横判の3枚綴じの会計別収支決算額につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

認定第1号 平成16年度下部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について 一般会計であります。

歳入総額11億2,937万722円。歳出総額10億3,851万3,310円。差し引き、形式的な収支であります9,085万7,412円。

なお、次の欄でありますが、翌年度へ繰り越すべき財源、これにつきましては、町が消滅ということでありますので、全会計 0 であります。

したがいまして、次の項目の実質収支も歳入歳出の差し引き額と同額でありますので、説明 のほうは省略させていただきます。

歳入の状況でありますが、予算現額に対しまして、収入済額の割合を一般会計で申しますと、33.9%となっております。そのうち町税に関しましての収入状況は、65.4%となっております。

歳出でありますが、やはり予算現額に対しまして、執行率31.1%というふうな状況であります。

国民健康保険特別会計

2億4,535万485円。歳出2億4,139万5,832円。差し引き395万4,653円。 老人保健特別会計

3億2,522万9,760円。歳出2億9,891万5,694円。差し引き2,611万4,066円。

広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計

歳入14万1,530円。歳出1,840円。差し引き13万9,690円。

大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計

40万1,074円。歳出31万3,635円。差し引き8万7,439円。

下部簡易水道等特別会計

歳入3,163万1,646円。歳出2,228万5,138円。差し引き934万6,508円。 清沢簡易水道特別会計

歳入310万8,820円。歳出310万7,070円。差し引き1,750円。 町営診療所特別会計

歳入1,961万871円。歳出1,529万3,797円。差し引き431万7,074円。 農業集落排水事業等特別会計

歳入366万2,442円。歳出111万3,921円。差し引き254万8,521円。 介護保険特別会計

1億8,100万4,838円。歳出1億5,956万2,460円。差し引き2,144万2,378円であります。

なお、基金の状況でありますが、9月12日現在の中で総額ですが、19億3千万7,588円

となっております。

続きまして、認定第2号 平成16年度中富町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計であります。

歳入総額14億2,010万2,314円。歳出総額9億827万440円。差し引き5億1,183万1,874円。予算現額に対しまして42.9%の収入割合であります。町税に関しましては、68.5%の収入割合となっております。

歳出の執行状況でありますが、予算現額に対しまして、27.4%となっております。 国民健康保険特別会計であります。

歳入3億1,772万9,904円。歳出2億4,126万744円。差し引き7,646万9,160円。

老人保健特別会計

歳入2億8,900万4,305円。歳出2億8,900万4,305円。差し引き0。 介護保険特別会計

歳入1億9,709万9,024円。歳出1億4,428万6,082円。差し引き5,281万2,942円。

介護サービス事業特別会計

歳入2,036万3,193円。歳出2,380万4,802円。差し引き、マイナス344万1,609円。年度途中の決算でありまして、負担金等の未収入によるものであります。

簡易水道事業特別会計

歳入2,091万6,583円。歳出2,082万9,599円。差し引き8万6,984円。 公共下水道事業特別会計

歳入6,998万6,336円。歳出6,782万6,870円。差し引き215万9,466円。 青少年自然の里特別会計

歳入1,737万7,424円。歳出1,707万2,511円。差し引き30万4,913円。 なかとみ和紙の里特別会計

歳入2,111万2,336円。歳出2,023万1,152円。差し引き88万1,184円。 なかとみ現代工芸美術館特別会計

歳入1,204万7,183円。歳出1,204万7,183円。差し引き0であります。 第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計

歳入14万8,761円。歳出5千円。差し引き14万3,761円。

第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計

歳入20万1,315円。歳出3万2,540円。差し引き16万8,775円。 大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計

歳入35万9,483円。歳出2万2,300円。差し引き33万7,183円。 西嶋財産区特別会計

歳入30万262円。歳出2万5,267円。差し引き27万4,995円。 曙財産区特別会計

歳入18万4,340円。歳出0。差し引き18万4,340円。 なお、基金の残高でありますが、総額で15億1,715万5,279円であります。 続きまして、認定第3号であります。平成16年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決 算認定についてであります。

一般会計歳入総額22億700万9,191円。歳出総額15億7,482万526円。差 し引き6億3,218万8,665円。

収入済額の割合でありますが、45.5%の割合であります。町税に関しましては60.9%の収入割合となっております。

歳出の執行状況は予算現額に対しまして、32.4%であります。

国民健康保険特別会計

歳入2億6,018万9,513円。歳出2億3,240万5,719円。差し引き2,778万8,794円。

老人保健特別会計

歳入3億9,570万493円。歳出3億8,037万3,942円。差し引き1,532万6,551円。

介護保険特別会計

歳入2億1,236万6,645円。歳出1億6,969万468円。差し引き4,267万4,177円。

介護サービス事業特別会計

歳入185万8,145円。歳出185万8,145円。差し引き0。

高齢者保養施設事業特別会計

歳入690万9,917円。歳出690万9,917円。差し引き0。

下水道事業特別会計

歳入1,601万3,692円。歳出1,455万1,483円。差し引き146万2,209円。 簡易水道事業特別会計

歳入5,021万8,658円。歳出3,062万6,826円。差し引き1,959万1, 832円。

仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計

歳入21万5,951円。歳出0。差し引き21万5,951円。

下山地区財産区特別会計

歳入22万7,122円。歳出5千円。差し引き22万2,122円。

姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計

歳入33万7,624円。歳出1万円。差し引き32万7,624円。

入ケ岳外 2 山恩賜林保護財産区特別会計

歳入32万4,328円。歳出1万5,105円。差し引き30万9,223円。 大河内地区財産区特別会計

歳入4万6,325円。歳出0。差し引き4万6,325円であります。

なお、基金の残高でありますが、総額で16億8,253万614円であります。

なお、基金の総額でありますが、31基金がございます。総額で51億2,969万3,481円。これが9月12日現在の基金高であります。なお、この額は、同額を新町に引き継いでおります。

以上、概略の説明であります。

合併という特殊な事情によります年度途中の決算であります。ご審議をいただきまして、認 定のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

この認定につきましては、監査委員より意見書が提出されておりますので、宮崎代表監査委員より報告をお願いたします。

宮崎代表監査委員には、大変お忙しい中をわざわざご出席いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○代表監査委員(宮崎賢治君)

ただいま紹介をいただきました、宮﨑でございます。

本日は、本当にご苦労さまでございます。

報告をさせていただく前に、一言お断りをしておきたいと思います。

室長さんが申されましたとおり、昨年の4月1日から9月12日ということで、監査委員も 前任者がおられました。その方々が月例監査を行い、そして新町のそれぞれ主要幹部に引き継 ぎをされておられます。

よりまして、私と笠井監査委員は主要な部分だけ監査をさせていただき、なおまた3町の意見書は同じにまとめてございます。どうか、そのようなことでご理解をいただきたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

1号から3号まで続けて行いたいと思います。

16年度下部町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書

次は目次でございますけども、最初のところだけ、下部町だけを読ませていただきます。 審査の概要。審査の期日。審査の方法。審査結果。審査の意見・総括。2 といたしまして、 一般会計。3 . 特別会計。

まくりまして、16年度下部町一般会計・特別会計歳入歳出決算意見書。

審査の概要。審査の対象。歳入歳出決算一般会計。平成16年度下部町一般会計・特別会計。 平成16年度下部町国民健康保険特別会計ほか8会計でございます。

第2といたしまして、審査の期日は平成17年2月23日。笠井監査委員と私で、3町まとめてやりましたので、大変な作業でございました。

ということで、審査の方法といたしましては、審査にあたっては町長から提出された各会計の歳入歳出決算書および、その付属書類が関係法令に準拠して作成されているか確認し、計数に誤りがないか。予算の執行が適正かつ効率的になされているか。ならびに基金の管理、運用は適切に行われているか。3町の合併に向けた準備関係事業を含めた全般について、審査を実施いたしました。

審査では、関係職員から課所属の事業概要、主な事務事業の委託契約状況、負担金の状況、 決算書、決算関係資料について、執行状況の説明を受け、事情聴取をする中で、必要に応じて 会計および関係課所管の帳簿、証拠書類と照合しながら審査を実施した。

第4.審査の結果

審査に付された各会計の決算および、その付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され

ており、その計数は関係諸帳簿、その他、証拠書類と符合し、正確であるものと認められた。 また、予算執行状況は、その目的に沿って、おおむね適正に執行されており、合併に伴い、 決算の編成に当たっては下記内容の方針に沿って、適正に執行、処理されているものと認めら れた。

括弧内でございますが、平成16年9月13日の合併により、合併前の下部町一般会計、特別会計の編成概要は原則として、次のとおりでございます。

合併により消滅する3町の収支は合併前の平成16年9月12日、消滅の日でございます。 それをもって、これを打ち切り、出納閉鎖期日とした。

歳入歳出の決算は、次の額を対象として決算額とした。

平成16年度に予算措置をしたもので、事業等が完了し、8月12日までに支払完了したもの。工事等で支出負担行為がなされ、債務が確定し、支払いが完了していない場合については、前払い金があった場合は、その支払額が対象額とした。

歳入について、平成16年9月12日までに出納、収納された額。なお、歳入は9月12日 現在において、国・県からの補助金、委託金等が今後確定交付される状況から、予算額に対す る収入未納額が多い結果となっている。

審査の意見

平成16年度9月13日、下部町、中富町、身延町の3町が合併し、新身延町が誕生したところですが、身延町民の町行政に寄せる期待は大きいものがあり、同時に最近の厳しい経済情勢の中で、町行政の今後の取り組み等、あらゆる角度から町民の関心が、より一層高まってきているものと思います。このような中で、早5カ月が経過し、合併に伴う事務事業の一元化のもとに、身延町政発展のため、スタートしたところであります。

今回の決算審査では、平成16年4月1日から9月12日までの決算ということで、合併前の3町の決算審査でありました、審査方法で申し上げたとおり、合併準備を含む関係主要事業については、決算提出資料等に基づき、町の決算をきく中で、関係諸帳簿、関係書類を見せていただきましたが、関係法令等に基づき、適切な事務処理がなされており、特に問題はありませんでした。

なお、最近の厳しい経済情勢の中で、最小の経費で最大の効果を挙げるべく努力されている ものと思いますが、各種団体への補助金等の交付状況を見ると、その目的に沿って、各種団体 等の育成を支援するものなど、多岐にわたって支出されておりますが、補助金交付にあたりま しては、その趣旨を十分ふまえた上で、交付対象団体等の活動状況等を分析確認し、効果が有 効な補助金支出をされたい。また、交付対象のその後の活動状況等を把握しながら、積極的な 見直しを検討されたい。

町税をはじめ、国民健康保険、介護保険、簡易水道、下水道使用料等、滞納整理には各担当課において努力されておりますが、近年景気の長期低迷の中で、一部住宅使用料等において、多額の滞納が見受けられます。自主財源の確保が厳しい中で、今後の経済状況如何によっては、さらに滞納額の増加が懸念されているところから、関係各課との連携を図りつつ、プロジェクト等、編成によって、滞納整理に取り組むなど、総力を挙げた対策を望むものであります。

平成16年度は合併という特殊要因にふまえ、3町から新身延町へ行政運営が移行され、財政運営等は長期化する景気の低迷と、それに伴う個人所得の落ち込み等により、町税収収入が減少し、さらに国においては、三位一体改革により、国庫補助金および地方交付税等の見直し

などにより、地方財政の状況が大きく変革し、一層厳しさを増してくるものと思われます。

このような状況に対処するため、歳入面においては、自主財源の安定的な確保に積極的に取り組むとともに、町債の発行を極力抑え、借入金の依存度の引き下げに努められたい。

一方、歳出面では行政改革の推進により、適正な職員配置等、定員管理により人件費の抑制など、経常経費の節減に努めるとともに、経常経費につきましては、今年度は入っておりませんけれども、15年度のものを参考にしますと、70%から80%くらいに3町がなっております。残りは20~25%ぐらいということでございます。それらの中で、節減に努めるとともに、事業の緊急性を把握した中で、優先順位の明確化を図り、社会経済情勢に即応した予算の効率的な執行に努められたい。

今後、新町においても、合併のメリットを生かした効率的な町運営と財政の健全化を基本に 行財政改革を積極的に進める中で、長期的な視点に立って事業の計画や実施に努め、新町の理 念である、やすらぎと活力ある開かれた町の実現に努力されることを望むものであります。

なお、決算概要は先ほど室長が説明をされましたとおりでございますが、総括は次のページでございますけども、この総括表、5ページでございますが、これは特別会計、一般会計をプラスしたものでございます。

決算総括の決算の概要。

今回の決算における一般会計および特別会計の予算額は、55億4,620万9千円でございます。これに対する決算額は歳入総額19億391万2,188円。歳出総額が17億8,005万2,697円でございます。予算に対する執行率は32.1%でございます。その下の表は、その内訳でございます。

町債の残高につきましては、下部町の町債、以後、その表のとおりですが、合計で39億8,009万3千円でございます。昨年度といいますか、9月までに償還した額が3,064万3千円でございます。残高が38億7,745万円でございます。

以上、下部町でございます。

続きまして、中富町でございますが、下部町と変わるところだけを説明させていただきます。 1ページからお願いをいたします。

中富町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

特別会計でございますが、平成16年度中富町国民健康保険特別会計ほか13会計でございます。

次が2ページでございますが、これは先ほども申しました下部町と一緒でございます。意見書も一緒でございますので、総括まで、5ページまでいきたいと思います。

総括でございますが、決算概要、今回の決算における一般会計および特別会計の予算額は60億9,903万6千円でございます。これに対する決算額は歳入総額23億8,693万2,763円でございます。歳出総額は17億4,471万8,795円でございます。以下、その内訳は、下の表のとおりでございます。

町債の残高は、次の表のとおりでございます。15年度末、現在の町債の残高でございます。32億1,157万9千円。9月までに償還した額が1,462万9千円でございます。残りが31億9,695万円でございます。

中富町は以上でございます。

身延町でございますが、続けて申し訳ないですけども、1ページのところからお願いします。

平成 1 6 年度身延町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書

特別会計の内容でございますが、身延町国民健康保険特別会計ほか11会計でございます。 この特別会計につきましては、先ほど室長から説明がございました。飛ばしていきまして、 総括までお願いいたします。

5ページでございます。

決算の概要

今回の決算における一般会計および特別会計の予算額は、77億4,872万9,250円で、これに対する決算額は31億5,141万7,604円でございます。執行率でいきますと40.7%。歳出総額24億1,226万9,131円。予算に対する執行率は31.1%です。以上、その下はその内訳でございます。

町債の現在高は49億314万3千円でございます。9月までの返済額が1,222万2千円でございます。残が48億9,029万1千円でございます。

以上、雑駁でございますが、監査報告とさせていただきます。

なお、なんかございましたら、事務局のほうまでお持ちしていただければ、なんなりとご回答いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

宮﨑代表監査委員には、大変お忙しい中をご苦労さまでございました。 これでお引き取りいただいて、よろしいかと思います。

次に、議案第8号から議案第75号までの説明をお願いいたします。

暫時休憩をします。

再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

説明は条例案件8号から28号まで、区切って説明を願います。

町長。

○町長(依田光弥君)

お疲れのところでございますが、しばらくご辛抱を頂戴いたしたいと思います。 それでは、議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について。 身延町営バス設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。 平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

町営バス下田原大塩岩間線を上田原に路線延長することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第9号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

株式等の取り引きに関わる決済の合理化を図るための社債等の振り替えに関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)により、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律(平成4年法律第100号)が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号 身延町総合計画審議会条例の制定について

身延町総合計画審議会条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町長期総合計画を策定するにあたり、当該事項を調査および審議する付属機関として、 身延町総合計画審議会を設置したい。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第11号 身延町行政改革推進委員会条例の制定について

身延町行政改革推進委員会条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

合併後の行政改革の推進および身延町行政改革大綱の策定にあたり、推進委員会を設け、広く意見を聞きながら、行政改革の推進を図りたい。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)が平成17年4月1日から全面施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定める必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号 身延町特別会計設置条例の全部を改正する条例について

身延町特別会計設置条例の全部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

特別会計の整理統合による事務事業の改善を図るため、本条例の全部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

旧下部町、旧中富町、旧身延町の国民健康保険税等に格差があるので、平成17年度課税分から保険税率等の統一を図るため、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

介護保険料率の均一賦課を是正するため、介護保険条例の一部を改正する必要が生じた。 これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号 身延町文化財保護条例の一部を改正する条例について

身延町文化財保護条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号)が平成17年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

国の三位一体改革が進む中で、本町としても県下の他の市町村と同様に、助成対象者を県の補助要綱に合わせたい。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

身延町敬老祝金条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

高齢者の平均寿命が延びていること、介護保険導入などにより高齢者福祉施策が充実してきていること、および県の敬老祝金の支給基準等を鑑み、本条例を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号 身延町営診療所条例の一部を改正する条例について

身延町営診療所条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

旧下部町にある下部診療所、久那土診療所、古関診療所の診療業務等を町長が指定する者に 委託したいため、所要の改正を行うとともに、併せて規定の整備を行う必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第21号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について

身延町特産品振興条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町大島地内に大島活性化施設が新設されたため、特産品振興条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第22号 身延町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について 身延町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

戸別浄化槽の整備を進めるにあたり、処理区域ならびに使用料徴収額を実態に沿うよう見直 し、維持管理に適正を期するため、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第23号 下部町簡易水道事業及び中富北部簡易水道事業の給水区域拡張に伴う関係条例の整理関する条例について

下部町簡易水道事業及び中富北部簡易水道事業の給水区域拡張に伴う関係条例の整理に関する条例の議案を提出する。

身延町長 依田光弥

提案理由

下部町簡易水道事業及び中富北部簡易水道事業の給水区域拡張に伴う関係条例の一部を改正および廃止する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第24号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

字句の校正、組織の構成を変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた。 これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号 身延町消防委員会条例の一部を改正する条例について

身延町消防委員会条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

委員の構成を変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第26号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第1項の規定により山梨県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約(別紙)

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、同法第9条の2、第1項の規定により山梨県市町村総合事務組合規約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更について

上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第1項の規定により山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約(別紙) 平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、同法第9条の2、第1項の規定により山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第28号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方 公共団体の数の変更について

上野原市および山梨市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該2市の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法(昭和22年法律第67条)第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を次のとおり変更する。

- 1.上野原町および秋山村が平成17年2月12日をもって、山梨県市町村自治センターを 脱退し、上野原市が平成17年2月13日から山梨県市町村自治センターに加入したので、 山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。
- 2. 山梨市、牧丘町および三富村が平成17年3月21日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退し、山梨市が平成17年3月22日から山梨県市町村自治センターに加入するので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

上野原市および山梨市の設置に伴い、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上でございますけど、補足説明を要するものにつきましては、担当課長より説明をさせて

いただきますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

次に議案第8号から議案第28号まで、条例関係の補足説明を求めます。

はじめに議案第8号、9号の説明は省略いたします。

議案第10号 身延町総合計画審議会条例の制定について

企画課長より、説明を求めます。

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

それでは、議案第10号の補足説明をさせていただきます。

まず、審議会の所掌事務というふうなことで、第2条にございます。審議会は町長の諮問に応じ、身延町総合計画に関する事項、つまり総合計画の基本目標および基本的課題と施策の方向などについて調査し、および審議し、答申していただくものでございます。

組織といたしましては、審議会の組織といたしましては、20人を予定してございます。うち町議会議員さんにお願いいたします。それから一般住民、一般住民につきましては、公募も考えているところでございますし、さらにアンケート調査、そういうものも予定していきます。それから関係団体の役職員、教育をはじめまして、農業関係、それから観光商工等の役職員にも入っていただくことになっております。次に学識経験者というふうなことで、4、5にわたるそれぞれの中から、20人をお願いしていくものでございます。

なお、会長および副会長というふうなことで、審議会には会長および副会長を、それぞれ1名 を置く規定を設けてございます。

最後になりますけど、委任でございます。この条例に定める者のほか、審議会に関して必要な事項は、町長が定めるというふうなことで、今現在、私たちが事務段階で考えておりますのが、相当のボリュームになってきますから、審議会運営、要綱的なもの、つまり第2条の所掌事務の効率化を図るために、部会などを設置して、効率を図っていきたいと。そんなふうなことで、委任規定も設けてございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

○議長(伊藤春三君)

議案第11号 身延町行政改革推進委員会条例の制定について 議案第13号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について 総務課長にお願いたします。

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

それでは議案第11号 身延町行政改革推進委員会条例の制定について、補足説明をいたします。

第1条には設置の状況でございまして、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして、効率的 な町政の実現を推進するために行政改革推進委員会を置くものでございます。

第2条には所掌事務といたしまして、委員会は町長の諮問に応じて行政改革の推進に関する 重要事項を調査および審議して、答申いたします。

第3条には組織でございますけれども、委員は10人以内で組織いたしまして、そのうち委員は町政に関して優れた識見を有する者、また2つ目といたしまして、公募による者のうちか

ら町長が委嘱を行います。

第4条には会長でございますけども、委員会には会長を置きまして、委員の互選により定めるものでございます。

第5条には委員の任期でございまして、委員の任期は3年でございます。

第6条には会議でございまして、委員会の会議は会長が招集し、議長となります。

第7条には意見の聴取等でございまして、会長は必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞き、または資料の提出を求めることができるという状況でございます。

第8条は庶務でございまして、総務課において処理いたします。

第9条が委任でございまして、この条例に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は 町長が別に定めることになります。

附則といたしまして、この条例は平成17年4月1日から施行いたします。

以上で、補足説明を終わります。

次に議案第13号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、町長の補 足説明をいたします。

すでに職員の数の状況だとか、あるいは給料および職員手当などの状況はすでに公表をしてきました。広報みのぶの3月号、先日、それぞれ行政連絡委員さんをとおして、各家庭に配布しました、その広報にも概要を公表いたしておるところでございます。

今回は地方自治法の一部改正に伴いまして、このことが条例で明確にすることになりました。 第1条には趣旨でございまして、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の 公表に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条は報告の時期でございますけれども、任命権者は毎年7月末までに町長に対して、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければなりません。

第3条は報告事項でございますけれども、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は1から8まで掲げられておりますけれども、主なものは職員の任免および職員数に関する状況、職員の給与の状況、職員の勤務時間、その他、勤務の条件等の状況、職員の分限および懲戒処分等の状況でございます。

第4条には公平委員会の報告ということで、公平委員会は毎年7月末までに町長に対しまして、前年度の状況を報告しなければなりません。

第5条には公平委員会の報告事項でございますけれども、1号として勤務条件に関する措置の要求の状況、また2号といたしまして、不利益処分に関する不服申し立ての状況でございます。

第6条におきましては、公表の時期でございますけれども、毎年9月末までに報告をとりま とめて、その概要を公表しなければならないということでございます。

第7条は公表の方法でございますけれども、広報みのぶに掲載する方法をとらせていただきます。さらに身延町の公告式条例による掲示場への掲示する方法というふうなことをとらせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。 以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

議案第15号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 税務課長から、説明を求めます。

税務課長。

○稅務課長(望月世津子君)

議案第15号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

まず、本文1枚目の第3条から2枚目中ほどの第7条の3までの規定でありますが、現在、 国民健康保険の被保険者にかかる税率は旧町ごとに格差があります。平成17年度からの税率 統一に向け、改めるものであります。

まず、第3条でございます。医療給付費分の所得割額は旧下部町が100分の5、旧中富町が100分の5.3、旧身延町が100分の5.6、これを100分の5.5に。

第4条、資産割額は旧下部町100分の50、旧中富町100分の52.3、旧身延町100分の40を100分の46.2に。

第5条の均等割額は旧下部町2万2千円、旧中富町2万1,600円、旧身延町2万7千円を2万4,300円に。

第5条の2、平等割額は旧下部町2万2千円、旧中富町2万2,500円、旧身延町2万8千円を2万5,300円に。

次に第6条、介護納付金の所得割額です。旧下部町100分の0.55、旧中富町100分の0.6、旧身延町100分の0.57を100分の0.6に。

第7条の資産割額は旧下部町100分の6.8、旧中富町100分の10.3、旧身延町100分の6.50を100分の8.5に。

第7条の2、均等割額は旧下部町5,400円、旧中富町4,700円、旧身延町4,700円を4,800円に。

第7条の3、平等割額は旧下部町3,100円、旧中富町3千円、旧身延町3,300円を3,200円に統一してまいりたいと考えております。

次に第9条の納期の規定でありますが、第1期から第10期の納期の回数の変更はございませんが、第1期、5月納期から第10期、翌年2月納期までを前年の所得が決定する6月を1期とし、翌年3月納期までの10期に改めるものであります。

第11条と第12条を削除することについてでありますが、平成17年度課税分から、峡南 計算センター館内の町村すべてが仮算定なしの本算定一本に改めることから、仮算定に関する 規定を削除するものであります。

次に本文3枚目から4枚目にかけての減額の規定であります。被保険者均等割額および世帯 別平等割額については、その世帯などの所得に応じて、7割、5割、2割の額がそれぞれ減額 されます。

医療給付費分と介護納付金分の均等割額平等割額が改められることになりますと、それぞれ軽減額につきましても、改められます。

それから13条第1項第1号は医療給付費分の7割軽減の規定であります。その世帯の所得が33万円以下の場合に該当いたします。

均等割額は旧下部町が1万5,400円、旧中富町が1万5,120円、旧身延町が1万8,

090円でありましたが、1万7,010円に。

イの平等割額は旧下部町が1万5,400円、旧中富町が1万5,750円、旧身延町が1万9,600円を1万7,710円に変わります。

次に介護納付金の7割軽減であります。ウの均等割額は旧下部町が3,780万円、旧中富町が3,290円、旧身延町が3,290円でありましたが、3,360円に。

エの平等割額は旧下部町が2,170円、旧中富町が2,100円、旧身延町が2,310円でありましたが、2,240円に変わります。

第13条第1項第2号は医療給付費分の5割軽減の規定であります。基準といたしましては、 その世帯の所得が33万円に、24万5千円×世帯主以外の世帯員数、以下の場合に該当いた します。

アの均等割額は旧下部町が1万1千円、旧中富町が1万800円、旧身延町が1万3, 500円が1万2,150円に。

イの平等割額は旧下部町が1万1千円、旧中富町が1万1,250円、旧身延町が1万4千円が1万2,650円に変わります。

次に介護納付金分の5割軽減であります。ウの均等割額は旧下部町が2,700円、旧中富町が2,350円、旧身延町が2,350円でありましたが、2,400円に。

エの平等割額は旧下部町が1,550円、旧中富町が1,500円、旧身延町が1,650円でありましたが、1,600円に変わります。

次に第13条第1項第3号は、医療給付費分の2割軽減の規定であります。

基準が、その世帯の所得が33万円プラス35万円、世帯員数を掛けた所得以下の場合に該当いたします。

均等割額は旧下部町が4,400円、旧中富町が4,320円、旧身延町が5,400円を4,860円に。

イの平等割額は旧下部町が4,400円、旧中富町が4,500円、旧身延町が5,600円でありましたが、5,060円に変わります。

次に介護納付金分の2割軽減であります。ウの均等割額は旧下部町が1,080円、旧中富町が940円、旧身延町が940円でありましたが、960円に。

工の平等割額は旧下部町が620円、旧中富町が600円、旧身延町が660円を640円 に変わります。

最後の第13条第3項の2割軽減の申請の規定についてであります。

2割軽減基準の所得を超えない世帯の納税義務者が、減額を受けようとする場合に行う申請書の提出期限が、現在9月10日とされておりますが、これを9月30日に改めるものであります。

統一した税率などは、平成17年度課税分から適用してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長(伊藤春三君)

議案第16号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第18号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

議案第20号 身延町営診療所条例の一部を改正する条例について

福祉保健課長から説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

議案第16号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明を申し上げます。

今回の改正は町長の提案理由でも申し上げましたが、平成17年度の介護保険料の統一のための条例改正をお願いするものであります。

本文を見ていただきまして、保険料率の第2条を改めるものですが、ここには第1号から5号まであります。

介護保険料につきましては、第1号が第1段階といわれている、基準額は第3号、第3段階で、それに対する0.5倍、いわゆる半額の額が第1号であります。

ここに介護保険施行令が、その説明は、第1段階の方は生活保護、世帯全員住民税非課税で 老齢福祉年金受給者の方です。その方は年額1万8,120円に改正するものであります。これは月額に直しますと、1,510円になります。

次に2号の第2段階は世帯全員が住民税非課税の世帯の方です。これは年額2万7,180円、 月額では2,265円になります。

第3段階は世帯の誰かに住民税が課税されており、本人は住民税非課税の方です。これは年額3万6,240円。月額が3,020円になります。

第4段階は本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方です。年額4万5,300円。月額で3,775円になります。

第5段階は本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方です。年額で5万4,360円。月額で4,530円になります。

こういう統一される保険料になりますと、今の16年度と比べますと、どうなるかと申し上げますと、基準額であります第3段階で比べてみます。

下部地区におきましては、現在、月額2,976円が3,020円になりますので、44円の増になります。

中富地区におきましては、現在、3,449円が3,020円になりますので、429円の 減になります。

身延地区におきましては、2,800円が3,020円になりますので、220円の増になります。

こういった統一されるためには、増減があるわけですが、よろしくご協力のほどをお願いい たします。

続きまして、議案第18号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例について、町長の 補足説明を申し上げます。

現在のひとり親家庭医療費助成につきましては、県の補助基準がありまして、県の補助基準は18歳未満、それから所得税がかからない人になっております。それから、県下で比べてみますと、現在、身延町で行っております20歳未満の児童対象というのは、県下の他の市町村では身延町だけです。そんなことで、県のものに合わせるということで、今回お願いするわけです。

第2条と第3条は20歳未満の児童を18歳未満の児童に改めるものであります。

第3条におきましては、ある程度、所得あるものを対象にしておったわけですが、県の補助 基準どおり、所得税納付義務を有するものの納付ということで、所得税がかかっている方は除 くという状況であります。

以上であります。

続きまして、議案第19号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について申し上げます。

敬老祝金につきましては、県では平成16年度から77歳と88歳と100歳以上ということに限定しております。いわゆる77歳の喜寿、88歳の米寿、それから100歳以上の方です。

身延町におきましては、75歳の方全員に敬老祝金を支給しておったわけですが、平成17年度から、県なみにはなりませんけど、若干県に近いように、77歳と、それから88歳以上、全員の方に敬老祝金を支給するような改正をお願いするものであります。

以上です。

続きまして、議案第20号 身延町営診療所条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

これは旧下部町は3つの診療所ですが、現在、町営直営で営業しております。それは平成17年度から、町長の指定するものということで、飯富病院に予定しておるわけですが、そのための改正であります。

第3条では、基本的には内科ですが、2項のほうで町長が特に必要と認めた場合は、これを変更することができるということで、例えば現在、午前、午後もやっておりますが、午前も内科、午後も内科という状況ですが、病院等の相談の中で、午前は内科、午後は例えば整形外科と、そういった診療科目を広げることもできるようになるための改正を行っております。

あとは診療時間ですが、診療時間、別表のとおりということで、別表は変えておりませんので、現在の直営で行っております下部、久那土、古関の各診療所の診療時間はそのまま変わらない状態で、いわゆる委託先に行っていくように話し合いを進めております。

第6条で診療所の管理は町が行う。ただし、町長が指定するものに委託することができるということで、この条文を作りまして、診療所業務を飯富病院へ委託するような予定であります。 以上であります。

以上が議案第16号、18号、19号、20号の町長の補足説明でありますが、よろしくご審議をお願いたします。

○議長(伊藤春三君)

議案第22号 身延町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について 環境下水道課長から説明を求めます。

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

それでは議案第22号の補足説明を行います。

本条例の第3条中でございますが、特定環境保全公共下水道という言葉でございますが、旧 身延町地区には公共下水道の事業がございます。これを併せて、公共下水道と特定環境保全公 共下水道事業に改めるものでございます。

また、別表でございますが、第13条関係でございますが、5人槽の現行の使用に近い額に

設定し、公用性を保持できるものとして、段階的による使用といたしました。

人槽部分でございますが、5人槽が2,700円、7人槽が2,900円、10人槽が3,300円、11人槽から20人槽までが7,200円、21人槽が30人槽が8,500円、31人槽から40人槽までが1万3,200円、41人槽から50人槽まで1万4,200円、51人槽以上は町長が別に定めるということです。

よろしくご審議をお願いします。

○議長(伊藤春三君)

議案第23号 下部町簡易水道事業及び中富北部簡易水道事業の給水区域拡張に伴う関係条例の整理に関する条例について

水道課長から補足を求めます。

水道課長。

○水道課長(遠藤忠君)

それでは議案第23号の補足説明をさせていただきます。

町長のほうから説明がありましたとおり、改正と廃止ということで、3つの条例の改正、それから1つの条例の廃止ということでございます。

本文のほうですけども、第1条の身延町簡易水道事業の設置等に関する条例、身延町条例第180号でございますけども、第3条の表でございますけども、下部簡易水道の項で給水区域の欄中ですけども、大炊平の次に清沢、それから上之平の一部、常葉の沢を除く区域を加えるということで、同項の給水人口、2の欄中でございますけども、2,970を3,335に。それから一時最大給水量、立方メートルでございますけども、1,030を1,090にするものでございます。

それから同条、上之平簡易水道の項を削り、同条中富北部簡易水道のほうで、給水区域の欄中、西嶋の次に「大井地区を除く区域」を加え、同項の給水人口、2の欄中、2,490を2,616に。それから同項の1日最大給水量、立方メートルでございますけども、1,480を1,518に改めるものでございます。

続いて2条でございますけども、身延町水道給水条例(平成16年身延町条例第181号) の改正でございます。

第2条の表ということで、これは簡易水道の名称および給水区域の表でございますけども、 上大塩簡易水道の項および下大塩簡易水道の項を削るというものでございます。

第3条の第2号中でございますけども、上大塩簡易水道、これは料金表の表題でございますけども、それを削りまして、「、大子山簡易水道」を「大子山簡易水道」に改め、同条第4号、これは下大塩の簡易水道の料金表でございますけども、それを削りまして、第5号を第4号とするものでございます。

続いて、第3条でございますけども、身延町簡易水道事業給水条例(平成16年身延町条例 第182号)でございますけども、これにつきましては、第2条の表、下部簡易水道事業の項、 給水区域の欄中、大炊平の次に「、清沢、上之平の一部(常葉川左岸を除く区域)」を加え、同 条の上之平簡易水道事業の項を削りまして、同条、中富北部簡易水道事業の項を給水区域の欄 中、西嶋の次に大塩の一部(荻地区を除く区域を加える)というものでございます。

別表第1、第1項中でございますけども、これは料金表でございまして、上之平簡易水道事業を削るというものでございます。

附則でございまして、施行期日。この条例は平成17年4月1日から施行するものでござい ます。

2といたしまして、身延町清沢簡易水道事業給水条例(平成16年身延町条例第183号)でございますけども、清沢上之平の一部(常葉川左岸を除く区域)の下部簡易水道への統合の日限り廃止するということでございます。

めくっていただきまして、経過措置でございますけども、3、4、5とありますけども、第 1条、それから第2条、第3条につきまして、下部簡易水道および中富北部簡易水道への統合 の日から適用するということでありまして、統合の日の前日までに給水区域、それから給水人 口、1日の最大給水量および使用にかかる料金については、なお従前の例によるということで ございます。

6番につきましては、統合前に出されました給水装置の新設申し込み、それから変更、取り 消し等の手続きにつきましては、それぞれ同条の規定による改正後の身延町簡易水道事業給水 条例の相当規定によりなされたものとみなすということであります。

以上でございますけども、よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

以上で、条例関係の補足説明を終わりました。

ここで、暫時休憩をいたしたいと思います。

再開は3時10分といたしたいと思います。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時10分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

次に議案第29号から議案第46号まで、補正予算関係の説明を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは議案第29号から、説明をさせていただきますが、よろしくお願いをいたしたいと 思います。

議案第29号 平成16年度身延町一般会計補正予算(第3号)

平成16年度身延町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,748万3千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,699万6千円とする。

以下、省略をさせていただきます。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第30号 平成16年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,713万8千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,068万7千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第31号 平成16年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)について 平成16年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,893万円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,943万9千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第32号 平成16年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,661万3千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,270万1千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第33号 平成16年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万5千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ3,283万5千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第34号 平成16年度身延町町営診療所事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の町営診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万7千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ3,434万6千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第35号 平成16年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の下部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,273万7千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第36号 平成16年度身延町清沢簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の清沢簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万5千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ88万1千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第37号 平成16年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の中富簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,607万1千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,718万5千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第38号 平成16年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の身延簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,609万1千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,657万6千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第39号 平成16年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,232万5千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第40号 平成16年度身延町中富公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の中富公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,338万5千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,969万8千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第41号 平成16年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,438万5千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第42号 平成16年度身延町なかとみ和紙の里特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町のなかとみ和紙の里特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,743万9千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第43号 平成16年度身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計補正予算(第1号) 平成16年度身延町のなかとみ現代工芸美術館特別会計補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ461万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,647万5千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第44号 平成16年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ4,063万1千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第45号 平成16年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正 予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85万4千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第46号 平成16年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成16年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万1千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ216万7千円とする。

以下、省略をいたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

補足説明を要するものにつきましては、それぞれ担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

議案第29号から議案第46号までの、町長の補正予算関係の補足説明を担当課長に求めます。

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

それでは議案第29号から、予算関係の補足説明をさせていただきます。

議案第29号をお願いします。平成16年度身延町一般会計補正予算(第3号)でございます。

総額につきましては、先ほど町長から申したとおりでございます。

今回、補正予算といたしまして、繰越明許費の計上、それから地方債の補正が併せてござい ますので、よろしくお願いします。

説明に入らせていただきますが、ページ等を申し上げますので、恐れ入りますが、めくっていただきまして、お願いをしたいと思います。

まず、7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の計上でございます。

この表のとおり、いくつかの事業が16年度中に完成がされない見通しになりましたので、 次年度に繰り越す予算を計上させていただきました。

まず、8款の土木費、道路橋梁費中でございますが、町道静川大須成曙線道路改良工事につきまして、3,500万円の繰り越しをしたいところでございます。これにつきましては、11月18日に株式会社 小林建設所との契約をいたしましたが、年度内の完成ができません。ということで、この3,500万円につきましては、契約額の60%。要するに40%、前払い金、今お支払いしましたので、それ以外の60%に当たる金額でございます。

次の町道西嶋大塩線調査設計業務委託でございますが、469万7千円繰り越しでございます。この工事につきましては、予算額全額繰り越していくことで、まだ未契約になってございます。新年度になって契約になると思います。

それから次の下水道費でありますが、新身延町生活排水処理契約策定業務委託367万5千円でございます。12月6日に株式会社リコーエンジニアリングと契約をいたしましたが、年度内の完成ができません。これにつきましては、全額を次年度へ繰り越しをいたすものでございます。

次に教育費中でございますが、教育総務費、身延北小学校敷地造成工事であります。1,450万円を繰り越す予算でございます。11月25日に有限会社 向井工務所と契約しました。60%にあたる金額でございます。

次に保健体育費中でありますが、原町民体育館の改修工事であります。668万4千円を繰り越す予算であります。このへんにつきましては、2月9日に株式会社 自由工房と契約をいたしましたが、全額繰り越す予算でございます。

次に災害復旧関係でございますが、まず農林水産業施設災害復旧費といたしまして、林道三石山線災害復旧工事、恩田でございますが、533万8千円の繰り越しでございます。12月27日に契約をしました。株式会社 佐野工務店。繰越額は20%にあたる金額でございます。前払い金40%と部分払い40%を年度内に支払うため、20%の繰り越しになります。

次に公共土木施設災害復旧費中でありますが、町道手打沢日向線道路復旧でございますが、 1,355万2千円であります。1月26日に有限会社 望月組と契約しまして、60%にあたる金額でございます。

次の町道田原宮木線でありますが、706万9千円であります。1月26日に契約しました。 有限会社 富士建設所。60%にあたる金額でございます。

次にやはり田原宮木線の117号の個所でございます。720万3千円ですが、これにつきましては、まだ未契約でございます。全額、次年度へ繰り越しとなります。

町道長塩横手線につきましては、710万1千円でございます。1月26日に契約しました 松井組工友株式会社でございますが、60%の部分でございます。

次に町道横沢日陰西の沢線でありますが、130万円。これにつきましては、2月9日に契約しました中富土木有限会社、60%分であります。

次に八坂線道路災害復旧工事は169万円の繰り越しです。2月9日契約。

次に中富中学校線道路復旧でございますが、1,221万9千円であります。1月26日、 契約。有限会社 望月建設。60%分であります。

次に清沢1号線であります。164万2千円であります。1月26日、契約。有限会社 高野建設。60%分であります。

町道大塩中村中島線、道路災害復旧工事は319万8千円であります。1月26日、契約。 西島建設有限会社。60%にあたる部分でございます。

町道西嶋大塩線道路災害復旧工事につきましては、752万円ということで、1月26日、 契約。株式会社 長谷川建設。60%の分でございます。

以上、いくつかの工事につきまして、次年度にわたって予算を繰り越すことにいたしたもの でございます。

次のページをお願いいたします。8ページ。

第3表の地方債の補正予算であります。

上に追加ということで1件、それから下のほうに変更ということで、いくつかのことを掲げさせていただいております。

上の追加の部分は今回、新しく追加をさせていただきたい、そういうことでございます。市町村振興資金とございまして、800万円の起債を予定いたしておるところでございます。これにつきましては、一色のホタルの里の駐車場整備工事を行いましたが、この財源といたしまして充てるために、この起債を借りるものでございます。市町村振興資金と申しますのは、これは充当率は75%でありまして、利子について、県の資金でございますので、利子が0.5%で安いということと、それから元利補給金が20%あるということで借りることにしました。

次に変更ということで、12月の議会等で起債の予算を立てておりましたが、その後、事業 の進捗等によりまして、起債の額を変更いたしたいというものでございます。

起債の充当先等の事業説明につきましては、のちほどの歳入の場所で説明をさせていただき ます。

なお、この表につきまして、左と右を見ていただければ、お分かりになると思いますが、変更がない部分についても、一括計上をさせていただいております。このほうが見やすいということで、変更がない部分も一括で記載をさせていただきました。

一番上の過疎対策事業債については、4億8,040万円のものでございましたが、変更ということで、4億5,840万円マイナスの2,900万円であります。

自然災害は変わりございません。

次の一般公共事業債について変更ですが、4,060万円から3,560万円ということで、500万円の減額になります。

1つ飛びまして、義務教育施設整備事業債につきまして、4億1,140万円の計上でございましたが、この起債につきましては、一番下に合併特例事業債ということで、新たにと申しますか、起債の種類をここに計上させていただきました。起債の種類の変更という形でお願い

をするものでございます。

また、額につきましては、先ほどいいました義務教育の関係が4億1,140万円でしたが、 一番下の右の欄を見ていただきますように、1億8,830万円ということで、これは差し引きをしますと、2億2,310万円の減額という形になります。

次に減税補填債は、そのままです。

その次の起債もそのままで、臨時財政対策債につきまして、5億7,350万円でしたが、 5億7,600万円ということで、250万円の増額でございます。

災害復旧事業債については、5,500万円から3,870万円。1,630万円の増額になります。

合計欄でありますが、19億6,560万円から16億9,470万円。差し引きしまして、 2億7,090万円の減額という形で予算をつくらせていただいております。

では、内容に入らせていただきます。

11ページをお願いします。

まず、歳入の補正の説明であります。

11ページは、まず1款の町税でございますが、今回の町税の減額の要因につきましては、3町が合併をいたしましたが、そのときに、もうすでに金融機関には収納がされておったわけでございますが、暫定予算あるいは本予算を編成するときに、その分の調整ができていなかったということで、今回、減額という形にはなりましたが、税が実際に課税等の状況で変わってきたというものではございません。合併に伴う事務の調整の結果でございます。今回、減額をさせていただきました。

町民税から固定資産税、軽自動車税、タバコ税、記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

12ページは入湯税につきましても、同じでございます。

次の12款分担金及び負担金、以下の説明でございますが、12款から次の16款までにつきましては、各事業の進捗によりまして、特定財源になっております負担金分担金等の減額であります。これはそれぞれ起債のとおりでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

めくっていただきまして、14ページをお願いします。

ここの 2 項の国庫補助金の中に新しい部分が出てきますので、ちょっと、これを説明させていただきます。

2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金ということで、補正額2,198万6千円でございます。右に説明のとおり、行革推進公共投資情報格差是正事業補助金、非常に難しい名前が謳ってあるわけですが、これは国の補助金の種類ということで、ご理解をいただきたいと思いますが、これにつきましては、旧身延町におきまして、平成15年度に情報通信施設整備事業を行いました。これに対する起債の償還ということで、16年度から18年度に予定をされておったわけでございますが、国のほうで補正予算になりまして、この繰上償還をする財源といたしまして、補助金という形で交付がされるということになりました。100%補助金という形でくるわけでございます。ということで、2,198万6千円を計上させていただきました。

なお、これと同じような補助金につきまして、もう1点、説明ですが、次の欄の一番下に合併処理浄化槽設置整備事業貸付資金補助金と、説明欄には書いてございますが、23万6千円

でございますが、これにつきましても、国の補助金という形で、一括償還をする部分でございます。これは旧中富町において、合併浄化槽を整備する事業についての起債でございましたが、 今回、一括償還をする財源として補助金が交付されるということでございます。

次に、そのほかの補助金につきましては、起債のとおり、事業の進捗によりまして、多少の 増減がありましたので、今回、補正をさせていただきました。

めくっていただきまして、16、17ページでございます。

17ページの中に、上から5番目に11目の災害復旧費県補助金がございます。今回、1,002万2千円の増額になっておるんですが、これにつきましては、右にございますように農業用施設災害の復旧事業補助金ということで、139万1千円。これは増えることになりました。従来の予算ですと、補助率は65%を見込んでおりましたが、事業費の確定等、それから補助率が確定になったということで、98.1%と高率の補助金になりました。その増額でございます。

林道施設につきましても、従来65%と、それから50%を見込んでおりましたが、91.4%、それから81.7%が補助金という形で入ることになりました。それに伴う増額でございます。

そのページは、以下につきましては、記載のとおりでございます。

18ページをお願いします。

17款に寄附金がございます。指定寄附金でありますが、今回123万1千円、計上させていただきました。右、説明のとおり、公民館、図書の購入寄附金ということで、30万円。常葉の渡辺さまからいただきました。また、福祉教育学校等就学奨励基金寄附金、これは匿名の方でございますが、50万円。それから、なかとみ現代工芸美術館の美術品購入基金寄附金ということで10万円、西嶋の望月さま。それから文化振興基金寄附金ということで、身延のMSVFさま、3万1千円。それから身延福祉拠点整備基金寄附金ということで、30万円。旧身延の小田船原の佐々木さま、それから大島の佐野さま、それから斉藤さまから寄附金をいただいたものでございます。また、これは歳出で積み立てることになります。

次に18款の繰入金ですが、老人保健特別会計からの繰入金681万8千円を計上しました。これは、また特別会計のほうで説明します。

次に2項の基金繰入金です。1目の財政調整基金繰入金1億1,500万円を取り崩す予算になっておったわけでございますが、今回、この部分を減額いたしまして、繰り戻すことにいたしました。

次の減債基金につきましても、1億5千万円、取り崩せることになっておりましたが、これ を逆に減額をして、繰り戻すことでございます。

それから12目の北小学校建設基金の繰入金につきましては、今回、新たに6,065万円を計上させていただきました。基金の取り崩しということでございます。北小の基金につきましては、現在6億2,300万円ほどございます。その部分を6,065万円取り崩すということでございます。

次のページをお願いします。

諸収入中の1目雑入であります。補正額は3億4,689万2千円。非常に大きい額でございますが、節にございますように、一番下にありますが、雑入ということで、3億4,818万5千円計上でございます。これにつきましては、旧3町の持ち寄り金と申しますか、剰余金で

あります。このうち、まだ計上してございませんでした額につきまして、今回計上させていた だきました。

次に21款の町債であります。

1目から5目につきましては、記載のとおり、それぞれの起債を減額するわけでございますが、まず1目総務費については、過疎債を充てておったんですが、情報ネットワークの構築事業につきまして、事業費の減により2,280万円減額であります。

それから2目の衛生費220万円でありますが、下部地区の沢飲料水供給施設の事業費の減によりまして、減額であります。これもやはり過疎債でございました。

3目の農林水産業債でありますが、480万円。これは下部地区の県営農地防災事業負担金、また身延地区の中山間事業の負担金、これらの事業費の減によるもの。マイナスの500万円。 それから林業債ということで、下部地区の林道、根子線の事業費の関係で、20万円であります。差し引きで、マイナスの480万円ということでございます。

次に4目の土木債330万円の減額、これは町道改良8路線について、事業費等の変更により減額であります。消防債については90万円ですが、やはり事業費の変更によるものでございます。下部の消防機庫の改築、また身延の耐水性貯水槽の建設の事業に充てるものでございます。

一番下の6目の教育債でありますが、減額の2億2,310万円。これにつきましては、北小の建設事業に充てるものでありますが、起債の種類についても、先ほど申しましたように、義務教育債から合併特例債に変更ということと、金額について、2億2,310万円の減額をいたすものであります。

次のページをお願いします。

8目の臨時財政対策債については、今回250万円ということで、これは一部増額になります。許可の決定額によるものでございます。これは一般財源として、使わせていただきます。

9目の災害復旧事業債、マイナスの1,630万円。これにつきましては、激甚災が決定になりました関係で、国庫補助率が上がりました。それによりまして、起債を減額するということであります。

10目の商工債について、800万円の増額であります。先ほど申しましたように、一色のホタルの駐車場の関係ですが、市町村振興資金を新たに800万円の計上であります。

次に21ページからの説明でありますが、歳出の説明に移らせていただきます。

歳出の説明でございますが、いずれの事業にいたしましても、年度末が近いということで進 捗に伴いまして、予算の不用額、あるいは入札をした結果、差金が出たとか、それらにつきま して、予算的に有効的に活用していくという意味から、今回減額をさせていただいたものがほ とんどであります。また、一部不足が予測される部分につきましては、増額もさせていただい ております。

なお、先ほど来より説明いたしておりますように、起債の金額の変更や、それから充当先の変更、あるいは国県の補助金の変更などによりまして、財源の組み替えの予算も行っております。

この歳出の、私の説明でありますが、かいつまむ形で主要事業を説明させていただきますが、 ご理解のほどをよろしくお願いします。

めくっていただきまして、23ページをお願いします。

これは4目の総務費中の4目の企画費でありますが、上から3つ目の欄に19節で負担金補助及び交付金中に144万円ございます。この中の補助金で、150万円の増額を今回、お願いしてあります。これにつきましては、説明のとおり、合併に伴う看板等の設置補助金の追加ということで、今回、150万円をお願いいたしますと、この部分の総額は500万円になります。

担当課で、現在の状況を聞きましたところ、1月の締め切り状況で305件の申請があったということを聞いております。

それから一番下の欄でございますが、バス運行対策費中の13委託料550万円。これは山交タウンコーチ運行委託の精算ということでございますが、これは追加の補正でございます。 山交タウンコーチに対しましては、補正後、今までのを足しますと、5,212万2千円になります。

次にめくっていただきまして、あとそれぞれ記載のとおりでございますので、ちょっと飛ばさせていただきます。

29ページをお願いします。

29ページの一番下に3款の民生費中ですが、社会福祉総務費で28節で繰出金というのがあります。2,792万円の追加であります。これは国民健康保険特別会計への繰出金の追加ということで、また特別会計のほうで出てまいりますが、保険基盤安定の負担金分とか財政安定化支援分、それから県単老人医療費に関わる分ということで、今回、補正をお願いいたしたものでございます。

次の30ページをお願いいたします。

上から2つ目の目に老人医療費というのがございますが、今回補正額が3,340万6千円計上させていただきました。これは老人保健特別会計への繰出金の追加でございます。老人保健特別会計につきましては、国とか県の負担金があるわけでありますが、この一部が年度内に入らない見通しになりましたので、一般会計で、その分、一時立て替えというような形になるわけですが、繰り出しをしておくものでございます。

めくっていただきまして、33ページをお願いします。

保育所の関係ですが、8目の民間保育所費で補正額が314万計上させていただきました。これは保育料の軽減補助金というものの追加ということでありますが、身延地区におきまして、民間保育所がございます。保育料につきましては、合併協議によりまして、額が決まっております。これに基づきます額を算定いたしましたところ、保育料の軽減補助金についても追加補正が必要になったということであります。

旧身延におきまして、当初1,528万6千円を計上してあったものでございます。今回、 314万円を追加補正するということでございます。

それから、次の款。4款の衛生費の説明に移らせていただきます。

1項1目の保健総務費中でありますが、28節繰出金458万5千円の追加であります。説明のとおり、町営診療所特別会計の繰出金ということで、これにつきましては、医薬品衛生材料費、それから薬品代等不足ということで、追加の補正をお願いするものでございます。

次の目で予防費でありますが、400万円の補正であります。町営診療所運営費補助金、大 須成、曙診療所と説明にございますが、飯富病院の巡回診療経費につきまして、赤字の補填と いう形で、今回身延町の2カ所、また早川町でも同じような形がございますけれども、1カ所 200万円の補助金という形で、赤字補填をするものでございます。早川町には3カ所あるそうでございます。

めくっていただきまして、34ページをお願いします。

5目の環境衛生費でありますが、補正額1,564万円で、19節でございますが、その説明欄を見ていただきますと、大きなものがあるんですが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、追加という形で1,619万6千円ございます。これにつきましては、年度末というふうな形で、16年度の実績見込み等を出す中で、追加が必要になったということでございます。75基を今年度予定いたしております。

次に37ページをお願いします。

37ページの一番下に、備品購入費、これは農業振興費中でありますが、備品購入費という形で、105万1千円。

次のページに、内容が書いてございますように、鳥獣害の関係の檻を設置したいということで、この購入の備品の関係の追加でございます。

その次の19節負担金補助及び交付金でありますが、やはり、この中に有害鳥獣施設整備補助金ということで、125万2千円。例の8割補助にあたる部分でございますが、これについても追加をお願いするものでございます。

次に、ちょっと飛ばしていただきまして、45ページをお願いします。

10款の教育費であります。教育委員会費でございますが、この中で右の説明欄をご覧いただきますように、13節の委託料999万4千円の減額。これは大きいわけですが、説明欄のように北小関係の実施設計業務委託費等の減額がございましたので、執行残について予算を減額いたしたものであります。

次の15節につきましても、工事請負費1億5,105万7千円の減額というふうなことですが、これは敷地造成工事に関わるものでありますが、敷地内に土を買って入れる予定で、計画をいたしまして、予算を立てたわけでございますが、山梨県の建設部から譲り受ける見通しになったものですから、この事業費が減額になったということでございます。

次に56ページをお願いします。

12款ですが、公債費。元金につきましては、2の数字が並んでおりますが、2,222万2千円。これは追加という形であります。先ほども説明を一部いたしましたが、平成15年度に国から借りた無利子貸付金ですね、身延の事業、また中富の一部事業でございますが、これについて、繰り上げ償還をする。要するに起債について、国の補助金がいただけるというふうなことで、全額繰り上げ償還をいたすものでございます。

それから、次の13款ですが、基金の関係でございます。

まず、財政調整基金につきまして、補正額1億円を計上いたしました。また、公共施設整備 基金として、2,600万円の計上でございます。今後の財源調整等を考える中で、今回、元 金として積み立てをいたすものであります。

そのほかの計上につきましては利子分でありますが、なお14目、それから15目、それから17目、18目については歳入で申しましたように、指定寄附金等がありまして、それらを元金として積み立てる予算になっております。

以上が一般会計の補正予算の主たる内容という形で、説明させていただきました。

次に特別会計に移らせていただきます。

特別会計の補正予算でありますが、今回、私のほうの説明につきましては、予算の内容につきましては、その概要を説明させていただきたいと。例えば1ページずつめくって、何がいくらというふうなことは、もうしません。歳出、あるいは歳入でこのような予算になっておりますという形の説明にさせていただきたいと思います。

まず議案第30号 身延町国民健康保険特別会計補正予算の第1号でございますが、総額は 先ほど申したとおりでございます。

内容でありますが、今回、歳出におきまして、保険給付費 5 , 2 2 0 万円。それから老人保健の拠出金 9 5 2 万 3 千円等を、医療費の減額に伴う調整をさせていただいたということでございます。

また、歳入につきましては、今、言いました医療費の減に伴いまして、国庫支出金の財源調整、また高額医療費共同事業交付金の受け入れということで、これは2,300万円ほどあるわけですが、これの計上、また保険税の軽減分、2,792万円ほどございますが、これらの計上、一般会計からの増額と、それから財政調整基金の繰り戻しを計上しました。

また、ほかの特別会計にもあるわけでございますが、3町合併のときの旧町から持ってきたという言葉が正しいでしょうか、余剰金と申しますか、持ち寄り金ですね、それらの計上をさせていただいております。

国保会計につきまして、このような内容になっております。

次に議案第31号であります。

老人保健特別会計の補正予算の1号でございます。1億7,893万円を減額するということでございますが、これにつきまして、まず、歳入におきましては医療諸費、医療費と申しますか、利用諸費の減額が予想されるということで、これに伴う支払い基金とか、国庫負担金の減額計上。また、国や県からの負担金の一部が年度内に入らない、先ほどもふれたわけでございますが、年度内に入らないというふうなことによって、一般会計から3,840万6千円でございますが、これの繰入金の計上。それから先ほどふれましたが、3町からの持ち寄り金の計上。これらが歳入の内容でございます。

それから歳出におきましては、医療諸費が減少しているということで、これが1億8, 500万円ほど減額をいたしております。

それから、一般会計から一時繰り入れをいたしておりました681万8千円について、国県の負担金が入ったために、これは一般会計へ繰り戻すという内容のものが計上されております。 以上が老人保健でございます。

次に議案第32号をお願いします。

介護保険特別会計の補正予算(第1号)ですが、この内容につきましては、6,661万3千円を追加する内容でありますが、介護保険につきましては、保険給付費の増嵩が予測されているというふうなことで、この追加計上。2,044万6千円。それから負担割合に応じました国、県支払い基金、あるいは町からの負担金の追加補正ということで、2,139万7千円。さらには旧町からも持ち寄り金を給付準備基金に積み立てるということで、4,521万6千円の計上をいたしたものでございます。

議案第33号でございます。

介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)でありますが、この内容につきましては、

3 4 1万 5 千円を追加する内容でございますが、サービス収入について増額が見込まれるということ。それから、それに伴いまして、一般会計繰入金を減額すると。それから予備費を計上いたしたと、この 3 点が主な内容でございました。

それから議案第34号でございますが、町営診療所事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

286万7千円を追加する内容でありますが、医療機材等の追加補正。それから一般会計繰入金の追加、これが458万5千円でありました。先ほどの一般会計にも出てまいりましたが、この追加の補正。それから旧町からの剰余金の計上などが、主な内容でございます。

次に議案第35号でございますが、下部簡易水道事業特別会計の補正でございます。

300万9千円を減額する内容であります。この内容につきましては、事業収入の増額が300万円ほど見込まれるということの追加と、それから旧町からの剰余金、持ち寄り金が934万6千円あるというふうなことによりまして、一般会計繰入金を1,504万6千円減額するということと、歳出で不用額の減額をいたしたというようなことの内容でございます。

次に議案第36号をお願いします。清沢簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

24万5千円を減額する内容でございますが、各科目で不用額を減額するということと、一般会計繰入金を、その分減額するということでございます。

次に第37号 中富簡易水道事業特別会計の1号補正でございます。

これは金額的には1,607万1千円を減額するということと、第2条にございますように 地方債の補正がございます。地方債の補正につきましては、4,400万円減額するものであ ります。

内容でございますが、水道事業費の減などに伴いまして、国庫補助金、また一般会計の繰入 金、あるいは町債等の財源についてですね、それぞれ、それに見合う減額をいたしたものでご ざいます。

次に38号をお願いします。身延簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

これは3,609万1千円を減額するものであります。また、第2条で地方債の補正がございます。地方債補正につきましては、2,400万円の減額であります。

内容につきましては、やはり水道事業費の減額というふうなことで、国庫の補助金、あるいは町債等の減額をいたしました。また、水道使用料の一部につきまして、一般会計でも、このような場面があったわけでございますが、すでに収納済みで一部あったわけでございますが、新町の予算編成時に、その分、調整されておらなかったということで、今回、減額という形にはなるわけですが、調整をさせていただいたということです。

また、ほかの会計と同じように旧町からの持ち寄り金、金額につきましては、1,959万円でございますが、これを予算計上いたしたところでございます。

議案第39号 農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)であります。

この予算につきましては、補正額はございません。

内容の変更ということでありますが、旧町からの剰余金254万7千円があるんですけども、 これを計上いたしたことによりまして、一般会計の繰入金を減額すると。それから財源の組み 替えをする。この内容でございます。

議案第40号をお願いします。中富公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

金額につきましては、7,338万5千円を減額するものであります。また、第2条で地方 債補正ということで、2,800万円減額をいたします。

下水道事業建設費の減額等によりまして、やはり国庫補助金、それから一般会計繰入金、町 債などを、それぞれ減額をするものでございます。また、使用料の収入等の補正調整を行った ものでございます。

議案第41号をお願いします。身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)でございます。

金額につきましては、129万円をやはり減額であります。施設の管理、運営費中の不用額等を減額いたしたということで、それから県の委託金、また町からの一般会計繰入金が減額になるという内容でございます。

議案第42号 身延町なかとみ和紙の里特別会計補正予算(第1号)につきましては、 236万5千円を減額する内容であります。

やはり管理運営費等、不用額を減額いたすことと、歳入で一般会計の繰入金、それから雑入、 これは販売収入でございますが、これらを減額する内容でございます。

議案第43号 身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計補正予算であります。

461万3千円を減額いたします。施設管理費不用額の減、ならびに事業の一部について補助金が、これは財団法人等、山梨県からも入るんですが、これらが入ることによりまして、その計上をいたしたことにより、一般会計からの繰入金を減額させていただいたということでございます。

議案第44号 高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

金額については、42万円減額ということですが、施設使用料の減額と、それから歳出で、 その分、入湯税にまわすんですけども、入湯税の分も収入が減る分、減額になるという内容で あります。

議案第45号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正 予算でありますが、これにつきましては、7万5千円を減額ということでございますが、内容 は管理事業費、不用額の減額。それから基金繰入金を、その分、歳入のほうで減額をいたして おります。

最後に議案第46号 広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算であります。

6 5万 1 千円を減額するということですが、やはり不用額の調整、減額。また基金繰入金の減額を歳入のほうでしていただいております。

以上、一般会計、特別会計の予算につきまして、概略を説明させていただきました。よろし くお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

以上で第29号から第46号までの補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案説明の途中でありますが、説明には2日間の日程をとってありますので、本日はここで 終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもちまして、散会といたします。 長時間、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

平成 1 7 年

第1回身延町議会定例会

3月11日

平成17年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成 1 7 年 3 月 1 1 日 午前 9 時 0 0 分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 提出議案の説明

日程第2 提出議案に対する質疑日程第3 提出議案に対する付託

2. 出席議員は次のとおりである。(41名)

4 2番 伊藤春三

1番	Ш	﨑	晴	義		2番	望	月		寛
3番	褔	与	Ξ	郎		4番	Щ	田	省	吾
5番	伊	藤		晃		6番	日	向	英	明
7番	望	月	重	久		8番	鈴	木	俊	_
9番	深	沢	柳フ	息	1	0番	奥	村	征	夫
11番	深	沢	脩	=	1	2番	渡	辺	君	好
13番	深	沢	純	雄	1	4番	穂	坂	英	勝
15番	Ш	П	福	\equiv	1	6番	佐	野	文	秀
17番	渡	辺	文	子	1	8番	伊	藤	文	雄
19番	望	月	広	喜	2	0番	草	間		天
2 1番	依	田	正	敏	2	2番	佐	野	政	幸
23番	深	沢	敏	夫	2	5番	片	田	直	康
26番	佐	野	秀	光	2	7番	樋	Ш	貞	夫
28番	笠	井	万	氾	2	9番	中	野	恒	彦
30番	赤	池	好	=	3	1番	佐	野	玉	明
3 2番	望	月	邦	彦	3	3番	広	島	公	男
3 4番	小	池	昭	光	3	5番	髙	野	敏	彦
36番	深	沢		瀞	3	7番	石	部	典	生
38番	片	田	文	斎	3	9番	小	林	茂	男
40番	岩	柳	嘉一	郎	4	1番	松	木	慶	光

3. 欠席議員は次のとおりである。

24番 近藤康次

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (28名)

町 長依田光弥 総務課長 赤池善光 下部支所長 山宮富士男 身延支所長 片田公夫 企画課長渡辺 力 財政課長鈴木高吉 税 務 課 長 望月世津子 町民課長遠藤和美 出納室長市川忠利 保育課長 赤池万逸 福祉保健課長 中 沢 俊 雄 中富分課補佐 赤 池 和 希 身延分課補佐 広島 法明 教育委員長 笠井義仁 教 育 長 千頭和英樹 教育次長 赤池一博 学校教育課長 山口一美 生涯学習課長 佐野治仁 文化振興課長 二宮喜昭 建設課長 伊藤 守 観光課長 望月治雄水道課長 遠藤 忠 産業課長 渡辺芳彦 環境下水道課長 佐野雅仁 土地対策課長 深 沢 茂 峡南衛生所長 大 野 久 方 社協局長佐野文一 環境下水道補佐 赤池 義明

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長望月悟良録 音係遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(望月悟良君)

おはようございます。

大変ご苦労さまです。

相互にあいさつを行いたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

(あ い さ つ)

○議長(伊藤春三君)

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

事務連絡を申し上げます。

近藤康次君は、所用のため欠席との連絡がまいっております。

なお、水道課長から議案の訂正とお詫びについて行います。

水道課長。

○水道課長(遠藤忠君)

すみません。

水道課から議案の第23号についてでございますけれども、議員さんの机の上に今朝配布させていただきましたけれども、修正のほうをお願いしたいと思います。

まず第1条の下部簡易水道の給水区域の中の給水人口、それから1日最大給水量についてでございますけれども、そこにあります第1条の5行目ですけれども、給水人口の欄中で、2,970はそのままでよろしいんですけれども、次の数字3,335を1,876に訂正をお願いしたいと思います。

議員さんの手元には修正したものを出させてもらっておりますけれども、これにつきましては、下部の簡水につきましてですが、24年度の完成目標年次の数値を載せるところ、それから中富については21年度の完成目標年次の数値を載せるところを、その表の下部簡水につきましては2,970、それから1,030に統合される現在の数字を足してしまったという誤りでございます。

どうかよろしくお願いしたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○議長(伊藤春三君)

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 9日の本会議に引き続き、提出議案の説明を求めます。 議案第47号から議案第71号までの説明をお願いたします。 町長。

○町長(依田光弥君)

皆さん、おはようございます。

本日は雨の中、大変ご苦労さまでございます。

それでは、私のほうから議案につきまして説明させていただきます。

議案第47号 平成17年度身延町一般会計予算

平成17年度身延町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億4,252万2千円と定める。
- 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。(継続費)
- 第2条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定によりおこすことができる地方債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は5億 円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

- 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額 を流用することができる場合は、次のとおり定める。
 - (1)各項に計上した給料、職員手当および共済費(賃金にかかわる共済費を除く。)にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第48号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計予算

平成17年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,763万7千円と定める。 以下、省略させていただきます。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第49号 平成17年度身延町老人保健特別会計予算

平成17年度身延町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億8,362万5千円と定める。 以下、省略いたします。 平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第50号 平成17年度身延町介護保険特別会計予算

平成17年度身延町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,226万8千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第51号 平成17年度身延町介護サービス事業特別会計予算

平成17年度身延町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,393万8千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第52号 平成17年度身延町下部簡易水道事業特別会計予算 平成17年度身延町の下部簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,286万円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第53号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算 平成17年度身延町の中富簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,611万9千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第54号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算

平成17年度身延町の身延簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,479万円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第55号 平成17年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算 平成17年度身延町の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,281万5千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第56号 平成17年度身延町下水道事業特別会計予算

平成17年度身延町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,510万9千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第57号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計予算

平成17年度身延町の青少年自然の里特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,337万1千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第58号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算 平成17年度身延町の高齢者保養施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,586万9千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第59号 平成17年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区 特別会計予算

平成17年度の身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の 予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62万3千円と定める。

以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第60号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115万3千円と定める。

以下、省略。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第61号 平成17年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算 平成17年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万円と定める。

以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第62号 平成17年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別 会計予算

平成17年度身延町の第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万1千円と定める。 以下、省略。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第63号 平成17年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成17年度身延町大久保外七山外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43万7千円と定める。

以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第64号 平成17年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成17年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34万2千円と定める。

以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第65号 平成17年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成17年度身延町姥草里七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55万5千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第66号 平成17年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成17年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55万3千円と定める。 以下、省略。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第67号 平成17年度身延町西嶋財産区特別会計予算 平成17年度身延町西嶋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43万円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第68号 平成17年度身延町曙財産区特別会計予算 平成17年度身延町曙財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万4千円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第69号 平成17年度身延町大河内地区財産区特別会計予算 平成17年度身延町大河内地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19万円と定める。 以下、省略いたします。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第70号 平成17年度身延町下山地区財産区特別会計予算 平成17年度身延町下山財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23万8千円と定める。 以下、省略いたします。 平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第71号 町道静川大須成曙線道路改良工事請負契約について 町道静川大須成曙線道路改良工事請負契約の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

記

変更後の契約額 金5,699万8,200円 平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

町道静川大須成曙線道路改良工事について、工事内容の一部を変更するため、契約金額を増額する必要が生じた。

このため工事請負契約の一部を変更する議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上、71号までご説明させていただきました。

よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

提案説明が終わりました。

次に担当課長の補足説明を求めます。

議案第47号 平成17年度身延町一般会計予算について

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

議案第47号 平成17年度身延町一般会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

表題の部分につきましては町長が説明いたしましたので、そのとおりでございます。

まくっていただきまして、10ペ-ジをお願いいたします。

第2表でありますが、継続費を設定させていただきました。

ご欄のとおり、内容は2件あるわけですが、1つは総務費の中の総務管理費の項であります。 長期総合計画および国土利用計画策定業務についての委託業務であります。

総額は850万5千円を予定いたしておりますが、平成17年度の当初予算として399万円、それから来年度の予算といたしまして451万5千円を計上する予定であります。

17年度の予算の内容につきましては、計画づくりについての資料の収集とか現地調査、あるいはヒアリング、住民アンケート等の費用でございます。

それから来年度、18年度に予定しています内容といたしましては、基本構想あるいは基本 計画、それから図書等の原案づくりですね。計画書の原案づくり等の費用でございます。

次に10款教育費、小学校費中でございますが、身延北小学校に関わる経費につきまして、 まず校舎、体育館の新築事業の建築工事につきまして、総額12億2,115万円が予定され ておりますが、この内容につきましては、校舎に8億7,465万円を予定いたしております。 それから体育館につきましては3億4,650万円。これを合わせて12億2,115万円と いうことであります。これにつきましては、17年度、18年度に半額ずつ計上いたす予定で ございます。17年度に、そこにございますように6億1,057万5千円を計上してありま す。

次に、同じ北小学校の事業でありますが、校舎、体育館の新築事業建築工事管理業務委託ということで1,848万円を予定しております。これにつきましては、17年度に、ご覧のように半分924万円、また来年度924万円ということであります。

次の11ページをお願いいたします。

第3表の地方債であります。

今回、当初予算で7つの起債の種類ごとにここに計上させていただきました。

まず、過疎対策事業といたしまして起債を予定いたしております1億8,510万円であります。右のほうは省略させていただきます。

この事業の充当先といたしましては町道の5路線。これは旧町時代からの懸案の路線でございますが、旧3町を合わせますと5路線ございます。それから消防施設の整備。それから林道の三石山線の経費ということで、繰り返しますが、町道の5路線に対しては1億3,050万円、それから消防施設については860万円、それから林道の三石山線については4,600万円の起債を予定して計上してございます。

次に一般公共事業債であります。金額は5,240万円でありますが、内容的には2つございまして、1つは、中山間地域総合整備事業ということで、3,850万円を予定いたしております。もう1つは、治山工事にかかわる経費といたしまして1,390万円の起債を予定いたしております。

次に合併特例事業債であります。金額的には5億1,060万円の予定であります。事業は 身延北小学校の建築事業に充てる経費の財源でございます。

次に臨時地方道整備事業債といたしまして1,800万円であります。これは林道富士見山線の改修経費でございます。

次に減税補填債といたしまして910万円であります。これは一般財源でございますので、 充当先は限定されておりません。

次に臨時財政対策債4億3千万円でありますが、これもやはり一般財源として使えますので、 充当先は限定されておりません。

最後ですが、災害復旧事業債といたしまして90万円であります。これは過年度、いわゆる 16年度の田原宮木線についての工事等の経費に充てるものでございます。

合わせて17年度当初予算といたしまして、地方債予算12億610万円の計上でございます。

まくっていただきまして、歳入の説明に入らせていただきます。

14ページをお願いします。

歳入でありますが、まず1款の町税であります。

町民税でございますが、目に個人分ということで、個人と法人とございますが、個人分で本年度4億3,480万円計上させていただきました。節の説明のとおりでございますが、現年年課税分の4億3,100万円につきましては、均等割といたしまして7千人分、1,875万円。それから所得割といたしまして、所得割につきましては、国から、あるいは県から今年度の収支の見通し等が示されまして、それに基づきまして計上いたしました4億1,225万円の内容であります。

次に法人分といたしましては9,600万1千円。現年課税として9,600万円ですが、

これは新町内351社分の法人割の現年分という形で課税する予定でございます。

次に固定資産税でありますが、まず1目の固定資産税7億2,300万円であります。現年分といたしまして7億1,900万円。まず土地につきましては1億5,469万8千円を予定いたしております。家屋につきましては3億2,967万2千円。それから償却資産といたしまして2億3,514万2千円。これは、端数は調整いたしまして7億1,900万円という計上でございます。

それから、ちょっと説明を落としましたが、滞納分ということで、各項目に載せてございますが、9年度から持ち越されました滞納繰越分のうち、収入額を見込んだものでございます。

それから次の2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でありますが、507万円であります。これについては、山梨県といたしまして467万円、それから東京営林局から17万円、それから財務省から7万6千円、それから日本郵政公社から15万2千円。この4社から入る予定でございます。

次に軽自動車税でありますが、予算額は2,830万円であります。現年度分といたしまして、全部でカブとか乗用車等の種類はいろいろあるんですけれども、全部で6,728台になるんですけれども、このそれぞれの排気量等による課税額を合算して2,800万円という計上であります。参考までに、50ccは1,469台。それから90cc、125cc、合わせて119台。それから4輪車ですね。貨物、乗用、合わせて4,710台ございます。そのほかにも特殊車両等がございまして、それらの合算でございます。

次に町たばこ税でありますが、本年度 8 , 4 0 0 万円計上しました。これについては、なかなか見込むのが難しいんですけれども、一応 1 6 年度の決算見込みの 9 0 %を概算計上させていただきました。

特別土地保有税については2千円の計上。

次に入湯税については2,090万円であります。現年分といたしまして2千万円ですが、 入湯客1人について150円の負担をしていただく税金でありまして、町内には、旧下部町に 28施設、それから中富町に1施設、それから身延町に3施設、課税客体がございますので、 それらの見込みであります。

次のページをお願いします。

地方譲与税でありますが、目1といたしまして所得譲与税。本年度6,210万円であります。この所得譲与税といいますのは、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置といたしまして、国からすべての都道府県、それから市町村に対して人口により譲与されるものであります。したがいまして、平成12年の国調人口が新身延町の、だから旧町の合算の人口でありますけれども、1万8,021人です。それに対して、1人当たり3,516円、譲与税としてくる予定になっております。

次に自動車重量譲与税であります。自動車重量譲与税は7,400万円の計上であります。これにつきましては、国税として徴収されます自動車重量税の収入額の3分の1に相当する額を、県を通じて町の道路財源として譲与されるものであります。譲与金の算定方法につきましては、1つは町に譲与すべき額の総額の2分の1の額を町道の延長ということです。延長により積算されまして、残りの2分の1は町道の面積によって配分されるものであります。本町の場合7,400万円が予定されております。

次に地方道路譲与税。これにつきましては、国において収入見込みということで、財源とい

たしまして1兆8千億円くらいあるんですけれども、市町村分といたしまして、前年度比0.6%増で5,440万円ほど国の予算の中にございます。それから県のほうで1.3%増で、1,819億円確保されております。県のほうへ総額の5分の3、それから市町村へ総額の5分の2を譲与するという内容ですけれども、譲与税は人口により交付されるということでございます。本町の場合2,600万円という形で試算がされております。

次に利子割交付金でありますが、これは計上額は770万円であります。利子の額に対して 課税されています利子税のうちで、5%の額がかかっております。そのうち県に入る額の57% が市町村に総額で交付されるということで、身延町の場合770万円を見込んだところであり ます。この利子割交付金については、毎年減少傾向にございます。

次に18ページをお願いします。

4款の配当割交付金ですが、予算額といたしまして280万円計上いたしました。県に納入されました配当割額について、政令で定める率、これは100分の3でありますけれども、これを乗じて得た額の100分の68に相当する額について、市町村の各個人県民税の額に案分をいたして交付されるということで、資産額といたしまして280万円でございます。

次のページ、19ページであります。

株式等譲与所得割交付金であります。予算額は160万円であります。これもやはり県に納入されました株式等譲与所得割について、やはり100分の68に該当する分について個人県民税の額を基に案分をされて計算されてまいります。

20ページをお願いします。

6款の地方消費税交付金。本年度1億3,340万円です。この消費税の関係につきましては、平成6年度に税制改正がありまして、県税といたしまして地方消費税が創設されました。 平成9年4月1日から施行になっているんですが、地方消費税の収入の2分の1に相当する額が町に交付されるということであります。本町については1億3,340万円という形で、山梨県で試算をした数字を使わせていただきました。

2 1ページをお願いします。

ゴルフ場利用税交付金です。予算額は590万円であります。ゴルフ場利用税の交付金については、県に納められましたゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額について、それぞれの市町村に交付されるというものであります。

次の22ページをお願いします。

8款自動車取得税交付金であります。本年度4,710万円です。これは県の目的税として 道路に関する費用に充てるために創設されたものですけれども、自動車取得税の66.5%の 額に当たる額を市町村に交付するということで、この交付する基準については町道の延長とか、 あるいは町道の面積によって5対5の割合で半々に交付されるものであります。

23ページですが、地方特例交付金であります。

地方特例交付金といたしまして、本年度5,290万円を計上いたしました。地方特例交付金については、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするという意味で、当分の間の措置として平成11年度につくられたものであります。

地方特例交付金の中身は二色ありまして、減税補填特例交付金というものと、これは市町村 に交付されるのですが、税源移譲予定特例交付金がございます。税源移譲特例交付金について は、これは山梨県に交付されます。本町については減税補てん分ということであります。 減税補てん特例交付金の額につきましては、地方税の減収見込みというのを立てまして、その総額の4分の3の額からたばこ税等の一部地方への移譲が行われていること。それから法人税の地方交付税率の引き上げ等による補填の額等を控除した額が交付されることになります。

次に24ページをお願いします。

地方交付税でありますが、交付税といたしまして、本年度43億6,400万円を計上いたしました。この中身は普通交付税といたしまして41億5千万円。それから特別交付税といたしまして2億1,400万円の内容であります。

交付税につきましては、ご承知のとおり、酒税、それから法人税、消費税、たばこ税等、それぞれ法律に定められた率によって国のほうで基の財源がつくられるわけでありますが、これに国の一般財源からの繰入金等を足された形で交付されます。新聞等でご覧になっておりますように、本年度の交付税については、ほぼ昨年並みの額を確保したということも伝えられております。

詳しく申しますと、前年度に比べて117億円プラス0.1%ということになるんですけれども、それを各地方公共団体に配分されるわけであります。この額につきましては、山梨県で試算数値というのが出ておりましたので、それらを基に、それイコールではございませんが、やや少なめにこちらでは計上させていただきました。

参考までに、旧3町の時代に、平成16年度に普通交付税として国から交付される身延町への額については41億8,700万円ほどであります。先ほど、冒頭申しましたように、普通交付税として本年度計上額は41億5千万円ということで、やや増額くらいを見込んでいると、そういうことでございます。

次に25ページですが、交通安全対策特別交付金であります。本年度260万円です。これ は交通反則金にかかわるものということで交付されるものであります。これも金額については、 今までの推移を見ながら計上いたしております。

次のページをお願いします。26ページ。

分担金負担金でございますが、民生費の負担金につきまして、本年度1億3,891万3千円であります。内容は右に計上してあるとおりでございます。

児童福祉費といたしまして、保育料のことですね。それから老人福祉といたしましては、入 所者の負担金、あるいは生きがい活動、配食サービス等の利用者の負担金等の見込みを立てて 計上いたしたものであります。

次に衛生費は207万円ということで、記載のとおりでございます。これは、精神衛生については旧身延地区にあります、そよかぜワークハウスというのがございますが、これについて、 六郷それから早川、南部の3町から負担金という形で入るものであります。あとは記載のとおりであります。

それから教育費については7,140万7千円ということで、これは給食費の関係でございます。それぞれの共同調理場、あるいは各町別になっておりますので、ご覧のとおりでございます。

それから一番下の丸印で農林水産業費負担金でございますが、これは今年度当初予算に該当がありませんので、一応現在は廃目という形でございます。

次に27ページの13款については各使用料手数料等があるんですが、これはそれぞれ節で 説明してあるとおり、その施設ごと、あるいは種類ごとに計上したとおりでございます。説明 のほうは省かせていただきます。

次の28ページについても、やはり記載のとおりであります。

30ページでございます。

国庫支出金ですが、国庫負担金について、1目の民生費国庫負担金から、あるいは衛生費国庫負担金。これは、やはりその記載のとおり、各事業に対しての国庫負担金でございます。今までの事業推移等を見る中で推計をいたしたものであります。

次のページは国庫補助金であります。 1 目から 6 目まであるんですけれども、右に説明してございますので、説明は省略させていただきます。

ただ大きいものが1つありまして、これは教育費国庫補助金の中で、合計では1億929万7千円。内容としては、一番右の節の欄にありますように、小学校費の中で公立学校施設整備補助金。これは、いわゆる北小学校の建設事業に対しての国の補助金であります。これは一応初年度分ということで、総額では事業費からすると2億6,950万円くらい予定されるんですけれども、国のほうでは、初年度分といたしては40%の額を予算計上というような指示がありましたので、今年度分を40%といたしまして、1億770万円を計上いたしたものでございます。

次のページをお願いします。

国庫委託金については、これはやはりここにございますように、記載のとおり、説明欄のとおりでございます。

33ページ、県支出金であります。まず県負担金ですけれども、これもやはり国と同じように、それぞれ国県民生費の負担金、衛生費負担金等がそれぞれの率が定められておりまして、それぞれ事業ごとに過去の例を見ながら推計いたしたものであります。

次のページをお願いします。34ページ。

県補助金ですが、まず1目の総務費県負担金でありますが、本年度1億1,416万4千円ですが、節の中に1節、2節、3節ございます。1節、2節については記載のとおりでお分かりいただけると思いますが、3節合併支援費補助金ということで、今年度当初分といたしまして7,688万円計上いたしました。これについては県の合併に対する交付金ということで、16年度は1億2千万円計上いたしたものであります。5年間で6億円が予定されているんですが、各事業に合併に伴う増高した経費等に使うものだということでありまして、当初予算の中で該当する事業等を拾いましたところ、7,688万円が予定されるということで計上いたしたものであります。今後、またこれについては補正等で増額等もできますので1億2千万円。今年度分といたしましては、1億2千万円までは、それぞれの事業に該当する場合は増額が可能ということでありますので、これは一部流動的であります。

次の民生費県補助金から次のページの衛生費補助金、農林水産業費補助金、商工費、土木費。 これらはいずれも、この記載のとおりのそれぞれの事業に対して県でそれぞれ補助金を交付す るものであります。それぞれの事業費を推計する中で計算いたしたものであります。

省略させていただきまして、36ページ。

上段7目、8目、9目はそれぞれ先ほどの続きでありますが、記載のとおりであります。 労働費災害復旧費は、これは廃目。今回当初には該当しませんでしたので、廃目ということ でございます。

次に3項の県委託金についても、それぞれ節に説明の欄のとおり、それぞれの事業に対して

交付される、委託金がくるものであります。

次の37ページ、財産収入。財産貸付収入利子及び配当金、それぞれ記載のとおりです。説明欄にございますので、ご覧いただきたいと思います。説明は省かせていただきます。

次の2項の一番下、財産売払収入も一応計上させていただきました。

39ページをお願いします。

17款の寄附金ですが、一般寄附金は1千円ですが、指定寄附金ということで12万円。これは例年、説明欄のとおり、毎月1万円ずつ入れていただける方があるということで、計上させていただきました。

次に40ページをお願いします。

18款の繰入金です。特別会計の繰入金はそれぞれ1千円ずつ盛ったので9千円ということでございますが、次の2項の基金の繰入金です。まず財政調整基金に2億5千万円取り崩す予算になっております。それから減債調整基金に1億5千万円。それから公共施設整備基金の繰入金ということで1億8,047万5千円。この3つの基金の繰入れにつきましては、当初予算を組む中で、こういうようなことはしたくはなかったわけでございますが、歳入歳出の予測をする中で基金の繰入れをそれぞれの事業に充てる形で予算を組まざるを得なかった事情がございます。

簡単に言いますと、財源不足が生じているというようなことで、取り崩しを予算上させていただいたという形でございます。

次の4目ですが、地域福祉基金の繰入金9万9千円。これは利子分で、福祉の関係の事業に 充てるものです。

それから5目の福祉教育学校の繰入金ですが、これは50万円で、福祉教育学校の奨励金として該当者に渡す分として50万円の繰入れ。

それから6目は北小学校の建設基金といたしまして2,880万円を取り崩す形で予算を立てさせていただきました。

それから7目の農村情報連絡施設整備基金の繰入金ですが、1,270万円。これはまた歳出で出てまいりますけれども、情報ハイウェイという事業がございまして、この事業の財源に充てるために基金の一部を取り崩すということでございます。

なお参考までに、今申しました基金を予算上取り崩した場合、取り崩すかどうかは年度末等へいかないと最終的には分かりませんが、現段階で取り崩す予算になっておりますので、取り崩した場合はどのくらい基金が残るかということが協議でございますけれども、財政調整基金についてはこのとおり崩しますと、残額については、端数は切りますけれども4億9,800万円という形になります。それから減債基金については3億7,400万円。それから公共施設については5億6,200万円。それから地域福祉基金については4億9,900万円。それから福祉教育学校については823万円。それから北小の基金ですが、5億3,400万円ほどになります。それから農村情報連絡ですが、これは2億1,900万円。それぞれの金額になるという形になります。

それから下の丸印については、それぞれ当初では廃目にさせていただいたものであります。 次に41ページであります。

これは繰越金ということで、16年度からの執行残とか、あるいは特別交付税も3月に交付されますが、これらの額等がまだ決まっておりませんが、一応2億円、繰越金として見込みさ

せていただきました。

次のページ、42ページについては諸収入ですが、これもちょっと説明を省かせていただきますが、それぞれ記載のとおりでございます。1項、2項、3項、4項の雑入でいろいろな事業の分が、これは合算されておりますが、節でそれぞれ分けてありますので、ご覧いただきたいと思います。

この中で、節のとおりで内容的にはお分かりになると思いますが、雑入の335万1千円というのは、これについてはいろいろな細かい部分が合算されております。

次のページをお願いします。44ページ。

2 1 款の町債であります。冒頭、起債のところで説明いたしましたが、農林水産業債といた しまして、要するに、ここはそれぞれの歳出の目ごとに予算額を計上しているという形で、 ちょっと見方が違うということであります。内容的には同じものであります。

まず農林水産業の目について。本年度1億1,640万円の計上です。節のように、農業面に3,850万円。これは中山間の農地防災事業についての負担金の財源として充てます。

それから林業債として7,790万円。これについては工事関係ですが、林道の富士見山線、 それから林道三石山線、それから治山工事等に充てる財源であります。起債を充てるというこ とであります。

それから土木債ですが、1億3,050万円。これは町道の5路線に対する財源に充てます。 それから3目の消防費860万円ですが、これは消防施設、貯水槽3カ所、今年度予定いた しておりますが、これらの経費に充てる財源であります。それから教育債としては5億1, 060万円。身延北小学校の校舎、体育館の建設事業に充てるものであります。

減税補填債は910万円ということで、これは一般財源であります。

それから臨時財政対策債は4億3千万円ということで、やはりこれは一般財源でございます。 災害復旧ですが、90万円です。過年度発生災害復旧ということで、町道田原宮木線に充て る財源でございます。

以上が歳入でございました。

次に歳出の説明でありますけれども、冒頭ちょっとお願いでございますけれども、今回節の 説明をかなり詳しく計上させていただきました。

16年度の予算については打ち切り決算で、それから途中であるというようなことで、ちょっとはしょった部分もあったんですが、今年度については記載のとおり、かなり細かく載せさせていただきましたので、細かい説明はちょっと省かせていただきたいと思うんですけれども、中で主要な部分等について、先日と同じようにかいつまむ形で、こういうふうな事業が入っていますよというのはお分かりいただきたいと思いますので、そのへんの説明を今回本会議でさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

まず45ページの議会費であります。この中では、本年度の合計は1億3,657万円でありますが、説明といたしまして記載のとおりですが、一番上にあります報酬でございます。議員さんの報酬ですけれども、一応42名の7カ月分と、それから22名の5カ月分が一応計上して、合算額でございます。それから、それに伴ういろいろな経費、手当関係もそのとおりであります。説明は、そのほかの部分については省かせてもらいたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

暫時休憩します。

10分間休憩をとります。

再開は午前10時15分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午後10時15分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

それでは引き続いて説明させていただきます。

よろしくお願いします。

議会費が終わりましたので、48ページからお願いいたします。

48ページは総務費でございますが、総務費中の補足説明についていくつか申し上げますのでよろしくお願いします。

まず、このページについては給料のところに特別職給料という形で載せてございますが、これについては、町長、それから助役、収入役について、三役についての1年分の経費計上でございます。したがいまして、いろいろな各種手当共済のほうにもお三方の部分が計上させてございます。

以下は説明欄のとおりでございますので、省略させていただきます。

50ページをお願いします。

上から2行目に身延町情報化推進計画策定業務479万3千円とございます。これについては新しい部分でございまして、新町の情報化の施策、内容的には光ファイバーとかCATVとか、公共施設間をどのように結ぶかとか、そのようなことについて計画策定業務を行いたいという新しい事業でございます。

それから3つ飛びまして、議場の改修設計管理とございますが、今回当初予算に本庁舎の議場の改修を行うための設計をちょっと業者さんにお願いしたいということで計上いたしております。金額の記載はございませんが、先日申しましたように、入札等に支障があっては困るというようなことで、この部分、計上はございませんが、差し引きすればお分かりいただけると思います。

次に15節、工事請負費471万2千円でありますが、湯川橋の光ファイバー添架金物製作 仮設工事ということでございますが、八木沢と波高島の間の湯川橋の架け替えが県において予 定されております。将来に備えまして、光ファイバーを取り付けるための金具を今回取り付け ておこうということでございます。

まくっていただきまして、53ページをお願いします。

これは文書広報費中のものですが、19節に、一番下に情報ハイウェイ設立運営負担金1,270万円とございます。これも新しい事業であります。地上デジタル放送の開始に向けまして、山梨県において情報ハイウェイの設備が計画されており、現在と同等の放送をデジタル移行後も視聴できるよう準備が進んでいるところであります。光ファイバーの幹線網については山梨県が整備をいたしますが、地上デジタルテレビ放送波を共同受信、また配信するため、県内のCATV各社が共同企業体という形で立ち上げを予定いたしております。今回その負担金

ということで計上させていただきました。

金額の内容については、再送信にかかわる費用2億5,331万円かかるようでございますが、これを関係各社20社で平等に負担をするということで計上させていただきました。

まくっていただきまして、55ページをお願いします。

企画費中のものでございますが、8節の報償費中に、下から4行にわたりまして、町章等選定委員の経費、町章デザインあるいは公募とかと書いてございますが、要するに新町の町章等を選定していこうという経費でございまして、この部分は報償費ですから謝金という形になるんですが、実はこの予算書では見えてきませんが、このほか町旗の作成、町章、町の木、花、鳥等、選定する関係経費ということで、町旗の作成の経費、あるいは募集、チラシ、アンケートの経費、あるいは委託料とか、ひっくるめて、この町章あるいは町の木、花等にかかわる経費といたしましては244万6千円がこの中に入っておりますので、お願いをいたします。

まくっていただきまして、56ページをお願いします。

13節の委託料でありますが、この中で5つ目に長期総合計画、国土利用計画策定業務、それから町勢要覧の作成業務ということでございます。これも新しい、先ほどに関連する事業ですが、これについては継続費等も設定いただきましたが、17、18年の2年にわたって2つの計画を策定していこうということです。経費については冒頭で申しましたように、17年度、これを合わせて399万円が予定されているところであります。

それから下の町勢要覧については、1万部を一応新しく印刷をする予定で計上させていただきました。

次にめくっていただきまして、59ページをお願いします。

バスの運行対策費中の経費でありますが、13節に委託料6,345万1千円とございます。 これは非常に大きいものですから、ちょっと付け加えさせていただきますが、町営バスの運行 業務、鰍沢、下田原線ということで、これは中富タクシーさんに今委託してお願いしてありま す。1,091万1千円。

それから点検経費は15万1千円ですが、町営バス運行業務ということで、甲斐常葉-新早川橋間216万円は、これは個人の方に給料分に当たる分を委託料という形でお支払いしているものであります。それから山交タウンコーチバス路線というのは、旧身延地区において5路線を委託しております。これが大きいんですが、5,022万8千円であります。

それから19節ですが、これもバスの関係ですが、1,271万8千円。これは富士急バス路線運行費ということで、旧下部町で4路線でございます。富士吉田駅と下部の間とか、甲斐常葉と古関、古関と下部温泉、それから甲斐常葉と下部温泉。この4路線についての補助負担金であります。

次のページ、60ページをお願いします。

60ページにつきましては、左のほうで、やはり丸印で3つございますように、廃目の部分があります。この広報無線施設費というのは、9款の教育費の中へまとめて今回計上させていただきました。それから、ふるさと創生費というのもあったんですが、これは10款の教育費の中で、和紙の里の運営費のほうへ移行させていただきました。それから庁舎等整備事業費については、これは合併の準備ということでしたので廃目にさせていただきました。

それから次の61ページでありますが、これは町税費にかかわる部分で、真ん中へんに23節1,350万円とありますが、その中の一番下、過年度分固定資産税課税免除1千万円とござ

います。旧身延町の議員さんにはお分かりだと思いますが、これは農工法ですね。下山に工業団地がございますけれども、それにかかわる農工法、あるいは全町にわたる過疎法に基づいて誘致工場等について増設等がありました場合、3年間課税免除という措置があります。今年度1千万円還付金という形で固定資産税等が減免されるという内容のものであります。

次にめくっていただきまして、62ページをお願いします。

13節の委託料の中に、下部地区公図修復業務というのがございますけれども、旧身延町あるいは旧中富町でも今年度終わるんですけれども、旧下部分につきまして、昔から保管してございます和紙の公図があるんですが、これを良好な形で保管しておきたいということで、裏打ち業務の委託でございます。なお、689枚という数があるものですから、2年にわたって行うということで、今年度分半額計上させていただきました。

めくっていただきまして、64ページをお願いします。

選挙費の中に、今回3目といたしまして、町議会議員の選挙費の経費2,218万8千円を 計上させていただきました。9月、10月ころ予定されると思いますけれども、右の説明のと おり、これにかかわる経費、それぞれ計上させていただいております。

それから次のページ、65ページには4目で農業委員の選挙費ということで827万円であります。おそらく7月ころに予定されると思いますが、これにかかわる経費も計上させていただきました。

一番下の参議員、それから町長選については廃目となります。

めくっていただきまして、66ページをお願いします。

統計調査費中に指定統計調査費の中ですが、1,212万3千円。これは今年度、国勢調査がございます。5年に1回ということで、毎回10月1日現在でこの調査は行われます。したがいまして、9月になりますと調査委員等が町内各戸を回りましてお願いすることになろうと思います。これにかかわる経費、例えば1の報酬が大きいんですけれども、調査員の手当等を計上させていただいております。

なお、これにつきましては国から全額、端数は一部あれですけれども、ほとんど全額がまいります。

次に、ちょっと飛ばしていただきまして74ページをお願いします。

民生費でございますけれども、まず社会福祉総務費の中ですが、74ページの一番上にございます委託料といたしまして535万5千円を計上させていただきました。これは身延総合福祉センター基本設計業務ということで、開催日に町長の施政方針の中にもございましたように、旧身延地区におきまして計画されていたものですが、それらを新町になったというような形で18年度に一応建設する予定で準備を進めたいということで、本年度は設計業務を計上させていただいたものであります。

次に19節ですが、それぞれ記載のとおりでありますが、一番下の社会福祉協議会の補助金2,985万4千円でありますけれども、この主な内容といたしましては、職員人件費にかかわるもの1,882万4千円。それから運営費といたしまして402万2千円。それから事業費といたしまして155万7千円。それから福祉バスの運営費。これは旧身延地区でありますけれども、540万円等がこの中に入ってございます。

それから28節の繰出金ですが、1億9,768万3千円。大きな金額ですけれども、これは国民健康保険特別会計への繰出金であります。ちょっと内訳を申しますと、ちょっと細かく

なるんですけれども、国保基盤安定負担金、それから職員の給与費、それから助産費にかかわるもの、それから財政安定支援事業にかかわるもの、老人医療の県補助金事業にかかわるもの等が合算されております。

その次の75ページですが、老人福祉費について。敬老祝金について条例等の改正も予定されているんですけれども、今年度の経費といたしまして413万3千円を予算計上させていただきました。77歳、それから88歳以上にかかわる方の敬老祝金の経費であります。

それから一番下のほうに集落敬老事業補助金というのがございますが、これについては597万3千円であります。70歳以上、1人1,200円の人数分、5,239人分ということで各集落等へ関係経費の補助をするものであります。

それから76ページをお願いします。

一番上ですが、扶助費中ですが、養護老人ホームの入所保護措置費ということで1億3,075万4千円。大きな金額ですけれども、これは老人ホームに入所している方、新町全部で60人いらっしゃいます。この費用経費ということで各施設にお支払いをするんですけれども、なお、この経費については国県から4分の3まいりまして、町はこのうちの4分の1が実際の一般財源という形になります。

次に28節繰出金2億6,222万9千円ということで、介護保険、それから介護サービス、 高齢者保養施設等の特別会計への繰出金であります。介護保険につきましては、介護給付費の 分をはじめ、職員給与費あるいは事務費等の内容になっております。それから介護サービスに ついては事業費の不足分という形で繰り出します。それから高齢者については起債ですね。公 債費がありまして、この分と、それから事業費分の不足分という形で繰り出しをいたします。

次に4目老人医療費でありますが、20節に扶助費2,500万2千円。これは県単老人医療費の事業に伴う、いわゆる68歳、69歳の老人の方の医療費にかかる分でありますが、本年度から一部内容等が変わっておりまして、住民税の所得割、非課税世帯にかかるものは、この事業に該当するということで、総額的には今までとは減っております。しかし2,500万円ほどの扶助をするという形であります。

28節の繰出金2億1,976万8千円ですが、これは特別会計の繰出金で、老人保健へ出すものであります。医療費分と事務費分でございます。

次のページですが、在宅福祉推進費中ですが、77ページ。

13委託料、配食サービス調理業務2,608万6千円とございますが、これについては旧3町それぞれ配食サービス事業をいたしております。形態はまちまちでございますけれども、下部地区では社協に委託いたしているということで、この分といたしまして1,070万6千円。それから中富地区は飯富病院に委託しております。1,019万7千円。それから身延地区はみのぶ荘に委託しています。508万2千円。この合算でございます。

それと、ちょっと飛ばして、生きがい活動支援通所事業というのが5つばかり下にございますが、2,104万円。これは、下部地区で社協に委託する経費として1,218万9千円、それから中富で270万円5千円、それから身延で614万5千円。それぞれ社協に委託する経費であります。

めくっていただきまして、79ページ。

20節で扶助費3億4,900万円ほどを超える経費がありますが、説明欄にかなり詳しく ございますので、次のページにもわたっていますが、それぞれご覧いただきたいと思います。

次に82ページをお願いします。

82ページの下の欄ですが、児童福祉総務費中ですが、賃金に学童保育士560万円、学童保育運転手132万円と。これは旧中富では学童保育事業をやっていたわけですが、新身延町といたしまして、町内3地区それぞれ1カ所ずつ開設していきたいということで、それにかかわる、これは賃金の分でございますが、このほか8節から19節にいたる間に、学童保育3カ所分にかかる経費といたしましては、合計しますと815万8千円の計上がこの中に入ってございます。なお、この815万8千円のうちで、県からの補助金は116万8千円まいります。

次に85ページをお願いします。

保育所の経費が続いているんですが、これは常葉保育所の経費中のものでございますが、85ページの上の欄の一番下、19節で保育料保護者負担金軽減補助金というのがございます。これは旧下部町、また旧中富町では初めて聞くような項目だとは思いますので、ちょっと説明させていただきますが、旧身延町で民間保育所が3カ所ございます。国の定める徴収基準額というのが、保育料の徴収基準額というのがあるんですけれども、それから各町とも減額した形で徴収いたしております。どのくらい基準から下がっているのかと。逆に言えば、どのくらい町で補助をいたしているのかという部分について、旧身延地区で民間保育所の分を分かりやすく、このような形で計上いたしておりました。

今回合併いたしまして、この町立の保育園についても、次からの久那土保育所以下についても計上があるんですけれども、分かりやすく、それぞれ人数が違いますが、国の徴収基準と実際徴収する保育料との差額について計上いたさせていただいております。ここの部分は、先ほど言いましたように、常葉の部分でありまして301万2千円でございます。

ちょっと飛ばしていただきまして、次のページから各保育所の同じような計上がありまして、 9 2 ページをお願いします。

92ページに8目で民間保育所費という目をつくってありますが、これが旧身延の3施設の保育所にかかわる経費であります。内容を見ますと、13節では民間保育所委託料ですね。いわゆる園児数掛ける国で定めた保育単価というのがございます。これが要するに、保育園の保育にかかわる経費について出す部分でございます。さらに広域入所の部分も足されておりますけれども1億2,286万9千円。それから19節で民間保育所運営費補助金663万円というのがございます。これは私立保育園の経営を助長するため、職員待遇改善費および採暖費という形で旧身延町では補助をいたしておりました。引き続いて、同じような形で民間保育所を奨励していくという形で引き続く事業であります。

それから一番下ですが、先ほど来より申しておりますように、保育料の保護者負担金軽減補助金ということで2,489万6千円の計上であります。

なお、参考までに民間保育所の人数でありますけれども、下山につきましては60名、大野山については48名、それから大島については38名。合計146名ございます。

各園について、園児数だけ説明させていただきます。83ページ。

常葉保育所でありますけれども、園児数は、これは12月現在で試算してありますが、25名であります。 常葉が25名。

それから、めくっていただきまして、85ページの久那土保育所ですが、これが31名。 それから87ページの西嶋保育所が35名。

それから89ページの原保育所が28名。

次に90ページの静川保育所が19名。

それから先ほど言いましたように、民間保育所、92ページが146名という形でございます。

次にめくっていただきまして、96ページをお願いします。

一番上の欄でございますが、予防費の中になるんですが、19節の負担金補助及び交付金で、 飯富病院の起債償還負担金、それから飯富病院普通交付税配分という形でございます。旧中富 町ではこのような形で計上しておりましたので、議員さんもお分かりだと思いますが、他の議 員さんはお分かりにならないと思いますので、ちょっと補足説明させていただきます。

飯富病院から示された額ということで、早川町と新身延町で起債の償還、要するに、飯富病院で起債を支払っていただいているんですが、その部分の経費ということで、負担割合により、これは本町分を計上させていただきました。

なお、この内容について詳しくは、また追加議案等も予定されているようですので、そのと き負担割合等の詳しい報告についてさせていただきます。

それから飯富病院の普通交付税ということですが、要するに、飯富病院が設置されていますのが身延町の中ということで、普通交付税にその分が算入されています。それで早川町と身延町で経費等は案分で負担しておりますので、この交付税が入る分については逆に早川町のほうへ一部交付するということになっています。その分の経費であります。

それから99ページをお願いします。

一番上の方に、これは環境衛生費の中でありますけれども、13節の中で一番上から3つ目ですが、地球温暖化防止計画策定業務157万5千円とございます。これは新しく地球温暖化防止に取り組むための身延町の計画を策定する経費ということで、新しい事業で計上させていただきました。

それから19節の中に、合併浄化槽の設置補助金、それから撤去費の補助金200万円。4,800万円ほどになるんですけれども、旧3町からの引き続き事業を新町でもやっていくという形で、全部で87基分を予定いたして計上させていただきました。87基分については、国が1,535万7千円、県が1,365万3千円、町の負担としては1,706万1千円。これが町の純然たる一般財源がかかるという形になります。それから下の200万円については40基分でございますけれども、これは町単独費用で計上させていただきました。

めくっていただきまして、100ページです。

清掃費ですが、これは峡南衛生にかかる経費の負担金という形で、額が非常に多く、また内容的には記載のとおりでが、峡南衛生負担金3億5,283万2千円。この内容は流用化でありますように、維持負担金、起債償還、あるいはゴミ処理の交付税の算入。これもやはり施設の中の一部、身延町の部分が入っているということで、交付税に算入される分を飯富病院と同じような形で全体の、峡南衛生組合のほうへ交付するものであります。

それから次に101ページですけれども、13節委託料で、湯町の簡易水道にかかわる事業 認可申請の経費、あるいはボーリング調査の経費、さらに旧身延町で中央簡水の中で和田の水 源用水量とか水質調査の経費、また下部簡易水道の基本計画に伴うものでございます。これら の部分が出ております。下部の分は継続事業でございますが、上の3つについては新規事業で ございます。

それから次のページにわたって、28節の繰出金がございますが、102ページをお願いし

ます。

下部簡易水道事業特別会計へ4,413万4千円。それから中富簡水へ5,834万6千円。 身延簡水へ3,836万2千円ということであります。それぞれ特別会計のほうで内容的には 出てまいりますので、省略させていただきます。

それから次の2目について。簡易給水施設運営費とございますけれども、この目については 旧下部地区の中の中之倉、釜額、沢、峰山、これらの4施設の維持管理経費にかかわる費用で ございます。

ちょっと飛ばしていただきまして、111ページをお願いします。

上から2つ目の欄ですが、これは農業土木費の中でありますけれども、19節で下のほうにその他負担金とございますが、中山間地域総合農地防災事業負担金2,041万8千円。これは中富地区の手打沢地内、それから下部地区の杉之木、清沢地内の事業でございますが、事業費の17.1%を町で負担するものでございます。県の事業でありますけれども負担を出すという形であります。

次の中山間地域総合整備事業負担金3,166万6千円につきましては、旧身延地区において、相又、和田等が予定されておりますが、事業費の15%分。それから事務費の16.7%を負担するものであります。

次の目の山村振興費の中で、13節委託料2,014万8千円でありますけれども、説明ではゆば生産卸売業務とございますが、これは旧身延地区におきまして、JAふじかわにゆばの生産について委託いたしておりますが、歳入のほうで売上金を全部入れていただく予算になっております。ここでは支出ということで、その収入額から8%を引いた額を委託料という形でJAふじかわに戻すという予算になっております。しいて言えば、8%は町へ残るという形になっております。

これはちょっと説明を付け加えますが、その目の一番下、開発センター管理費については、これは教育費の中へ移行いたしておりますので、ここでは廃目という形になります。

次に114ページをお願いします。

林業土木費中でございますが、15節の工事請負費については記載のとおりでありますが、19節負担金補助及び交付金ですが4,600万円。森林基幹道三石山線開設事業負担金ということで、これは従来より身延地区、また下部地区でこのような事業を継続いたしているんですが、事業費の10%について県へ負担するものであります。

次に120ページをお願いします。

120ページの土木総務費中でございますが、13節の委託料4,939万2千円ということであります。内容的には4つあるんですが、まず道路台帳作成業務でありますが、これは下部地区内において一部道路台帳等が未整備の分がありますので、これらの台帳作成経費、また身延、中富地区の新しい部分の道路台帳を作成する経費であります。それから、富士川水辺の活用うんぬんとございますが、これは旧身延町からの引継事業でありますが、富士川の改修計画に寄与するための基礎資料を作っていただく計画作成業務であります。それから3つ目の道路整備計画でありますが、これは新町になりまして、新町の道路整備をどう進めていくかという観念に立ちまして、基本計画等をつくってまいりたいという形で新しく計上させていただきました。

それから121ページ。

次のページですけれども、一番下にありますように19節。これは急傾斜地の対策費でありますが、19節負担金補助金ですが、急傾斜地崩壊対策事業17カ所ということで、この金額でありますけれども、旧3町にわたっております。下部で10カ所、中富で1カ所、身延で6カ所。これはその個所によって負担割合が若干、一部まちまちでありますが、事業費の5から20%が町の負担金という形で県に納めることになります。

次に122ページをお願いします。

道路橋梁費。道路橋梁費の大きな金額は、15節の工事請負費ですが3,220万円。今年度そこに記載したような個所について、合計で3,220万円の計上をさせていただきました。

また、次の123ページには、これは道路新設改良費でありますが、やはり記載のとおりの路線について、15節について合計2億円という形で予算計上させていただきました。

次に127ページをお願いします。

6項の下水道費中の下水道総務費でありますが、この中に13節委託料で697万5千円。 下部処理区下水道事業測量業務という形で674万8千円を、これは新たな事業といたしまして、下部地区の測量業務にかかわる経費を計上させていただいております。

次に128ページであります。

ここでまた28節の繰出金という形で、特別会計への繰出金、下水道事業特別会計へ3億4,831万7千円。それから農業集落排水特別会計へ3,058万6千円ということであります。この上の下水道事業については、金額はちょっと省きますが、特別会計でまた出てまいりますので省きますが、中富の下水道分、それから帯金、塩之沢、さらに角打、丸滝、それから身延下水ですね。新しく事業が、今年度から始まりますが、身延下水。それから予備費の経費という、そのような内容になっております。

それから下にございます農業集落については、旧下部の上之平地区、それから北川地区においての集落排水にかかる維持管理経費と公債費の経費でございます。

ちょっと飛ばしていただきまして、内容はまた記載のとおりでありますので、ちょっと飛ばせていただきます。

教育費に移らせていただきます。

まず153ページをお願いします。

153ページの一番下の目に北小学校建設事業費という形で、新しい目をここに起こさせていただきました。今までは小学校の管理費等の中に入っていましたので、北小の建設事業にかかわる経費をここにまとめる形で、分かりやすく出したものであります。総事業費として6億4,739万8千円であります。右説明のとおり、委託料にかかわる経費。

それから次のページに移りまして、154ページ。

15節の工事請負費6億1,057万5千円であります。なお、ここでちょっと付け加えさせていただきますが、校舎等の建築工事、校舎の大きさでありますけれども、RC2階建ての3,152平方メートル。それから体育館については、鉄骨の1階建ての1,185平方メートルを予定いたしているところであります。これらの建設工事の17年度分にかかる経費ということで6億1,057万5千円の計上であります。

それから17節の222万4千円。公有財産の関係ですけれども、用地購入費について、1件分でありましたが、土地の持ち分の5分の1にかかる分であります。889平方メートルの持ち分、5分の1にかかる分でありますが、相続関係等の関係から一部17年度に執行される分

がここに計上されてございます。

それから22節は電柱等の移設経費900万円であります。電柱等も10本ありますし、それから電線の移設、あるいは光ファイバー等の移設の費用がかかるわけでございます。

次に166ページをお願いします。

社会教育の部分ですが、166ページの一番下、28節繰出金です。1,176万1千円。 これは青少年自然の里特別会計への繰出金ということで、これはまた特別会計で出てまいりますが、施設管理費、また運営費の一部といたしまして、県からも当然お金がくるんですが、それらの差し引きした町の負担分ということで繰り出しをするものであります。

次に168ページをお願いします。

これは公民館費の中でありますが、19節負担金補助でありますが994万円。合計額はそういう形です。この中を見ますと、補助金の中で、いくつかあるんですが、要するに、集落公民館の整備に関する補助金がこの中に入っております。まず一番上の大炊平の集落の公民館の整備費で55万1千円。それから1つ飛んで、下部集落指定研究というのは、これは事業費の補助ですので、1つ飛んで、揚桧、集落公民館整備費補助金。これは西嶋だそうですけれども、これら29万3千円。それから、また1つ飛んで、旧身延ですが、下山大工町の集落公民館建設補助金で、これはちょっと大きいんですが705万円。これは新たに建て替えをするようですが705万円。それから1つ飛んで、角打の集落公民館で、下水の費用ということで13万円。以上4カ所について、集落公民館の整備費補助金を交付します。補助率はいずれも3分の1であります。

171ページをお願いします。

これは目の説明ですが、171ページの左の下3つですね。廃目になっておりますが、まず金山博物館の運営費については、教育費の中の5項文化振興費がありますが、そちらへ移行したために、ここは廃目という形になります。それからリバーサイドパーク運営費についても5項の文化振興費へ、それから歴史民俗資料館については文化財保護費へ組み入れいたしました。次の172ページ。

総合文化会館の管理費も同じく5項の文化振興費へ移行しました。次の総合文化会館自主事業費についても同じく。それから文化財保護費についても、やはり、5項のほうへ移行いたしておりますので、お願いいたします。

174ページをお願いします。

ここは文化財の保護費の中でございますけれども、ちょうど真ん中へんの19節の中に、補助金として大野山本遠寺の本堂、鐘楼ですね、等の保存の修理事業費というのがございます。これは旧身延町において継続事業でやってきた事業でありますけれども、平成14年度から平成20年度まで予定いたしている事業であります。国の重要文化財について、保存、修理をいたすということであります。本年度の事業については、17年度の事業については2億円を予定いたしているんですが、このうち、いずれの年度も補助率は同じですが、国で85%、1億7千万円。それから県で7.5%、1,500万円。それから町で3.75%、750万円。それから所有者が3.75%、750万円。これらを負担して修復等を行うということであります。予算の形は町の負担分3.75%だけ計上して、大野山にかかる経費という形で負担する形になっております。そのほかの国県の補助金については、大野山のほうへ直接いくという形になります。

次に179ページをお願いします。

旧身延にございます総合文化会館に関する、これは自主事業費の経費でありますが、8の報償費中にいくつか事業があるんですが、真ん中ほどに町制1周年、総合文化会館10周年記念コンサートというのがございます。これはちょっとお金もかかるんですけれども、予算的にはこの部分へ1,100万円ほど予定いたしております。有名人等を招いて1周年の記念の事業、イベントを行いたいという部分が入ってございます。そのほかの事業については各月ごとの自主事業をやる経費でございます。

次に191ページをお願いします。

191ページの公債費でございますけれども、今年度公債費。元金といたしまして12億9,517万9千円計上させていただきました。それから利子といたしまして2億5,030万8千円の計上です。なお、利子の中には右の説明欄にありますように、いわゆる起債ですね。長期債の利子が2億4,530万8千円。それから一時借入れについては、一応500万円という形で計上いたしております。

それから、この補足の説明は204ページに地方債の平成15年度末における現在高うんぬんという表がありますように、起債の区分ごと、それから横の欄は15年度末の現在高、16年度末現在高、それから17年度中増減見込み額というのがございまして、その中に元金の償還見込み額というのがあると思いますが、この一番下の数字、12億9,517万9千円。これに該当するものであります。17年度末の現在の見込み額は右の欄のとおりであります。

次に192ページをお願いします。

ここは基金への積立金でありますけれども、いずれも基金の利子分を積み立てるんですが、5目の湯町の開発基金費1,505万円につきましては旧下部地区からのものでありますが、入湯税の一部について基金へ積み立てるという形を、旧町から引き継ぐ形になりましたけれども、同じような形で積み立てをいたしてまいりたいと思います。あとは利子分でございます。最後に194ページ。

予備費といたしまして、本年度1千万円計上させていただきました。

以上、長時間ありがとうございました。

一般会計の予算でございます。

よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

暫時休憩いたします。

再開は11時25分にしたいと思います。

休憩 午前11時15分

再開 午後11時25分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

議案第48号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計予算について 議案第49号 平成17年度身延町老人保健特別会計予算について 町民課長。

○町民課長(遠藤和美君)

それでは議案第48号、それから議案第49号の補足説明をさせていただきます。

まず議案第48号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計予算について説明させていた だきます。

最初に、医療給付費負担金割合の変更につきまして説明させていただきます。

17年度は、歳入中、国県の補助金の負担率が変わりました。三位一体の改革により医療給付費に対する国の負担率が下がり、新たに都道府県財政調整交付金制度が導入され、県の負担率が高くなりました。その内容は、療養給付費負担金40%が36%に、財政調整交付金10%が9%となりました。この減率分5%は県から財政調整交付金として町に交付されることとなりますが、17年度当初においては3%計上し、不足の2%については基金を充ててほしいという旨の県の指導がありましたので、そのような対応をさせていただいております。

また、保険基盤安定制度の保険税軽減分の負担割合が、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でありましたが、国の2分の1がなくなり、県が4分の3、町が4分の1と変更になりました。

医療費につきましては、16年度の医療実績見込み額に一般分7%、退職分10%の伸び率を見込んで計上させていただいております。

歳入については、この医療費見込み額と県や連合会で示された数値を基に、支払基金、国、 県、町等の負担金、および保険税収額を算定させていただいております。

それでは、予算書の8ページのほうをよろしくお願いします。

まず歳入ですが、国民健康保険税につきましては、徴収率を現年度分は95%、滞納繰越分は10%を見込んで予算計上させていただいております。

1目の一般被保険者国民健康保険税は 4 億 4 ,3 0 1 万 2 千円を計上させていただきました。内訳については右説明のとおりであります。退職被保険者等につきましては 5 ,4 0 7 万 3 千円を計上させていただいております。合計といたしまして 4 億 9 ,7 0 8 万 5 千円の税収を見込んでおります。

2款1項1目2目とも、これは科目設定であります。

次のページをお願いします。

3款1項1目も科目設定をさせていただいております。

それから総務手数料につきましては、合併により目の整理をいたしまして、廃目とさせてい ただいております。

それから4款1項1目の事務費負担金でありますが、これらの国県等の負担金等につきましては、医療費の一般分の推計額に国等で示す負担割合によりそれぞれ計上させております。

1目の事務費負担金は、本年度、これも科目設定になりますが2千円。

それから2目の療養給付費当負担金が5億1,277万9千円。

3目高額医療費共同事業費負担金が1,140万7千円。内容につきましては右説明のとおりであります。

それから、ここの2目のところですが、この部分の現年度分が負担率が100分の40から100分の36に変わっております。

それから 2 項 1 目財政調整交付金。これは実績見込みの数値でありますが、 2 億 5 千万円を 計上させていただいております。ここの部分は負担率が、現年度につきましては 1 0 % から、 やはり9%に変わっております。

次のページをお願いいたします。

12ページです。

5 款 1 項 1 目療養給付費交付金ですが、これは退職者分として支払われるものです。支払い 基金のほうから入ってきます。金額は 2 億 5 , 2 1 7 万 3 千円を実績見込みで計上させていた だいております。

それから6款1項1目高額医療費共同事業費負担金ですが、1,140万7千円。これは、 やはり実績見込み数値を計上させていただいております。県の負担率は4分の1です。

それから2県補助金、2項1目国庫老人医療費対策費助成金。これは県単老人の関係ですが、581万2千円を計上させていただいております。

それから、これが新しくできた県の調整交付金の関係ですが、2目の財政調整交付金4, 273万円。これは負担率が3%で計上させていただいております。

それから国保強化推進事業費補助金ですが、これは制度の廃止によりまして廃目とさせてい ただきました。

それから 7 款 1 項 1 目の高額医療費共同事業交付金ですが、これは連合会の数値によりまして、本年度 1 億 2 , 6 7 6 万 9 千円の計上をさせていただきました。

そして財産収入ですが、1項1目利子及び配当金。今年度基金の利子を21万円見込んで計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目一般寄附金20万円ですが、これは国保会計で使ってほしいというふうな寄附金をいただいた場合に、ここへ積み立てていただかせてもらうものです。一応、20万円を計上させていただきました。

それから10款1項1目の一般会計繰入金でございますが、これは本年度1億9,768万3千円。これは右説明のとおり、一般会計のほうから繰り入れをしていただくものです。そこで、ここの1節の保険基盤安定繰入金の負担割合が県の数値が4分の3になりまして、そして保険者が4分の1というふうな形の中で、計算をされております。

それから 2 項 1 目の財政調整基金繰入金ですが、これは 5 , 7 0 0 万円、今年度計上させていただきました。これは先に話しましたように、県のほうの 2 %部分をこの基金の中から 1 , 7 0 0 万円ほど取り崩しをさせていただき、あとの 4 千万円は歳出のほうの予備費として充てさせていただくような形を取らせていただいております。

次のページをお願いいたします。

11款1項繰越金ですが、今年度1目は科目設定です。その他の繰越金として236万円を見込んでおります。

それから12款の1項から2項ですけれども、これは科目設定というふうな形で計上させていただいております。

それから預金利子につきましては、やはり合併により整理をさせていただきまして、この目 は廃目とさせていただいております。

それから歳出につきましては主なものを説明させていただきますけれども、21ページをお願いいたします。

まず一般管理費、1款1項1目ですが、今回、給料は職員7人分を見込んで計上させていた

だいております。それらの人件費を右説明のとおり計上させていただいております。内容につきましては右説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

それから23ページですけれども、2款3項1目の運営協議会費43万9千円の計上をさせていただいております。これも右説明のとおりでありますが、国保運営協議会の委員さん18人分の日額による報酬を計上させていただいております

それから 4 項、これも合併によりまして目の整理をさせていただきまして、廃目となっております。

それから24ページ。

医療費の関係ですが、医療費の伸びにつきましては先ほども話をしましたが、16年度の実績見込み額に7%の伸びを見込みまして計上させていただいております。数値につきましては予算書のとおりであります。

それから29ページをお願いいたします。

保健事業費でありますが、これらの事業は継続することが大事と考えまして、旧町時のものをそのまま引き続き計上させていただいております。内容につきましては、右説明のとおりであります。健康増進を図るとともに、レセプト点検等により医療費の適正化に努めていきたいと考えております。

以上、雑ぱくではありますが、国民健康保険特別会計予算の議案第48号に対する補足説明 を終わらせていただきます。

それから議案第49号 平成17年度身延町老人保健特別会計予算でございますが、高齢化している本町の医療費は年々増加しております。17年度は16年度の実績見込み額の平均値から1年間の医療費を推計した結果、約9%の伸び率となっております。

歳入につきましては、この医療費に対して、国庫負担金、県負担金、支払基金交付金、町の 負担金をそれぞれ負担割合により計上させていただいております。

また人件費につきましては、旧町時代は一般会計に計上させていただいておりましたが、 17年度からは職員2人分をこの会計に計上させていただいております。

細かい数値につきましては予算書のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。 歳入歳出それぞれ29億8,362万5千円と大きな予算となっておりますが、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、議案第48号、第49号の補足説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(伊藤春三君)

議案第50号 平成17年度身延町介護保険特別会計予算について 福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

議案第50号 平成17年度身延町介護保険特別会計予算の町長の補足説明を申し上げます。 まず歳出の主なものを説明します。

17ページをお開きください。

13節の委託料の一番下にあります介護保険事業計画および高齢者福祉保健事業計画策定業務246万円ですが、これは平成17年度に、平成18年度から平成20年度までの3年間の第3期介護保険事業計画と併せて、高齢者福祉保健事業計画が定められることが規定されてお

りますので、この計画策定の業務委託費であります。

なお、この介護保険事業計画の中で平成18年度から平成20年度までの3年間の保険料も 併せて検討していきます。

次に18ページをお開きください。

12節の役務費の手数料394万3千円ですが、これは介護認定審査の必要な主治医の意見書の手数料であります。

次に20ページをお開きください。

2款1項の介護サービス等諸費につきましては、介護認定で要介護1から要介護5までに認定された方のサービス給付費を推定した額です。給付費全体の97.19%の13億8,330万4千円になっております。

次に21ページの2項の支援サービス等諸費につきましては、介護認定で要支援に認定された方のサービス給付費等を推計した額です。給付費全体の1.99%、2,832万6千円になっております。

続きまして、22ページをお開きください。

4項は高額介護サービス等諸費であります。月の利用者負担が上限額を超えた場合、申請し認められたときは、超えた分があとから支給される制度であります。これは給付費全体の0.69%の982万2千円になっております。

次に23ページの財政安定化基金拠出金は介護保険財政を安定化するための基金で、県が管理しているものですが、その負担金です。135万3千円になっております。

次に25ページをお開きください。

これは財政安定化基金償還金ですが、中富地区におきまして、平成14年度までの第1期におきまして給付費の不足が生じ、先ほど説明申し上げました県が管理している財政安定化基金から1,600万円の借り入れを行いました。平成15年度から平成17年度の第2期の3年間で償還することになっておりますので、平成15年度と平成16年度で1,066万6千円償還しました。平成17年度に今回計上をお願いしてあります533万4千円を償還し、無利子でありますので、1,600万円の償還が終了する予定であります。

次に歳入の主なものでありますが、戻っていただいて8ページをお開きください。

1款1項1目は65歳以上の方の第1号被保険者の保険料ですが、全国平均では給付費の18%になっておりますが、本町においては75歳以上の後期高齢者等の比率が高い等のため、14.2%になっております。2億301万円と先ほどの償還金の533万4千円を加えた額の2億834万4千円となっております。

次に10ページをお開きください。

国庫支出金は、全国平均は給付費の25%になりますが、本町の場合は20%の介護給付費 負担金2億8,466万円と、先ほど1号被保険者で全国平均は低いと申し上げましたが、そ の分を加えた調整交付金の1億2,595万9千円。これは8.8%になりますが、合わせま して、国庫支出金は全国平均より多い28.8%になります。

次に11ページの支払基金交付金は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険に当たるものですが、給付費の32%の4億5,545万6千円となっております。

次に12ページをお開きください。

12ページは県負担金ですが、給付費の12.5%の1億7,791万4千円となっており

ます。

次に14ページをお開きください。

14ページの一般会計繰入金は、介護給付費繰入金の12.5%と職員給与費繰入金、事務 費繰入金等を加え、2億1,987万8千円となっております。

以上が議案第50号の町長の補足説明ですが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

議案第51号 平成17年度身延町介護サービス事業特別会計予算について 福祉保健課長補佐、お願いします。

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐(赤池和希君)

議案第51号 平成17年度身延町介護サービス事業特別会計予算の町長の補足説明をさせていただきます。

まず6ページの事項別明細をちょっと見ていただきたいと思います。

歳入でありますけれども、1款サービス収入、1項の介護給付費収入につきましては、介護 保険法に基づきまして介護認定の介護度1から5の方の要介護者分でありまして、訪問介護費 収入につきましてはホームヘルプ事業であります。それから、通所介護収入につきましてはディサービス事業等となっています。

居宅介護サービス計画費収入は、ケアマネージャーによりますケアプランの作成費ということで、1項の合計は3,466万8千円となります。それから、2項の予防給付費収入につきましては要支援と認定された方のサービス料でありまして、合計しまして289万9千円となります。

3項の自己負担金収入につきましては利用者の1割負担ということで、333万5千円であります。

2 款繰入金につきましては一般会計からの繰入金でありまして、これは事業費の不足分であります。 2 9 5 万円となっております。

次に歳出に入りまして、10ページを見てもらいたいと思います。

10ページの1款事業費でありますけれども、1項居宅サービス事業費ということで、先ほど言いましたように、訪問介護事業費。これは、ヘルパーによります事業費は身延町社会福祉協議会に委託しておりまして、そのほとんどが中富訪問介護支援事業所へ委託であります。通所介護事業につきましては、やはり社会福祉協議会へ委託しまして、中富の通所介護支援事業所へほとんどが委託金として支出いたします。

2項につきましては、居宅介護支援事業費につきましては、これもケアマネージャーによりますプランの作成費でありまして、ケアマネージャー2人分の人件費が主な支出となっております。

介護保険につきましては、歳入歳出、以上でありますけれども、よろしくご審議の上ご決定をお願い申し上げたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

暫時休憩いたします。

午後1時再開の予定でおります。

お昼にしてください。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長(伊藤春三君)

午前に引き続きまして、再開いたします。

峡南衛生組合所長は所用のため、午後の会議は欠席いたしております。

議案第52号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算について

議案第53号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算について

議案第54号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算について

水道課長。

○水道課長(遠藤忠君)

それでは議案第52号について補足説明をさせていただきます。

5ページをお願いします。

水道課長にお願いをします。

地方債の関係でございますけれども、簡易水道事業債 1 , 1 0 0 万円、それから過疎対策事業債 1 , 1 0 0 万円。合わせて 2 , 2 0 0 万円でございます。これは簡易水道事業費のほうで使わせていただきます。

続いて8ページをお願いします。

歳入の関係でございますけれども、1款1項1目の水道使用料4,155万4千円。現年度分としまして,1,800件分をここに上げさせていただきました。過年度分については科目設定でございます。

次のページ。

2款1項1目簡易水道施設整備費負担金とその下の消火栓施設整備費負担金につきましては 科目設定でございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目の加入手数料でございますけれども、これも一口分の科目設定でございます。 次の4款1項1目簡易水道施設整備国庫補助金でございますけれども、1,500万1千円でございます。これは簡易水道事業費の補助金でございます。

続いて次のページ。

5款1項1目の一般会計繰入金4,413万4千円。一般会計への繰入金ということで、人件費、それから簡易水道事業、公債費、予備費への繰入金でございます。

次の繰越金でございますけれども10万円。これは16年度の繰越分。見込みということで ございます。

次のページの諸収入、雑入でございますけれども2千円。科目設定でございます。

次のページの8款1項の関係でございますけれども、これは町債で、先ほど地方債のところで説明させてもらったとおり2,200万円ということでございます。

次のページでございますけれども、歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費でございますけれども、本年度4,679万9千円。2節の給料でございますけれども、職員2名分ということで、4の共済費まででございます。7の賃金でございますけれども226万8千円。これは検針員2名分1,890件の12カ月分というこ

とでございます。

それから1カ所、訂正をお願いします。11節の需用費でございますけれども、消耗品の下 に消毒費とありますけれども、そこは燃料費。公用車の燃料でございます。燃料費に訂正をお 願いしたいと思います。

続いて次のページですけれども、15節ですけれども工事請負費の関係でございます。 152万4千円。右説明のとおりでございます。それから18節の備品購入費50万円。水道 水の水質検査器具ということで、5地区で1人ずつお願いいたしまして水質検査を、毎日の検 査に使う器具でございます。水質検査の機械でございます。

続いて次のページをお願いします。

2款1項の簡易水道事業費3,781万円。右、節で13節委託料の関係でございます。ここに国庫補助金と、それから地方債を充当いたします。下部簡易水道の国庫補助事業等ということで、右説明のとおりでございます。

次の3款1項1目は科目設定でございます。

次のページでございますけれども、4款1項1目水道使用料の還付金1万円。これも過年度 分の還付金ということで、科目設定でございます。

5 款 1 項でございますけれども、公債費。 1 目の元金 1 , 7 7 3 万 9 千円。これは簡易水道 事業債の 1 0 件分でございます。

続いて2目の利子2,040万1千円。これは長期債の利子ということで、簡易水道事業債が19件分、それから過疎債の分が2件分ということでございます。

次のページをお願いします。

6款1項1目の予備費ですけれども、10万円を計上させていただきました。

それでは、議案53号をお願いしたいと思います。

身延町中富の簡易水道事業特別会計でございます。

5ページをお願いしたいと思います。

地方債の関係でございます。簡易水道事業債4,220万円。それから過疎対策事業債4, 220万円。合わせて8,440万円。これも簡易水道事業費へ充当するものでございます。 それでは8ページをお願いします。

歳入の1款1項1目水道使用料でございますけれども3,595万4千円。1の現年度分でございますけれども、1,620件分を16年度の実績を見ながら計上させていただきました。 続いて2款1項の負担金でございます。この項は1口分の科目設定でございます。

次のページをお願いします。

3款1項加入手数料でございますけれども、ここも1件分の科目設定ということで計上させていただきました。

続いて4款1項1目の簡易水道施設整備国庫補助金4,624万8千円でございます。これが簡易水道の事業費のほうの補助金でございます。右説明のとおりでございます。

次のページをお願いします。

5款1項1目の一般会計繰入金5,834万6千円。右、公債費分、それから事業費分ということで、人件費、それから公債費の元金、利子分ということでございます。

6款1項1目の繰越金10万円。前年度繰越金ということで、見込み額でございます。 次のページをお願いします。 7款1項1目雑入でございます。100万2千円でございますけれども、1目の量水機の弁 償金。これは科目設定でございます。

それから2目の消費税還付金100万円。平成16年度分の消費税の還付金ということで、17年度3月までの見込みでございます。雑入は科目設定でございます。

8款1項の町債でございます。1の簡易水道事業債4,220万円、それから2の過疎対策事業債4,220万円。合わせて8,440万円については、先ほどの地方債のところのものでございますけれども、右の事業に充てるものでございます。

次のページ。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費4,346万5千円でございます。給料等につきましては職員2名分でございます。それから7節の賃金でございますけれども、検針員の賃金ということで1,690件×12カ月分ということでございます。

飛んでいただきまして、13の委託料。これにつきましては経常でございますので、ちょっと省かせてもらいます。

15節の工事請負費ということで315万円。右説明のとおり、水道管の移設、それから西嶋の量水機の取替え、それから宮木の量水機の取替工事分ということで、この耐用年数が8年ということで替えるものでございます。

16の原材料費459万6千円につきましては、上の工事費の原材料、メーター機ということで、バルブ、ボックス等で350件分でございます。

あとは経常経費ですので、次のページをお願いします。

2款1項1目簡易水道事業費1億4,002万6千円でございます。ここに国庫補助金、それから地方債を充当するものでございます。

13節の委託料でございますけれども3,964万8千円。右説明のとおりの業務委託でございます。15節の工事請負費4,760万円。これも右説明のとおりの工事を行うものでございます。それから19節の負担金でございますけれども5,256万8千円。これは東部簡易水道導配水管の敷設工事負担金ということで、下水道工事と併せて行うもので、下水道のほうへの委託分でございます。

3款1項1目消火栓改良費は科目設定でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目水道使用料還付金1万円。これは過年度還付金ということで科目設定でございます。

5款1項1目の公債費の関係でございます。1の元金2,426万9千円。これは右で簡易 水道事業債がありますが6件分、それから過疎債分が5件分でございます。

2目の利子1,824万8千円。これは簡易水道事業債が18件分。それから過疎債が8件分でございます。

次のページ。

6款1項1目予備費10万円ということでございます。

次に第54号のほうをお願いしたいと思います。

議案第54号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算でございます。

5ページのほうをお願いします。

第2表の地方債でございます。簡易水道事業債3,380万円、過疎対策事業債3,380万円

円。合わせて6,760万円。簡易水道事業費へ充てるものでございます。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

1目の水道使用料1億273万1千円。1現年度分でございますけれども、1億171万3千円。中央簡易水道1,324件分、それから下山簡易水道616件分、大島簡易水道140件分、相又簡易水道134件分の90%を見込ませていただきました。それから2節の過年度分でございますけれども、101万8千円。右説明のとおりでございます。

次、2款1項1目の簡易水道施設整備費分担金でございます。600万円。これは相又簡易 水道の受益者分担金ということで、15戸分×1戸40万円ということでございます。

2 項の負担金でございますけれども、これは新規加入 2 件分等の科目設定をさせていただきました。

次のページをお願いします。

使用料及び手数料ということで、3款1項1目の加入手数料1万1千円。これは加入手数料2件分の科目設定と、下1件分の科目設定でございます。

次のページ、4款1項1目簡易水道施設整備費国庫補助金でございます。これは2,997万 5千円。右説明のとおり、相又簡易水道事業、それから中央簡易水道事業分でございます。

次のページの5款1項1目一般会計繰入金3,836万2千円。右説明のとおり、施設整備の事業費分、それから公債費分。これは元金、利子分ということでございます。

6款1項1目の繰越金でございますけれども、1千円の科目設定でございます。

次のページ。7款1項1目の雑入3千円。これも科目設定でございます。

8款1項の町債の関係でございますけれども、目の簡易水道事業債3,380万円。それから2目の過疎対策事業債3,380万円。合わせて6,760万円。右事業に充当するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出1款1項1目一般管理費5,620万6千円。給料等につきましては、職員2名分でございます。7節の賃金でございますけれども、629万2千円。臨時職員賃金2名分、それから検針員2,250件分の賃金でございます。

それから飛びまして、13節の委託料でございますけれども840万1千円。これは右説明のとおりでございます。

ここは以上でございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目の簡易水道事業費1億1,855万9千円。ここに国庫補助、それから地方債を充てるものでございます。

13節の委託料3,817万8千円。右事業の業務委託関係でございます。15節の工事請 負費7,984万9千円。これも右工事費に充てるものでございます。

3款1項1目消火栓改良費は、科目設定でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目水道使用料還付金1万円。これも科目設定ということで、過年度分の還付金ということでございます。

5款1項の公債費の関係でございますけれども、1目の元金3,888万円。これは簡易水

道事業債が4件分、それから過疎債が5件分でございます。

それから2目の利子でございますけれども、3,013万4千円。これは簡易水道事業債6件分、それと過疎債1件分でございます。

次のページの6款1項1目予備費については100万円をお願いするものでございます。 以上でございます。

よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

議案第55号 平成17年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について 議案第56号 平成17年度下水道事業特別会計予算について 環境下水道課長にお願いします。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

それでは、議案第55号の補足説明をいたします。

6ページをお開き願いたいと思います。

歳入1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水費事業分担金、2目小規模集合 排水事業分担金、ともに科目設定でございます。

次のページをお願いします。

使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料161万9千円。これにつきましては上之平の使用料でございます。

- 2目の小規模集合排水使用料60万6千円。これについては北川地区の使用料でございます。 8ページをお願いいたします。
- 3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金3,058万6千円。これは上之平、 北川地区の事業費用および起債償還の分でございます。
 - 9ページをお願いします。
 - 4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度科目設定でございます。
 - 10ページをお願いします。
 - 5款の諸収入、1項雑入、1目雑入。これも科目設定のみでございます。
 - 11ページの歳出でございます。
- 1款事業費、1項事業費、1目上之平地区維持管理費1,951万5千円を計上いたしました。右説明のとおりでございますので、次のページ。

北川地区維持管理費も同じでございます。

- 13ページをお願いします。
- 2公債費、1項公債費、1目元金791万4千円。これは起債償還でございます。元金です。
- 2目の利子448万5千円。これは利息分でございます。合計1,239万9千円を上程するものであります。

以上が農業集落排水事業でございます。

続きまして、身延町下水道事業特別会計に入りたいと思います。

議案第56号の補足説明をいたします。

5ページをお開きください。

第2表地方債。これは特定環境事業公共下水道事業。旧中富で行っております中富下水道事業費6,840万円の2分の1でございます。3,970万円と、身延公共下水道事業費1,

100万円の2分の1、過疎対策事業3,970万円。ともに2分の1ずつでございまして、合計金額1,940万円の起債の借り入れをするつもりでございます。

8ページをお願いします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目中富下水道事業費分担金778万5千円。 これは加入分担金でございます。

- 2目の帯金塩之沢下水道事業費分担金20万円。これも加入分担金でございます。
- 3目の角打丸滝下水道事業費分担金60万円。1目加入分担金が20万円。加入分担金過年度分が40万円でございます。合計858万5千円。

2項の負担金、中富下水道事業負担金5,256万8千円。これにつきましては、工事負担金でございまして、先ほど水道課長が申しましたように、受託工事という形で、うちのほうの下水道事業と併せて工事を行いますので、これが5,256万8千円でございます。

9ページをお願いします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1項中富下水道事業使用料2,280万5千円を上程するものでございます。1節下水道使用料2,208万5千円。

2目の帯金塩之沢下水道事業使用料672万1千円。1目下水道使用料、現年度分が650万2千円。過年度分が21万9千円。

3目の角打丸滝下水道事業使用料970万7千円。1目下水道使用料。現年度分が968万4千円。過年度分が2万3千円でございます。

2項の手数料、1目中富下水道事業手数料が1千円。2目の帯金塩之沢が1千円。角打丸滝 も1千円。下水道事業手数料1千円ということで、科目設定でございます。

10ページをお願いします。

国庫支出金、1項国庫補助金、1目中富下水道事業国庫補助金、本年度5,500万円を上程するものであります。これにつきましては、1億1千万円の2分の1、5,500万円。下田原の雨水管渠設置工事のものでございます。

2目身延工業下水道事業国庫補助金1,070万円。1国庫補助金1,070万円。これにつきましては、身延公共下水道事業処理場および管渠設計業務2,140万円の2分の1でございます。1,070万円を上程するものでございます。合わせて6,570万円になります。

11ページをお願いします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金1億8,139万円。これは右説明のとおり、事業費と公 債費でございます。

2目帯金塩之沢下水道事業一般会計繰入金4,154万4千円。これも右説明のとおり、総 務管理事業費、維持管理費、公債費等でございます。4,154万4千円。

3目角打丸滝下水道事業一般会計繰入金1億2,179万5千円。これにつきましても、総務管理費事業費維持管理費、右説明のとおりでございます。

4目身延下水道事業一般会計繰入金259万円。これは事業費でございます。

5目下水道一般会計繰入金99万8千円。これは予備費充当分でございます。

合計、繰入金3億4,831万7千円を上程するものでございます。

12ページをお願いします。

繰越金。これにつきましては、科目設定でございます。

13ページをお願いします。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入130万1千円でございます。これにつきましては、消費税の還付金と雑入1千円を合わせたものです。

14ページをお開きください。

7款町債、1項町債、1目中富下水道事業6,840万円。1節下水道事業債3,420万円。2の過疎対策事業債3,420万円。ともに2分の1でございます。

2目の身延公共下水道事業債1,100万円。1目公共下水道事業債550万円。2目の過 疎対策事業債550万円。これも2分の1でございまして、合計7,940万円でございます。 す。

15ページをお開きください。

歳出、1款下水道事業債、1項総務費、1目中富下水道事業総務管理費746万8千円を上程するものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは下水道の排水設備工事156件分、2万円×156件、312万円でございます。汲取り便所水洗化工事助成金78件。3万円×78件、234万円でございます。これは6件分でございまして、対象金額275万円に対する利率年利1.7%でございます。

2目の帯金塩之沢下水道事業管理費でございますかが、次ページをお願いします。

16ページでございます。

これは、角打丸滝下水道事業総務管理費につきましても右説明のとおりでございます。

17ページ、事業費に入ります。

1目中富下水道事業 1 億 9 , 8 4 2 万円を上程するものでございまして、1 3 節委託料 1 3 7 万 5 千円。下水道台帳作業業務でございますが、平成 1 5 年、1 6 年度の施工分について行うものでございます。1 5 節工事請負費 1 億 7 , 6 2 1 万 8 千円。これは下田原の管渠敷設および雨水対策工事でございます。

帯金塩之沢下水道事業建設費。18ページをお開きください。

3目角打丸滝下水道事業建設費、15節工事請負費1,119万7千円。これにつきましては丸滝中村線管渠敷設工事。これと需用費1%分、11万1千円を合わせて1,130万8千円を上程したものです。

4目身延公共下水道建設事業費2,429万円を上程するものでございます。13節委託料2,455万円。これにつきましては、新しく身延公共下水道事業処理場管渠設計業務が入っております。

3項維持管理費2,245万3千円。それから2目の帯金塩之沢下水道事業維持管理費1,464万1千円。

3目の角打丸滝下水道事業維持管理費1,814万3千円を上程するものでありまして、右 説明のとおりでございます。

20ページをお開き願います。

14節の使用料でございますが、4万8千円。これにつきましては、JRの線路下にあります管渠横断部分の土地賃借料がございます。

4項公債費、1目中富下水道事業、元金11億2,423万4千円。これは元金でございます。

2目の中富下水道事業、利子3,667万5千円。これも元金でございます。

3目带金塩之沢下水道事業、元金1,324万9千円。

- 2目は元金と言いましたけど、利子の間違いでございます。
- 3目帯金塩之沢下水道事業、元金1,324万9千円。これも起債の元金でございます。
- 4目帯金塩之沢下水道事業、利子1,259万2千円。これは利息でございます。
- 5目の角打丸滝下水道事業、元金7,839万6千円。これも元金でございます。
- 6目の角打丸滝下水道事業、利息2,093万9千円。合計2億8,009万2千円でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費100万円でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長(伊藤春三君)

議案第57号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計予算について 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野治仁君)

議案第57号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計予算補正説明をいたします。 歳入につきましては、使用料及び補助金、県よりの委託金、町よりの繰出金で運営を行って おります。

歳出につきましても、例年行われている事業を継続する形で行われていて、大きな項目はございませんが、1件、13ページをお願いします。

2款1項1目体験施設運営費中、18節備品購入費中、軽トラック105万8千円とあります。今回、これは18年経過しました軽トラックなんですけれども、故障等も多くなったということで、今回買い替えをお願いするものであります。

以上、予算についてはこのようなことにお願いするんですけれども、運営面の内容につきまして説明を加えさせていただきます。

今まで県で委託を受けて運営を行っています。ところが自治法の改正がありまして、県の委託料で運営している公共施設は管理者制度を導入することになりまして、県が所管いたします公共施設は県内で51カ所ございます。自然の里につきましても、そのうちの1カ所ということで、管理委託の要請がございました。

本来ならば、方法といたしまして、民間等に公募を行いまして運営を委託するという形にな ろうかと思うんですけれども、自然の里の場合につきましては民間での運営は無理であるとい う県の判断がありまして、町に依頼がありました。

町では検討した結果を昨年12月に指定管理者としてよろしいということで、承諾いたしました。承諾することによりまして、17年、今年度9月の県の議会におきまして、条例改正の手続きを取った上で、18年4月から身延町が県の指定管理者を受けまして、運営を行うことになりました。

それで運営の内容なんですけれども、今までどおりの委託料をもらっていたときと同じような運営の方法でよろしいということで、県のほうではぜひお願いしますということになっています。現在、今、職員が8名で、県から3名の職員が派遣されております。それにつきましても今までどおり派遣を続けていくと、こういうことになりましたので、ぜひご理解をいただきまして、ご協力をお願いするものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

議案第58号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算について 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐(広島法明君)

議案第58号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

この施設につきましては、平成4年にオープンして、現在まで継続されております。通称、 門野の湯といわれるところです。

それでは、6ページをお開きください。

歳入ですけれども、1款1項1目の高齢者保養施設事業収入566万7千円。これは有料入 浴者、約8,500人分です。実際の年間利用入浴者の見込み数は2万8千人くらいですけれ ども、そのうち2万人くらいは町内の高齢者、無料入浴者です。

そして7ページの2款1項1目の一般会計繰入金3,940万1千円。右説明のとおりです。 次に9ページの4款1項1目の貸付金元利収入。これにつきましては券売機。おつり用の金ですけれども、年度始めに貸付けをして、年度終了に返してもらうというような形です。雑入は館内の自動販売機等の売上金です。

次に10ページ、歳出ですけれども、1款1項1目高齢者保養施設事業費2,163万2千円。右説明のとおりですけれども、この施設につきましては、常時3名、女性の職員2名が受付、清掃を主に担当ということで、早番、遅番で、交代で女性2名。7節の賃金は、その女性2名の賃金と男性が2名。1週間交代でボイラー担当、清掃、接客等を担当で、男性職員が2名交代。そのうちの1名ということで、そこの7節の賃金は女性2名、男性1名の賃金を計上させていただいています。そして、もう1人の男性の賃金は13節の説明欄。下から3行目。施設管理員ということで、シルバー人材センターのほうへ委託して、その男性1人の職員はシルバー人材センターからの契約をもとに臨時職員ということで採用しております。

そして、そのほか説明するのは、27節の公課費につきましては、入湯税8千人×150人ということで、先ほどの入浴者数8,500人と言いましたけれども、そのうちの500人は子どもということで、そのうちの8千人分、大人×150人ということで、120万円を計上させてもらいました。

そして12ページ。

2款1項の公債費、元金利子、合わせて2,423万7千円を計上させてもらいましたけれ ども、13ページにもありますように、右はじ、平成17年度末現在高見込み額0ということ ですので、平成17年度をもちまして、起債償還はすべて完了いたします。

以上、補足説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

議案第71号 町道静川・大須成・曙線道路改良工事請負契約の一部変更について 財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

それでは議案第71号の補足をさせていただきます。

内容につきましては、金額が変更後5,699万8,200円になるということで、町長が

提案したとおりであります。内容の説明につきましては、別紙資料というのをお配りしてある と思いますが、これによって補足させていただきます。

平成16年11月18日の臨時議会で、議案第1号により議決されたものでありますが、今回187万3,200円の増額をさせていただきたいということであります。

この理由につきましては、下にございますように、グラウンドアンカ工の66本のうちで31本が不具合が生じたという形で工事内容を変更したいということであります。

なお、これにつきましては、今回、繰越明許費の予算も別途計上させていただいているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

以上で当初予算関係の補足説明を終了いたします。

次に議案第72号から議案第75号までの説明をお願いいたします。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは議案第72号からご説明を申し上げたいと存じます。

議案第72号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の 選任について

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任 したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求め る。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

記

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日、順次読ませていただきます。

身延町根子4166番地 小林実 昭和3年8月15日。

身延町釜額1408番地 赤池清正 昭和8年8月23日。

身延町釜額482番地 赤池篤 昭和9年10月2日。

身延町根子3796番地 赤池寶 昭和11年7月2日。

身延町大磯小磯3646番地 伊藤多子美 昭和11年12月14日。

身延町八坂360番地 今福歳男 昭和12年10月18日。

身延町中ノ倉1232番地 伊藤敏夫 昭和14年6月20日。

提案理由でございますが、身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成17年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第73号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩 賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日と朗読させていただきます。

身延町杉山622番地 小林辰正 昭和3年3月10日。

身延町杉山1722番地 小林虎一 昭和3年7月4日。

身延町湯の奥255番地 門西正勝 昭和13年10月17日。

身延町常葉6817番地 佐野眞 昭和16年3月10日。

身延町常葉2286番地 渡邊昇 昭和17年4月20日。

身延町老平303番地の1 渡邊敏夫 昭和18年8月11日。

提案理由

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成17年3月31日をもって 満了するため、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第74号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任 について

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。 平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

記

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区財産区管理会委員

身延町大塩2012番地 佐野富昭 昭和3年1月24日

提案理由

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員が辞任したことに伴い、 後任の委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第75号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

身延町大河内地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例 第3条の規定により議会の同意を求める。

平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

記

身延町大河内地区財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日とまいります。

身延町大島2018番地 佐野喜一 昭和8年3月17日。

身延町丸滝863番地 鈴木正男 昭和11年1月22日。

身延町大島1359番地 若林庄明 昭和9年10月2日。

提案理由でございますが、身延町大河内地区財産区管理会委員が辞任したことに伴い、後任の委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

○議長(伊藤春三君)

ただいま説明のありました議案第72号から議案第75号までは人事案件でありますので、 補足説明は省略いたします。

請願第1号 廃棄物最終処分場建設反対についての説明をお願いします。 高野敏彦君。

○35番議員(高野敏彦君)

それでは請願の趣旨を説明させていただきます。

紹介議員といたしまして9名おりますが、代表して説明いたします。

請願番号請願第1号

件 名 廃棄物最終処分場建設反対についての請願

請願者住所氏名 山梨県南巨摩郡身延町北川5159

身延町北川区区長 小林紘一ほか

紹 介 議 員 石部典生、日向英明、深沢脩二、山田省吾、赤池好二、高野敏彦、 渡辺文子、伊藤 晃、小林茂男

請願の趣旨

産業廃棄物最終処分場建設に反対し、私たち自身のためでなく、あとからくる子や孫たちに 限られた財産である、この緑と清流に恵まれた自然を残したいという切実な願いである。

なお詳細は次ページ以下の請願書をご覧になり、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

以上で提出案件の説明が終了しました。

暫時休憩いたします。

再開は2時5分にいたします。

あとが大変ですので、時間にはお集まりください。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

日程第2 提出議案に対する質疑を行います。

議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

認定第2号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

認定第3号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないですので、質疑を終結いたします。

議案第8号について質疑を行います。

14番、穂坂英勝君。

○14番議員(穂坂英勝君)

14番、穂坂でございます。

大変ご苦労さまでございます。

単純な質問を1点させていただきます。

それは、12月定例議会で私も路線バスのことについて、ご提言させていただいた経過を持ちまして、単純にこの条例改正が、単純にバス路線を1キロ延長しただけのことであるのかどうなのかという点でございます。

と申しますのは、町営バスの運行計画については、合併後エリアを乗り入れできることから、 効率的、有効的に運行計画を練り直して町民の利便を図るという大前提があったはずでござい ますので、その一環として、こういう条例改正が出されたのかどうか。単純に路線を延長した のか。その点、1点だけお聞きします。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

町内のそれぞれの路線バスの関係につきましては、まず庁舎内で関係する課で協議を進めております。その中で地域からも、上田原からも要望がございまして、まずはできる部門からひとつ手をつけていこうと、そういうようなことで、全体的な部分につきましても現在協議をしているところでございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

いいでしょうか。

ほかにありますか。

(な し)

質疑がほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第9号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないですので、質疑を終結いたします。

議案第10号について質疑を行います。

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

それでは議案第10号について、3点の質問をいたします。

まず1点目として、今回総合計画審議会条例を設置して、ここにありますように、第3条にありますように20名を選任すると。そこで行政で審議会を立てる前に、行政の中で叩き台をつくる。今行政の中で、この次のグランドビジョンに向けてどんな動きをしているのか。これ

が1点。

2点目として、第3条にありますように、今20人と言いました。ここに内訳が書いてあるわけでありますけれども、その中身について、仕分けはどういう状況の中で、1点目、町議会議員、2点目、一般住民、3点目、ありますけれども、どういう形の中で構成をしていくのか。2点目として伺います。

3点目として、第6条であります。会議は会長が招集し、議長となる。そこで、会議は委員の過半数が出席できなければ開くことができない。会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決することにすると。これは分かるわけであります。けれども、過半数で、なおかつ過半数と。賛否が過半数だというと、20人のうち5人が賛成すれば、この審議会、総合計画はすべて可決してしまう。これは合併協議会のときにも1つの事例を取って、行政当局がよく考えを取って、ここに出したのならいいけれども、よそから持ってきたものを、ただここへ載せただけという形になるわけでありますけれども、3点について答弁を求めます。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

それでは、どんな動きかという関係でございます。まず役場内、庁内におきまして、委員会を設けまして、助役を委員長とする委員会を設けていく準備を今進めています。その中で、素案づくり等をしていくことを考えてございます。

なお、課長を中心とする委員会、それから係長等を中心とするプロジェクト。そんなふうな 形でこれから進んでいきます。

なお、各課等におきましては、それぞれこれまでつくってきました市町村計画、あるいは各種の計画等、整合が図れるように、また一番重要な部分は、やはり現状の分析。そういうものを把握する中で素案づくりをしていきたいと、今そんなふうに中では検討してございます。

それから2点目の関係でございます。20名の振り分けでございますけれども、これはさらに内部で詰めていくことになってございます。町議会議員さん、それから一般住民の方、関係団体の役職員、学識経験者。それから、また改めて決まりましたら、ご案内したいと思います。

それから3点目でございます。確かに20名の中で出席が過半数。それから、なお、その過半数による過半数といいますと、先ほど議員さんがおっしゃられたように危惧されると思います。私たちも会議をするときは、できるだけ20人だったら20人に近い人が参加できるように、それぞれ聞き取りをする中で会議を設定していく。そんな準備をしていきたいと思います。以上です。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

行政の方で、プロジェクトチームをつくって、今回の総合計画を今進めていると。進めている段階であるというふうに理解していいわけですね。そして、それと併せて、今回20人の人たちが中に入って、その部分を聞きながら計画を立てていくというふうに理解していいわけですね。

それから3点目の過半数、さらに賛成が過半数。そうすると。5人が賛成でもいいではないかということになるわけでありますけれども、どうも明快な答弁がいただけないわけでありま

すけれども、出席議員が少なくなったときに、これはうまくないよというときには、賛成議員3分の2に改正する必要があるのではなかろうかと私は思うわけでありますけれども、そういう考えを今後持つかどうか。改めて答弁を求めたい。

○議長(伊藤春三君)

はい、企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

私もちょうど4年前の時点でも各委員さんの一週間内のそれぞれ日程を聞いて、一番ベスト、 皆さんが集まれる日を設定してきてございますので、今、議員さんが危惧されるようなことが 生じないような会議のもち方は基本的に考えてございます。

なお、それでも危惧されるような場合でしたら、また考えていきたいと思います。 以上です。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

最後でございますけれども、委員の任期が2年だと。町長の方針が、どういう町をつくっていくかという基本的なものがここにグランドビジョンが載ると思うんですよ。できるだけ早く、ぜひ策定をしていただきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

36番、深沢瀞君。

○36番議員(深沢瀞君)

それでは2点ほどお願いしたいと思います。

まず第1点は、今回のこの審議会条例が、もちろん地方自治法に基づいて設定したと、条例をつくったということでございますが、置くことができるという条例ではございます。そういった意味から、当然今後総合計画に対する審議会が必要ではないかと、こんなふうに思うわけですが、まず先に地域審議会が発足されているということで、合併に伴う地域審議会はかなりいるいろな面で、こういった計画的なものにも参画してくるだろうということからすると。この地域審議会とのかかわり、いわゆる整合性はどうなっているのかということを1つ、お伺いしたいと思います。

次に任期。今、笠井議員からも出ましたが、2年というのは、最初に企画課長が財政的にも17年、18年の予算を委託料として取ったというような話もございますが、2年でいいのか。あるいはもう少し長期にするのであれば、例えば、この次の11号に出てくる行革の委員は3年ですね、任期が。この任期の2年というのはどこからきたのか。このへんの説明をお願いしたいと、こんなふうに思います。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

それでは、お答えいたします。

まず本条例に基づきます審議会につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、 これから長期総合計画の素案をつくりまして審議していただく機関でございまして、それで地 域審議会。これもすでに発足してございます。 こちらとの整合というようなことで、地域審議会への任務として、やはり新町総合計画にかかる基本構想等については、諮問をし、意見をいただくというようなことになっています。多くの意見ができる、地域のそれぞれ、くまなく意見が聞けるというふうなことで、事務方とすれば事務量が多くなるわけですけれども、やはりそれぞれ地域審議会とも整合を図りながら、この10年を見据えた長期総合計画をつくっていきたいと思っております。

それから任期の関係でございますけれども、2年となっております。必要な場合は再任を妨げないというようなことになっておりますけれども、通常でいきますと長期総合計画。それぞれ準備段階から始まりまして、策定までほぼ標準的には2年というふうなことで、2年を採用させていただいてございます。

なお、できるだけ早くつくりまして、その後の評価等、今はプラン・ドウ・シーというふうなことで、評価の部分も大事になってくると思います。それにつきましては、また改めた組織的なものをつくって、長期総合計画がきちんと達成されるのかどうか。また別の面で考えていきたいと思います。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

14番、穂坂英勝君。

○14番議員(穂坂英勝君)

同僚議員が何点かご質問なさいまして、その中からも関連しないものだけを 1 点だけ質問させていただきます。

質問の前に、やはり、これも12月定例会で私がご提言申し上げさせていただきました。その中で、町長の諮問機関であれば、他の組織とまったく関係ない形で、この問題だけをきちんと整理し、町長にご提言、答申をする組織でなければならないと思います。

特に、行政改革という問題を取り上げた、この推進委員会であれば、7条の中で・・・ 7条を言うつもりだから、ちょっとごめんなさい。

7条の中で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くと、こういうふうになっているんですが、この7条の・・・

ちょっと、ごめんなさい。11号と10号がありましたね。

では関連しておりますものですから、同じように、総合計画だけでございましたですね。ごめんなさい。失礼しました。

質問を取り下げます。

○議長(伊藤春三君)

ほかにありますか。

(な し)

質疑がほかにないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

14番、穂坂英勝君。

○14番議員(穂坂英勝君)

大変失礼しました。

ごっちゃになりまして申し訳ありません。時間を費やしました。お詫び申し上げます。

11号について、やはり、これも行革推進委員会ということで、委員会ですので、ちょっとまごまごしました。

この件につきまして、行政改革ということでございますので、組織の中でプロジェクトチームを立ち上げながら鋭意やられているというふうに聞いております。それとまったく別の組織を立ち上げたと、こんなふうに解釈しております。

7条で委員会以外の者を会議に出席させ意見を聞くと、こういうふうになっているんですけれども、この以外の者というのは、職員であったりするのかなという疑問が生じまして質問させていただきます。

職員から意見を聞いたり、そういった組織は、やはり職員の考えが入ってしまって、思い切った行革や何かがなし得ないのではないかという観点からお聞きします。行革そのものが思い切った改革案を答申し、それを実行する。こういうことでなければならないと思います。実行段階で挫折するような形、あるいはどこか折衷案を持つようなものであってはならないと。

こういう観点から7条について、どういう考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

お答えいたします。

7条の関係でございますけれども、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。ここの部分におきましては、職員も当然含まれ、あるいは町民、あるいは施設の管理者、そういうふうな場面というふうにもとらえていただきたいと思います。以上です。

○議長(伊藤春三君)

14番、穂坂英勝君。

○14番議員(穂坂英勝君)

資料の提出を求めるための、そういった感じに受け止めてよろしいでしょうか。

委員会の中にはいってくるということが、すでにその独立した諮問機関が、独立した考えの中で町長に答申していくということができなくなってしまうというおそれがあります。今までのそういったものの中には、実行段階において、すでに元の意味がなくなってしまうような、審議会なり推進委員会なりが、よく存在しますので、そのへんを考えながら申し上げております。

もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

今のご質問でございますけれども、あくまでも、要するに、この委員会は会長のもとで独立した形の審議をしていただいて結論を出していただくということでありますので、あくまでも参考意見とか、職員が出席して、そのためにこの委員会の姿勢とか方向がまわるようなことであっては、この委員会の存在価値はございませんので、そのことは、むしろ委員になった方の、要するに良識と申しますか、見解できちんとやっていただければと思うわけで、私ども行政のほうの職員はこういうことを聞かれたらお答えをするという、客観的な姿勢でのぞませていた

だくということでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

14番、穂坂英勝君。

○14番議員(穂坂英勝君)

大変な問題を取り組む委員会でございますので、しつこく言わせていただきました。 そういうことで、本当に職員の皆さんも、この推進委員会があって、こういうものを立ち上 げてくれたと。これに沿ったもので今後進んでいこうと言えるようなものの答申が、実のある 答申ができるような組織にしたいという考え方からご意見を申し上げました。

ありがとうございました。結構です。

○議長(伊藤春三君)

34番、小池昭和君。

○34番議員(小池昭光君)

大変素晴らしい委員会条例でございますが、今、この第3条の委員が10人以内と。(1)の 町政に関して優れた識見の人、それから公募による者。この10人以内という人数ですね。そ ういう方々を10人以内でどのようにして、公募はいいんですけれども、識見のある人を10人 以内で選ぶというのはどういう選び方をするのか。そして今、穂坂議員が言った7条で、委員 以外にという項目がございますが、これは10人というのはちょっと考えたほうがよろしいの ではないかと。

当局、どうですか。お答えください。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

小池議員のおっしゃることは分かりますけれども、とりあえず第1点として、この町政に関して優れた識見を有する者。これは大変難しい話でございまして、私どもでこのことについては一応判断をさせていただくんで、お任せをいただければと思います。

公募は公募していただいた方でございますので、問題はないと思います。

それと10人以内ということですけれども、私どもも旧身延町で平成8年から、ずいぶんと行財政調査委員会をお願いしてやらせていただいたんですけれども、やはりあまり多いと、ちょっと機能が、そんなことを言うと大変怒られますけれども、多すぎて、船、山に登るような格好にならないとも限りませんので、10人以内というのが適正な委員の方々の数ではないかなとは、私どもは思っております。

また、もし、この程度というご意見がございましたらお聞きいたしたいと思いますけれども、 今のところ10人以内で構成させていただくというように考えております。

○議長(伊藤春三君)

37番、石部典生君。

○37番議員(石部典生君)

今、各審議会とか委員の議論がされているわけですが、えてして、こういう委員の選任において、ダブる場合が出てきます。やはり、それぞれ独立した委員会なり審議会ということであれば、そのへんを慎重に選任していただき、やはり一番ベストな状態が何かということでやっていただきたいということを要望するわけですが、いかがでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

要望だから答弁はいいですか。

○37番議員(石部典生君)

委員がダブらない選任をしていただきたいということで、そのへんを確認したいと思います。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

委員の選任に当たりましては、そのように検討していく考え方でございます。

○議長(伊藤春三君)

23番、深沢敏夫君。

○23番議員(深沢敏夫君)

2点についてお伺いします。

先ほど同僚議員からも出ていますが、10人ということで難しい。町政に関して優れた識見を持っている人と、これは行政の方で町長を中心に選任するということですから、これはこのとおりの選任ができると思うんですが、公募によってというのが、例えば半数ずつとして5人。公募が10人あった場合は切るわけですね。何かの形で。そういうことですね。身延町には町政に対して非常に意欲を持っている人が大勢いると思いますから、大勢切らなければならないのではないかと思うんですが。

2つの点についてお答えがありましたら、お聞かせください。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

まず委員の人数でございますけれども、10人以内というふうな状況でございますから、今 現在のところは最大限の10人を考えております。

それから、2点目の公募によるものが多数あった場合、どういうふうに対応していくかというふうなことでございます。この点につきましても、慎重にそれぞれの広い分野から考えさせていただきまして選任したいという考え方でございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

いいですか。

(な し)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第12号について質疑を行います。

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

それでは議案第12号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、1点の質問をいたします。

今回の条例につきましては、保護条例、まさに罰則規定がここに載せられているところであります。中身ですけれども、第2条第4号アにかかわる個人情報ファイル、書いてありますね、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処すると。罰則規定でありますけれども。

では、その情報ファイル。情報ファイルというのは、一定の事務の目的を達成するために、 特定の個人保有情報を電子計算機を利用して添削するもの。また一部、一定の事務の目的を達 成するために、氏名、年齢、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に添 削することができるように体系的に構成したものと、条例には載っているわけであります。

簡単に言えば、書面でその部分に情報を漏らしたときに、今ここにあるような罰則規定が設けられたと理解しているわけでありますけれども、それでいいのかどうなのか。答弁を求めます。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

6 2条の関係でございますけれども、やはり第 2条の部分に触れましては、やはり書面の関係でと、こういうふうなことになろうと思います。

それから、基本的には職員には公務員法に基づきまして、守秘義務、仕事上知り得た秘密は漏らしてはならないと。そういうふうな関係もございますので、言葉、あるいはそういうふうな場面ではそういうふうなところが基本的には適用になってくるのではないかと、このように考えております。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

今、総務課長のほうから、個人情報ファイルそのものについては書面でという理解でよしと。 そこでこの罰則規定の中には、行政の公務員の人たちが、例えば口頭で総務課長が私にABC と、この分はこうですよと、口頭でこの個人情報を漏らしたときの罰則がない。

今、総務課長は公務員の守秘義務があって、その部分に整合して罰則をくれるんだというような話をしましたけれども、この条例の中にそういった部分の条例も載せるべきではなかろうかと私は考えますけれども、改めて答弁を求めます。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

お答えいたします。

次の63条のところの部分を要約して説明いたします。本条は不正な利益を図る目的で、その業務に関し知り得た個人情報を提供し、または盗用した場合は、提供または盗用した者の処罰について定めたものであると。

それから62条が個人情報ファイルの提供を処罰するものであるのに対し、本条は情報そのものの提供、盗用を対象としておりますと。こういうふうな63条の解釈になりまして、ここでは不当な目的を持って、あるいは一部の利益を図る目的を持ってと、こういうふうなことでございますので、ここの部分にも一つはかかわってくるかとも、こんなふうにも考えております。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

今回の罰則規定を読ませていただいたんですけれども、非常にあいまいさが出ていると思うんですよ。今、総務課長は、ここに書いてあるように、そういう部分のことを言っていますけれども、それが本当に、例えば2人の中だけであったと。そういうことが明らかになったときには、それは罰則規定を設けるべきだろうと、私は思います。

今回、62条、63条、64条、65条まで罰則規定があるわけでありますけれども、ぜひ 検討していただきたいと、一言申し上げて質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございますか。

27番、樋川貞夫君。

○27番議員(樋川貞夫君)

関連いたしますけれども、第66条に、今同僚議員が質問されまして、62、63、64を 説明していただきましたけれども、その他の不正な手段。その他のというのは、まだこれ以外 に、私はやろうと思っていませんけれども、例えば利益を得る目的、あるいは盗用の目的があ るわけですが、その他の不正な手段というのは何か考えられるんですか。教えてください。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

第66条の解説をちょっと朗読いたします。

本条は身分を偽る等の不正な手段により個人情報の開示請求を行い、開示決定に基づき個人情報の開示を受けた場合にその者を処罰することを定めた条項でございまして、1つの事例といたしましては、身分を偽る等という、こういうふうな場面が出てくるのではないかというふうに考えられます。

○議長(伊藤春三君)

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第13号について質疑を行います。

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

議案第13号について1点だけ質問を、それから議会の部分で答弁を求めたいと思います。 第2条の中で、任命権者は毎年7月末までに町長に対して前年度における人事行政の運営の 状況を報告しなければならないと。その任命権者というのは、当町でいいますと、例えば教育 委員会、各課長のような理解でいいのか。これが1点。

第3条。第3条の中に8まであります。その中の6と7に、職員の研修および勤務成績の評定の状況、職員の福祉および利益の保護の状況ということが載っているわけでありますけれども、ほかの1から5。理解はできるわけですけれども、勤務評定の、評定の状況というものが、現在うちの町の中でどう行われて、どれをどう公表するのかを含めて答弁を求めます。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

まず、この地方公務員法の一部改正に伴って、条例のタイトルは人事行政の運営等の公表に関する条例と、こういうふうに定められておりますけれども、すでに全家庭に広報3月号が配られまして、その中に職員数の状況だとか、あるいは職員の給料および職員手当の状況だとか、特別職の給料、あるいは議員さんの給料、いくつかの関係がすでに公表をされているところであります。

それらが今度の地方公務員法の法律改正によりまして、町の条例で公表に関する条例という ものが制定されて明確化されてきたと、こんなふうにまずは理解していただきたいと思います。

それから公表すべき主な事項でございますけれども、1から8までありまして、特に職員の研修および勤務成績の評定の状況、あるいは福祉および利益の保護の状況というふうな部門でございますけれども、国におきましても人事評価制度が施行され、県におきましても施行されていて、まだ法律的には確立はされておりませんけれども、いずれ市町村におきましても人事評価制度の導入というふうなことが間近ではないかというふうにとらえております。

現時点で町の中におきましても、勤務評価の要綱がございますけれども、3町合併前も、あるいは今の時点でも勤務評価はなされておりません。

そこで、これらにつきましては、いずれ制度的に確立がなされました後に、こういうふうな 状況も概要というふうなことで、何らかの形で掲載をして公表していかなければならないので はないかと、こういうふうに考えております。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

明確に。任命権者は、の部分がありましたよね。任命権者は委員会を含めて課長でいいのか。 これが 1 点。 改めて答弁を求めます。

それから、今答弁がありましたように、勤務成績のほうについては現在なされていないと。 今後、今課長が言いましたように、我々も職員の数を含めて広報に載っていることは承知して おります。来年度に向けて、この勤務成績の評定の状況が今後公表する中で出るのか、出ない のか。答弁を求めます。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

大変失礼いたしました。

質問の中の1点が漏れておりました。

任命権者はというふうなところで、町長部局あるいは教育委員会部局、議会事務局あるいはいくつかの委員会、それぞれがございます。それぞれ1つの事例を取りますと、町長部局におきましては、町長は町長に、あるいは教育委員会部局は教育委員会から町長部局にと、こんなふうなことで、それぞれ7月までに前年度の状況を報告しなければならないと、こういうふうなことでございます。

それで勤務成績の評定の状況でございますけれども、まだ現実になされておりませんので、

これらの人事評価の制度を導入していきますには、十分な検討と、それからさらに職員の研修、 あるいは管理者、監督者の研修、そういうふうなものの上に立って、理解が十分になされてき た上でないと効果というものに結びついていかないのではないかと、こういうふうな状況で、 時間がかかるというふうに現在では考えております。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

結論的に言うと、現在勤務成績の評定そのものについては、なされていないと。非常に難しいから、これから時間がかかりますよと、言われました。

できるだけ本法令ができた以上、このへんにのっとって、ここにあります8項目を公表できるように努力を求めて質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないですので、質疑を終結いたします。

議案第14号について質疑を行います。

36番、深沢瀞君。

○36番議員(深沢瀞君)

1点お伺いしたいと思います。

前もって、この議案に対して新旧対照表ですか、いただいております。そこで、もう何年か前から単町でもいろいろ話し合いが出ている条例があるわけですが、というのは、旧のほうでは17番からの財産区の関係なんですが、財産区ももちろん恩賜林の保護財産区の特別会計と、1つには財産区の特別会計と2つに分かれるということで、恩賜林の関係が8会計、それから財産区の会計が4つの会計と、これがほとんどまとめることができないというか。

これからやっても28のうち5つの特別会計が減っているだけということで、はたしてこれが整理・統合の事務事業の改善になるかどうかということは分かりませんが、私はちょっと様子が分かりませんが、できれば、この特別会計のうち、この恩賜林保護財産区は8会計を款別にまとめるとか、あるいはまた、この財産区については4つをやはり款別にまとめるとか、2つの条例にするとかということは難しいものでしょうか。お伺いします。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

前に総務委員会の中でも、前回でしたか、その意見が実は出ていたわけでありまして、ご覧になったような数多くの恩賜林保護財産区特別会計、それから地区財産区特別会計ということで、非常に多いわけで、これを何とかならないかという意見が出ておりました。

早速その後、県下の状況やら、それから県の恩賜林記念館ですか、その中に事務局がありますので、そちらへ出向いて町の状況、さらには恩賜林財産区の委員の選出状況も大変だというようなことをお聞きしておりましたので、そのへんも含めて相談を、実はしてまいっております。

その結果、この恩賜林保護財産区については、県のものでございますけれども、それを町の

ほうへお願いしている部分ですが、要するに受益者が限られているということでありまして、例え金額の大小にかかわらず、県から委託金のようなものが出まして、それで運営をしております。それぞれを特別会計でやっていただくのが正しい方向かと思いますというようなお話を伺いましたので、ちょっとがっかりしたわけでございますけれども、現在はそのような状況で、まだ統合がされていないという状況をご理解いただきたいと思います。

また、地区財産区につきましても、これは恩賜林とは全然違うものでございますが、やはり それぞれの旧来からの地区に関する財産というようなことで、旧町からの引き続きの特別会計 を組んで分かりやすくしておいたほうが後々いいのではないかという配慮もございまして、今 回統合という形にはいたしませんでした。

この地区財産区については、財産の内容も、山が多いところ、あるいは少ないところがあるわけでして、また運営する収入も大小でございます。しかし、それぞれの、例えば地区の住民から負担金を取って運営しているというようなところもございまして、これを一概にというようなことは、今ちょっとまだ不可能と考えましたので、今年度につきましては、このような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

36番、深沢瀞君。

○36番議員(深沢瀞君)

分かりましたが、私が言うのは、例えば恩賜林の保護財産区、あるいはまたこの財産区にしても、財産区などは特に款別に分けておけば、決して1本にしろということでなくて、西嶋なり、曙なり、大河内なり、下山、別に款別に分けることはできないかと思うわけですが、このへんはどうでしょうね。

恩賜林については、確かに県のそういった考え方等に鑑みてやっているということはよく分かりますが、これにしても、中をごっちゃに、いわゆるまとめてやれということでなくて、款別に、西嶋なり、曙なり、大河内なり、下山なりを別につくっておいて、いわゆる歳入歳出をやるというこことはできないものでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

私どもも、できればコンパクトにさせていただければ、一番よろしいわけでございますけれども、恩賜林、一応財産区にいたしましても、会員の皆さん方、組合員の皆さん方の合意が成立して、そこでそれでは一緒になってもいいよというようなことでもあればですけれども、ただ簡単にまとめて、うちらのほうでやらせていただくというのは難しいのかなという感じはしますけれどね。

○議長(伊藤春三君)

36番、深沢瀞君。

○36番議員(深沢瀞君)

質問ですが、当然、例えば、いわゆる財産区の特別会計だけであれば、これを1つにするというなら、金額でなくて、款別に、別々に設けたらどうだろう。例えば、西嶋では歳入がこれだけあって、歳出はこれだけあると。あるいは曙なり、大河内なり、別々に分けておいたらど

うだろうと。当然内容は違います、これは。違うということですから。

一応結構ですが、ご検討をまた、私も相談してみますから、ご検討をお願いいたします。結構です。要望です。

○議長(伊藤春三君)

23番、深沢敏夫君。

○23番議員(深沢敏夫君)

全員協議会で聞き落としたのか分かりませんが、和紙の里と美術館の特別会計については、 発足のときにも2つを一緒にしてやればいいではないかという意見を私も出したりした。そう いう経過があるんですが、今回、あの特別会計をやめて一般会計のほうをやるというようなこ とだったと思うんですが、そういうことになった、理由ですね。その理由。

それから、できるだけ行政の中で、特別会計などたくさんつくらないでやっていったほうが すっきりしておいたほうがいいではないかということについては、私も理解はできるんですが、 和紙の里と美術館がその対象に選ばれたということの経過を、ちょっと教えていただきたいと 思います。

以上。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

お答えします。

今回の条例を改正するという中身で、参考資料でお配りしましたように、いくつかの会計を整理・統合あるいは廃止をしたものでありますが、今のなかとみ和紙の里特別会計、それから現代工芸美術館につきましては、今まで、従来旧町で普通会計というような形で、一般会計と普通会計、同じようなものでございますが、要するに使用料等で経営はするんですが、大半の部分は一般会計から繰り出しをして経営をやっていると。だから決算統計で、要するに、町の経常収支とか、いろいろな指標を見るには、普通会計で実はやっているのはご承知だと思いますが、そういう形で普通会計でございました。

今回、実は統合に当たりまして、例えば、旧身延地区では総合文化会館とか、それから旧下部地区では金山博物館とか婦人の家とか、中富町でも町営診療所等があると思いますが、これらの施設の運営について一般会計で処理をしていたと。中富のこの2つの会計について、特別会計でやっていたことは、それはそれでいいんですが、新町になったということで、同じような形で経理をしたほうがいいのではないかという考えもありました。当然、事務を統合して経常経費を削減しておこうというようなことはあるんですが、そのような形で行いました。

また、しいて言えば、実はこのほかにも、旧身延で高齢者保養施設というのがあります。これも普通会計でやっています。ただ、これは今、起債の償還が今年度で終わりますので、公債費の関係で別の特別会計にしておいたほうが分かりやすいという配慮をいたしまして、今年度は特別会計でおきました。来年度以降は、これも一般会計のほうでやっていくつもりでありますけれども、そういうような理由でございまして、ぜひご理解をいただきたいと思います。

また、歳入歳出が分からないようになっては困るわけでして、目を設けまして、それぞれ財源充当等もいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

23番、深沢敏夫君。

○23番議員(深沢敏夫君)

私はこれを変えたのが悪いとか、そういう意味合いではないんです。そういう経過が、例えば、現代工芸美術館などにおいては、教育委員会サイドの予算ではないかというようなことは、 当時開館したときに私はそういうことを言っているんですよ。

そして、もしどうでもなければ2つを一緒にして、和紙の里としてやったらどうかということを言ったんですが、旧身延町または下部町等と合併した関係で、できるだけ歩調を合わせていくと、そういうことについては十分理解して、これはやったことがどうこうということについてはまったく考えないで、その経過だけを聞きたいと、こういうことです。

以上。

○議長(伊藤春三君)

ほかに質疑はございますか。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第15号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

14番、穂坂英勝君。

○14番議員(穂坂英勝君)

15号、国保の税率の条例の改正についてですね、大変ご苦労さまでございます。税率一本化について相当な苦労をし、結論を出して、ここに上程していただいたと、こんなふうに感謝申し上げます。

そこで一本化、大変結構なことでございますが、3町それぞれ異なった税率でやってこられて一本化。一本化する中身でございますが、計算方法は所得割から資産割。すべてここに世帯別等記載してありますけれども、この料率にしていくには、単に3町の従来の税率の平均を取っていったのか。あるいは、そうでなくて、とりあえず旧のものから調定額を求めたり、あるいは需用額を求めて、そこから料率を出して、そして、そこで利用者の、被保険者の負担額を軽減するにはこちらがいいだろう。あるいは、国保会計の健全化を図るためには、ここに定めたとか、そういう理由があってやられたとは思うんですけれども、そのへんの経過をお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

町民課長。

○町民課長(遠藤和美君)

それでは穂坂議員さんの質問にお答えさせていただきます。

この国保税の税率の一本化に向けましては、私たち国保担当といたしましても、また税務担 当といたしましても、いろいろな角度から検討させていただきました。

そして、この税率を求めるに当たりましては、まず町の医療費ですね、国民健康保険税を求めるには、まず基本が医療費になります。そして、その医療費も一般分に関する部分のものが基本となります。

そして今、穂坂議員さんが言われましたように、需用額を求めたかというふうなことですけ

れども、この需用額になる基になるものは、療養諸費の一般分、それから高額療養費の一般分、老人保健拠出金、それから出産育児一時金、葬祭費等を合計したものが需用費となります。

そして、それらの需用費を計算しまして、そして旧下部町、旧中富町、旧身延町において、 それらの需用費に対して、今まで税率がどのくらいでやってこられたかということの試算をしました。

この需用費に対して、必要とする税収は国の負担が50%、保険税が50%というふうになっておりますが、それ以外に県とか、それから支払基金とかの交付金等もありますので、今までの経過を試算してみますと、全体では身延町はこの需用額に対して29%から30%の税収を見込まなければならないことになりました。

そして、その見込まなければならない税収額に対しまして、国民健康保険法で決められております案分率があります。所得割が40%、試算割が10%、それから均等割が35%、それから平等割が15%というふうな案分率がありますので、その案分立を電算の中で、もうプログラムが組んでおりますので、その中に入れ込んで、そして税率を計算させていただいたものがその結果であります。

ただ、試算をするに当たりましては、できるだけ皆さんの負担を軽くしたい、アップ率をあまり上げるではないという町長の考え方もありましたので、私たち担当といたしましても、そういう税率を試算する中で、何回も何回も電算をまわしまして、そして、そのような数値を結果として出させていただきました。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

14番、穂坂英勝君。

○14番議員(穂坂英勝君)

難しい計算をされたので、もうそのとおりだと、私ども何も言えないんですけれども、12月 定例会の時に、私やっぱりこれもご提言させていただいた中で調べたときには、まず3町の中間、身延町と中富町の中間の案。それから今言ったように、医療分の計算を求め、調定額、需用額を出したもの。それからもう1つ、3つの案があったように私は記憶しております。

これは個人的な見解はあろうと思いますけれども、その3つの中のB案と申し上げれば、たぶん課長、お分かりだと思いますけれども、それが採用されなくて、ここへきたのは、単に3町の中間の金額を求めたのではないかなと。国保会計の健全化のために求めた数値でもなければ、被保険者の負担を軽減するために思い切った料率を計算したのでもなくて、単に平均を求めたものではないかなと思いまして、質問させていただきました。

この件についてきちんと、答弁だけはさせてください。これがどうのこうのとは言いませんけれども、よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

町民課長。

○町民課長(遠藤和美君)

穂坂議員さんの質問にお答えいたします。

私もこの税率を決める前に、確かにいろいろな観点から計算し、こういう数値、税率を計算 しました。そして、やはりどのような税率を計算するにしても、まず基本になるのは医療費の 関係。医療費がいくらかかるか。それに対して、町はどれくらいの税収入を求めればよいかと いうふうなことが基本になりまして、そして試算の中では中富、身延の中間ではどうであろうかとはいうふうな計算も確かにしておりますけれども、そういう中で、先ほど言いましたように、需用費を電算の中に入れ込みながら計算した、この結果が今回提案させていただいたものです。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

14番、穂坂英勝君。

○14番議員(穂坂英勝君)

時間がかかりますから、もうご答弁はいりません。申し上げます。

私が調べた結果では、身延と中富の中間を計算して出た数字に、まったく同じ数字でございました。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございますか。

9番、深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

2点についてお伺いいたします。

まず1点は、3町の合併協議会の席上において3年以内に調整を図るというふうなことになっていたと思います。それで、まだ合併して7カ月しかなりませんけれども、ここで、この改正が出るのは時期尚早ではないかというふうな感じが私はいたします。

それから、あとは、もし、この中に入っております第3条から第5条のいろいろな所得割とか、いろいろな均等割とか、いろいろなあれがありますけれども、これに対して、前年度に比べて改正した場合には、どれだけのものが保険料が増加になるのか。そのへんの計算はどういうふうになっておりますか。各項目別にお願いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

税務課長。

○税務課長(望月世津子君)

それでは深沢議員さんのご質問にお答えいたします。

まず最初に、国民健康保険税については、合併後3年以内を目途に統一した税率を適用できるよう調整するものとするということでありま下が、今回17年度から統一することにつきましては、町民同士の格差を解消することがまず早期に必要であるということ。それから、すでに合併している周辺の町村もその年度から統一した。翌年度統一した事例があるものですから、同じような方法を採らせていただきました。

それから、次に旧町の税率で算定したものと今回の新しい税率で算定した旧町ごとの税額についてでございますが、その世帯の所得、試算、それから被保険者数によっても違いますので、 モデルを申し上げて説明いたします。

まず、2人家族で年金暮らしの所得のない方。そして固定資産税が3万円の方という事例でございます。旧下部町の場合は3万4,800円です。新身延町になりますと3万6千円ということで1,200円の増ということになります。旧中富町の場合は3万5,400円でした。それが3万6千円ということになりますと600円の増でございます。旧身延町は3万6,

600円ですが、新しい税率ですと3万6千円で、600円の減となります。それから3人家族で年間収入が500万円。所得で申しますと346万円ということでございます。

それから固定資産税3万円のモデルでございます。旧下部町ですと、介護分、介護納付分等が加わりますので29万2,600円。新しい税率で算定いたしますと31万8,300円で、2万5,700円の増となります。旧中富町の場合ですと30万3千円ということで、新しい税率で算定いたしますと31万8,300円でございますので、1万5,300円の増でございます。旧身延町の場合ですと、32万8,600円。新しい税率ですと31万8,300円でございますから、1万300円の減でございます。

2例を申し上げました

よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

よろしいでしょうか。

17番、渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

先ほど所得割とか資産割というふうにお聞きしたんですけれども、応能割、応益割という、 その比率を教えていただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

税務課長。

○稅務課長(望月世津子君)

お答えいたします。

応能割につきましては49.85%でございます。応益割が50.15%でございます。

○議長(伊藤春三君)

17番、渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

この国民健康保険税というのは、国の負担がだんだん少なくなる中で、私たちの払う国民健康保険税というのが高くなって、本当に国保の税金を払うのが大変だという方たちが多い中で、この応能割とか応益割という、これがどこに設定するか。

国ではいろんな、50、50というような指導もしているわけですけれども、これを、応益割を50.15というふうになると、この数値が高くなるということは高額所得者も低額所得者も一律に高くなるということだから、やっぱり低額所得者数に対して負担が重くなるのではないかなというふうに私は考えます。

法定減額というのはありますけれども、7割、5割、2割という法定減額というのはありますけれども、先ほど言った所得がない人とか、30万円とかと、そういうところの方たちはこういう法定減額というのが適用されるのかも分からないんですけれども、その中間の方たちの部分が私は一番大変ではないかなというふうに思っているんですけれども、そこのところはどういうふうに対処なさるのか、お聞きしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

税務課長。

○税務課長(望月世津子君)

お答えいたします。

低所得者に対しましては、今おっしゃられたように、減額の規定、軽減の規定がございますので、課税されても、その減額の規定が適用できるわけでございますが、中間層につきましては、申し訳ございませんが、現在のところ減額の規定はございませんので、このとおり課税させていただきます。お願いします。

○議長(伊藤春三君)

17番、渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

やっぱり担当の方も町民になるべく負担をかけないということで、大変なご努力をされたということは理解するんですけれども、この応能、応益を50、50に、せめて、本当はこの応益のほうが少なければ、国は45から55というふうに指導していますけれども、これをギリギリ下げるというわけにはいかなかったんでしょうか。

そこのところが、もう少し何とかならなかったのかなというふうに思うんですけれども、お答えください。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えいたします。

国保会計というのは大変厳しい状況に置かれておりますことは、皆さん方ご存じのとおりでありますので、本来、国保会計というのは、要するに、みんなで支え合ってやっていこうというのが、これが基本的な理念だと思うわけでございますけれども、今の状況は町のほうからも国からもどんどん出していきませんと、皆さん方の負担が増高していくと。

ですから、都市部の若い皆さんが大勢おいでになる国保会計は、要するに、応能割だけで十分機能できるというような状況なので、高齢者が多い、こういう過疎の自治体ですと、そういう面で、やはりしわ寄せがどうしても真ん中の中堅の皆さん方にいくというのは、大変申し訳ないんですけれども、現実とすれば避けられない事態だということで、このことは担当課でもずいぶん一生懸命、できるだけ平等な負担をしていただけるような状況づくりはさせていただいたわけでございます。

ですから今回、やっぱり一元化、統一をするというのは、いろいろな点で担当課も厳しい状況でやってもらったわけでございますけれども、ただ国保の、要するに、国保会計の持つ厳しさ、また、それで一体化で皆さん方のご負担を同じような形で、合併した町のお互いが助け合っていこうではないかというような形を、醸成をさせていただくということもあるわけでございます。

ただ、この医療費がどんどん増高することはできるだけ担当課でも抑えていきたいということで、健康づくりとか、いろいろな面で諸団体の皆さん方にもご苦労をいただく中で、このことは鋭意努めさせていただきたいと思いますので、今回の国保税につきましては一応ご理解を頂戴していただいて、なんとかこれでやらせていただければと、そんなふうにお願いをいたしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございませんか。

(な し)

ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は、休憩を10分とりまして、3時25分から始めたいと思います。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

委員会への付託をしてありますので、所属する委員会への質問はご遠慮願いたいと思います。 申し合せ事項でございますので。

議案第16号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

今、議長のほうから所属された部分についてはということがありましたけれども、1点だけ 伺いたい。介護保険の中で調整方針案。これは非常に大事なことだから伺います。中身につい ては、常任委員会の中で聞きます。

調整方針の中で、第1号被保険者の介護保険料については介護保険事業計画策定時に統一を 図るというように調整されました。調整案そのものについては、町民との約束事でございます ので、そのへんについてのご理解がないとうまくないと。

前段で話をした保険料については3年以内ということですから、先ほど説明がございましたように、早い段階の中で平等を図るということですので、これについては理解しておりますけれども、この介護保険事業計画策定時に統一を図るという部分について、行政当局はどう理解しているのか。まず1点、答弁を求めたい。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

今、笠井議員さんのおっしゃったことは合併協定書の中の文言だと思います。介護保険事業 計画策定時に算定し、統一を図る。ただし合併年度はそれぞれの町の保険料ということになっております。

それで各戸に配った生活便利帳におきましても、合併年度はそれぞれの町の保険料となりますが、介護保険事業計画策定時(平成17年度)に算定し、統一を図るということになっております。

それで介護保険事業計画策定時という意味ですが、当初合併協議の中では、現在は介護保険 事業計画は旧下部町、旧中富町、旧身延町と3つの計画があります。それが現在生きている状 況であります。

それで平成17年度から介護保険料につきましては統一を図るということが、合併協定の中で決められて、そのような引き継ぎを受けていました。2月23日に介護保険計画策定委員会の委員さんをご委嘱し、協議をいただいたわけですが、その時点におきましても、平成18年度に向けては、全国のすべての市町村が介護保険料については改定していくという規定になっ

ております。

そんな中で、平成17年度に統一し、また18年度に保険料が変わっているわけですが、そういった議論も委員さんの委嘱をした後、委員会を開きまして、していただきました。その中でも先ほどの国保税と同じように、なるべく早い時点で、町が合併したのだから統一保険料を出したほうがいいという意見がほとんどでした。

それで、この介護保険の策定時という意味ですが、県のほうへ担当が問い合わせてお聞きしたわけですが、今は旧3町の計画になっております。この計画は過疎計画みたいに議会の議決は必要ありません。議会の議決は条例の改正であります。

今回、この保険料の条例の改正を出してありますが、条例を改正していただいて、そして3つの、生きている旧町時代の計画書を、保険料の部分だけを差し替えると申しましょうか。それで新しく18年度に向けての計画をつくりますから、それまではそういう状態で、3つの計画をまとめて1冊にしなくても、3つの保険料の部分だけを統一するという格好で、それが策定時に変わるということで、ご理解をお願いしたいと思っています。

以上であります。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

前の、平成17年度の、今回のですよ。介護保険特別会計の中で、介護保険事業策定246万円を盛っていますね。これは介護保険事業計画策定にかかわるものですね。ここに書いてあるように、では策定時とは何なのか。策定時。非常に町民にしっかり、なぜなのかということを、これは約束事だから、町民に対しての約束事ですから、料金は策定時に統一をすると、こういう形で調定してまいりましたから、そのへんについて行政当局が町民サイドに立たなくて、自分たちの考えだけでこれを、もし理解をして、今回の2,976円を3,020円に。下部はですね。中富は3,449円が3,020円。身延は2,800円が3,020円に220円上げたと。そのへんの部分のもとが町民サイドに立っていたのか、立っていないのかという部分について、ちょっと引っかかるんですよね。

例えば12年から14年が3年、それから15年から17年が3年、それから18年から20年。さっき課長が言ったように、18年から20年は来年また上がりますよ。身延は上がって、上がっています。中富は下がって、上がるんです。なぜ一緒にできないのか。策定時にやればいいと、私は思います。

さっき税務課長が国保の保険料の部分について、そのものについては合併した全市町村がそういう形ですのでやりましたと言いましたね。甲斐市では、この部分については1年先へ送りますよと。だから右へならえという部分の中でやっていくことは、私は必要ではないという感じはいたしました。

元へ戻ります。前段に。介護保険事業計画の策定時にという部分の中で調定したのに、例えば県に聞くのもいいでしょう。どこへ聞くのもいいでしょう。そういう部分についての理解が本当に統一的にそれでいいのかと、ちょっと不思議に思いますけれども、改めて課長、答弁を求めます。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

合併の協議の中で協議されて、策定時という文言になっておりますが、その当時だと旧3町の介護保険事業計画がありますから、その3冊を、中身はほとんどサービス見込み量、3冊を1冊にして、それでお金をかけて1冊にして、それが策定になるかどうか分かりませんけれども、そういう部分が必要ではないかという部分で合併の協議の中ではあったと聞いております。それで1冊にすると同時に、介護保険料を改定したと。これが策定という言葉になるかは分かりませんけれども、それも最終的にはそういった、ただ1冊にするという、中身は変えることはできません。これも全部決まっていることですから。それを1冊にするだけの話です。

今回そういうことをしなくて、保険料だけを、旧3町の計画を生かして、次の計画ができるまでは料金の部分だけを統一したということで、その委員会を開いて、議会で保険料を可決いただいた時点で、それを策定したということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

あとにつきましては、常任委員会の中で審議させていただきます。 終わります。

○議長(伊藤春三君)

27番、樋川貞夫君。

○27番議員(樋川貞夫君)

私は所属が違いますので、じっくり聞かせていただきますから。

冗談は別として、介護保険、直接関係はないわけですけれども、問題は給付の適正化ですね。 いろいろ今問題になっているわけです。老人保健との重複の請求等につきましては、何か網がかかっているのかどうか。当町として、どんなことを検討されているのか。 1 点まずお伺いします。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

今回、ご提案した条例とはまるっきり全然違う話ですが、そういうことで答弁してよろしいですか。

この間新聞にあった話ですが、適正化事業というのは、国保で行っておりますレセプト点検としております。いわゆる給付の適正化というのはレセプト点検とほとんど同じです。それで介護保険と例えば老人保健のダブリの請求等、そのチェックをしているかということですが、現在しておりません。これは新聞にもあったように、山梨県ではほとんどしておりません。峡南地域においては全部の町村がしておりません。

そんなことで、人的不足がありますし、給付が全国に比べて山梨県は低いという部分も新聞にありまして、そんなふうな関係で現在しておりませんが、今後、介護保険事務が一部、今町長さん方も理事という格好で峡南広域行政組合があります。そちらへ一部移しておく段階においては、やはり私たちもそういった部分を検討しなければならないと思っておりますので、今後は検討が必要だと思っています。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第17号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第18号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第19号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第20号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないですので、質疑を終結いたします。

議案第21号について質疑を行います。

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

議案21号について、1点だけ質問させていただきます。

非常に不勉強なため、今回、大島活性化施設が新設されたと、ここで受けたんですけれども、 その概要を。運営はどうなっているのか。よかったなという感じもするわけでありますけれど も、その中身について。活性化施設とは、どういうものなのか。非常に勉強不足で失礼であり ますけれども、ご説明を願いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

産業課長。

○産業課長(望月芳彦君)

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、旬の山梨という地産地消事業ですか。この事業を取り入れまして、 農産物直売所の建設を行ったものでございます。 当然、地元の女性の皆さんが一丸となって、 それを運営していこうというような方向で動いております。

○議長(伊藤春三君)

よろしいでしょうか。

(な し)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第22号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第23号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第24号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第25号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第26号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第27号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第28号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第29号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第30号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第31号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第32号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第33号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第34号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第35号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第36号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第37号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第38号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第39号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第40号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第41号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第42号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第43号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第44号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第45号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第46号について質疑を行います。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第47号について質疑を行います。

8番、鈴木俊一君。

○8番議員(鈴木俊一君)

1点だけ、私はお聞き申し上げたいと思います。

82ページの児童福祉総務費の第8節の報償費。この中に、次世代育成地域構造計画策定地域協議会委員16万4千円が盛り込んであるんですが、この内容について、福祉保健課長、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

次世代育成地域構造計画地域協議会委員という報償費ですが、この委員さん方には、平成

17年度になりましたら、町長のほうから委嘱して、次世代区育成というのは、主に子育て支援の計画であります。

それらについて、その計画書につきまして、いろんな進み具合とか、計画書は今年度作る予定ですが、それについてのいろいろなご提言をいただくような感じで、ここに費用を載せてあります。委嘱はまだしておりません。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

8番、鈴木俊一君。

○8番議員(鈴木俊一君)

議長、非常に短くしますから。

この、いわゆる行動計画は、これは非常に少子化対策の上からも非常に重要な問題だという ふうに思います。これは12月議会の中でも指摘させていただいたんですが、これは、いわゆ る時限立法的な要素がございまして、いわゆる3月末にある一定の行動計画の作成を終了する というふうに私は理解しているんですが、このへんはいかがでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

現在策定の、冊子ですが、それらは業者に委託しておりまして、それが3月中には仕上がる 予定でいます。それにつきましては、新年度になりましたら委員さんを委嘱していただいて、 いろんなご検討をいただく予定でおります。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

8番、鈴木俊一君。

○8番議員(鈴木俊一君)

課長のご答弁でよく分かりました。

何はともあれ、この種の問題については、向こう5年間の中で、その実を上げていかなければならないというように非常に重要な問題でありまして、あくまでも、その環境の整備ということに力点を置いた計画策定だというふうに思いますので、ぜひとも若者が本町に定着できるような環境整備をしていくためにも、この問題については、委員の選任を含めて、実のある方向で、ぜひとも実りある協議会にしていただきたいということを、課長のほうに特にお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

6番、日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

196ページのことで、ちょっとお伺いしたいんですけれども、そこに時間外勤務手当という今年で、本年度当初予算4,369万円が乗っているわけです。それで国保、介護、いろいる特別会計を合わせると、特別会計の分が641万円。合わせて5,010万円の時間外勤務手当が載っているわけですね。そこで今17年度の会計歳入歳出予算の審議をしているわけですけれども、総額95億4千なにがしの予算の中で、人件費が20.2%。5分の1強が人件費に充てられていると。そういう中で、やはり時間外勤務手当がきちんと考えられた予算を立

てているか。まず第1点、この点をお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

一般会計、それから特別会計の部分に時間外手当が計上されておりまして、議員さんのおっしゃるとおり、全体的に一般会計と特別会計を合わせると、大きく5千万円という数字になります。

職員、合併という状況の中で、今までと違った状況の中で仕事もこなしていかなければならない。いくつかの調整方針に基づいて調整もしていかなければならないと。大変、日常の業務以外に時間外という状況で対応をしていくと、こういうふうな状況がございまして、ひとつ理解していただきたい点は、土曜日とか日曜日に出た場合は、代休制度をまず使っていただきたいと、こういうふうにして1点は時間外をできる限り少なくしていきたいというふうなことで現在のぞんでおります。

それぞれ課によりまして、例えば1つの事例で、今税務課におきましては、申告相談、それから、それらの申告書の整理、大変日常の業務の中で申告相談を受けてきて、さらにまた日常の業務は夜間においてしなければならない。課におきまして、いろいろな状況がございます。

多少多いとき、あるいは少ない時の波はございますけれども、職員といたしましては日常の 勤務の中で鋭意努力をいたしまして、またこういう特殊な状況におきましては、時間外という こともしていただくと、こんなふうなことで、できる限り時間外のほうも抑えていくと、こう いうふうな考え方で課長さん方にもご理解、また職員の皆さんにも理解をいただいて実施をし ていただきたいというふうに考えております。

○議長(伊藤春三君)

6番、日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

今課長の言っていることは分かるわけですけれども、やはり緊急度の強い、今すぐしなければ、今言うとおり、あるいは選挙のときなんか、やっぱりお金がかかりますよね。

そういうようなことで、やっぱり緊急度の度合いによって、そういうことがきちんと計算されているかどうかというのが大事でありまして、前年度こうだから今年はこうだというような安易な考え方の中で時間外手当を予算化するというのは、私はどうして、この問題かというのは、やはり人件費というのは年々増える傾向にあるわけですね、無策であれば。ですから、やはりきちんと抑制するには、それだけの根拠を持って当たらないと、年々これは減らない。

ですから、やはり経常経費的な人件費はだんだん、例えば目標を持って前年度比5%くらいは減らそうというような目標を持つわけですね。そうすると、その目標に対して、これはこうだ、これはこうだということで各課できちんとそのことは対応すると、全体的では5%減らせるというようなことで、そういうような予算の立て方に対して目的意志を持ってもらいたい。この点、ちょっと答弁をお願いします。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

17年度の人件費中に、時間外手当、確かに一般会計、特別会計を足しますと5千万円ほど

になるわけでございますが、実は議員さんも今一部ご指摘がございましたように、今年度は予算書でいきますと、議員さんの選挙、64ページですね。64ページの時間外手当850万円というようなこと。また次のページの農業委員会の関係で、一応予算計上を439万円。両方合わせると1,200万円を超える部分がございますので、この部分も5千万円の中に入っているというようなご理解をいただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

6番、日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

おおむね分かったわけですけれども、偏った部分だけ、その残業手当をするということではなくて、やはり偏った部分だけがいつも使われているということになれば、適正な要員配置がなされていないということもありますので、そういったトータル面の中で、きちんと時間外勤務手当が予算化されるように希望して、質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

23番、深沢敏夫君。

○23番議員(深沢敏夫君)

だいぶ貴重な時間をしゃべって申し訳ありませんが、9日の開会の日に、町長の施政方針演説と教育委員長の教育方針の演説を、感動を持ちながら拝聴いたしました。

町長につきましては、自立した地域審議会の設置から、それから男女共同参画社会とか、行 財政問題とか、いろいろな中で、特に自立した行財政運営の推進というようなことが私には特 に記憶に残っております。

それで、町長でも財政課長でも、どちらでも結構ですが、特に経常経費、まだ人件費までは、 今の問題は若干人件費の問題が入っていますが、経常経費の削減ということと、それから観光 による活性化ということを強調されたように聞いておりました。もしこれが予算の中に表れて いるのだったらお教えいただきたいと。

それから、教育委員長のお話の中では、未来を開く学力を保障するというような、そういうことを強調されて、いろいろ創意ある工夫とか、正義感とか、倫理観とか、それから今の子ども、青少年が比較的非難されているような点を、それに立ち向かっていくというような教育方針を打ち出されていたと思います。

そういう中で、私、2点だけ質問いたします

委員長の話に出ていなかった学力の低下ということが最近非常に叫ばれているんです。学力 の低下ということ。私はそうは思っていないんですが、その点について、どんなふうな考え方 があるのか、身延町の教育委員会には。

それから、総合学習の問題点が非常に叫ばれているんですが、そういうことについて、委員 長なり、教育長なり、考え方をひとつ。

一般質問のようですみませんが、ここしか質問する場所がないわけです。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

それでは、先に予算の中で、経常経費の削減について、どのようなことで予算を組んだかというご質問だったと思うんですが、17年度、新町になりまして、当初予算の編成は3町の職

員が一緒にあって、新町の建設のために予算を組むという、始めての大イベントでございました。旧町それぞれに歴史があって、それぞれの施策をやってきた中で、新町の施策を組み立てるというのは大変な作業であったわけでございます。

それと、もう1点。新町総合計画については、これから具体的になっていくという中で、特に普通建設事業費等ですね。これについては、まだまだ目に見えてこないという部分が多々あるうかと思います。

さて経常経費でございますけれども、先に各職員、係長さん、あるいは担当者を集めた説明会でも経常経費の節減にはぜひ協力をいただきたいというお願いをしますとともに、査定に当たりましては、各職員から言わせますと、厳しいというようなことも多々聞いたわけでございますが、特に11節の需用費、12節あるいは14節あたりの経常経費の計上については、要求額より多いところは半分くらいというような、実はそのようなことも査定をさせていただきました。できる範囲の削減の協力をお願いしたところでございます。

具体的に金額がどうだというのは、ちょっとまだ今の段階では出てまいりませんけれども、ただ物件費とか、維持補修費等に、その結果はいずれ出てくると思います。当然、人件費につきましても経常経費の一部で、大きな部分を占めるわけでございますが、先ほど申しました時間外手当については、そういうような形ですが、職員の人件費については、退職なさる職員等もございますので、そのへんを勘案する中で、昨年より減額をしているというような部分がございます。総体的には、そのような形で、今回の当初予算は組み立てをさせていただきました。以上です。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

経常経費につきましては、今、課長から説明をさせていただいたわけでございますけど、事業の観光面でということでございますけれども、具体的に観光についての予算計上というのは、ほたるの里の予算を計上してございますけれども、自然王国でも申し上げましたように、観光課だけでなくて、要するに、ハード部門の建設課とか産業課、それとまた教育委員会等々の、要するにネットワークを組んで、そして観光面を盛り上げていこうということが基本的な考え方でありますので、それぞれの分野で盛りました予算が1つのトータル的な観光であるというように解釈をしていただければと思います。

特定に、観光でこれだけ、何億使うとか、そういうようなことは今ちょっと難しい面もありますので、本栖の湖畔のとりあえずインフォメーションセンター等々、いろいろなもので今、一応検討させていただいているところでございます。

また、観光協会とか商工会とか、そういうような事業に対する観光面での、それぞれの事業 についての支援体制もそれなりに取っておりますので、そこらでひとつご理解をいただきたい と思います。

○議長(伊藤春三君)

よろしいでしょうか。

3 4 番、小池昭光君。

○34番議員(小池昭光君)

今47号、議題が。議長は議長らしく、47号に対して議長がお答えありますかと言ってい

るんですよ。

○議長(伊藤春三君)

そうですよ。

○34番議員(小池昭光君)

だから大変、先輩議員には悪いけれど、それは47号は総括のようなものですけれども、ちゃんと議長が47号に対して、ありますかということを言っているんだから、議長の権限で、それはちょっとというようなことを、ちゃんとはっきり言わないと議事が進んでいかない。はっきりと47号をやっていますよ。議題に沿いません。

要望です。お願いしますよ。終わりませんよ。

○議長(伊藤春三君)

分かりましたよ・・・では47号について答弁・・・。

議案第48号について質疑を行います。

4 7号ですか。

36番、深沢瀞君。

○36番議員(深沢瀞君)

それでは、確かに時間も切迫しております。4つほどあるんですが、質問は短く、答弁は長くというのが私の方針ですが、できるだけ簡単に、ひとつ課長さんのご説明をお伺いしたいと、こんなふうに思います。

1つは総務の関係ですから、当然総務の常任委員会でまた細かくお伺いしますが、48ページにある行政連絡員912万円の予算をとっていますが、この内容をちょっと教えてください。それから2つ目については、75ページの19節の補助金負担金。集落敬老事業の補助金ということで説明がございました。この項を見ると、老人福祉費に、昔で言う、いわゆる敬老会。旧身延の場合は老人福祉大会といったわけですが、3地区とも全然この予算がないのか。こういった仕事はもう全部おしまいになったのか。このへんをお伺いしたいと、こんなふうに思います。

それから次の3点目については、184ページの体育協会の活動補助金が300万円ございますが、聞くところによると、私のほうもまだ正式には、旧身延に伝わっておりませんが、戸別から各戸300円とか、いくら徴収するというようなことを聞いております。旧身延の場合でも230万円くらいの補助金で運営をしていたと。各戸から徴収するということはなかったわけでございますが、今回この300万円が、いわゆる補助金としてここに盛ってあります。何か聞くところによると、旧下部町、旧中富町では各戸から徴収しているということもございました。また今度は、旧身延の方も徴収するという話ですが、このほかに各戸徴収分がいくらになって、すなわち体育協会で使える金はいくらになるのか。このことをお伺いしたいと思います。

もう1つは、最後でございますが、これは先ほども同僚議員からも話が出ました。深沢議員からも出ましたが、観光についてですが、町長、いろいろな角度から観光の振興という言葉を使って、いわゆる旧3町の本栖、下部、あるいは和紙の里、身延山を一体化した構想を見据えていきたいということですが、確かに観光費の中では9千万円あっても、ほとんどその予算的なものは見えないということで、先ほど私は町長の話を聞きましたが、どうか今後この問題については、しっかりした取り組みをしていただき、6月議会あたりには観光についての、ああ、

なるほどというようなものが見えるような形を一つつくっていただきたいと。

これは町長に要望しておきます。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

48ページの報償費の行政連絡員の関係の部分についてでございますけれども、予算編成時の状況でございますけれども、下部が84人、中富が189人、身延が48人と、こういうふうな状況でありまして、予算の算定基礎は旧町時代のその基礎を基に予算要求をいたしまして、本年度、17年度におきましては、これを調整して統一的な基準で報償を出していくと、こういうふうに考えておりまして、まだ現時点では統一の基準は出ておりません。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

75ページの集落敬老事業補助金の件ですが、旧町単位、いわゆる下部地区、中富地区、身延地区という敬老会は考えておりません。町としてやるのは。ここに載せてありますのは、旧下部町で敬老事業として補助金を出しておりました集落公民館単位で、集落の方が敬老会をしていただいた場合は70歳以上の老人の出席者の数によりまして、1人1,200円の額を補助するという部分で、旧下部町時代でしたら1名1,500円でしたが、ちょっと人数のほうもだいぶ、70歳以上でも5,239人という人数になります。それで経費もかかりますので1,200円に、下部町から比べると落としていただいて、敬老会は集落なり、区でやっていただいた場合は、ここに補助金を出すという内容であります。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

よろしいですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野治仁君)

ただいまの質問、184ページの体育協会で300万円の説明をします。

体協につきましては、合併後速やかに統一を図るということで、3町の体協の役員と話し合いをいたしました。今年の3月31日までにつきましては暫定の体協ということで、今現在動いております。4月からは一本化するということで、身延町体育協会ということになります。

それで会費の問題でございますけれども、先ほど深沢議員が言われたとおり、旧身延町にお きましては、体育協会会費を取らずに町からの運営補助金だけで運営してまいりました。

しかし旧下部、旧中富におきましては、中富は1世帯あたり500円、下部につきましては 1世帯300円。ほかに特別賛助金といいまして1千円とか3千円を役員の方とかでいただい て、補助金プラス会費で運営をしてまいりました。

4月から統一を図ることになりましたので、そのへんの会則の統一を図るということで、何回か検討会を行いまして、4月から1世帯当たり300円を徴収すると。徴収という言葉自体がうまくないのではないかという。そういう新聞等にも投稿がございました。それに対しまし

て、旧身延に対しましては、ある程度の説明を兼ねたチラシ等を各家庭に配布いたしたととも に、区長会等でご理解を願う説明をしたところであります。

300円は、なぜ必要かということになんですけれども、元々体育協会自体は公の団体ではございません。1つの制約のされない団体でございまして、その中で運営をしていくことなんですけれども、どうしても町だけ補助金ではやっていくことが、内容的に好ましくない部分がありまして、皆様からいただいた会費を取って、その中で運営することが体育振興のために非常にいいのではないかという、根本的な理由がございます。それで今回、統一を図るということで、300円を設定いたしました。

なぜ300円かといいますと、旧下部、それから旧中富におきまして、合わせた補助金額が約150万円になります。150万円を割り出しますと、今度合併によりまして6千世帯で、6千世帯全部で300円をいただければ180万円になるわけなんですけれども、全世帯から取ることは不可能であります。特別な事情がある世帯については徴収はいいですよと、そういうものもありまして、約5千世帯とこちらで思案いたしまして150万円。そして150万円プラス町からの300万円で運営を行うような試算をいたしました。

その結果、150万円を皆さまから徴収するということで、今回4月1日より体協の総会を行いまして、そこで決定される事項でございますので、また議員さんにも協力をお願いするところであります。

以上、説明を終わります。

○議長(伊藤春三君)

36番、深沢瀞君。

○36番議員(深沢瀞君)

それでは、もう一度確認したいんですが、昔で言う敬老会。今は福祉大会とか言いますが、 これは地区ごとには、もう行わないという解釈でいいですね。そういうことですね。

それから総務課長、ひとつお願いしたいんですが、行政連絡員というのは、いわゆる昔で言う区長、下部ではそういう言葉はだいぶ前から使っていたようですが、私のほうは区長とか区長代理、あるいは保健委員とか組長という言葉を使っていましたが、その関係ですか。その関係ですね。

では、また、あとで総務常任委員会で行います。

ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

26番、佐野秀光君。

○26番議員(佐野秀光君)

簡単な問題を2点ほどお聞きしたいと思います。

63ページをお願いいたします。

63の委託料、13節の委託料でありますが、住基ネットのカード作成業務でありますけれ ども、国が推進してきたこの住基カードは、どこにいても住民表等が交付され、非常に多岐に わたっての利便性があるといわれた住基カードでありますが、どうも予算を見ますと、4万6千 円という少額であります。これを考えたときに、申請が少ないから4万6千円だと思います。

よって、現在まで交付された件数の推移をまず1点伺いたいと思います。

それから、113ページをお願いします。

113ページの19節、最下段でございますが、1,170万円の森林整備地域活動支援の活動内容について、事業内容ですね、森林組合等への交付金であるのかどうか。

このへんの2点を、簡単でいいですから、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

町民課長。

○町民課長(遠藤和美君)

佐野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

住基カードでございますが、佐野議員さんのおっしゃるとおり、希望者は少ないわけでございます。今現在、住基カードの申請をして、カードを持っている方は10名程度です。

そして今回、予算をお願いしたのは一応30枚というふうなことで、予算計上をさせていた だいております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

よろしいですか。

産業課長。

○産業課長(渡辺芳彦君)

質問にお答します。

113ページの19節の一番下にございます森林整備地域活動支援交付金でございます。これにつきましては、林業公社、それから身延森林組合、それから峡南森林組合等へ出す交付金ということで、これは中山間のとも補償の場合というような部分で扱いを考えていただければよろしいかと思います。

○議長(伊藤春三君)

よろしいですか。

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

それでは3ページをちょっと見ていただきたいと思います。

今回の予算は95億4,252万2千円でありますけれども、町税の中で、固定資産税、それからいろいろ法人税等あるわけでありますけれども、1月26日に身延カントリークラブが破産したところでございます。今回の17年度のこの予算編成をする中で、身延カントリークラブ、うちの町が債権としてどれだけ持っていて、どうなってきているのか。

それから、もう1つは、今回の予算編成をする中で、この会計上、帳簿上、今その部分について、どう処理がなされているのか、答弁を求めます。

○議長(伊藤春三君)

税務課長。

○税務課長(望月世津子君)

はい、お答えいたします。

身延ゴルフクラブ関係の滞納状況でございますが、平成16年度分を含めまして申し上げます。

固定資産税が平成9年度から平成16年度まで、合計で1億8,017万8,480円ござ

います。それから個人町民税。平成15年度分が20万2,100円ございます。そして法人町民税。平成13年度から平成15年度分まで39万円ございます。軽自動車税が平成15年度分が1万2,700円。合計で1億8,078万3,250円となっております。

今回の予算計上はどのような処理をされたかということでございますが、入金する予定、見込みがないものでございますので、今回の当初予算にはその関係は計上されておりません。 以上です。

○議長(伊藤春三君)

28番、笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

分かりました。

聞きたいのは、今1億8,078万3,250円と。それが帳簿上どういう形で今残っているのか。例えば過年度分の滞納額の中で、これは収入にならないという部分については、当然今回の予算に載せたって、当然今回の事業費に充てられないという部分については、ここに、予算に載せられませんけれども、載っていないわけです。

今のその部分について、1億8,078万3,250円というものが、例えば、具体的に帳簿の中に、今カントリークラブはこれだけ残っていますよというのは、何というのか、滞納、過年度分滞納帳簿表とか、何かそういう部分の中で残っているのかどうなのかということを1点だけ。

○議長(伊藤春三君)

税務課長。

○税務課長(望月世津子君)

お答えいたします。

滞納繰越分として、調定額はそのまま残っております。歳入として予算には計上されておりませんが、調定額として残っております。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございませんか。

21番、依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

時間のないところ、大変すみません。 1 点だけ。

この予算の中で、私どもは何を基準にと言ったときに、実質当初予算のような状況でございますので、比べるものがない。新町建設計画の財政のシミュレーションの中で、一応、普通建設事業費が25億円くらい盛ってあるんですね。今回の予算だと12億円だと。ちょっと差が大きいなと。皆さん、ここにいて、こういうふうな質疑が、予算審議ですので、その1点に関してだけお答えを願います。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

今のお答をするわけですが、数字的なものについては予算の附属資料で、別冊で17年度一般会計当初予算付属書というのが2枚綴りでお手元のほうにいっていると思いますが、その表で17年度当初予算性質別の分析表というのがあると思います。

片面は円グラフになっておりますが、これは当初予算の中でのそれぞれ款別の性質別なものを表したものでありまして、今議員さんがおっしゃるのは、その中にございます普通建設事業費の合計が12億1,200万円ほどだということでありまして、比べる数値としては、新町建設計画ですね。

すでにこれは各戸に配布されているんですが、それの歳出の部分の普通建設事業費17年度 として計画されていたのは。25億5,200万円だと。この部分の乖離は何なのかというご 質問だと思うんですが、1つは今回の予算説明の中にもございましたように、これから新町建 設計画を具体化していく総合計画が策定されていきます。

もう1つは、もうすでに議員さんにもお配りしましたが、過疎計画が策定されたところであります。要するに、建設計画に基づく具体的な施策をこれからやっていこうという段階でございまして、今回の当初予算には今までの、旧3町の継続的な経費がほとんどでございます。新町になっての新しい部分の、いわゆる建設事業費というのは、まだ実は、当初の段階では見えてきていないのが、一部を除きましてはですね、北小等もあるんですが、一部を除きましては見えておりません。今後計画づくりをする中で、それらの経費は増高していくものとは思います。

これが大きな要因でございまして、今後、必要であれば補正等も対応はしていかなければならないわけですが、財源等も見ながら、また対応していきたいと、このように思っております。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございますか。

(な し)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第48号について質疑を行います。

37番、石部典生君。

○37番議員(石部典生君)

特別会計につきましては、これはいくつもありますが、1つずつやりますと非常に非効率的ですから、一括で質疑をお願いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

ただいま37番の石部典生君から一括という動議が出されましたが、よろしいでしょうか。 (異議なし。の声)

では、そのようにいたします。

5分だけ暫時休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時30分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

特別会計の議案第48号から議案第70号まで一括質疑を行います。

(な し)

質疑なしとのお声であります。

次に第71号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

提出議案の委員会付託を行う前に、認定第1号から認定第3号および議案第26号から 28号まで、ならびに議案第72号から75号までの10議案については委員会付託を省略し、 採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

ここで認定関係6件の議案について、討論を省略して採決を行います。

認定第1号 平成16年度下部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、認定第1号は、原案どおり可決確定いたしました。

認定第2号 平成16年度中富町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、認定第2号は、原案どおり可決確定いたしました。

認定第3号 平成16年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、認定第3号は、原案どおり可決確定いたしました。

次に議案第26号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更 について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号は、原案どおり可決確定いたしました。

議案第27号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号は、原案どおり可決確定いたしました。

議案第28号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方 公共団体の数の変更について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号は、原案どおり可決確定いたしました。

次に議案第72号から第75号については、人事案件でありますので、討論を省略して採決

を行います。

議案72号から議案75号について、原案どおり同意される諸君の起立を求めます。

(起立全員)

ありがとうございました。

議案第72号から議案第75号につきましては、同意されました。

次に請願第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

この請願第1号については、先の全員協議会において委員会への付託をしないことが確認されてありますので、引き続き、討論・採決を行いたいと思います。

まず請願第1号について、反対の方の討論を行います。

12番、渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

この請願に対して、反対の立場から討論に参加いたします。

私自身、まだまだこの処分場問題については情報の収集、分析等について、まだ不十分では ありますけれども、この請願文の中における個々の問題として、私が知り得る情報の中では間 違っているというか、正しさを欠いている点がありますので、そのへんについて提案者側の、 先ほどの議員さんより説明をいただきたいと、こんなふうに思います。

その第1点ですけれども、花柄沢は土石流の危険渓流に指定されているということでありますけれども、私の知る限りにおいては、この指定はされていないと思っております。それが第 1点。

そして、第2点としましては煤塵が高濃度のダイオキシンなどの有害物質を多量に含むと。 これを処分場に入れるというようなことだと思いますけれども、現在においては、峡南衛生組 合においても、この煤塵は2次処理をして公害をもたらさない、いわゆる高濃度のダイオキシ ンは出さないものでないと、草津に運び込めないという現状は、はっきりしております。だか ら、この問題もダイオキシンが、高濃度のダイオキシンということは当たらないと思います。

もう1点。地元自治会の問題ですよね。これは、ページは書いてないけれども、北川組17戸に限定したという、この問題ですね。いわゆる地元自治会等の合意形成の範囲についてという指導に基づいて、旧下部地区の町長、土橋金六はここに記として書いてある、いわゆる山の都に出した文書ですけれども、地元自治会等の範囲は下部町行政連絡員に関する要綱第3条に規定する北川とすると。これに基づいて土橋金六旧下部町長は、はっきりと述べているわけであって、これは間違いであるということはあり得ないと、私は思います。

以上、簡単に3点ですけれども、私は一般質問で細かいことを取り上げて通告してあります。 その席で細かいことは述べたいと思いますが、以上3点によって、私はこの請願に対する反対 という立場で討論をいたします。よろしく。

○議長(伊藤春三君)

次に賛成者の討論を行います。

17番、渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

私はこの請願に対し、賛成する立場から発言したいと思います。

処分予定地、花柄沢は砂防指定地であり、土石流危険渓流に指定されています。そして、この花柄沢一帯は水源涵養域であり、風化した岩石の軟弱地盤であります。そして影響を受ける大多数の住民の合意が取れていない。予定地の下流には町営水道の取水施設があり、農業用水にも影響がある。

こういう理由から、この産業廃棄物最終処分場建設反対についての請願に賛成いたします。

○議長(伊藤春三君)

15番、川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

私もその請願に対して、反対の立場で一言申し上げたいと思います。

この請願内容を見ますと、確かにこの施設はありがたい施設でないことは事実です。誰しも 誘致しようなんていう人はおりません。しかしながら、なければならない施設。県でも盛んに 最終処分場を造ろうとしております。

私が平成6年に、今現在ある峡南衛生組合。あれは、皆さん、どうですか。必要だから今あるのではないですか。あの焼却場を建て替えるとき、20数億円かけて建て替える。私は1人で反対しました。なぜかというと、あれがもう新設されて、40年有余経つわけです。その当時は環境問題、いわゆる、あまりうるさくない時代でした。しかしながら、時代が進むにつれて、こういった環境問題が非常に叫ばれる時代になってきました。

平成6年当初、昼ご飯の仕度をするのに、全部部屋を閉めて、八工を殺さなければ、食事の 仕度ができなかったと。そういった現状をふまえて、5町の町長さん方が、その建て替えをし ようというときに、私1人反対したんですよ。4町の町長さん方、3つの施設でほしいものが あったら、誰か手を挙げてくださいと。誰も手を挙げない。やはり、それだけ迷惑施設とある ことは間違いないんですよ。だけど、皆さん、ここに反対、いわゆる、傍聴の方もいますが、 なければ困る施設でしょう。現実に。私は、その観点から、今言う、この請願には反対します。

というのは、もう1点。この内容で、民間事業者による廃棄物処分場。これが県で計画したらいいかということなんです。あの峡南衛生組合の施設も、かつて、いわゆるし尿処理の、まだ新しい施設になる前、私も漁業という立場の中で、夕方になれば黄色い水を出したんですよ。それを誰が監督するんですか。行政側がやっていながら、そういうことをしたんですよ。かえって民間業者がやったんであれば、行政が監督・指導できるんです。私はそういった観点から、この問題に対して、やはり一応、請願に対しては反対です。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

討論の途中でございますが、お諮りいたします。

議員各位の熱心な質疑によりまして、多少5時を過ぎることになりますので、ここで会議規則条例第2項によって時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

では時間を延長して、続行いたします。

次に賛成の方の討論、ありますか。

(な し)

では、以上で討論を打ち切ります。

次に請願第1号について採決を行いたいと思います。

請願第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって請願第1号 廃棄物最終処分場反対についての請願は、採択することに決しました。 はい。

○13番議員(深沢純雄君)

この問題について、12月の議会で常任委員会に陳情を付託したわけなんですけれども、それはどのような格好になるわけですか。

お聞きします。

○議長(伊藤春三君)

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時52分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

そのときに委員長のほうから報告します。

お分かりですか。

13番、深沢純雄君。

○13番議員(深沢純雄君)

その前に、採決を今、したわけですよね。

それで委員長に付託をした価値がない。私は、委員会に付託した委員長報告を待って、賛成、 反対を決めようと思ったんですけれども、ここでもって採択してしまえば、委員長付託にした 価値がないので、委員会での採決はないものと考えていいですか。

○議長(伊藤春三君)

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時02分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

○議長(伊藤春三君)

日程第3 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元の資料をもって各常任委員会への付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元の各常任委員会へ付託いたします。

税務課長から発言を求められております。

税務課長。

○税務課長(望月世津子君)

先ほどの議案第47号の平成17年度身延町一般会計予算の質疑の中で、笠井議員のご質問に対しまして、身延ゴルフ関係の滞納している金額についてお答えいたしましたが、個人情報であるため、取り下げさせていただきたいと思います。

議長において、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

税務課長の今の発言の取り消しについて、ご了承願いたいと思います。

これにて本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

○議会事務局長(遠藤忠君)

大変長時間ご苦労さまでした。

ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時04分

平成 1 7 年

第1回身延町議会定例会

3月14日

平成17年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成 1 7 年 3 月 1 4 日 午前 9 時 0 0 分開議 於 議 場

1 . 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(42名)

	1番	Ш	﨑	晴	義		2番	望	月		寛
	3番	福	与	Ξ	郎		4番	Щ	田	省	吾
	5番	伊	藤		晃		6番	日	向	英	明
	7番	望	月	重	久		8番	鈴	木	俊	_
	9番	深	沢	柳ブ	息	1	0番	奥	村	征	夫
1	1番	深	沢	脩	=	1	2番	渡	辺	君	好
1	3番	深	沢	純	雄	1	4番	穂	坂	英	勝
1	5番	Ш		褔	Ξ	1	6番	佐	野	文	秀
1	7番	渡	辺	文	子	1	8番	伊	藤	文	雄
1	9番	望	月	広	喜	2	0番	草	間		天
2	1番	依	田	正	敏	2	2番	佐	野	政	幸
2	3番	深	沢	敏	夫	2	4番	近	藤	康	次
2	5番	片	田	直	康	2	6番	佐	野	秀	光
2	7番	樋	Ш	貞	夫	2	8番	<u> </u>	井	万	氾
2	9番	中	野	恒	彦	3	0番	赤	池	好	=
3	1番	佐	野	玉	明	3	2番	望	月	邦	彦
3	3番	広	島	公	男	3	4番	小	池	昭	光
3	5番	髙	野	敏	彦	3	6番	深	沢		瀞
3	7番	石	部	典	生	3	8番	片	田	文	斎
3	9番	小	林	茂	男	4	0番	岩	柳	嘉一	郎
4	1番	松	木	慶	光	4	2番	伊	藤	春	Ξ

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (28名)

長 依田光弥 町 下部支所長 山宮富士男 企 画 課 長 渡 辺 力 出納室長市川忠利 身延分課補佐 広島 法明 教 育 長 千頭和英樹 学校教育課長 山口一美 文化振興課長 二宮喜昭 環境下水道課長 佐野雅仁 社協局長 佐野文一

総務課長 赤池善光 身延支所長 片田公夫 財政課長鈴木高吉 税 務 課 長 望月世津子 町 民 課 長 遠 藤 和 美 保育課長 赤池万逸 福祉保健課長 中 沢 俊 雄 中富分課補佐 赤 池 和 希 教育委員長 笠井義仁 教育次長赤池一博 生涯学習課長 佐野治仁 建設課長伊藤守 産業課長渡辺芳彦 観光課長 望月治雄 水道課長遠藤忠 土地対策課長 深 沢 茂 峡南衛生所長 大 野 久 方 環境下水道補佐 赤池 義明

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良 録 音 係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(望月悟良君)

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

(あ い さ つ)

○議長(伊藤春三君)

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により一般質問を行います。

日程第1 一般質問

事務連絡を申し上げます。

望月寛議員および伊藤晃議員は所用のため、欠席との連絡が議長の手元にまいっております。 なお、平成16年度末の教職員人事異動の事務のため、12時に退席をさせていただきます と、教育委員長、教育長との連絡があります。

なお、本日の予定といたしまして、一般質問通告順第8番 依田正敏さんまでの予定を考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず、通告の1番は松木慶光君です。

松木慶光君、登壇してください。

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

それでは、私は行財政改革とまちづくり計画について、質問させていただきます。

国と地方三位一体改革による影響で、合併後初めての当初予算編成も徹底した事業の見直しなど、歳出を抑制しながら、町長はじめ担当職員、大変ご苦労なさったこと、心から厚く感謝申し上げます。

本町も昨年9月13日合併し、早6カ月が経ちました。合併の基本は行財政改革にあるといわれております。すでに合併前から、各町それぞれ行財政改革に取り組んできているところでありますが、さらなる改革に重点的に取り組み、計画を立てなければならないと思います。

本町は、財政的にも合併特例債107億円という、大きな地方債が活用できることになっておりますが、合併特例債は合併市町村の財政運営の不安解消が目的で、市町村建設計画に基づく道路や橋などの基盤整備事業や旧市町村単位による地域振興など、ソフト事業のための基金の積み立て代金に充てることができる地方債で、合併後10年間にわたり活用できるものであり、事業に関わる経費全体のうち95%を借りることができ、元利償還金の70%が国の地方交付税で補填され、あと30%は完全な借金となるものであるとされております。

地方交付税に補填されるものでは、辺地対策事業債、過疎対策事業債、赤字対策債などがあ りますが、この特例債は充当率や交付税措置率から見て、これに次いで有利な起債とされてお ります。

県内では学校、庁舎、文化ホール、図書館、火葬場、し尿処理施設事業などを計画しておりますが、特例債はあくまで借金であり、しっかりとした将来の償還計画を立て、財政健全性を

維持していく必要があると思います。

事業が大規模化するほど、償還額も膨らむほか、特例債を毎年度活用すれば、10年後には 償還額がピークを迎える計算になるといわれております。新町のまちづくり事業を進めながら、 財政の健全化を図っていくには、綿密な財政計画が必要であると思います。

財政の要諦、入るを図り出ずるを制す、また行政改革の一歩は支払いの見直し改革にあるといわれております。経常経費の削減を図り、健全財政を堅持するための人事管理計画、公共施設の統廃合計画、公有財政の整理、各種補助金の見直し、職員削減の対応等の計画を立て、健全財政運営を図るべきであると思います。

以上、ちょっと前段が長くなりましたが、ただいま申しましたような理由で、次の諸点について質問させていただきます。

まず1点目。合併特例債と地方交付税との関わりについて、お伺いいたします。

先ほど申しましたように、合併特例債は地方交付税で補填されるということですが、平常の 地方交付税に上乗せになるのか。それとも、その分が減っていくのか。また過疎債、辺地債、 赤字対策債も同じなのか。なお、これらの利子について、どうするのか。併せてお伺いいたし ます。財政課長、お願いします。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

合併特例債の償還についての元金、それから利子につきましては、その70%が普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算定される。今、議員さんご指摘の、そのとおりでございます。

算入されました額が、そのまま交付税として、イコールでくるということではないわけでして、当然、基準財政需要額から収入額、本町であれば20から30%まではいかないと思いますが、その程度は当然、引かれる形で、さらに国の交付率等が加えられまして、引かれる形で、実際には入るわけでございますが、ご指摘の特例債というのは、ほかの償還額、今までの起債等の額もそれぞれ3町ございますので、それらと合算する形で、交付をされる形になります。

なお、過疎債という話も一部出ましたが、過疎債についても同じく、算入率は70%ということでありまして、臨時財政対策債、これは赤字地方債といわれていますけども、これについては100%算入されると、こういう形になっております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

ありがとうございました。

それでは、次に2番目としまして、事業計画に合併特例債を活用する計画について、お伺い いたします。

事業を計画するには、財源を伴った計画を立てるのは当然であり、空手形の計画では絵に描いた餅と同じでございます。特例債を使用するには、厳密な計画のもと、活用しなければならないと思います。5年ないし10年間の事業計画、ならびに実施計画を立てる中で、合併特例

債をどのように活用していくのか、その計画をお知らせいただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

具体的な計画はどうするのかという、ご質問だと思いますが、まず新町になりましたけれども、1つには旧町からの懸案事項をまず解決をしていかなければならないと、これがまず1つはあると思います。懸案事項の中で、特例債が可能な事業につきましては、従来、3町とも使ってまいりました過疎債等の使い分けを図っていくと。こういうことをやりながら、当然、特例を財源の1つの有効的な財源といたしまして、活用してまいりたいと思っております。

次に町の総合計画の策定が今年度予算に盛られましたような形で、これから行われていくわけでありますけれども、新町建設計画に盛り込まれました各事業の具現化と申しますか、具体化と申しますか、そのことと、また年次化を図っていかなければならないという形で、この総合計画の活用が、今後行われていくわけです。この場合におきまして、議員のご指摘のとおり、特例債も借金の1つであることには間違いがないわけでして、当然、後年度負担を考えなければならないということであります。財源の見通しを立てた上で、長期計画に基づいて執行をしていくということが必要になろうと思います。

なお、過疎地域自立促進計画、いわゆる過疎計画についても、また申しましたように、使い 分けは当然、今後もしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

ありがとうございました。

次に3番目でございますが、公用車の管理、運用規則の制定についてお伺いいたします。 浪費撲滅が行革の第一歩を言われており、税金の浪費撲滅を財政改革の基本としなければな

らないと思います。現在、公用車が197台あるということですが、職員268人の場合だと 1人当たり0.735台、1台当たり1.36人となり、臨時職員合わせた340人の場合だ と、1人当たり0.579台、1台当たり1.725人となり、かなり余剰な台数となると思 います。

この車の燃料費、修繕等、維持管理に多大な経費がかかるわけですが、公共施設、事業場所が散在している現況では無理のないこともあると思いますが、それだからこそ、公用車の運用管理規則をつくり、事業および事務内容等を考慮して、妥当な配車をしながら、無駄のない活用をし、経費節減を図り、管理運用体制の充実を図るべきと思いますが、財政課長のお考えをお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

新町になりまして、財政課の中に管財係というような形で、新たに設けさせていただきましたので、公用車の管理につきまして、総体的な部分で配車計画等は、私どもの課でやらせていただいておりますので、ご質問にお答えをしたいと思います。

現在、公用車のうちで、いわゆる庁用車につきましては123台。それから消防用の自動車は72台を保有いたしております。庁用車につきましては、3町合併時に保有をしておりました台数が、そのまま新町に引き継がれておるわけでして、この123台のうち16台は、例えばバスとかダンプとか給食車などの用途が限られている車ではあるわけです。

なお、旧下部町と旧身延町で持っておりました町長車2台につきましては、過日、購買会を 行って売却をいたしたところであります。

それから庁用車の台数につきましては、役場の組織のスリム化とか、あるいは施設の統一化という進展する具合によって、必要な台数等も当然、変わってくるわけですけど、全体としては、議員さんのご指摘のとおり、少し多いではないかというようなご指摘で、私もそのようなことを思っております。

使用状況等を調査いたしまして、保有台数の削減と、また有効活用というような形を図っていきたいと思いますし、また旧町3町から引き継いで車がきているという中には、かなり老朽した車両も見受けられますので、これについても計画的な買い替えも必要と考えています。

次に各部署に配車をされました車は車検、それから修理、運行記録、予算等、部署ごとに現在、管理をお願いしてある状況でございます。

また、有効活用を図るという意味から、現在、コンピューターを利用いたしました庁内 L A Nを利用いたしまして、使用申し込みをする共同利用を行っておるところでございます。車については全部そうではありませんが、車の種類に応じて共同で利用できる体制をとっております。

各施設、それから職員が分散しておりまして、集中管理というのがなかなか難しい状況であるわけですが、今後ともよりよい運用体制をつくっていきたいと考えています。

それから運用管理規則については、合併時に旧中富、それから身延で規定を設けてありましたので、新町についての、この規定をそのまま引き継がれてはおるわけですが、ちょっと内容的に不備な点もありますので、今後、この現状にあった形で早速、見直しを図ってまいりたいと、このようなことも考えております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

早急に運用管理規則をつくって、管理運用体制の充実を図っていただきたいと思います。 それでは、次に4点目。定数適正化計画の策定と人事管理計画について、お伺いいたします。 合併効果を出すには、職員の削減を図り、義務的経費の削減が急務であり、福祉面を中心とした住民サービスを維持しながら、いかに行政のスリム化を図るかが重要であると思います。 職員の削減については、納得して辞めてもらえる対応をすべきで、今までの補助規定というような対応でなく、これにつきましては、議案第47号で定年退職及び勧奨に関わる退職手当等で示されていますが、もっと優遇した条件のもと、希望を募り、協力を求めるべきと思います。

また、合併協定書の中にも職員数については新町において、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとするとしてあります。

なお、国においては年功序列の人事制度を改める公務員制度改革について、能力、実績主義 の人事評価制度を試験的に導入する方針を固めましたが、本町においても、これらをも考え含 め、今後、妥当な定数適正化計画を策定し、人事管理計画をつくるべきであると思いますが、 これは町長のお考えをお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

松木議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

これらは一番、新しい町への大きな課題でございますので、ご指摘のとおりでございますが、国においても新人事制度というものの試行をということでございますけど、なかなか言うは易く行うは難しということで、連合なんかでもなかなか、いい返事が聞かれないというようなことがございますし、とりあえず試行をされるということでありますが、私どもの町でも県等の動向等も見ながら、できるだけ早い時点で、このことについては、試行というような形でやっていかなければならないのかなというような感じで考えておるところでございますが、退職勧奨につきましては要綱等がございまして、それで一応、職員の皆さんのご理解をいただくような形でお願いをいたしておるところでありますが、なかなか難しい面もございますので、できるだけ優遇措置はどの程度がよろしいのかという、一つの兼ね合いもございますので、できるだけ、これはお辞めになっていただく方にとって、できるだけ有利な形の勧奨制度はつくって、ご理解をいただくような形でお願いをしたいなと思うところでありますので、今、一応、勧奨制度等が施行されて、要綱でできておりますので、それを一応、とりあえず当てはめてお願いをしておるところであります。

○議長(伊藤春三君)

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

なかなか難しい点もあろうかと思いますが、やはり適正な定数管理制度というものをつくる 中で運営をしていっていただきたい、こんなように思います。

次に5番目としまして、職員の給与などの不均衡是正のための運用基準についてお伺いいたします。

職員の給与については、国に準じた給料表を適用していると思いますが、運用においては旧3町それぞれ異なっていたと思います。合併して、一定の行政事務をする中で、同じ条件である職員が不均衡な給料であるということは、職員同士が不快感を持ち、心に一物を持ちながら仕事をしていることになり、仕事に熱が入らず、町民への対応はもちろん、町行政に大きな影響を与えると思います。

市町村合併の特例に関する法律第9条、職員の身分取り扱いの2項で、合併市町村は職員の任免、給与、その他の身分取り扱いに関しては、職員そのものすべてに通じて、公正に処理しなければならないとあります。また合併協定書にも、給与については職員の処遇および給与の適正化の観点から調整し、統一を図るとしてあります。

12月定例会で、奥村議員の一般質問に総務課長が職員給与のアンバランス修正には、運用基準に基づいて実施をしていくが、これにはかなりの時間がかかると答弁しています。

ただいま申しましたように、この問題は合併早々しなければならない、基本的な重要なことだと思います。職員の士気を盛り上げ、町民のため、町のため、公僕として汗を流して、行政の仕事をするためにも、新しい運用基準に基づいて、早急に実施し、公正・平等に助成措置を

講ずるべきであると思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

その前に3点ばかり、総務課長に伺います。

まず1点目といたしまして、去る4日、広報みのぶが配布されましたが、その中に町職員数の状況ということで、一般行政職の級別職員構成の状況で、8級の職員が20人とありました。これは昨年の合併時の数ですので、その時点での旧町3町のそれぞれの一般職の数と、それにまだ、新町の計算が出ていないと思うんですが、併せて一般職のラスパイレスの数値をお知らせいただきたい。

次に2点目としまして、旧町で課長職にあった者が、合併して係長職になり、給料は変わらないが管理職手当はないとの、このような職員の昇格基準、昔はよくワタリと言いましたが、 それはどうするのか。

その次、3点目でございますが、8級の職員が20人いる中で、それぞれ異なった運用基準で8級になっていると思います。7級もそうだと思いますが、このような異なった基準の中の昇格条件、年齢、課長暦、または在級歴等を一定の路線に乗せなければならないと思いますが、そうすることにより降格か昇給ストップ、または昇給延伸というようなことをしなければならないと思うが、どうするのか。

以上3点について、総務課長にお伺いします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

松木議員さんの3点についての質問について、お答えいたします。

まず最初に今月はじめ、全家庭に配られました、みのぶの広報3月号にはそれぞれ職員等の 状況、これは職員数、あるいは等級別の状況、あるいは職員の平均給与、三役の給料等が掲載 されました。そこで20名の課長の旧町時代の内訳というふうな状況でございますけれども、 まず、旧下部町が10名でございます。旧中富町が3名でございまして、旧身延町が7名で、 合計20名という、こういうふうな状況になっております。

それからラスパイレス指数の数値でございますけれども、現在、新町になってからの状況は、まだ入手してございません。旧町時代の状況でございますけれども、昨年の4月現在で申しまして、下部町が91.3%、それから旧中富町が93.9%、それから旧身延町が90.3%。いずれにいたしましても、前年度比を対比していきますと、それぞれ減というふうな数字的にはなっておる状況でございます。

それから、2点目でございますけれども、課長職から係長職へ降格した職員の昇給基準の状況でございますけれども、現在、新しい運用基準がそれぞれ定められておりまして、昇格、昇給等の運用基準に基づいて、それぞれ給料の号級を格付けしてまいります。

3点目でございますけれども、課長職の降格、昇給ストップ、昇給延伸等についてでございます。

降格につきましては課長職のみならず、あるいは主管係長の職から職員に、主任に、あるいは主査にとか、あるいは係長職からそれぞれ主査とか、そういうふうな状況、3町が合併したことに伴い、多くの職員が降格をしたところでございます。これから先につきましても、行財政改革、あるいは組織の見直し等をそれぞれしていく中で、役職ポストが減ってくれば、降格する職員が出てくることも予想されるところでございます。

また、昇給等につきまして、現在の運用基準に照らし合わせて、職員間の格差を是正するために在職者調整をしていかなければならないと考えております。それに伴い、昇給短縮する職員、あるいは議員さんがおっしゃいましたストップする職員、あるいは延伸する職員が出てくる、このような状況でございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

そうすると大変だと思いますが、頑張ってやっていただきたいと思います。

これ以上、細かいことは言いませんが、先に質問しました県と総務課長の答弁と併せて、町 長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

大変、難しい問題でございますけど、今、総務課長がお答えを申し上げましたように、とりあえず現状から、今後の一応、運用等につきましては、今、検討させていただいておるところでございますけど、とりあえず降格とか昇格、いろいろな問題があるわけでございますけど、できる限り、その職員の皆さん方が頑張っていただけるような体制づくりをすることが、一番よろしいということであろうかと思いますが、それぞれ長い歴史の中で運用をされておりました、いろいろな難しい問題があるわけでございますので、とりあえず、3月中に内容をきちっと検討させていただく中で、一応、それぞれの職員の皆さんがある程度、納得していただけるような運用をさせていただくような形でしていただきたいと思います。

やはり、外での皆さん方、住民の皆さん方から見ますと、大変役場の職員は優遇をされているんではないかなというようなことをおっしゃることもあるわけでございますけど、今回の合併によって、いろいろな面でそれぞれ従来の旧町のときの運用とかそういうようなものが、ある程度、調整をする中で今日に至っているわけでございますけど、まだ未調整の部分がたくさんあるわけでございますので、できるだけ早い時点で、きちっとした調整をさせていただいて、運用をさせていただくような形で、やらせていただきたいなと思っております。

○議長(伊藤春三君)

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

ありがとうございました。

それでは次に6点目。拠点施設となる新庁舎建設について、お伺いいたします。

合併して3地区に分散している公共施設が45施設、そのうち職員が配置されている施設は39施設あります。このため職員の仕事の効率が悪く、なお、その施設の維持管理および本町からの連絡経費と増大な費用が費やされている現状であります。先に申しましたように、合併の基本である浪費撲滅のため、また行財政改革を推進するためにも分散している公共施設を集中しなければならないと思います。そうすることにより、莫大な経費の節減が図られることは必要と思います。

10年前の阪神大震災、昨年の新潟中越地震等の災害により、これに対応する対策に全国的

に取り組むようになってきました。本町においても、1月18日の臨時議会において、防災費として非常用発電機設置の予算が計上され、本町、下部支所、身延支所の3カ所に設置することになりました。しかし、現状のように公共施設が分散していると、いったん大きな災害が起きた場合、情報収集、災害に対する対応等が統一できず、大きな被害をこうむることは必至でございます。

また、町民にしましても、会議、いろいろな用事等で、分散している施設に行くにも交通の 不便等で負担もかかり、住民サービスの低下も招いていると思います。

また合併協定書で、新町の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など町 民の利便性を考慮する中で、町民参加により審議会の設置など協議方法を含め、合併後、速や かに検討を開始するとしています。

ご承知のように、身延町は峡南の中心に位置し、教育・文化・産業・観光等、発展の中心であります。また、国道52号と国道300号、県道市川大門下部身延線、県道南アルプス公園線などの道路が交差する地域であり、交通計画上においても、峡南中部地域の結接点という位置づけでなく、峡南圏域から富士北麓圏域への玄関口と、さまざまなルートが交わる広域的重要拠点となると思います。このような状況からも近い将来、身延町を中心とした峡南市の誕生も考えられると思います。

以上を総合して、情報収集や情報発信機能を付加した集中、統一した拠点施設となる新庁舎 建設に早急に取り組むべきであり、町民等しく願っているところでありますが、町長の率直な 考えをお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

松木議員のご質問にお答えをいたしたいと思いますが、この問題は大変難しい問題でございますし、また喫緊の課題であるわけでございますけど、今、るるお述べになりました、いろいろな周囲の状況等を勘案する中で、2つの見方があるわけでございまして、1つは支所制度がきちっと機能をしていることが、住民の皆さんのサービスにとってベターなのかなという考え方も一つあるわけでございまして、それと松木議員さんがご指摘をされましたように、不都合な面があるんではないかなということ、また、職員が分散しているというようなことでの集中的な機能が果たされていないというようなご指摘もあるわけです。

どちらも一つの見方で、良し悪しを論じるわけにはまいらないわけでございますけど、とりあえず、合併の調整の段階ですと、財政等を勘案する中で、財政面からは10年のスパンの中で、最後のほうへ一応もっていってあるわけでございますけど、県が今、行政改革の機構改革で今年度の最終で打ち出しをしております、18年度からの、要するに改革が大体、情報が入っておりますけど、とりあえず峡南地域振興局を今の状態から改組をして、ハード面を西八代合庁に、ソフト面を南巨摩合庁にということで、身延建設部はとりあえず駐在を置くというような形に考えているようでありますし、保健所はソフト面という形で、南巨摩の合庁のほうへ、いくようなことになろうかと思うわけでございますので、そんなことも含めまして、他の機関等のいろいろな動きが活発に出てまいりました。

また、この間の県議会の一般質問でありますが、田中県警本部長が、今、甲斐市が3署でやっているような形でございます。もちろん、私どもの町もそうなんですけど、とりあえず県警の

各署のあり方をどんなふうにするのかというような質問に答えておりますけど、すぐに結論は 出せるような状況ではないようでございますけど、一応、検討してまいりたいというようなこ とはおっしゃっているわけで、外部機関の皆さんにもご相談をする中、また住民の皆さんとも 相談をする中で、早めに結論を出したいというようなことをおっしゃっておるわけでございます。

ここも、鰍沢署、市川署、南部署というような3署と、また富士吉田署も関わり合いがあるわけでございますけど、こういうような形の他の官公署の、いろいろな動き等が、きちっとした形で落ち着きませんと、なかなか結論を出すのに難しいのかなという感じはいたすわけでございますけど、ただ、交通の要所とか、いろいろな住民の皆さんの利便性とかを考えますと、ある程度のところへ落ち着くような形にはなろうかと思いますが、ただ、その建設とか、そういうようなことにつきましては、なかなか今、結論は出しかねる面もありますし、地域審議会、また総合計画の推進委員会でございますが、こういうような形で、住民の皆さん方のご意見等をお聞きする中で、早めに、このことについての一応、プランづくりはさせていただけるような形になろうかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

足元から鳥が飛び立つようなことでなくして、なるべく早いうちに町民参加により審議会の 設置など、協議方法を含めて、一つ早急に検討していただきたいと、こんなように思います。 それでは次に7番目、最後でございますが、中部横断自動車道を主体とした、まちづくり計 画についてお伺いいたします。

中部横断自動車道はご存じのように、生活環境の向上、広域的な交流機会の増加、物流ネットワーク形成による食料品などの鮮度アップ、他地域にある主要拠点との距離の短縮、災害時の避難および迂回道路の確保、沿線工業集積地間の連携強化による産業活動の広域化、富士箱根伊豆国立公園など、国際観光資源とのリンケージによる観光開発の促進、救急医療体制の広域化等、多大な効果があります。ご承知のように、高速道路網は地域活性化をうながし、一極集中から多極分散型国土形成へと地域経済の枠組みを大きく変化させるものであり、この道路を取り組んだ、まちづくりは不可欠であります。これを逃すと町の発展はあり得ないと思います。

平成10年12月に施行命令が出され、平常時においては施行命令が出てから、供用開始まで約10年とされていましたが、公共事業の抑制により、高速道路の見直し、道路公団の民営化等、国の施策により遅れているのが現状です。しかし、平成14年には市川大門において杭打ち式、また南部町でも、昨年、杭打ち式が行われ、中心杭の設置、設計協議、用地買収、工事着工と順次進められることになりました。身延町内18.7キロについても、もうすぐ着工の運びとなることと思われます。

この峡南の区間はトンネル55%、橋23%、県道22%ということで、トンネルが過半数を占めていますが、最新工法で工期が非常に短縮されるため、着工すれば早期の完成が見られると思います。

中部横断自動車道の沿線市町村では、この道路の完成に合わせ、まちづくり計画を立て、準備を進めておりますが、旧身延町においても、平成10年3月に身延インター周辺地域整備基

本構想調査をし、その報告書が作成されております。新町建設計画、または12月に出されました身延町過疎地域自立促進計画にも、中部横断自動車道を関連した、まちづくり計画がありません。

中部横断自動車道の早期着工、完成、そして身延町の発展を願うなら、早急にまちづくり計画を策定し、準備を進め、中部横断自動車道の完成に乗り遅れないようにしていただきたいと思います。これについて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

中部横断自動車道につきましては、大変私どもが長い間の悲願みたいな問題でありますけど、今回の議会の冒頭の施政報告でも、ちょっと述べさせていただきましたが、4月には道路公団 民営化に進むわけでございますけど、秋ごろに道路公団の大体の組織機構等が、ある程度安定をいたしまして、国土交通省と、その事業についてのお話し合いがなされるというようなこと を聞いております。そうしますと、その時点で中部横断自動車道の区間、増穂富沢間について、いつごろ、どういう格好で施工をしていくのかというような具体的なものが決まろうかと思うわけでございます。

ですから、このことについては、鋭意、私どもといたしましても、できるだけ、その中へ組み込んでいただくような形でお願いをしていきたいと思っております。

また、松木議員からご指摘をいただきました、身延インター周辺の今後の開発等でございますが、平成10年の3月、身延インター周辺地域整備基本構想調査というか、こういう冊子がありまして、これを見てみますと、とりあえず、今回の中部横断自動車道はトンネルが多いわけでございまして、残土の処理が大きな課題であるわけでございまして、そのことにつきまして、横内元代議士が峡南SSプラザというのを前に、提示をしていただいたこともありますが、この冊子によりますと、やはり残土の処理を速やかにできるような状況づくりを周辺地域がやることによって、中部横断自動車道の進め方が違うんではないかというようなご指摘をされております。

それで橋架橋、波高島バイパスとか、柳沢のインター周辺の道路整備が今、県において着々と進んでおりますので、必然的に下山の地域、ここは50ヘクタール以上の大きな土地もあるわけでございますので、ここらの活用をしていただくことが、一番よろしいかなというようなことでございまして、平成16年の3月でございますが、旧身延町と河川防災センターで富士川身延水辺の活用構想というのが、やはり、でき上がっておりますんですけど、これにも、先の身延インターの整備構想に似たような感じのものがございますので、また、のちほどご覧をいただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、インター周辺の開発は、これは今から、きちっとした形で、準備をしていかなければならないのかなと思います。

それと同時に、道路公団で民間の皆さん方にお知恵を拝借するということで、このインター周辺はもちろんでございますが、中部横断自動車道の周辺、沿線の既存の観光資源とか、そういうようなものの評価をしていただいた冊子も出ておりますので、それらを参考にしながら、身延町といたしまして、何を今いたすべきか。そこらを一つ、きちっと検討させていただいて、できるだけ、このことについて、ご指摘をいただいたようなことが、スムーズにまいりますよう、今後、努力をいたしてまいりたいなと思っております。

○議長(伊藤春三君)

松木慶光君。

○41番議員(松木慶光君)

ありがとうございました。

国は地方分権、三位一体、合併といって、目の前に大きな借金の飴玉をぶら下げて、地方行政を苦しめていると思います。このような国の施策に対応し、町の発展、町民の生活安定を図るためにも、町長を先頭に職員一丸となって、知恵を出して頑張って、行財政改革に頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

以上で、松木慶光君の一般質問が終わりましたので、松木慶光君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は10時を目途にしております。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時00分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

次は通告の2番は山田省吾君です。

山田省吾君、登壇してください。

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

一般質問通告書によりまして、質問をさせていただきます。

学校教育の諸問題についてということで、お願いしたいと思います。

まず、少子高齢化が急速に進んでいる本町におきまして、教育・福祉の充実と環境保全は重要課題であり、中でも教育問題は最重要課題であると考えております。次代を担う子どもたちが激減する中で、一人ひとりを健全に育むことは私たち大人の責務であり、その重要さを日ごろ痛感しているところであります。

我が国の教育に関わる動向を見ますと、根幹をなす憲法および教育基本法改正の論議、運用されて、まもない学習指導要領の全面的見直し、教育委員会制度の見直し、教員免許更新制導入の検討、教職員の絶対評価による評価性など、目まぐるしい動きが出ています。教育界は今、大きく変わろうとしている現状にあります。歴史を振り返ってみると、我が国の近現代の発展は教育に負うところが大であり、このことは地域においても同様のことが言えると思います。

今、学力低下への不安、危機管理対策等と学校は大きな課題を抱えている一方で、保護者や 地域の学校への関心と期待は大きく、多くのことが求められています。

合併による本町行政において、より高い資質を持った職員が求められているのと同様なことが、教育の場でも言えると思います。

教育委員会と学校の密ある連携により、教育委員長の教育方針の中で述べられたように、研

修により培った、より高い資質を持った教職員による本町教育の充実を願い、積極的な対応を 期待して、以下 5 点、教育委員会に質問をいたします。

まず、第1点目でありますが、農の体験学習と食の教育の現状と、今後の取り組みについて、 質問をいたします。

過疎地域自立促進計画の教育の振興の中で、その対策の一つとして、食の教育と農の教育を一体として進め、食習慣など、子ども時代の食生活のあり方が重要であることから、学校教育の場で食を生み出す農業の体験を取り入れ、食についての教育を推進するとあります。

この対策には同感であり、積極的に推進してほしいと思っております。町内の産業構造を見ますと、平成12年度の第1次産業の就業人口比率は4.6%まで激減しております。このような現状により、農の体験は、かつては家庭で実体験したことですが、現在では皆無に等しいのが現状であります。金さえあれば、なんでも簡単に求められ、食することができますが、物を生み出す厳しさや尊さ、収穫の喜びは実体験なくしては理解できません。

現在、学校で行われている農の体験学習と食についての教育は、どのように行われているか。 また、今後の取り組みについても伺いたいと思います。 よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

学校教育課長。

○学校教育課長(山口一美君)

ご質問にお答えいたします。

まず、農の体験学習についてでありますけども、本町では体験学習の一環として、これまで多くの小中学校で学校農園など、稲や野菜作りに取り組んできています。さらにまた、近年は総合学習の導入により、地域の指導者を講師に招くなど、その取り組み方も多様化してきていますが、農の体験学習はご指摘のように、勤労の尊さや大地への感謝、収穫の喜び、四季の移り変わりなど、自然界の織り成す営みに感謝する心豊かな人間性を育むことから、これからも学習指導要領の目指す、生きる力の涵養に向け、積極的な取り組みをしていきたいと考えています。

また、食教育については、学校給食は調理実習を通して、直接的な学習の体験学習の場において実施しています。特に給食は学校生活を豊かにし、明るい社会性の醸成や食生活への正しい理解と望ましい食習慣を身に付けさせるものとして、給食を教育そのものとして捉え、適切な指導を行っています。

日本では昔から知育、徳育、体育の3つの育が大切にされてきましたが、今これに食育を加えることにより、健康で健全な社会を蘇らせることができるのではないかといわれています。 教育委員会でも、今後はこの食育を地球環境にまで目を向けて、世界の食料事情や人口問題、エネルギー問題まで考えることができる児童生徒の育成に意を注ぐ中で、食教育のさらなる充実を図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

学校農園等におきまして、積極的に農の体験学習を進めていると。誠に結構なことであると 思います。 なお、食の教育についてでありますが、関連するのは給食問題であろうと思います。より安全な食材を与えるということは大事であると思います。例えば南アルプス市の豊小学校におきましては、早くから地域の地産地消ということで地域の食材を、ふんだんに使っていると聞いております。なお、給食の時間におきましては栄養の職員が各クラスをまわりまして、この食材は〇〇さんのおじいさんが作ったものだというようなお話もしながら、巡回しているというようなことを聞いています。

平成15年度、昨年の今ごろでしょうか、峡南エリアブランド推進会議というのが持たれまして、その中で99項目のアクションプランをまとめたといっております。その中で、早速16年度は5項目を実施すると。その中で、学校給食に地域のものをというようなことが謳われておりますが、この16年度から、実際にこれが行われているかどうか、伺いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

学校教育課長。

○学校教育課長(山口一美君)

ご指摘の地産地消の関係ですけども、確かに峡南エリアブランド、推進会議を昨年設置したところで、99項目ですか、アクションプログラムということを策定しました。その中で、学校給食関係では、学校給食に地域のものをということをテーマに、地元で収穫した農産物を給食に取り入れることにより、地産地消の促進と子どもたちの農業への理解と関心を深めることを目的に取り組んでいくこととするということで、16年度、早速実施しろということでありましたけども、給食のほうへ問い合わせたところ、中富中学校ではシイタケ栽培を通して、栽培したものを給食に取り入れたということを聞いております。また、身延においては下山中学校、これは先ほどの体験学習ですけども、体験学習の一環として収穫したジャガイモ、それからサトイモ、玉ネギですね、それらを取り入れて給食に入れたと。

なお、下部地区におきましては、確か上之平地区の人ですか、なんか E M菌を使った無農薬の野菜を作っているということで、それを学校給食に活用してくれないかということで、1回取り入れた経緯があります。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

地産地消ということは、どこの市町村でも学校給食のほうへ積極的に取り組んでいる、そういう傾向にあろうかと思います。ぜひ本町におきましても、これを積極的に推進してほしいと、こう思いまして、次の質問にまいります。

2つ目は学校への2学期制導入について、考えを伺いたいと思います。

学校は週5日制の導入に伴いまして、全国的に高校、中学、小学校の順で2学期制が取り入られ、増加の傾向にあります。本県におきましては、いち早く山梨市が取り入れ、この平成15年実施でありますが、南中、北中2校が実施しております。さらに山梨市では、実績をふまえまして、同市の小学校8校が、今度の平成17年度より実施することになったと聞いております。

全国のどの学校でも、5日制による授業時間数の減少への対応で、さまざまな工夫がこらされております。2学期制導入も、その1つの方策と考えられます。3学期は1学期に比べまし

て、ちょうど1カ月短く、さらに土曜日の休業で、授業時間数は減少し、その上、行事に追われ、慌しい状況は昔も今も変わっていないと思います。

2 学期制を実施している山梨市では、授業時間数が増加されるだけでなくて、継続性のある 授業が展開できるし、生み出された時間を各校の工夫により活用できるといっております。

旧習に縛られることなく、積極的な取り組みを期待し、このことに対する考えを伺いたいと 思います。よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

山田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

日本の教育におきましては、風土とも合致して長い期間、3学期制というものが定着して、 当然のことのように思われてきたわけでございます。しかし、生きる力の育成を目指した新学 習指導要領の実施となりまして、確かな学力の育成、絶対評価への転換、総合的な学習の時間 の実施などを考慮いたしまして、長いスパンで児童生徒の変容を見ることができるということ や、教育改革に沿いました学校づくりの教師の意識改革などの理由で、2学期制にふみ切る学 校や教育委員会が徐々にではありますが、増えてきているのが実情でございます。

旧身延町におきましては、平成15年度に1年間をかけまして2学期制を知り、そのメリット、デメリットを知るという目的で、学期制研究委員会、これは8人で構成したわけでございますが、設置しまして、検討してきた経緯がございます。

まだまだ、この2学期制につきましては、採用校の実施状況の結果を待たないと結論は、早計には出せないと思いますが、一つの事柄が受け止め方によってはメリットにもなりまして、デメリットにもなるということでございます。このことはすべてのことに関係してくると思われます。

大切なことは、なんのために2学期制を採用するかどうかということであろうと思うのであります。明確な目的、狙いというものに必然性を持って、2学期制を実施しないと、ただ、単に形だけ2学期制を採用しても、なんの意義も見出せないと思うのであります。むしろデメリットばかりを助長することになりかねないと思うのでございます。

平成16年度も全国的に2学期制を採用する教育委員会、学校が微増していることは、さらに研究を深める必要があると考えるものでございます。そして2学期制を想定した教育課程を編成するなどいたしまして、研究を深めていく。その必要性を感じているところでございます。

2学期制をとるにしましても、3学期制をとるにいたしましても、これからの学校は従来の学校から、新しい学校へという改革意識を強く持つことが大切であるということには、変わりはないわけでございます。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

今、教育長のお答えのように、年々、この2学期制導入は増えております。平成15年度におきましては、全国で120の自治体で実施をしております。さらに平成16年度におきましては、細かいことは分かりませんが、沖縄県の12自治体とか、秋田市が全校実施とか、増え

ておる状況であります。

メリットにつきましては、仙台市の場合は子どもや教師にゆとりができる、それから、その ほかの学校におきましても同様なこと、それから先申しましたから、山梨市の場合につきまし ては省略いたします。

これは、検討する価値のあることであろうと思います。先も言いましたように旧習は破ってもいいと。メリットが多ければ破っていいと、私はそんなように思っているところであります。 教育委員会としては、先進校などの視察など、当然お考えと思いますが、そのへんいかがでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

これへの取り組みに対しまして、どのような取り組みを今後、期待しているかということで ございますが、現在、旧身延町からのときでございますが、身延町教育研修センター、それを 新町でも引き続き、行っていくという組織がございまして、その中で、今でも話題になっているテーマでございます。今後、教員の皆さん方のご意見等を承る中で、先進地を定めまして、 みんなで学力を高めていきたいなと、こんなふうに考えております。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

教育委員会の皆さま方も、ぜひ先進校の視察をし、検討を進めていただきたいと、こんなように思います。

3つ目の質問でありますが、学校評議員制と学校評価システムの導入について伺います。 地域住民らの意見を学校運営に生かす目的の学校評議員制度については、法令でまかされ、 これは学校教育法施行規則の一部を改正する省令によりまして、平成12年4月施行されまし た。全国に比べて、山梨県の導入が極めて低いように思いますが、県教委では学校が地域社会 に説明責任を果たし、開かれた学校づくりを進めるためにも、この制度の導入が望ましいといっ ております。

なお、関連しまして、学校評価システムが平成15年4月から導入されることになりました。 評価は教職員が行う内部評価と学校評議員や保護者、地域住民が行う外部評価からなり、評価 結果を学校運営の改善にあてることを目的とするものであることは、ご存じのことと思います。 本町、各学校における学校評議員制の導入と学校評価システム導入は、どのように行われてい るか、伺いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

お答えをいたします。

これからの学校は各学校の裁量に委ねられる部分が増加しまして、それに伴いまして、自主性、自立性の確立が一層、求められております。各学校におきましては、校長のリーダーシップの下に全教職員が参画しまして、教育活動を推進するとともに、学校に課せられた責任をどのように果たしているのか。自らの教育活動を客観的、総合的に評価しまして、その評価結果

をもとに、教育活動の改善を図ることが必要不可欠であります。

ゆとりの中で、豊かな人間性や生きる力を育む学校教育の実現を目指す上において、新学習 指導要領は学校裁量の幅を広げ、柔軟な対応が可能となったわけでございます。文部科学省は 平成14年3月に文部科学省令で、学校自己評価の実施と結果の公表について、努力規定とい うものを定めたわけでございます。

本町の管轄する区域内、14小中学校の学校評価における自己評価は全学校で、学期ごとに年3回から4回実施し、評価結果は7校でございます。小学校5校、中学校2校で、この公表につきましては、学校だよりやPTA総会、懇談会など、保護者や学校評議員に公表をいたしておるところでございます。

また、外部評価につきましては9校の小中学校で年1回程度、実施しております。外部評価を実施していない5校につきましては、平成17年度から実施することといたしております。 評価体制の評価者の現状は、自己評価はほとんどの学校で委員会などを設置しまして、全教職員により評価を実施しております。

外部評価につきましても、保護者や学校評議員を対象に授業研究、教育課程、校内研修研究、 学校行事、健康・安全施設設備、地域、家庭といった評価項目を設けまして、アンケート調査 等を実施しているところでございます。

研修はほとんどの学校で、職員会議等で協議・検討する場をもちまして、全教職員の共通理解を求め、この結果を次年度の学校経営に生かすよう努めて、さらに特色ある学校づくりが推進できるよう努めておるところでございます。

以上であります。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

学校評議員につきましては、聞き落としたかどうか分かりませんが、学校評議員5名というようなことになっていますが、そのメンバーを伺いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

大変失礼をいたしました。

学校評議員につきましては、先ほど、実施校と未実施校、その数はふれさせてもらったんですが、確認の意味で実施している学校は10校、未実施の学校が4校ということでございまして、旧中富地区の小学校3校につきましては、3町の中ではいち早く平成15年度から、それから中富中学校についても、平成15年度から、委員につきましては5名から8名、男女の比率につきましては、大体7対3ぐらいの割ですかね、男性が7割、女性が3割ということでございます。

それから、翌年の平成16年度におきましては、旧身延町管内の4つの小学校と2つの中学校、それから平成17年度実施する予定の学校が旧下部町の小学校2校、中学校2校ということで、その委員になられた、それぞれの役職というものにつきましては、企業の経営者とかPTA代表、学識経験者、地域住民の代表、それから児童委員、育成会長、青少年カウンセラー、公民館長、ボランティアを特にされている方々、その方が大体、それぞれの学校で委嘱をされ

ているというのが実情でございます。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

趣旨に沿った評議員の選定をされているということで、これは了解しました。 外部評価につきましては、公表はされているかどうか、伺いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

先ほどの、私の説明の中でも、さわり程度でございますが、ふれさせて・・・すみません、 ふれていなかったですね。

外部評価につきましては、現在、検討しているところ、それから実施しているところがございますが・・・外部評価につきまして、今、公表しているのは4校でございます。それぞれ内容的には異なるわけでございますが、一応、しているということで評価をしていただければ幸いだなと。それ以外の学校につきましては、平成16年度中に検討をし、できるだけ早い時期に公表をできるような体制づくりを進めていくというふうなことを、学校サイドから聞いております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

評価につきましては、その内部評価だけでなくて、外部評価ともに学校改善の上では重要な ものであるし、また住民に知らしめるべき性格のものであると思いますので、これは早急な配 慮をお願いしたいと思います。

それでは4つ目にいきまして、教職員の政治活動と政治的中立性について質問します。

昨年7月の国政選挙におきまして、教職員の政治活動の違反については、県民の大きな関心の的になっており、新聞紙上にも、今も頻繁に、この関係の記事が掲載されています。県議会や国会でも、この問題が取り上げられたところですが、文部科学省と県教委の間には、見解に大きな食い違いが見られています。

県教委では調査の結果、教育の政治的中立性を疑わせる行為があったとして、懲戒処分ではなく、給与上の不利益を伴わない指導監督上の措置として、10人を文書訓告、口頭訓告、厳重注意と、こういうことにいたしたわけであります。これに対し、文部科学省におきましては、法令に反する政治的行為であり、県教委の処分は法律上の根拠が分からないとして、対立をしたままであります。

今、政治資金規正法に違反しているとの告発問題や一方、組合所属の現職教員等が真相を究明して、組合組織の浄化を目指す運動を起こすことにまで発展しております。

それらは、さておきまして、この疑惑問題で、県教委は各地教委に対し、調査を要請したと 思います。これを受けまして、本教育委員会では、どのような方法で調査をし、どのような報 告をされたか、伺いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

この新聞報道等で、ちょっとにぎやかになった時点、日は定かではございませんが、昨年の暮れだったはずでございます。 1 2 月の中旬ごろでしたか、県の教育委員会のほうから、私のところに、ちょっと調査してくれということで、もちろん身延町に限らず、全県下の学校を対象に調査が実施されたと聞き及んでおりますが、一応、内容的には学校の中で、授業が行われている状態の中で、政治的な活動が行われたかどうかという点についての、県教委からのお願いであったわけでございます。

1つは授業時間中といいますか、公務中に、いわゆるカンパをしたかどうか。それから電話等を使って選挙運動をしたかどうか。FAXを使って関係団体と交信をしたかどうか。学校の中に選挙に関するチラシを貼ったかどうか。ほかにも1、2点あったような感じがいたしますが、この点につきまして、学校長、あるいは教頭に連絡をとる中で調べたことでございます。その内容でございますが、一応、校長におきまして、そういったことが行われているような雰囲気はあったと答えていただいた学校も1、2校あって、ほかの学校につきましては、なんら知らないという結果を得ましたもので、それをもちまして、県教委のほうに連絡をした経緯がございます。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

大体、そのようなお答えが出るだろうと予測しておったわけであります。 県教委から校長、あるいは教頭に聞いてほしいと、こういうことですね。 新聞を見ますと、 県議会の質問の中でも、 県教委に対しまして教職員、 無記名でアンケートをとったらどうかと、こういうようなことがありました。 あるいは、 先ほど出ました組合組織を浄化しようというような運動を起こしている連中から、 公開質問状として県教委に同じような訴えが出ているわけでありますが、 大体、 校長さん、 あるいは教頭さんに質問すれば、 そのような答えだろうと思いますが、 あえて、これをとやかく、 それ以上言うつもりはありませんが、 教育公務員は普通の地方公務員、 あるいは公務員よりも、 もっと政治的活動につきましては厳しい法の規制があります。 今後このようなことがないように、 県教委のご指導を願いたいと思いますが、 いかがですか。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

教職員によります不祥事、教員に対する信頼を失わせ、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうものでありまして、決して許されるものではございません。このようなことから、身延町の教育委員会にしましては管轄をいたしております14校に対しまして、町民、県民に疑念を持たれるような行為が二度となされないよう、教職員としての自覚をうながし、服務規律の一層の徹底を図られるよう、お願いをいたしておるところでございます。

以上であります。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

それでは、最後の質問をいたします。

不審者の校内侵入や登下校中の児童生徒の安全対策について伺います。

かつて、最も安全といわれた学校に近年、想像のつかないような痛ましい事件が発生し、憂慮に堪えないところであります。特に凶器を持った侵入者への対応は危険を伴い、学校関係者には苦慮していることと思います。

平成13年6月、大阪府池田市の大阪教育大附属池田小の児童8人の殺害事件、近くには2月14日、大阪府寝屋川市市立中央小における教師1人殺害、2人重症という、本当に悲惨な哀切極まりない事件でありました。このほか全国では、不審者の侵入によるトラブルや登下校中における、さまざまな事件は増加の一途を辿っております。

県教育委員会では寝屋川市立中央小で事件が発生した直後、直ちに小中学校へ校内の不審者の侵入に備えた安全確保の点検をするよう、緊急通知を出したと思います。県下、各校におきましては早速、今までの安全対策を見直し、補完の対策をとっています。事件は、いつ起こるか予測は難しく、日ごろの十分な対策が肝要と思います。

以上のことから、不審者侵入について、県からの緊急通知を含めまして、その安全対策と登 下校中の安全対策について、質問をいたします。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

お答えをいたします。

大阪府の寝屋川市の事件を受けまして、教育委員会でも早速、管内の14校を訪れまして、 現場での不審者対策の現状や、今後の対応などを聴取しまして、必要と思われる指導を行って きたところでございます。

特に本町の場合は、四方が開放されておりまして、侵入しようと思えば、どこからでも学校 敷地内に入れるという開放型の学校が多いために、校舎への侵入をどう防ぐかということが、 特に問題となっているわけでございます。

防犯マニュアルに沿いました訓練の実施や警察署、駐在所への定期的なパトロールの依頼などを行いまして、あってはならない凶悪な事件への対応に備えているところでございます。

教育委員会といたしましても、今後、それぞれの学校に応じた防犯システムの整備に向けまして、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、登下校中の安全対策につきましては、12月の定例議会でも学校教育課長から答弁をさせていただきましたが、防犯ブザーの携帯や子ども110番の家の設置、さらには集団登下校の徹底や学校、家庭、地域、警察署との連携の一層の強化を呼びかける中で、子どもたちの安全を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

平成15年度でありますが、学校で発生した刑法犯件数、これは4万6,700件に上がります。その内訳を見ますと殺人事件6件。それから小学校侵入、児童の生命等に危険が及ぶ可能性があったもの22件。重大事件に結びつきかねない侵入事件2,660件と、この数字は4万6,700件という刑法犯件数は、この4年前の2倍に増加しております。

こういうようなことで、先ほど申し上げましたように、非常に増加傾向にあると、困ったご 時世ではないかと思うわけですが、この町内から 1 人でもそういうことがあったならば、これ は取り返しのつかないことであろうと、こんなことを考えながら、この質問をしたわけでありますが、先ほど教育委員会で、各校で聴取を行ったということですが、その中で学校から、こんなようなものを備えてほしいとか、予算化してほしいというような要望も、たぶんあったと 思いますので、そのへんをお聞かせください。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

学校側にしてみれば、不測の事態に備えまして、十分な訓練なり、いろいろな対応なりといったものにつきまして、検討がされているわけでございます。

しかしながら、こういった犯罪を未然に、完全に防止する、100%、こういったものを防 げると、そういったものにつきましては、私どものほうが学校で事情聴取をしたときにも、全 員の学校管理職、校長、教頭先生方は異口同音に、やっぱり難しい問題であるというふうに言っ ておるわけでございます。

したがいまして、ある学校におきましては、アメリカの学校のように、全部高いフェンスで校庭、学校敷地を全部取り囲んで、要塞のようにして、出入り口を1カ所にするとか、そういうことにすれば、犯罪を未然に防止できるではないかなと。しかしながら、このことにつきましては、財政的な問題がございまして、私ども管轄している14校、すべて、このような環境に整えるということは、甚だ至難の業であるということでございます。

では、どういう方法論があるのかなと。そのへんのことにつきましても、突っ込んで聞いたわけでございますが、やはり決定的な内容のものはございません。やはり防犯ブザーを設置するとか、あるいは小さい消火器を設置するとか、あるいは細粒スプレーを設置したりとか、はたまたサスマタ、あるいはバット、木刀、いろいろの考え方が提案されてきたわけでございますが、このことにつきましては、今日現在におきましても、学校のほうで今、検討しているということでございます。

教育委員会のほうといたしましても、できるだけ決定的な問題が、何かうまいものが見つかればというふうな形で、今鋭意、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

確かに、こういう問題につきましては、決定的なものはないと思います。それにしても、できるものから、例えば防具が必要なら、それも備えると。よくテレビに出ておりますが、今言ったサスマタとか、あるいは消火器とか、いろいろありますが、まず、そういう侵入者があった

場合、警察が来るまでは、誰が対応しなければならないかというと教職員であると、このよう に思います。

そういったことから、山梨市の場合は、この寝屋川の事件が起きて、即、幼稚園から中学校まで、各校に教師用のマニュアルをつくれと、こういう指示をしまして、4日後にはそれを集めて、警察や消防や、その他の会議をもちまして、市内統一したマニュアルをつくったというような話も聞いております。

そういうことで、この町内各小中学校に教師用の侵入者等への対応としてのマニュアルがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

お答えいたします。

国におきましては文部科学省、県におきましては県教育委員会等とから、これらの学校現場の対応として、参考になるべくマニュアルというものが示されたわけでございます。それぞれ学校の特徴というものもあるわけでございますが、基本的にはこれらのマニュアルに沿ったものが各学校で整備されて、日ごろの活動の中で活用がされているということでございます。以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

山田省吾君。

○4番議員(山田省吾君)

以上、お答えいただきまして、私の質問のすべてを終わりたいと思います。 ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

以上で、山田省吾君の一般質問は終わりました。

山田省吾君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第3番、深沢柳太郎君でございますが、ここで暫時休憩をいたします。 再開は10時55分にしたいと思います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

佐野国明議員は急用ができまして、退席をしております。

深沢柳太郎君、登壇してください。

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

私は先に通告した2点について、お伺いいたします。

まず、1番目は温暖化防止対策について、お伺いいたします。

先進国に二酸化炭素、CO2などの温室効果ガスの削減を義務付けられた京都議定書が2月 16日に発効いたしました。議定書の内容は、2008年から12年間の間に先進国全体の排 出量を1990年に比べて5%削減することを規定されたもので、山梨日日新聞によりますと、 日本は6%を削減する国際公約をしております。

2003年度の排出量は逆に8%も増加し、目標達成に向けた対策の抜本的見直しをしなければなりません。日本政府は官公庁や企業、国民の役割を明確にした京都議定書目標達成計画の策定作業を進め、5月はじめに正式決定する方針であります。

1970年以降、現在までの間に、世界中で干ばつに悩まされる地域の面積が2倍近くに増え、地球温暖化による気温上昇が原因とする解析結果が出されております。干ばつ地帯はアフリカからアジア、欧州、北米の一部など、世界のほとんどの地域が増加しております。逆に激しい雨が降る場合も増える傾向にあります。いずれもコンピューターによる温暖化影響予測の結果とよく一致し、温暖化が進むと干ばつと豪雨の両方がひどくなるとの予測が、すでに現実のものとなっております。

2月15日、NHKで放送されました静岡大学の増沢教授の2000年から2005年までの永久凍土の調査結果によると、(永久凍土とは富士山の山頂はマイナス30度以下になり、夏になっても路面がとけないところを言います)5年間に調査した個所は1千カ所を数え、調査方法としては温度計を差し込み、零になる点を調査結果、最初は、調査した時点2000年は山頂から500メートル下まで永久凍土であったが、2005年には山頂から300メートルに減少し、地球の温暖化が進んでいることが明らかになっております。

我が国の経済発展は、石油等の化石燃料に支えられております。石油は有限であります。価格は暴騰し、加えて円相場により大きく変動しているのであります。石油の消費量も年々大幅に増大しております。このようなときに当たり、私たちにおいても、石油の消費量を節約することを考えなければなりません。

先ほど、同僚議員が公用車の管理についての発言がありましたが、私は公用車を小型にする ことについてお伺いいたします。

2月4日現在の消防自動車が72台、公用車が125台、合計で197台を保有しております。うち2台は低公害車で観光課身延支所に配置されており、燃料補給に問題があり、軽乗用車59台がありますが、軽乗用車を除いての残り66台のうち、定員5人の車に対して1人か2人、多くて3人、定員いっぱい乗っているのを見たことはありません。職場によって、排気量の大きい車が必要な職場はあると思いますが、台数はおのずから限定されてくると思います。

更新の都度、軽乗用車に切り替えていくべきではないかと。そうすることにより、車の購入 代金が安くなり、さらに燃料も少なく、ガソリンの消費量も減り、CO2の排出量が少なく、 省エネを確実に実行できます。また、車の台数を検討し、減らすことによって町財政に寄与す ることが非常に大きいと思います。

平成16年の国土交通省、自動車燃料一覧表によると、各メーカー、同じようで、2000cc クラスで、リッター11キロ。1800ccクラスで13キロ。1500ccクラスで17キロ。1200ccで18キロ。軽自動車657ccで19.4キロと、各メーカーによっても差はありますが、以上の点から、一般家庭では普通車から小型自動車に切り替える動向が顕著になっております。

町においても、苦しい財政を考えると、小型車に切り替えるべきであると考えられますが、 行政のお考えをお伺いいたします。併せて、車の台数について、どのような考えであるかお伺 いいたします。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

お答えをいたします。

議員さんの言われましたとおりでございまして、公用車の管理は時代が要請しているようなことを、今後していかなければならないと、基本的には考えております。また、本町においては、山間地というような特殊性がございまして、特に道路幅等を考えますと、軽自動車、議員さんがおっしゃられました軽自動車等の利用については、積極的に利用していくのがいいだろうと基本的には考えております。また当然、維持費も少なくなりますし、車の買い替えどきには、使用状況を見ながら小型化を促進していきたいと思っております。

また、現在の新車はかなり環境基準等もクリアしてきてまいっておりますので、車の更新という時点を捉えて、そのへんの対応をしていきたいなと思っております。

すでに、現在でも各部署から車を買い替えてほしいというような要望もいくつか上がってき ておりますので、そのへんの対応を今後していきたいと思っております。

なお、現在、消防車両を除きまして、庁用に使用している車123台、先ほど申しましたが、 123台のうち軽自動車の台数は48台を数えておりまして、かなり旧町のときにも、いずれ の3町も山間地でございましたので、かなり部署ごとに軽自動車の需要に対応はしてきたと 思っておりますが、今後についても、さらにこの部分を続けてまいりたいと思います。

それから2点目でございますが、総体的な台数についてはどういう考え方かということでございますが、第1番の松木議員さんの質問にも出ていたわけですけど、全体の台数については、合併という機会を捉えて、当然、見直しをして、必要な台数は当然、残しますが、総体的には減らしていく傾向でなければならないと思っております。

支所とか各公共施設が分散をしているという状況も、当然考えなければなりませんが、実態をよく承知する中で、効率化を進めていきたいと、こんなように思っております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

ただいまの説明で、小型化をしていくというふうな課長からの説明を受けましたが、行政としても、CO2削減のための効率的な運用を図るために、何か行政としてマニュアルをつくって、こういうふうにしたら燃料を節約できるんだというふうなことがあるかどうか、1点お伺いします。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

現在まだ、そのへんがつくられておりません。ただ、今回の17年度の当初予算の中にもございましたように、京都議定書の、先ほどの話にもございましたように、本町で取り組んでいく方向性ということを、今後計画を策定する経費というものが盛られてございますので、それらも進める中で、今後は担当部署ごとにも、どういうことができるかというふうなことも考えながら進んでいくことが、必要だと思っております。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

それでは2点目の太陽光発電について、お伺いいたします。

太陽の光を利用した太陽光発電は、クリーンな石油代替エネルギーとして安定したエネルギーの供給源であります。地球の環境保全から新しいエネルギーとして期待されております。 国では、太陽光発電普及のための新エネルギー財団を窓口に、普及促進を図っております。

太陽光発電装置設置の場合、一般家庭で1キロから最高9.99キロワットまでが助成対象で、助成金は1キロワット4万5千円を、国が財団へ支給しております。また、ほかの公共施設の助成も受けることができます。太陽光の発電システムの補助事業の決定数は1994年度は539件、1995年度は1,065件、それから2001年度が2万5,151件、2003年度が4万6,760件、2004年度が6万1,407件で1994年度から2004年度までの合計をしますと22万3,952件。大幅に増えておりまして、非常に最近になって大きな伸びを示しております。また、独自の助成制度を設けている自治体は47都道府県のうち43の都道府県で助成を行っております。助成を実施していないのが4府県あります。また、市町村において、エネルギーの普及のための補助制度を設けている自治体が増えつつあります。

太陽光発電で発電した余剰電力は、電力会社に売ることができます。設置価格は1キロワット当たり、1994年度は200万円、1995年度は170万円、2000年度は84万4千円、2003年度は69万円と値下げされてきております。

そこで当町でも、温暖化防止策として太陽光発電普及のために、設置する家庭に補助金を出す考えがあるかどうか、併せてお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

深沢議員さんのご質問にお答えします。

まず、ご質問の趣旨の内容でございますが、クリーンで永続的にエネルギーが補給できます 太陽光発電の持つ特徴の素晴らしさにつきましては、まさに同感するところでございます。と もに温室効果ガスの増大によります、地球の温暖化を防止しようとしていくことは、全人類の 課せられた大きな課題であるものと痛感しております。特に水素ガス、次世代のエネルギーと されている水素を使ったものでやりますと、京都議定書では40%削減できるという試算も出ています。その中の1つが太陽光発電でございまして、これらのことを考えまして、本町では、過日、上程いたしました議案第47号 平成17年度一般会計予算の環境衛生費でご説明申し上げましたところでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、身延町地球温暖化防災計画の策定を予定しておるところでございます。

本計画は職員による検討と、さらには環境審議会での審議等をふまえ、専門知識を有する機関に委託して測定することとなりますので、ご質問の太陽光発電にかかる補助制度等につきましては、国の補助制度や他市町村の制度等を十分研究いたし、環境審議会等の中でご検討いただければと考えております。

なお、できることであれば、うちの公共施設で、まず導入を図り、このデータの蓄積を行い、

地域住民などの普及啓発等、本町における地球温暖化防止の拠点としての機能が発揮できれば との考えを、併せて持つところでございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

先ほど、課長の説明でよく分かりましたけれども、地球全体で取り組む問題であって、自治体の取り上げる課題ではないかもしれませんが、CO₂の量は年々増加しておりますが、町民1人の環境問題についての意識的考えを高揚していかなければならないと思います。

そこで、地球温暖化の要因であります二酸化酸素の排出量を抑制するために、環境家計簿みたいなものをつくって、住民にアピールする必要があるではないかと思いますが、この点についてお伺いたします。

○議長(伊藤春三君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

ご質問にお答えします。

山梨県では、すでに、その環境家計簿というのがありまして、うちのほうでも、そういうモニターさんをお願いしてやってはおります。さらに、うちの計画を策定する以上、これはまだ町民の方々にもっと浸透させようという考え方は持っておりませんので、一応、環境審議会等と皆さま方のご意見と、いろいろな専門知識を有する方々のご意見を聞きながら、そういう方向で向かっていきたいとは検討しております。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

私が、この間、調べたところによりますと、石和地区が太陽光発電については1年間に19件の申請があり、全世帯に補助金を出すというふうなことで、その内容につきましては、国が45万円の補助金を出しておりますから、施設金額から4万5千円を引いた残りに対して、いくらいくらの補助金を出すというふうな方向で、すでに実施しております。また甲府でも、そんなような方法でやっているようです。

次に電気の使用合理化について、お伺いいたします。

地球温暖化の要因は CO_2 の排出量が原因で、石油 1 リットル当たり燃焼すると、 CO_2 の発生量は重油にして 2 . 7 7 キログラム、軽油、これが 2 . 6 5 キログラム、灯油で 2 . 5 1 キログラム、ガソリンで 2 . 3 1 キログラムが発生しております。電気 1 キロ発生するのに、全電源平均が 0 . 3 8 キログラムの CO_2 が発生しております。

また、皆さんご存じのように、原子力発電が一時停止した 2002年から 2003年にかけて、停止した時点において、電気の不足を生じました。そこで電力会社では火力発電に切り替えましたが、そのときの 1 年間には 0.47 キログラムと、大幅に CO_2 の発生が伸びており、そして、また全電源平均というのは、全電源とは原子力発電、それから火力発電、水力発電、地熱発電、石炭火力発電、太陽光発電、風力発電等の種類で、 CO_2 を発生していないものもございます。

和歌山県の高校では電気使用合理化に力を入れ、学校内での電気の使い方についての話し合いを行い検討した結果、CO2を減らすことにより、地球温暖化防止に貢献していることを知り、電気使用合理化に取り組んだ結果、電気の無駄づかいがなくなり、高校全体で年間3千万円の電気料を減少し、CO2を270トン減少することができました。また、学生が家に帰って家族と話し合った結果、家庭でも電気の無駄づかいを減らし、電気料金を削減することができ、県教育委員会では高校に削減した電気料3千万円を、ボーナスとして各学校に還元いたしまして、そして図書購入や部活のための備品購入費に充てたというふうなことが報道されました。そうしたことによって、学生が一層の温暖化に対し、真剣に取り組むようになったと。まさに生きた教材であります。

温暖化対策として、今後の取り組みについての町の考え、また教育委員会としての取り組み について、お伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

議員さんの質問の中で、温暖化対策の一環として、消費電力の節約についてというふうな部分について、お答えさせていただきます。

私たちの町にも公共施設、多くございまして、これら公共施設全般について、節減というふうなことも取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

町の中におきましては、行政改革推進本部員を任命いたしまして、その中の構成メンバー、課長クラスを中心にしてでございますけれども、3つの専門部会を構成いたしました。順次、これら専門部会を開催しておる状況でございますけれども、こういうふうな専門部会の中でも、これらについて、具体的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、1つの事例を申しますと、事務改善部会の会議におきましては、節電関係等、早急に 対応できる部門を実施して、実行に移していくべきではないかというふうなことも話され、過 日の課長会議におきましても、周知をして取り組んでおる、このような状況でございます。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

以上です。

○教育長(千頭和英樹君)

お答えをいたします。

エネルギーの環境問題は、現在から未来に引き継がれていく問題だというふうに思います。 未来を担う小中学生に関心を持ってもらうことは、大変重要なことだと思っております。 幸い にも、全事業所でISO14001を認定取得した東京電力が近くにございます。 東京電力に は、普段から環境エネルギー学習の、特にエネルギー講座とか施設見学会だとか、環境学習テキストの無料配布とか、お手伝いをしていただいております。 大変ありがたいことでございます。

先月、発効いたしました京都議定書は、温室効果ガスの排出量を減らし、温暖化に待ったをかける切り札になり得るものだろうと、このテーマに学校が取り組めば、地球規模から身近な問題まで、環境エネルギー学習の教材となる多様な課題が見えてくると思うのであります。地球規模の危機に直面している現実を知りまして、理由を考察することも環境エネルギー学習の

テーマの1つになり得ると思います。

今後は環境教育を学校のみならず、生涯学習として、いかに推進していくことが大変重要な ことだなと考えるものでございます。

そして、高校の事例もあったわけでございますが、そのへんのことにつきまして、私の考えの一端を述べさせていただきたいなというふうに思います。

昨今の厳しい財政環境の中で、校長、教頭、学校事務職員を通じて、経費の節減対策につきましては、万全を期すよう、機会あるごとに要請をしてきているところでございます。かつては聖域とされておりました教育分野、あるいは教育財政につきましても、三位一体改革でも分かるように、大変厳しいものになっております。節減効果で生み出された金額も、当然ながら学校教育振興関係予算に反映がされているところでございます。

したがいまして、ボーナス的な考え、取り出して何々の分野に特に措置するというふうなことにつきましては、今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

先ほど、総務課長のほうからお答えをいただきましたが、こんなようなことが考えられるではないかというふうなことがうかがえます。社団法人の日本経済連合会の発表によりますと、一番合理化が進んでいるのは企業であります。2番目が運用部門で、3番目が民生関係、1番進んでいないのが業務部門。これで先ほど総務課長のほうも、真剣にこれから取り組んでいくというふうなご説明をいただきましたが、一例を挙げますと、一番手っ取り早いのは、省エネ設備の導入というふうなものが考えられますが、これはお金がかかります。あとはOA機器の照明等の省エネの機器の変更とか、ガラス窓に遮光板を張るとか、一番、この夏冬影響するのが空調温度の設定ですね。これが一番効いてくると思います。また、昼休みの消灯、間引きの点灯、人のいないところの消灯と、あとは職員への環境教育のほか、いろいろありますけども、先ほどから申しておりますように、マニュアルをつくって、全員に周知徹底をしていただきたいと思います。

それから、教育長のほうなんですけども、いろいろと説明を受けましたけれども、ボーナス的なものは考えていないというふうなことでございましたが、それはそれで結構ですけども、一例として挙げますと、明るさ一つを考えて見ますと、60ワットの電球の明るさと電球型の蛍光ランプといいますが、ちょっと細長いものがございますね。あれとの比較をちょっとさせていただきたいと思います。

60ワットの電球1灯と電球型の蛍光灯1灯、これは13ワットで済むんです。電気代にしますと、年間で2,100円安くなります。 CO_2 は、年間で37キログラム減少することができます。このようなことを子どもたちに実験させて、そして体で覚えさせて、家庭と学校、社会がつながって、全体で CO_2 、温暖化防止対策に取り組んでいけるような教育を考えていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

町内循環バスがありますよ。

○9番議員(深沢柳太郎君)

すみません。

次に3番目といたしまして、合併の地域説明会の席で町内バスの運行についての町民の皆さんの要望も多くありました。現在の公共機関の実情や新しい道づくりを考えた場合、重要な課題であり、新町になり拠点を結ぶ、町民の皆さんの足の確保が図られるような運行経路や運行方法を関係者による協議会を設置し、速やかに検討して実施していくという説明をしておられましたが、町民の足の確保に一日も早く町内循環バスを走らせていただきたいという声が多く聞かれます。

また、高齢者の方々には循環バスを走らせることによって、下部温泉会館共同浴場、身延の 門野の湯が自由に利用できるようになり、健康で働くことができ、介護保険料の引き下げにも つながると考えますが、今どのような状態にあるか、お伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

昨年の12月定例議会の中の町政一般質問でも答弁いたしましたが、町内には山交タウンコーチ等の民間会社に委託しての運行路線、また町営バス、あるいは福祉バス、それぞれ異なった形態で運行しております。住民の足の確保は高齢者の福祉面から、また観光面からも検討していかなければならないと考えております。

昨年、バスに関係する課の課長、係長による町内の調整会議をもちまして、バス運行対策、 プロジェクトチームを設けました。今後はバス運行全般について内容を検討し、公共施設、あ るいは病院、あるいは観光地等を軸に、生活密着型の路線の検討を進めていく考えでございま す。現在、委託しているバス会社とも協議をし、さらにまた進めていかなければなりません。 今後はバス運営審議会委員を委嘱いたしまして、多方面から検討する計画でございます。

なお、プロジェクトチームの検討の中で、上田原の区長さんから陳情がございました、下田原大塩岩間線の終点、下田原深町を上田原までの延長につきまして、この件につきましては、 陸運事務所に変更申請を行い、許可をいただいてまいったところでございます。今議会にも条例の一部改正が提案されておるところでございます。4月1日から実施する予定で、現在、準備を進めておる、このような状況でございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

先ほど、総務課長の言われる中に専門部会というふうなご説明がありましたが、どのような ものかお伺いたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

前段の電気の使用合理化の温暖化対策の一環の中で答弁いたしましたが、町の中におきましては行政改革推進本部を設置いたしまして、本部員をそれぞれ任命し、立ち上げをしてまいりました。

3つの専門部会というのは組織検討専門部会、それから事務改善の専門部会、それから財政 専門部会と、このような3つの部会で、それぞれ順次、会議が開催され、検討に入っておると ころでございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

行政の努力によって、下田原大塩岩間線の終点の下田原深町から上田原までの延長について、 生活面での足の確保がなされました。今後、さらなる町民の足の確保のために、バス運営委員 会を一日も早く開催をし、検討していただき、町民の足の確保に町内の循環バスを走らせるよ うに行政の努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で深沢柳太郎君の一般質問が終わりましたので、深沢柳太郎君の一般質問を終結いたします。

次に、通告の4番は望月重久君です。

望月重久君、登壇をしてください。

望月重久君。

○7番議員(望月重久君)

7番、望月重久でございます。

ご通告申し上げたとおり、質問させていただきますが、その前に一言。

町当局におかれましては、常日頃から住民サービスのため、事務事業の推進に向けて、依田 町長以下各職域の長をはじめ、職員の皆さん方には鋭意ご努力されている点につきまして、心 から厚く感謝、敬意を表する次第でございます。

それでは、早速質問の内容へ入らせていただきます。

まず町章、町旗、町歌の制定についてでございますが、町のシンボルといたしまして、新身 延町の発展にふさわしい町章、町旗、町歌等の制定を要望したいわけでございます。

去る、本年2月19日に行われました開町記念式典においても、国旗と町旗が、ここへ掲げられれば、会場も一段と光ったと思いました。そして、さらには関係町民の中で、町歌などを合唱することによって、なお一層の盛り上がりを見せたかなというふうなことを痛感いたした次第でございます。

これから先、各種の行事や大会等が開催されると思いますので、その際には、ぜひ活用することが望ましいことと思います。当初予算の計画の中で計上されておりますが、これら町章、 町旗等の制定に向けてのスケジュール等について、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

それでは、お答えいたします。

まず当初予算のほうへの計上でございますけど、これは町民憲章、それから町章、町の木、花、鳥等制定および町旗作成経費等237万6千円をお願いしてあるところでございます。

これからのスケジュールでございますけど、現在、法令審査会のほうへ提案してございますけど、まず身延町町章等選定委員会設置要綱を定めていきたいと思います。

この要綱の趣旨といたしましては、町章等の検討審査および選考に関する事項を定めていく ものでございまして、内容といたしましては選定委員の選考につきましては、20名、委員さ んをお願いしたいというふうなことで、提案してございます。

委員さんにあたりましては、町議会議員の皆さん、あるいは学識経験を有する者というふう なことで、今考えてございます。

それで次に選定委員会の中で、まずどういうふうに選定方法等を、まず決定をしていただきまして、例えば町の木、花、鳥等につきましては、選定委員会において町内の天然記念物、稀少動物、あるいは町内に広く生息しておりまして、町民に親しまれているものなどから候補を選定していただく予定でございます。

その選定した部門を、今度は町民の皆さんへアンケート用紙を配布し、町民の皆さんにも加わっていただきまして、さらに内容を、いくつかの候補を選んでいく。そして最終的に選定委員会の中で決定していきたいと、そんな方途をとってございます。

それから、町歌の選定についてでございますけど、町歌につきましては、今回、予算のほうでは計上してございません。今の担当といたしましては、まず町章、町旗の選定を急いでございまして、歌につきましては、また節目、何かの機会にというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

望月重久君。

○7番議員(望月重久君)

歌については、今後お考えというようなことでございますが、町歌、あるいは音頭的なもの も同時にお考えいただければと思います。

と申し上げますのは、やはり音頭調になれば、振り付け、舞踊等も考えられますので、各地域、あるいはいろんな大会等において、過去旧町時代には、そのような身延音頭等の舞踊を披露したというような点もございます。今後、公民館活動や各地域の振興を図る意味からも、そういった町歌、町歌となれば式典的なように考えられますけども、音頭となれば、一つの芸能発表の折にも披露できるというような、あるいはみんなで歌いながら踊るというような、本当に愛着されるような方法でお考えを、計画していただければありがたいと思います。

さらに今、町の木のお話もございましたので、これに加えて、町の花、あるいは町の鳥など 等も各町においても指定されているところがございます。本町においても、新しく新町発足の 記念といたしましても、このような点につきましても制定していただければ、ありがたいと思 いますが、その点についても、ちょっとお伺いをさせていただきます。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

先ほどの説明の部分で、町の木という部分についてふれてございますけども、花、鳥等というふうなことで考えてございます。

それから町歌につきましては、改めて時間をいただきまして、策定していきたいということ

で考えております。

それから、先ほどふれてございましたけれども、町章につきましては、これは町内はもとより全国的に、やはり公募をしていきたい、そんな内容でございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

望月重久君。

○7番議員(望月重久君)

それでは、次に身延町民憲章の制定について、質問させていただきます。

やすらぎと活力ある開かれたまちづくりを創造して、長寿身延を築くために、身延町民憲章 を制定することを提案させていただきます。

参考までに山梨県民憲章が制定されておりまして、次のような項目になっておりますが、申し上げさせていただきますと、明るく活力ある長寿山梨を築くために、私たちは心身の健康づくりに努めます。

- 2つ目、生涯にわたり学習に励みます。
- 3つ目、温かい家庭をつくります。
- 4つ目、持てる力を社会のために生かします。
- 5つ目、豊かな文化の創造に努めます。

6つ目、自然を愛し、やすらぎのあるふるさとをつくりますというような、山梨の憲章が制定されておりますけども、やはり本町といたしましても、先ほど申し上げましたように、新町発足の意味からも、今後こういった憲章についても、制定についてされるかどうか、そのへんのお考えをお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

先ほど、町の木以下町章等というふうなことで、説明させていただきました。今回の予算の中には町民憲章も入ってございます。

町民憲章につきましては、まず選定委員会で当然、選定方法等の決定をしていくわけですけ ど、それぞれ旧町の憲章等を参考に、選定委員会の中で素案を策定していきたいと思ってござ います。これをもとに、また広報等で住民の皆さんに案内をし、意見をいただき、最終的に新 町の町民憲章、新しい町の憲章を策定していきたいと、そんなスケジュールでおります。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

望月重久君。

○7番議員(望月重久君)

大変、企画のほうで計画されているようで、ありがとうございました。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、望月重久君の一般質問が終わりましたので、望月重久君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後からは、1時に再開をしたいと思います。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

次は、通告の5番は佐野文秀君です。

佐野文秀君、登壇してください。

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

私は先に通告しました、減災を含めた7件について、順次お伺いいたします。

時間の関係上、再質問はなるべく避けたいと思いますので、簡潔明瞭なる答弁をお願いいた します。

まず1件目として、観光振興策についてお伺いします。

山本県知事が就任して、2年が経過しました。山梨版景気対策として、観光部を設け、観光振興策の充実など、改革に向けた山本色の定着が着々と進められております。昨年は魅力ある観光地づくりで、モデル事業として東山梨エリアの果樹やワイン、史跡など、特性を効果的に組み合わせた振興策を進めました。来年度は循環コースの、連絡道路の整備をすることになっております。富士の国山梨をスローガンとして、観光立県を進めるには、やはり宿泊が伴った周遊コースのルートづくりが最重要と申されておりました。目的がはっきりした観光事業には、予算を傾斜配分し、支援もすると、これらも申されております。

また、県は新過疎地域自立促進特別措置法に基づいて、今後5年間の自立促進計画を発表して、産業基盤の整備などに706億円も計上し、市町村が実施する事業には財政支援も行うとも言っております。山本知事が、いかに観光振興に力を入れているかが伺われるところであります。

この特別措置法が適用される15町村の中に、本町も入っております。これら市町村には、 県が国の補助を受けて行う事業が中心で、個性的で活力ある地域社会づくりを行うことが前提 とされております。また、来年度は民間パワーを引き出すために、夢甲斐塾をもとにした、新 たな富士の国山梨、観光ルネッサンス塾を開設して、地域振興局単位で5月をめどに活動の準 備に入っているところでもあります。その周知と準備で行われたのが、過日の富士川流域王国 シンポジウムではなかったかと考えております。このシンポジウムは、富士川流域を新しい観 光エリアとして売り出そうと峡西、峡南地域の関係者が参集したところであります。このよう に観光振興策にハード面が幾重にも敷かれたのは、その心意気がさらにうかがわれるところで あります。

新町建設計画の中に、県が推進する事業として、峡南地域の観光発信基地である富士川クラフトパークの活用をもとに、一体的観光事業に効果的な施策を推進する。また、本栖湖周辺の有効的な活用も謳われております。

本町の新たな観光振興策には、何をもってしたらよいのか。迷走から迷走に走っていると思うのは、私一人でしょうか。行動を起こさなければ、峡南地域はますます色あせてくると思い

ます。

この建設計画でも、地域の拠点づくり、景観づくりを1つに結ばれたまちづくりを目指す。 それには国道52号、国道300号の整備促進や中部横断道の建設促進が必要といわれております。

観光振興には、1に集客策のアイデア。2に、いかに足を止めるかといわれております。そこで私は、停滞気味な国道300号の活用をして、峡南地域を元気付けたいと考えています。

まず、富士五湖観光客に峠をいかにして下りてもらうか。その誘致策として、中之倉トンネル付近にトイレを新設する。これは日常生活の中で、最低限必要な施設だと思います。あの付近は日本一の富士山を目の前にした場所で、湖面の映像は申すまでもなく雄姿そのものです。紙幣にも使われていることは、あまりにも有名な場所です。日本一の富士山、日本一のトイレをキャッチフレーズとして、本栖側の観光客に探究心を抱かせる誘致策、そしてトンネル付近に、さらに誘致の看板をして、例えばトンネルを抜けると、下部温泉郷とか身延山とか、いくつかのアイデアがありそうです。国立公園だ、管理費がといった問題が前面に出てきては振興も発展もありません。それらをクリアするには、やはり行政や関係者の知恵と手腕と行動だろうと思っています。日本一のトイレを目標に検討することは、いかがなものでしょうか。

次に、敬遠される曲折の多い峠道を逆に利用する策です。

桜を植栽し、春は桜道、夏は新緑、初秋は紅葉を目玉として、街宣活動を行うことです。例えば日光のいろは坂はどうでしょう。緑と紅葉と急峻なカーブの道だけで、有名になったのではないでしょうか。それはPRの違いだと思います。その熱意の違いで、白と黒に分かれたのではなかろうかと思っております。

中之倉峠は、いろは坂より勝るとも劣らない絶景の景勝地域を持っております。南アルプスは遠望されます。今の時期は、最高の景色が映し出されております。そして名称ですが、今本 栖道と名付けられております。それはそのままにして、曲折の多いところから本栖峠とか、桜 と俳句の峠とか、独自の愛称名を付けるのはいかがなものでしょうか。

また、展望台の有効的活用です。位置は最適ですが、駐車場が乗用車2、3台では、まず小さすぎます。バス3台分ぐらいの確保をして、売店を設け、できれば望楼も取り付け、峠の駅として情報提供の拠点とし、宿泊先の予約中継などをするのはいかがなものかと思っております

なお、また沿道には桜のみならず、俳句を公募して、句碑を点在させる。富士五湖や峠の情景を詠んだものはロマンがあります。句碑などは、作者が後世に残せる意味の深いものがあります。峠から降りたら、宿泊を下部温泉や身延山、また西山温泉等を利用していただく策はいかがなものでしょうか。

しかし、受け皿であります下部温泉郷はご存じのように、昨年思わしくないイメージダウンの記事が掲載されました。日ごろ、下部温泉郷の活性化、振興策には思いを馳せている一人であります。仄聞したところによりますと、期限付きの契約分湯で、一時を凌いで今に至っているということをお聞きしました。源泉は大きな財産ですから、分湯すれば分湯料が伴います。そういう中で、報道されたあとは集客力が落ち、今でも経営に大きな打撃を受け続けているとのことです。歴史のある下部温泉郷です。このままでは温泉郷の衰退さえ、危惧されるところですが、温泉郷となれば相乗効果を高めるような、一体性を持った広域的な観光エリアの形成が求められています。住む人全員が真剣に生き残りを考えなければならないときにきているの

ではないでしょうか。

濡れた衣を着たままでは、だんだん重くなります。どこかで聞き覚えのある言葉ですが、脱いで立ち上がろうとすれば、ズボンを踏まれて立つことができない。これでは振興発展は遠い話です。11軒の旅館、ホテルへの分湯の契約が切れる11月30日近くになれば、また問題が表面化する可能性はあります。そこで、新泉源掘削の展望があるならば掘削して、早々にも新生下部温泉郷として、再度活性化させ、振興が図られたらと願うものです。

先の定例会において、同僚議員からも、温泉問題のお尋ねがありました。関係機関との協議や地元との合意形成を図っていくとの答弁でした。新泉源掘削について、その後の状況と可能性を企画課長にお伺いします。

多くの考えを申し上げました。こうした対策を推進するには、民間パワーの旅館組合や身延 山観光協会、西山温泉郷、そして民間の力添えは欠くことができないことを申し添えておきま す。

時間の関係上、個々の答弁は結構です。総合的に判断しての観光振興策を町長にお伺いた します。

ただ、温泉郷の振興につきましては熱い思いがありますので、簡潔で明瞭なる答弁を企画課 長にお願いします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

佐野議員のご質問にお答えいたします。

大変、ご熱心にご研究をされて、素晴らしいアイデアのお話をいただいて、本当にありがたいなという言葉に尽きるわけでございまして、大変ご苦労さまでございます。

今いろいろと、るるお述べになりましたこと、私どもも真摯に受け止めをさせていただいて、すでに計画の段階にも入っている事業もございますし、本栖湖の西岸の中之倉のトイレ等につきましては、あそこは国立公園内でございますので、環境庁の所管ということで、大変建物の建設等、難しい面もございますが、それなりにまた、ご理解をいただくような形で、国会議員の先生方にもお願いをする中で、具体的な計画を進めさせていただいておるところでございますので、はっきり方向が見えましたら、また議会の皆さん方にご報告を申し上げたいと存じます。

以下、いろいろのことにつきましては、大変ありがいお話をお聞きさせていただいたので、 ますます、このことにつきまして、努力をしてまいりたいなと思っておるところでございます。 温泉問題につきましては、企画課長からお答えをいたしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

温泉問題につきましては、本当にご心配をいただきまして、ありがとうございます。

毎日のように、今の代表者であります梅乃屋さんが先頭を切って、温泉掘削に向けて、地元対策に日夜奔走している状況でございます。私のところへも、ほとんど毎日のように、状況をお知らせしていただいているところでございます。

一日も早く温泉掘削の環境整備ができるよう、私も担当として、その地元の関係者と連携を

とる中で、今、取り組んでございます。今、しばらくお待ちいただきたいと思います。

また、環境整備ができ次第、予算でお願いするときがございますけど、その際には、ぜひよろしくお願いたします。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

今、観光地は史跡、文化のあるところだけが観光地ではございません。新しいところでも、つくる、育てる、継続すれば、必ず観光地になることを調べました。それは早川町の多くのイベントや鰍沢町の大法師山桜公園、また旧富沢町のたけのこまつり等々がございます。5年、10年して、やっと軌道に乗り、観光地となってきました。PRが大事なのです。育成する今、行政の行動と民間の協力だろうと思います。

温泉は癒し、潤い、ゆとりをもたらせてくれることは申すまでもありません。これからは高齢化色の強い社会になるばかりです。癒し、潤い、ゆとりを求める高齢者が年々増加することが予想されます。新泉源の掘削で温泉郷が生き返るのには、地元の合意形成が不可欠です。早期の掘削に期待をするところであります。

町長から誠に結構なご答弁をいただきました。また、課長からも日夜の努力が手に取るようにうかがわれます。一生懸命頑張ってもらって、早い掘削ができることをご期待申し上げます。 次に災害の減災対策について、お伺いしたいと思います。

地震、台風、集中豪雨、崖崩れ等、自然災害はいつどこで発生するか、予測するのは難しいものです。6,400人が亡くなられた阪神大震災から10年が過ぎました。震災を機に、日本の地震対策は大きく変わりました。地震の観測システムが高度化し、観測・研究とともに活断層の調査も進みました。地震防災の基本は減災にあると言われています。すなわち防御はないということです。想定される大地震の被害を、いかに最小限に抑えるかが減災であります。

昨年の新潟中越地震では、内陸直下型地震の脅威を改めて教えてくれました。エネルギーは 小さくても、ごく浅いところで起きる地震は、激しい揺れが伴うということが教訓となりました。

本町内も、至るところが岩盤層の上にあり、山古志村と酷似していて、被害想定の認識も深まったところであります。国では、こうした観測研究と実態の中で、地震調査委員会は年度内に全国の地震度予測地図をつくり、公表することになっています。強い揺れが予想されるところを色分けした方式で表示されます。この地図を自治体がつくる地震八ザードマップが防災計画の基本となります。実際の減災対策には、この地震八ザードマップが最も重要だといわれています。

地震災害には町民の関心が昨今、非常に深まってきています。 1 2 月の定例会では、やはり 同僚議員からも防災対策や耐震診断の経過などがお尋ねされたところであります。そのお答え として、防災マップ作成の早急な対応や耐震診断は 9 5 戸が受診済みと言われました。マップ を住民に周知させる避難対策と建物耐震化調査は、減災につながります。昨今メディアがこん なに報道すると、大変気になるところでもあります。

地震ハザードマップ作成の考えと家屋耐震診断調査の、その後の進捗状況と、また 1 7 年度までとなっております診断調査の展望をお伺いします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

お答えいたします。

現在、地域防災計画の作成を進めております。その中に防災マップも含まれている状況です。 1つの事例ですけれども、昨年、社会福祉協議会で災害ボランティアの学習会が旧中富地区5会場で開催されてまいりました。その内容につきましては、集落の中で危険個所がどこかとか、あるいは避難するとすれば、どのように避難すれば安全か、避難場所など自分たちで検討して、自分たちで地図上に記入し、自主防災組織として、みんなで考えて対策を話し合うことも大切ではないかと考えております。

地域防災計画を作成する中で、消防団、あるいは自主防災会組織の代表者など、多くの意見を反映させて、防災マップの作成に取り組んでいく考えでございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

ご質問にお答えします。

ただいま、議員さんから家屋、木造住宅の耐震調査の進捗状況、それから平成17年度に向けましての調査の展望を含めて見通しということでございますが、本町には家屋の棟数が1万9,902棟ございまして、このうち木造耐震住宅の対象といたしましては、建築基準法が昭和57年ですか、56年以前の非耐震の住宅を対象としております。

本町の場合は、対象が5,530戸となっております。山梨県は緊急事業といたしまして、 木造住宅の耐震診断を平成15年度、16年度、17年度と3年計画で耐震診断を実施しております。本町でも国、県からの補助金を受けまして、平成15年度から調査のほうを行っております。平成15年度、16年度で139戸、進捗率にいたしまして2.51%、このようになっております。今後も平成17年度に向けまして、なお、さらなる国、県の補助金継続を求め、木造住宅の耐震診断を進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

なお、調査が進みますと、災害の予防等、災害時の減災について、どのように取り組んでいくか、検討が必要になると思います。しかしながら、個人所有の木造住宅につきましては、個人の財産等、非常に難しい問題もあり、現在、対策等に苦慮しているのが現状でございます。今回、国、県の支援で住宅の診断を進めていますが、調査報告が出されたとき、町、県、国が個人に対して、住宅の補強対策等を含め、可能な支援メニューが示せるか、喫緊の課題となってくると思います。しかしながら、現状では個人の対応能力に頼るしかないのも、これもまた事実でございます。

また、山梨県の状況ですが、昭和56年以前の推定戸数は山梨県で12万6千戸を数え、緊急事業として12万6千戸のうち、約3%の3千戸を事業実施予定戸数としております。

なお、平成15年度、16年度、耐震診断調査戸数139戸、行ったわけでございますが、 うち安全と思われる住宅が7戸、率にいたしまして約5%になるわけですが、そのほか、危険 および倒壊の危険がある住宅が132戸で95%。一口に言うと、ほとんど危険というふうな ことになろうかと思います。それから17年度の予定でございますが、60戸を旧中富町、旧 身延町、旧下部町でトータル60戸の予定をしております。

今後の見通しになると思いますが、これら国、県に相談しながら、先ほど述べたように、効果的なメニューが示せるかの一言にかかっておると思います。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

ただいま、耐震診断の進捗状況をお伺いして答弁いただきました。

139戸、約2.5%ということです。3カ月の間にだいぶ数字的に上がってまいりました。これからもぜひ、増加させる方向で減災に向けての努力を、さらに重ねていただきたいと思います。

防災マップの削減について進められているということで、分かりました。地域防災計画にも、 地域の関係機関の声を十分に取り入れていただきながら、早く完成させて町民にお配りしてい ただきたいと、このように思います。

なお、今年の防災訓練にはマンネリ化した防災訓練よりも、減災を前提とした防災講演などが、いかがなものかと思いますので、その点も担当課のほうで、十分検討していただきたいなと、このように考えております。

次に移ってまいります。

指定避難所の安全性についてお伺いします。

合併して6カ月が経過したところです。各旧町では、地域防災計画がつくられていました。 その中に緊急の場合の避難所が指定されています。しかし、安全性に疑問が数カ所見られます。 住民からも疑問の声が聞かれております。避難所付近が急傾斜地、土石流危険区域、地すべり 危険区域、河川氾濫危険区域等々、指摘の声は確かなものでした。新潟中越地震でも、避難所 から、さらに避難する実態が数カ所ございました。そうした実態をふまえ、県から避難所の再 点検の指導があったと思いますが、まず確認と経過をお尋ねします。

次に避難所の収容人員数ですが、座席と睡眠体勢では数値が当然違っています。先の震災の 避難報道を見たとき、高い安全性を求めるために、長時間の避難傾向が見受けられました。不 慣れな場所での避難で、誰しも心身ともに疲れています。落ち着きが持てる体勢、身体が休ま る体勢の配慮が必要ではないかと思います。どのような基準で、この収容人員を決められたの か、お尋ねいたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

2点について、お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、避難場所は安全でなければなりません。状況によりましては 急傾斜地、あるいは土石流危険区域、地すべり危険区域等のこれらの状況が町内にも至るとこ るにございます。関係する課と協議を行い、地域防災計画の策定を進めてまいります。

まず、県から防災体制の現況確認の調査がございました。これは昨年の合併時というふうなことの状況で、11月までに報告というふうな状況でありますから、旧町の地域防災計画にあります避難場所等を報告したところでございます。

さらに避難所の収容人員の関係についてでございますけれども、小中学校の校舎とか、あるいは体育館、公共施設、地区公民館、あるいは集落公民館など、それぞれが指定されておりまして、収容人員につきましては、それぞれの施設によって異なっております。

なお、計画では1人当たり6平方メートルの計算で、収容人員を定めておるところでございます。

なお、ちなみに昨年10月の台風の折、西嶋地域の一部につきまして、住民に避難勧告が出されまして、地域の皆さんが避難しました。公民館や和紙の里に避難を一時いたしましたけれども、和紙の里の和室が大変大勢になったというふうなことがございまして、急きょ、美術館のフロアにゴザを敷きまして、そこに若い人たちに移動をしていただいて、避難をしてもらったと、このような経過もございます。

避難場所、収容人員につきましては、避難状況にもよりまして、その都度、随時、また対応 もしていかなければならないと考えておるところです。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

了解しました。

積算根拠は1人6平方メートルということで定められたという説明、了解しました。

この避難問題に関しましては、随時、変化もしてくる状況のものですから、一概に決めることも大変難しいだろうと思います。

そこで、次にもう1点、お伺いします。

地震災害が発生したとき、避難だとなります。車で避難する人がいるでしょうか。徒歩避難が当然であります。今、高齢化が進んでいて避難所が遠い、歩行が困難である。このようなことから、防災計画を新たにつくる際は、あと一歩踏み込んだ細部の指定避難所の必要があろうではなかろうかと思います。いわゆる指定避難所をもう少し増やす必要があろうではなかろうかと思いますが、その点もお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

避難所の見直しのところでございますけれども、当然、地域防災計画を作成するにつきましては、地元の自主防災の会長、あるいは消防団の組織、いろんな角度から検討をなされて、住民がより安全に避難できる。また1カ所、広い地域におきましては、さらに2カ所と、そんなふうに広域的な面から検討して、避難所の指定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

了解しました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に飯富ふれあいセンターの活用について、お伺いいたします。

中富地区内の飯富に、昨年、高齢者介護予防センターが建設されました。名称が長いので、

通称ふれあいセンターと称しております。目的は高齢化が急速に進んでいる中で、高齢になっても、介護の世話になるべくならないように、体力をつけようというものです。町の施設で、運営のすべてを飯富区にまかされています。当施設は申し上げるまでもなく、国道に面し、近くには地域の中枢である飯富病院やケアハウス飯富があります。位置的には早川町も含めた中で、中心だろうと思います。

さて過日、私の知り得た情報では県は先の新潟地震の状況をふまえ、災害時の障害者や高齢者、いわゆる災害弱者に対する支援体制づくりの検討をはじめたということです。概要は弱者専用の避難所の規定や救済、救助を目的とした名簿をつくり、情報を共有するというものです。

弱者専用の避難所指定は県内では大半の自治体が、まだ着手していないので、早急な支援体制づくりをしたいと、市町村にこれから促すということをお聞きしております。この専用避難所名を福祉避難所と称し、マニュアルでは耐震工事化、バリアフリー化の施設を対象に指定し、同時に保健医療サービスや介護担当者の人材確保など、運用方法を定めることも検討しているそうです。

過日、新潟県が行った避難所生活者を対象としたアンケート調査では、要望として、温かい食事、トイレ、入浴施設等の要望が強かったそうです。このように要望が出されますと、これらの条件を即、満たすのには、この飯富のふれあいセンターがよいのではなかろうかと思います。ただ、入浴施設につきましては、建設スペースもありますので、予算付けされれば、解決されるのではなかろうかと思います。

さらに力強く思うのは、付近に防災拠点があり、ヘリポートがあるということです。この建設には厚生省の力添えがあったことは忘れられません。このようなことから、福祉避難所に適していると考えます。本町から災害弱者支援体制の確立として、情報発信をするのはいかがなものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

ご質問にお答えします。

ご質問の福祉避難所は地域防災計画の中で位置づけ、一般避難所と併せて町長が指定するものであります。先進地の様子をうかがうと、建物全体を指定する場合と一般避難所の中で耐震構造の建物で、和室やトイレが近い等の災害弱者の生活に一定の条件を満たす部屋を要援護者用避難室に指定する場合もあります。

ご質問の中にありますように、災害弱者の避難所として、新潟中越地震以降、県においても 検討に入っており、年度内にマニュアルを作成し、市町村に示すことになっております。

マニュアル作成後、4月以降になりますが、県担当者が各市町村に出向き、市町村ごとにマニュアルをもとに検討がなされ、県から市町村ごとに災害時要援護者対策について、具体的に提案されます。

現在の防災計画の中では福祉避難所の指定はありませんが、災害弱者と言われます在宅の要介護者、重度の障害者の方は本町でも250名を超えると思われますので、福祉避難所の指定につきましては、ご質問の飯富高齢者介護予防センターの候補の1つと考えております。そのほかにも数カ所の指定が必要だと思っております。

県から提案されます対策を検討し、先ほど総務課長から答弁がありました地域防災計画の作

成の中で、福祉避難所の指定も合わせて検討したいと考えております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

分かりました。

指定される見通しがあるというように判断しております。地区では公共物を公共のために幅広く有効的に活用したい、その気持ちがいっぱいであります。それが価値観を高め、公共に寄与するとの認識で、日ごろ運営に努力しております。

そこで、もう1点。入浴施設は小さくても、緊急時の疲労回復、また癒しや、そんな点から ぜひ、前向きな検討をお願いしたいんですが、課長のお考えをお願いしたいと思います。入浴 施設の設置の考えはあるのか、ないのか。そのへんの所見をお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

通常、使う場合は、入浴施設は必要ない施設と思いますので、災害時どうなるか分かりませんけど、また財政当局等、町長と相談する中で検討したいと思っています。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

普段、使う必要もないではなかろうかということの中で、そうはいってもというような考えを示していただきました。ぜひ、前向きな方向で検討していただきたい。そうすることによって、あそこの活用が広がるではなかろうかと、このように思います。

次に災害の備品の活用について、お伺いします。

過日、臨時会で災害備蓄品等の説明がございました。備蓄関係を否定するものではございません。必要は感じております。これらの備蓄品を活用するときは、大体が水陸問わず大災害の発生時です。大きな地震災害を想定したとき、国道はまずストップします。集落道も至るところが不通になります。橋梁も欠落や損傷して、通行不能になります。そうなると、生活環境全体が停止し、誰も行動が起こせません。そのときの備蓄品の搬出、搬送、相互の調整、また補給等もどのように対処するのか、関係課にお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

お答えいたします。

現在、備蓄倉庫の関係につきましては、旧中富町が3カ所、旧身延町が4カ所の7カ所の備蓄倉庫がございます。道路が災害時に寸断され、通行不能な状況も想定されるところでございます。

ちなみに昨年の、やはり台風のときに、西嶋地域の人が避難いたしました。そのとき一晩、 避難所でもって過ごしていただくために、中富地区の毛布だけでは不足しておりました状況が ございました。県道とか国道が交通止めになっておりました身延から、下部からというふうな 状況でもって、やはり搬入をいたしました。やはり町道などの裏道をよく知っております職員 によりまして、搬入した経過もございます。

なお、避難所に備蓄食料、あるいは毛布等の搬入につきましては、今、説明いたしましたとおり、職員あるいは地元の消防団などによりまして、ときに中継を行い、搬入しなければならないと、こんなふうなことも想定されておるところでございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

対応につきましては、前例をご紹介していただきました。一応、その体制がとられていて、 承知しているということが分かりました。備蓄体制等、搬送、搬入体制は分かりました。しか し、職員や消防団も被害者になっていることを、行政も町民も認識しておく必要があろうと思 います。

災害が発生すると、いつもライフラインの電気、ガス、水道等が全面に出てきます。生活の 基幹ですから理解はするところです。しかし、そればかりではありません。あまり表面に出て きませんが、その前に道路、橋梁の確保が第一ではと、私は思います。

先の災害でも、復旧のための資材搬入を人力によって行っていました。非常に大変なことです。復旧の早い遅いは、道路の確保に左右されるだろうと思います。食料は上空からも投下することができます。本町は特に櫛型状の集落が多いので、不通個所が多く出ることが予想されます。その点の対策と検討を、これからもよろしく、重ねて検討していただきたいと思います。

折しも、昨日の報道では「集落孤立防止対策」が大きな見出しで、山日に掲載されていました。国交省は地方と協力して、道路確保に予算を充てると。そのような対策をすると、このように述べられていました。いろいろ申しませんけど、これからもそうしたことで、ぜひ道路維持に関しましては、第一の行動を起こしていただきたいと、そのように思いまして、よろしくお願いしたいと思います。

次に洪水ハザードマップの作成について、お伺いします。

マップの作成があちこちで流行っております。大変混乱しそうですが、洪水八ザードマップの作成について、私は旧町のとき、一般質問で町民の財産・生命を守るための洪水八ザードマップの作成についてお伺いしたところであります。それというのも、私たち、この地域は過去において、富士川や大小の河川の氾濫に幾度となく遭遇しています。特に34年災は忘れることができません。

そのようなことから、日ごろ洪水避難対策には、常に考えております。平成13年7月に水防法の改正に伴い、県より策定の指導がありました。すぐ策定に取り掛かったのが市川大門、石和町、竜王町でした。そして市川大門は、平成15年には各戸に配布したところであります。そして15年11月には六郷町、増穂町が策定検討委員会を設置し、その方向で進めているということを伺っております。

答弁として、合併を目前にしているので、合併後に早川も含めた多くの大小河川が対象となるので、そのとき効率のよいマップを考えるとの答弁をいただいたところであります。去る7日には県議会においても、洪水八ザードマップの整備状況について質問がされたところでありま

す。国土交通省管理の河川、すなわち富士川流域17市町村に、マップ作成が義務付けられている中で、合併して6カ月が経過しました今、この件についての、その後の対応をお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

お答えいたします。

議員さんの質問にもありましたとおり、山梨県は水防法に基づきまして、洪水ハザードマップの作成が義務付けられております。その富士川、笛吹川、釜無川の3河川についての状況で、その中には本町も含まれておる状況でございます。

先ほど、合併前の質問の中で、合併後にというふうな状況の答弁もお話されましたけれども、 現時点ではまだ、作成がなされてはおりません。本町におきましても、河川の増水や堤防が破 堤したとき、浸水の状況が地図により分かりやすく示されたものを国土交通省、あるいは山梨 県からデータの提供とご支援をいただき、検討委員会等を設置する中で、18年度には洪水八 ザードマップの作成を行うよう、現在、考えておるところでございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

まだ、できていないと。今、盛んに、その作成に向かって18年度をめどに向けて進めていくということであります。洪水八ザードマップ作成の展望が大体出されてきました。何か息が抜けるような、そんなほっとした気がいたします。今は渇水期で雨量や積雪も、現時点では非常に少なく洪水に対しての関心も薄らいでいますが、こう自然災害が多く発生すると、降雨期を目前にして、大変危惧するところであります。

合併理念では、やすらぎのあるまちづくりを提唱しています。全町民が安心して生活できる 住環境づくりにも努力していただくことを、重ねてお願いします。

次に学童生徒の安全対策についてですが、教育長と教育委員長が午後から人事関係のことで 欠席ということを連絡していただきましたけど、その部分につきまして、教育長に直接所見を 伺いたい。このような質問の内容ですから、できることなら明日に、いるところでお尋ねした いというふうに思います。

その部分についての、議長のお取り計らいをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

ただいま、佐野文秀君から学童生徒安全対策について、教育長に答弁を求めておりますが、 教育長が不在ですので明日にということでございます。

もし、明日ということであれば、持ち時間、質問・答弁を含めて約8分でありますが、お諮りいたします。

教育長不在ですので、明日の1番最後でよろしいかと思いますが、お諮りいたします。 よろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

それでは佐野文秀君、明日の最後に8分、持ち時間がありますので、お願いをしたいと思います。

○16番議員(佐野文秀君)

どうもありがとうございます。

それで、その部分につきまして、後半にあります本町の対策、また、あったときの対処等を お尋ねする予定でしたが、これはすでに2番目に質問しました山田議員と重複します。そういっ たことで、この部分は取り下げたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

どうも長い時間、ご清聴ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、佐野文秀君の一般質問が終わりましたので、佐野文秀君の一般質問は明日、最後に 一部残して、これで終わりたいと思います。

次は、通告6番は日向英明君でございます。

日向英明君、登壇してください。

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

それでは通告書に従い、6点について質問いたしたいと思います。

2001年12月25日、公務員制度改革は行政ニーズが複雑高度化、なおかつ多様化してきている中で、公務員が国民の期待に応え、真に国民本位の良質で効率的な行政サービスを提供するためには、それにふさわしい任用、給与等の人事制度を導入すべきだと提言しています。

山梨県は12月22日、警察官、教員を除く全職員を対象に実施した人事制度などに関する 意識調査の結果をまとめました。8月から9月に実施し、延べ人数3,681人、70.2% から回答を得ました。能力などに応じて処遇に差がつく制度を管理職に適用することの是非に ついては、望ましい、どちらかといえば望ましいの回答を72%が支持、また一般職について 58%が支持をしています。

本町も昨年9月13日に合併しました。自治体が大きくなったばかりではなく、仕事の内容 も非常に多岐にわたり、しかも、その内容は人への依存度は大変高いと思われます。

したがって、職員が発揮した職務遂行能力等を適正に評価し、昇格や昇任の機会を増やすことによって、職員の意欲や活力の高揚、生きがい、働き甲斐のある職場づくりができると思います。しかも、このことにより、品質の高いサービスが住民に与えられるとしたら、それは素晴らしいまちづくりができると考えます。

ここに本町の行政改革の取り組みとしての、職員の勤務評価の導入について、町長、担当課 長の所見をいくつかにわたってお伺いします。

まず1点目ですが、管理職の重要な役割の中に人づくりがあります。経営の神さまと言われる松下幸之助さんが、まだ小さい事業所のころ、「私のところは電気製品を作っていますが、その前にまず人をつくっている」と、会う人によく言っていたそうです。そういうふうな人づくりにつきまして、町長の本町職員の人材育成と人事管理に関する基本的な考えを問いたいと思います。

なお、今日、一番先に質問しました松木議員の人事管理に関する答弁がありましたので、も し、そこの部分が重複するようなことであれば、その答弁は結構でございます。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

日向議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

今、議員が申されました松下幸之助さんの、仕事の前に人づくりだというお話。まさに、そのとおりだと思うわけでございまして、私は前々から職員の皆さんにもお話はさせていただいておりますが、芭蕉の俳句のほうの言葉に「不易流行」という言葉がありますけど、公務員の今あるべき姿はいかがなものかというようなことと、それと同時に、要するに不易というのは、公務員というのは、もうずいぶん昔から現在に至るまで何をなすべきかというのは、これは自明の理でありまして、説明をいたさなくても、皆さん方にはご案内いただけるわけでございますけど、流行というのは、やはり時代に即応した公務員としての務めを、いかにあるべきかということであります。

私は常々、職員はその仕事のプロであるわけでございまして、プロになるためには何をなさなければならないのかなということで、やはり、その仕事の過程をきちっと踏んでいくことが、まさにプロになる一つの過程であると。ですから、プロセスをしっかり踏んで、サボったり、ごまかしたり、手を抜いたり、そういうようなことをしないで、きちっとした仕事をすることによってプロになるわけで、それが町民の皆さんに、一応お応えをする職員としての使命であるというように思っておるところでございます。

そのような中で、とりあえず人材育成につきましては、これは個々の職員の皆さんの資質は、 役場職員に一応、採用されたわけですから、お持ちであるわけでございまして、それを100% 出していただくことが、一番よろしいわけでございますんですけど、なかなか、そうはいかない面もあるわけです。時代の流れの中で、いかにあるべきかというのは、やはり、この研修会等も行いながら、皆さん方に意識改革をしていただくということが、一つあろうかと思うわけでございます。

人事管理につきましては、午前中の松木議員さんのご質問にもございましたが、定員の適正 化計画をきちっと詰めさせていただいて、また行財政改革の一応、行革推進委員会の設置の条 例を決めていただければ、早速、このことを進めていきたいなと思っておるところでございま す。

そんなことで、推進委員会の皆さん方のご意見等も拝聴し、またいろいろな面での皆さん方のご意向等を尊重する中で、このことにつきましては、進めさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、職員の皆さんがやはり時代の流れの中で、公務員としていかにあるべきかということを自覚していただく、このことが、まず第一であろうかと思うわけでございます。

細かいことにつきましては、また、のちほど。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

町長の思いは分かりましたんですが、そこで再質問として町長にお伺いするわけですけど、 やはり、そういう町長の熱い思いというんですかね、そういうものが組織づくりをしていく、 その基礎になると思うんです。 そこで、町長、課長、あるいは財政の担当者に至るまで、町長のそういう、強い思いというんですかね、やはり行政はサービス産業だ、あるいはプロ意識を持てと、そういうような熱い思いが、果たして、一般の職員まで伝わるようなシステムがつくってあるかということなんですけど、この1点について答弁をお願いします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

合併して6カ月でございますし、私も就任をさせていただいて、まだ4カ月というようなことでございますので、旧町時代と違いまして、職員の数もだいぶ増えておるわけでございまして、やはり、こちらの意を伝えるという、この手立て、なかなか難しい面があるわけでございますけど、とりあえず、いろいろな会合等におきまして、このことについては、常時申し上げておるところでありますが、具体的に、やはり定員の適正化計画とか行革の推進本部等々におきまして、いろいろな面で接する機会もございますし、また行革の推進本部は組織機構部会、また事務改善部会、財政部会等々の部会で熱心に、このことを詰めさせていただいておりますので、基本的な流れをきちっと、そういうような中で決めていただいて、機会あるごとに、このことの浸透を図らせていただければなと思うところであります。

まだ、新しい町になりまして、前述をいたしましたような状況でありますので、職員と会っても、どこのおじさんかなというような顔で、なんとなく、そういう面での、まだ意思の疎通が図られておりません。これは要するに、役場の職員の前に地域社会の人間でありますので、良識的なものが兼ね備えておりませんと、なかなか前へ進まないわけでございますので、まず第一にそういうような点からも、まわりの議会の皆さんからも、どうぞご指導をいただいて、一つ地域の人間としてのルールやマナーをきちっと守れるような状況づくりに、ご指導をいただきたいなと思っております。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

そこで、町長に1つ、提案があるわけですけど、そういう町長の熱い思いを職員に伝えていく。例えば、町長の今年の施政方針の中で、観光立町を目指していますよね。かなり熱い思いがあると思うんですよね。そういうことも、なんら方策を立てないと、町長のそういう思いが伝わらない。そのことによって、やっぱり、課の中に看板を掲示するとか、いろいろな方法はそれぞれあろうと思うんですけど、そういうことをしておかないと、1年間の目標というか、目指すところがぼやけてしまって、町長をはじめ担当課長、あるいはそういうような課全体が何を目標に向かって仕事をしているかということがぼけますので、そのへんは人づくりと若干違うと思いますけど、やはり目的意識を持たせる、そういう責任が、特に町長にあると思いますが、それは答弁結構でありますので、そんな考えを持っていただければ、ありがたいなと思っています。

2点目ですけど、平成14年6月の下部町議会定例会の一般質問で、やはり私は同じことを 提言しました。元下部町の町長、土橋氏は、同感であるので合併後の新町になった時点で提言 を反映したいと答弁しています。9月13日新町になり、私の提言はいかようになっているか、 説明をお願いします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

当時の町長の答弁といたしまして、議員さんがおっしゃるとおり、合併というふうな折しもの状況であるので、合併後、その具体的な方策を探すようになるではないかと、こんなふうに答弁をされております。大変、職員のほうも初めての合併というふうな体験の中で、事務段階での協議の連日、それから平常業務と、こういうふうな状況で大変忙しさの中で住民サービスも進めてまいりました。

合併後の状況でございますけれども、まだ現在のところ、それを提示いたしまして、職員の 理解を求めてというふうなことを実施というふうな状況には至っておりません。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

今、総務課長に答えてもらったんですけど、総務課長は訓令第37号、身延町職員勤務評定 実施規程があることを知っていますか。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

承知しております。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

この附則の中に、この訓令は平成16年9月13日から施行すると。つまり9月13日以降は勤務評定の規程を見ますと、これをつくっていることになっているんです。実際、つくっているかどうか。つくっていないとすれば、どのようなことで、これはつくっているということですから、どのような理由で、そのことが実施されなかったか。そのへんを説明お願いします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

旧町時代にも、勤務評定の状況はそれぞれの町によって異なってはおりましたけども、要綱は定められておりましたけれども、実態といたしますれば、これらが適用して評定を行ってきたというふうな事実はございませんでした。そこで、当然、新町になりまして、こういうふうな勤務評定も、現在の言葉でいえば、人事評価制度、そういうふうなものも取り入れていかなければならないと、こういうふうに認識はしておりますけれども、いずれにいたしましても、これの実施規程はかなり以前につくったものを、当時の旧町時代のものを、そのまま条例、規程でもって掲載をさせてきたと。

やはり、これを実施していくには職員の理解、それから評価をする管理職の研修、さらに議員さん、あるいは住民の理解、こういうふうなものがなければ、これらのものが出ても効率的に活用がしていけないではないかと、こんなふうに考えております。

町長の答弁にもございましたとおり、行政改革推進委員会が今条例でもって、提案がなされております庁舎内におきましては、推進本部を設置いたしまして、3つの部会が設けられまして、それぞれの部会で検討していっておるという、こういう状況でございます。

この関係につきましても、それぞれの部会の中で、また検討され、職員に理解を求めて、実施をしていかなければならないと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

そうすると、作成さえしておけば、それでいいという発想になると思うんですよね。すでに、ここに、私が言ったとおり、9月13日から施行するということですよ。施行していないとすれば、古いものでもなんでもいいやと、ここにつくっておけば、それでことが足りると、こういうふうに理解されても、仕方ないですね。その点を、もう1回、どうですか。大変、申し訳ないですけど。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

町長の答弁にもございましたとおり、国でも試行というふうな段階で始まったと。県においても意識調査が行われたと、それらについては、当面の間は勤務評定の部分には結び付けていかない。しかし、時代の流れは、そういうふうに人事評価制度を取り入れていかなければならない。私たちの町におきましても、そういうふうな考え方に立っていかなければならない。一応、規程というものはございますけれども、これらの内容の部分も、さらに精査をして、現実に合ったようなものにしていかなければならない。そんなふうなところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

私が質問した14年の定例会の一般質問とは、確かに3年ほど経つわけですけど、時代が進んでいる中にも関わらず、つくっておきながらしないと、できないと。これは、いくら責めてもやっていないものはやっていないということで、これは仕方ないことでありますので、次の質問に移りたいと思います。

導入にあたっては、確かに今、総務課長がおっしゃられたとおり、これは職員の理解がなされていなくては、まったくやったというだけで成果は得られないと思うんですね。職員組合の取り組みはされておられたんですかね。

これは町長、答弁をお願いします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えいたします。

職員組合は合併をいたしましてから、一応、旧町の職組の皆さん方が相寄りまして、設立総会がされております。一応、組合からのいろいろな申し入れ等は、自治労関係の、大体県下統

一した要求等はございますので、これはこれで私どもも真摯に受け止めをさせていただいて、 どんなふうな、最終的な答えをするか。総務課長とも相談をしながら、していただいておると ころでございますけど。

組合自体に、いろいろな人事評価の制度等々、これは理解をしていただくには、ある程度の時間は必要かなと思いますし、まだ、正直なところを申し上げて、時間的にそういうふうな経過がなかなか進められなかったという点もありますが、鋭意、ここのところは組合とも話をする中で理解をしていただいて、この定員適正化問題、また人事評価問題等々につきましては、国の試行、県の方向付け等も相合わせながら、進めさせていただくようにいたしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

今度は総務課長に聞きたいと思うんですけど、組合員は今現在、何名おられるのでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

申し訳ございません。資料がちょっと手元にないので、組合員数は承知しておりませんけど、 約200名ちょっとだというふうに思っております。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

組合のほうに投げかけていないということでありますので、その理由を聞いても仕方ありませんので、できる限り、早い時期に組合のほうへ提示して、その導入の方向へ向かってもらいたいと思っています。

そういうことから言えば、4番の勤務評価導入のプロセスがあればということなんですけど、 これは、それがなければないんですかね・・・ちゃんと答えてください。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

先ほども答弁の内容にありますように、国は試行期間中、人事評価の結果を級などに反映させることは当面見送るというふうな方針を出しております。こういうふうな状況下ではありますけれども、市町村につきましても、人事評価制度は導入の方向に進むものと考えていますと。

本町といたしましても、当然、検討をしていかなければならない。また、同じ繰り返しになりますけれども、今定例議会に行政改革推進委員会の条例制定の案件が出されておりますもので、制定後は委員の委嘱を行い、行政改革大綱の策定を進めて実施計画を策定し、それぞれ適正化計画、あるいは人事評価制度等を進めて、適正な人事管理に向けて取り組んでいくと、こんなふうな考え方でございます。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

すでに県内では小淵沢町が導入しているんですね。ここに、その資料があります。小淵沢の 鈴木町長ですけど、小さな町の大きな挑戦ということで、鈴木町長は行政改革としての取り組 みは、町職員の勤務評価を勤勉手当に反映させることですということで、これはいち早く導入 しているんですね。こういう町も県下にはあるということを承知しておいてください。

5番に移りたいと思いますけど、これは町長さんにぜひとも聞いておきたいんですけど、かつては民間企業の中にも、日本的な経営形態の措置として、年功序列制度が浸透していました。しかし、昨今の不況期、社会経済システムの変動は経営形態の変革を促し、人事管理制度の見直しをも迫られました。

こういった時代の流れは、公務員といえども無視できるものではありません。成果を強調し、 実績を求めるような民間的な手法の導入が検討されている今、自治研修協会の調査では、すで に市では57%、町では37%が導入しています。そこで、年功序列型の人事制度を、町長は どのようにお考えでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

ここずっと数年来、合併のいろいろのお話し合い等で、よく出される言葉でありますけど、この四字熟語に、年功序列というものが出ておりますから、もう1回、この年功序列というのはどういうことなのか、承知はいたしておりましたけど、ちょっと拾わせていただきましたけど、能力や仕事の成績によらず、年齢や勤続年数が増すに従って、地位や給料が上がること、また、そのような体系、これを算定の基礎とする賃金体系を年功序列型賃金という。

日本の社会は全般的に年功序列の傾向が強い。企業がだんだん、このことへは今、ご指摘のような話で、一応、変わってきておりますが、実力本位の経営方針を取り入れて、社会全体の活性化を図るべきだというように心得ておりますけど、改めて、この字を見ますと、ご指摘のとおり、この年功序列の時代はだいぶ遠くなっていかなければならないのかなと。それでは、そのことをどんなふうにして、実力主義と申しますか、そういうような形でやっていくかというのは、先ほど来、お話がございます人事評価制度とか、そういうようなものがきちっと機能をして、はじめて出てくるんでしょうと思いますし、また、職員の個々の皆さん方の、要するに意識改革が必要であろうかなと思います。

このことにつきましては、鋭意、私どもも検討させていただいて、先ほど来、総務課長の答 弁をしております。いろいろな一つの手立てを講じながら、この年功序列については払拭をい たしてまいりたいなと思っております。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

それでは、6つ目の町村職員は人事異動の幅が狭い、職員の視野を広めるため、他の行政との水平的人事交流については考えがありますか、総務課長。町長でも結構です。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

この人事異動の幅が狭いのは確かでございますけど、ただ合併をいたしましたので、だいぶ、 その面については少し、旧町時代より広くはなっているかとは思うわけでございますが、とり あえず、他の行政との水平的人事交流でございますが、このことにつきましては、一応、平成 17年度、とりあえず市町村課、県の町村会のほうからの要請がございまして、一応1人、30代 ぐらいの職員を町村会へ勉強によこしていただけないかというような要請がありました。今ま で高根町で1人、一応派遣をされておりましたが、2年の任期が終わりまして、17年度から 身延でどうかということで、これは法制関係のほうを、できれば携わってもらうというような ことでございますので、これが1件ございまして、そしてまた、県のほうから文化振興関係で ございますが、これで県職員1人を身延へ派遣するので、その代わりに身延町から然るべき職 員を県へまわしてくれということでありますので、ただ、県のほうが、まだ人事のほうが確定 をいたしておりませんので、どこの課へいくかということは決定いたしておりませんが、これ が1件でございます。もう1件は、県の下水道から要請がありまして、身延が今回、17年度 から身延の下水道区でございますが、それと下部の下水道等々、大幅に下水道事業を進めると いうようなこともございまして、県の下水道課から要請がございまして、職員1人を派遣して もらいたいということでございますので、この3名につきましては、一応人事交流というよう な形で勉強をしてもらうというような形でやらしていただきたいなと思っておるところです。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

何名かが、そういうことで他行政との人事交流がされているようですけど、なんか、交流にあたっての基準というんですかね、例えば年齢だとか、それから部署だとか、あるいは経験年数というような、そんなことで、今年はこの人、あるいは何年か、その再来年ぐらいは、この人この人ということで、計画的に人事交流がされているのか。そのところ総務課長、1点。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

町村会への派遣の状況でございますけれども、前回の派遣された旧高根町の状況が30歳前後というふうなことで、町村会からのほうも30歳前後でお願いしたいと。それから県の職員の人事交流の要綱の中には、勤務経験が6年以上で、またおおむね20歳代後半から40歳代までというふうな状況でございまして、本町といたしましても26歳から32歳までの関係の中から、それぞれ町長と相談する中で、選考してきたと、こういうふうな状況でございます。

○議長(伊藤春三君)

日向英明君。

○6番議員(日向英明君)

最後に、どうして私が、この旧下部町、それから今度と、二度にわたって、同一のような質問をしたかといいますと、私は従前、職場に勤めていたところに、短い期間ではありましたんですけど、ちょうど導入に当たったときでした。その中で、最初、組合員の中に非常に動揺があったんですね。人間は新しいことをしようとするときに、どうしても消極的になったりするわけでして、大変苦労しました。

でも、先ほど町長さんがおっしゃられたとおり、試行をやったんですね。 1 年間の目標だとか、個々的な部分で目標を出すということで、導入部分の試行をやったところ、案ずるより生むが易しということで、そんなに私が思ったほど、職場は混乱しませんでした。むしろ、適当な緊張感がありまして、結果は非常にいいものになりました。

ですから、やはりやるという気になれば、そういうようなことでできるし、やれないということになればやれない条件、あれだからやれない、これだから駄目、こういうことがあったんだからと、つまりそういうようなことで、いつになってもやれない。

ですから、私の質問が単なるセレモニーで終わることなく、町長、あるいは課長さんたちの 早期の決断、つまりゴーがいつかかるかということで、私は期待して待っています。

以後、よろしくお願いします。大変ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、日向英明君の一般質問は終わります。

日向英明君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

次は通告の7番は広島公男君です。

広島公男君、登壇してください。

広島公男君。

○33番議員(広島公男君)

7番の広島です。

合併後初めての一般質問ということで、いろいろ話をしたいと思いましたけども、今日は午後から教育委員長と教育長が出かけましたので、私の質問は香抜けになりました。そういうことで、立派な課長さんたちがおりますので、課長さんたちの答弁でお願いしたいと思います。

まず最初に早期新庁舎建設をということで、設問をいたしましたところ、今朝、1番目に松木慶光議員が質問いたしまして、詳細にわたりまして質問しまして、その全貌が分かりました。 私はこのことについて、詳しくは申し上げませんけども、まず町長さんにだけ、一言だけ聞きたいと思いますけども、私の持論というのは、役場は住民の最大のサービス機関であるということを、皆さんに覚悟していただきたいなと。役場は誰のためにあるのか、それは住民のためにあるんだと。

それから役場は誰のためではなくて、役場はどういうような形の中でサービスをしていくのかと。こういうことが目的になりますけども、今回の私の質問の中で、新庁舎建設について、なぜ早期建設が必要かと。でも、この問題については、今言いましたとおりですけども、町長さん、1つ、イエスかノーかでいいですけども、前倒しを考えていますかどうか。このことについて、質問したいと思います。お願いします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

広島議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

前倒しということですから、現時点では前倒しは考えてはおりません。

○議長(伊藤春三君)

広島公男君。

○33番議員(広島公男君)

分かりました。

では、あと1問。必要と思いますか。新庁舎建設が必要と思いますか。それだけでいいです。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

必要だと思います。

いろいろございますけどね、ただ新町がスタートいたしまして、6カ月ということでございますので、いろいろな面で大変住民の皆さん方からもご指摘のある問題もありますし、また地域審議会、さらに今回の議案にも出ております、一応、総合計画の策定とか行革推進委員会とか、いろいろな機関のご意見等も拝聴をする中で、最終的に方角、また、要するにいつごろかというようなことは決定をさせていただくような格好になろうかと思いますが、今時点では正直なところ、必要であろうかと思いますけど、ちょっと現実問題としては、なかなか今、即答は難しいなという格好でございます。

○議長(伊藤春三君)

広島公男君。

○33番議員(広島公男君)

分かりました。

次に移ります。

ちょっと毛色が変わりますけども、文化活動ということで、生涯学習について、皆さんに質問をしたいと思います。

実は身延町の文化会館ですね、先日行いました下山大工資料展、それからおとといから始まりました身延芸術祭について、学ぶ町民の姿をつくづくと見ました。中富現代工芸館の立派な建物の中で、身延の生涯学習、文化協会の方々が自作を何点か、かなりの量で出していただきましたら、具に拝見されました。このような形で、グループが前進、一人歩きしてきたことは、大変有意義なことだと思っております。

私が、10年前に、同じ問題で質問したときには、政府もそうしなさいと。こういうものを出しました。町はまったく生涯学習ということについて、まったく準備の段階ではありませんでしたね。ところが10年後の今はどうなっているかというと、もう文化協会の生涯学習グループというのは、一人歩きしているわけですよ。それが中富町では20グループあるんですね。それから身延町では30グループ、それから下部は20グループですね。全部で1,500人の方が生涯学習、グループ活動について頑張っているわけです。それはどういうことかというと、生涯を通じて、生きがいを見出すということです。これが大切なことです。それが、なぜ

生涯に向かっていかなければならないのかというと、それは長寿社会だからですね。

私は、いつも思っているんですけども、人生は終戦直後は50年しかなかったんですね。ところが、戦後10年経ったら60年になる。今はどうでしょうか。女性が90歳が平均寿命に近づこうとしている。男性は86歳に近づこうとしている。この寿命ですね。命の長さといいますけども、寿命を与えてくれているのは何かといったら、それは天ですね。この残された時間、それをどういうように有意義に生涯、楽しんで生きていくか。それが大切ですね。

あと1つ。小学生、中学生、高校生、みんなそれぞれに科目を持って勉強しております。それは、1つのルールと思って、基本的な勉強ですね。そのほかにゆとりのある勉強というのがありますね。それは今、騒がれているような子どもたちの、ああいうような乱暴な行動もあるかもしれませんけども、ゆとりある学習の中で、皆さんが正しい人間になるにはどうしたらいいか。私の好きなものはなんなのか。そういうようなことを見出すために、地域の人たちを利用しまして、いろいろな勉強をさせてもらっています。 そういうことで、今の世の中というのは、いよいよ生涯学習時代に入ったなと、こんなふうに思います。

それで、今のことについて、講座の開設という設問があると思います。この講座の開設というのはどういうことかというと、身延町3町が合併しまして、講座に必要な講師の先生方が素晴らしい先生方が、いっぱいいるんですよ。それはお年寄りから、もう大学の教授をした人、それから身延山の、ああいう専門家の宗教学の人、あらゆる人がいるわけです。その人たちをリストアップする。それから自薦他薦を問わずに、その人たちをリストアップしていただいて、私たち町民が勉強する講座を開いてもらいたい。

なぜ、それが必要かというと、今、1人歩きと言いましたけども、1人歩きするには、その 講座を聞きながらやっていかないと、自分の幅が増幅できない。自分の知識が増幅できないと、 そういうような形の中で、勉強というのは一生涯しなければ駄目だなと。そういう中で、幸い 生涯学習課というのが出ましたもので、その生涯学習の中で講座に対する講師団をつくってい ただきたいなと思っております。

そういうことで、小学生も参加するような講師団、それはなぜかというと、今小学校ではわらじづくりや竹とんぼとか、普通の勉強のほかに、このようなことをして、それからあと1つは地域の歴史等を学ぶ。これも、みんな講師が必要です。先生方は、そんなにすべてのことを知っているわけがないです。だけども、その講師団のリストがあると、大変便利だと、こう言っております。

ですから、ぜひとも、講座の開設に対して、講師団のリストを町内から募集していただきたいなと思いますけども、そのことについて、お願いします。

○議長(伊藤春三君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野治仁君)

ただいまの質問に対してお答えします。

生涯学習課では、今言われたとおり、講座、教室等をかなり開いております。講座等につきましては、年度当初、年間の計画をつくりまして、先生方、講師の先生方を事前にお願いしております。

講師につきましては、主に町内の方、特殊な場合は町外の方にお願いする場合もございます。 リストにつきましては、今まで人材登用という制度、そのものがつくってなかったものですか ら、今現在でもリストとしての講師の先生方の登用はされておりません。

確かに、言われるとおり、登用があれば、講座の開設の依頼があれば、即座に対応ができると、そういうメリットはあると思いますけど、これから、そういうリストの登用ということを考えていきたいと思っています。

○議長(伊藤春三君)

広島公男君。

○33番議員(広島公男君)

実は身延の公民館で、こんな講座を開いています。枕草子、それから万葉集ですね、その講座を開いたんです。自分は、万葉集とかそういう問題については、高校時代に習いました。そんな、高校時代に習った難しい問題が、果たして住民たちが講義を受けるのかと危惧しておりましたけども、実はこの講座は大変、皆さんが喜んで、行くんですよね。そのことを見て、誰が行くかというと、今から大学を受けるために行くではないんですね、自分たちがやっているグループが、自分のために自分の知識を増幅するために、広めるために習いに行くんですね。これだなと思いましたね。ですから、今言ったような講座は、ぜひ開設していただきたいと。それから、リストを挙げていただきたい。それから人材登用をしていただきたい。

特に山梨県の教職員の中で募集しました、県の中のリストがあるわけですよ。今、ここでそれを挙げてみるといっても無理ですけども、かなり身延の方々も、そのリストの中に載っているはずですね。そういうことで、そのことも勘案しながら、そのリストをつくっていただきたいなと思っております。

以上で、講座の開設については、皆さんの了解を得ましたので、お願いいたします。 それから、文化課と生涯学習課のことがあります。

実は文化協会の関係ですから、文化課のお世話になっているんですよね。ところが生涯学習課というのがあるんです。ニワトリが先なのか、卵が先なのか。これを1つでいいなと、自分は思っています。生涯学習課の中に文化課があっていいなと。文化課の中に生涯学習課があっていいなと。こういうような考えでおります。

ですから、自分が所属しているグループというのは、今、ここに配られていましたけども、教育委員、教育厚生常任委員会関係名簿ということの中に、文化振興課というのがあるんですね。文化振興課の中に、文化協会が身延の場合は入っています。

そうすると、先日行われた生涯学習の関係の下山大工の資料ですね。あれは図書館と生涯学習館の中でやっていただいたんですね。それで、地元の加藤為夫先生という、立派な歴史学者がいるんですけど、その人が中心になって、これは歴史学者の方々が寄って開いたんです。ところが、すごいですね。先ごろの入場者ですけども、文書へ署名してくれた人が500人いたそうです。ですから、わずか1週間ですけど、1千人の方々が、あの小さな部屋の中へ、みんな見に来たんですね。素晴らしいことだと。それからPRも兼ねまして、行われたものですから、県の工業関係の先生方、県職員、それから大工さん方、中には東京方面から建築学者が来たんです。

こういうことが、講座とかそういうものを利用してやっていくと、それこそ、その専門家ばかりでなくて、住民の人たちも歴史の中に下山大工の、こんな素晴らしいものがあったということに気がつくんです。

ですから、先代というのは、こういうものだというような歴史的なことも学ぶことができる。

そういうことで、これは図書館の人たちとか生涯学習課の職員もあれでしたけども、三者が一体になってやったからこそ、ああいう大勢の人を集めながら、成功したと思います。そんなことで、生涯学習、頑張っていただきたいと思います。お願いしますね。

そのことについてですけども、生涯学習課というのは、実を言うと皆さん、そう思いますか。 ちょっと答えてください。生涯学習課と文化振興課。

この中には文化振興課というのを読んでいくと、書いてありますね。文化振興課というのは、文化振興の、例えば文化会館とか和紙の里とか金山博物館の関係の人たちばかりですね。だけども、文化協会もそれに加入しているわけですよ。ところが、いろんな行事を見てみると、文化協会に関係している人たちというのは、ほとんど生涯学習課の関係の人が多いんですよ。だけど、生涯学習課へいくと、なかなか自分の視野というのが割り出すことができない。そういうような、はみ出すことができない、そういうことなので、このへんははっきりと、今からは、機構改革も必要だと思いますけども、1つのものを、計画を立ててやってもらいたいなと思っております。どうですか、その点。

○議長(伊藤春三君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野治仁君)

お答えします。

生涯学習課、文化振興課につきましては、現在、仕事、催しの内容によりまして、課を飛び越えた形で、共同して任務を行っております。また、今、3カ所に職員が散っています。16年度中の行事等を旧町時代の催しを継続してやっているということで、全部の3カ所に文化振興課および生涯学習課の職員が配置できないところでもあります。そういう場合は文化振興課の仕事も生涯学習課の職員がやっている。文化振興課のいないところは、そういう形で補っているということです。

確かに課を事務分掌的には分かれている部分はございますけど、やはり共同して、催し物を 成功させるという努力をして、こういう、決められた部分をしっかり分けるという部分は難し いのではないかと思っています。

○議長(伊藤春三君)

広島公男君。

○33番議員(広島公男君)

実は、ちょっと前に戻りますけども、新庁舎を建設しろという、ここには、文化振興のほうへも関係していますね。ところが文化振興、それから会館の審議委員とかをやっていまして、今、ここに立派な課長さんがいます。文化振興課長と。1回も会ったことがありません。1回も議論を戦わせたことはないですね。これは、やっぱり、一つの器の中に、ただ、もう、すごいね、やってくれよと、こういうような形で相談はできますけど、初めてお目にかかって、初めてこうだということを言えるのは、本当に・・・そんなことで、やっぱり課長さんがいないと、部下にも命令が下せないでしょう。だから、やはり一所にいれば、自分は、生涯学習の課長も文化の課長も、これはこうだけどもどうだということが言えますけども、そのことの相談とか議論はできないわけですよ。ですから、このことについて町長さん、そんなことで、不便というのが大変あるんです。

それは合併というのは弊害がありまして、下部は教育委員会、身延は観光文化と、それから、

こっちは総務とか財政とか、これを一挙に片付けるには、やっぱり新しいところへ集中的なワンストップショッピング、ワンストップサービスができなければ駄目だなと思っています。そんなことで、今、町長さん一つ、考えていただきたい。

それから、次に移ります・・・。

○議長(伊藤春三君)

答弁を求めますか。

○33番議員(広島公男君)

いいです。

次に文化課に学芸員の採用ということで、ここに、設問に書いてありますけども、実は文化課の職員というのは、文化協会もそうですけども、半年に1回に変わって、3年間変わったことがあるんですよ。町長さんにお願いして、ぜひということで言ったけど、なかなかそれが難しくて、やっぱり行政というのは、もうすべての職種をやっていかなければ、行政に堪能な人になれないと、そういうことだと思いますけども、文化課という仕事は感性の問題が必要なんですよね。なぜかというと、例えば歌手を呼ぶ。この歌手が、果たして町民に受けると。この歌手が果たして、文化の振興に役立つのか。この歌手は入場者が大勢集まるかどうか。いろいろな面があります。

あと1つ、まだあるんですけど、例えば照明があるでしょう。照明がおってきますね、出演者の照明がずっとおりてくる。照明が遅れてしまう。照明が進みすぎてしまう。それからバックがありますね。バックというのは、物語の中では、こういうバックでなければいけませんよと、そういうのがあるんですね。ところが、そのセンスの問題というものはひどいもので、暗ければいいのに明るくしてしまったり、明るくすればいいのに暗くしてしまったり、そういうセンスというのは、やっぱり学芸員がなければ駄目だなと思うし、それで、昨日ですか、中富の美術館へ行ってきました。そこで、職員の方に聞きまして、中富の美術館には学芸員がいますかと言ったら、いますというんです。下部のほうはどうですかね。下部の金山博物館、2人いますね。身延の文化会館、文化ホールの係にはいないですね。だから、素人が事務をしているわけです。

ですから、とにかく、ほとんど観客がなくて困る、それはやっぱり、方法もいろいろあるし、 熱意が違うと思うんです。

ですから、例えば役場なんかもそうですけども、一生、そこに身を沈める、そういうような 方が必要なんですよね。そういうことについて、ぜひ、町長さん、学芸員を配置していただき たいと思います。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

広島議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

学芸員のうんぬんは、広島議員のほうが詳しいわけでございますけど、中富の現代工芸美術館の学芸員、また下部の金山博物館の学芸員、これはあそこにそれなりの学芸員も必要とする、一つの形があるわけですよね。いろいろと、その人の感性を出していただいて、いろいろ説明をしていただく、それなりの専門的な知識を持った方が必要とするわけだと思います。両館は、でも、身延の総合文化会館、ここは図書館は別にいたしましても、あそこはそういう資料とい

うのは、たまたま、この間の下山大工の資料展等がございましたけど、そのときそのときには 学芸員みたいな方にお願いをして、それなりの対応はさせていただくわけですけど、あそこに 学芸員を置かせていただいてやる仕事、これはちょっと、少ないなと。

その代わり、要するにプロモーターみたいな格好で、実施事業の、要するに各事業について の専門的な、いろいろなプロダクションとのあれをやる職員はおりますよね。ですから、そこ らへんを一つ、ちょっと区分けをしていただければなと思います。

○議長(伊藤春三君)

広島公男君。

○33番議員(広島公男君)

自分も、この問題について、長く考えたんですね。とにかく、学芸員というのは、その道に深い方ということになっているんですね。深い方というのは、造詣が深くないと、そのことに熱意を燃やさないですね。ただ呼べばいい、やればいい、映せばいい、開けばいいではないですね。その催しもの自体を判断する人が、本当の学芸員だと思うんです。あそこには絶対必要ですね、学芸員が。

それで、学芸員という名前でなくてもいいから、その道に、よし、私があの道に身を埋めてもいいと、そういうような人をほしいなと思います。そうしなければ、やっぱり町長さん、実はあそこは住民が一番接触する顔ですよ。その顔であるのに、住民が行ったら、素っ気ない顔とか、それは駄目だよとか、そんなことだと、あそこへ来るお客さんというのは、知識人が多いですから、何かを見ようということが多いですから、これはそれなりの人を充てていかなければ駄目ですよ。それらの人を充てていただきたいと思いますけども、どうでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

おっしゃることが、ちょっと平行線みたいな感じですけども、僕はもう、前々から総合文化会館については行政の、要するに事務所ではないよということは、最初から言わせていただいております。

ただ、あそこでなければ、場所がないということもあって、やっぱりご指摘のような格好で、 行政の場になっていることだけは確かなので。ですから、館長を私が兼任をしておりますけど、 前々から館長は民間の、広島さんがおっしゃる文化的なセンスを持って感性を持っている方に 館長をしていただいて、あそこはもうNPOみたいな形でもって、運営をしていただくことが 可なりではないかということは前々から、その中心に文化協会の皆さんにぜひ、NPOみたい な格好でやっていただきたいと。正直なところにいって、いろいろな地域でもって、今回合併 して、そう思ったんですけど、行事がものすごくあるんですよね。文化的な行事だとか福祉の 行事だとか体協の行事、いろいろなものがありますけども、これはやはり、従来の形の行政主 導型の、要するに事業行事ですと、これは先行き成り立っていかない面がありますね。

やっぱり、それぞれの文化系の皆さん方がNPOみたいな形で、自主的に機能をしていただけるような体制づくりをしていただいて、それを行政がバックアップをすると。今の状態は文化振興課や生涯学習が音頭をとって、いろいろ、講座をやったりなんかしているということで、ご指摘のような、いろいろおっしゃることが生じるわけなので、やっぱり、そういう面での意識改革を、私どももしなければなりませんけど、文化協会がともかく、これは中心になってい

ただいて、NPOでも立ち上げていただいて、総合文化会館を運営していただくというような 形に、一つぜひお願いを、僕のほうからさせていただきます。

○議長(伊藤春三君)

広島公男君。

○33番議員(広島公男君)

大変、責任を感じるように、また、いろいろな面で考え直しをしなければならないなと。すごい提言をいただきまして、皆さんと相談しながら、伺いもしなければならないと、こんなふうに思っています。ありがとうございました。

それから、最後の設問になります。

身延文化賞の制定についてです。

これは例規集を見ますと、表彰規程の中には名誉町民条例がある。その名誉町民条例の中には、名誉町民は広く社会、文化の進展について功績があった者に対して、功績を称える町民敬愛の対象とし、もって身延町における社会文化の興隆に資することを目的とするとあるんですよ。この項を読んでいくと、文化賞というのは、これにみんな当てはまります。自分の文化賞というのは、このように文化協会、文化振興、すべてのものがひとり立ちしていくと、かなりの、身延町にも日本的な文化活動において、名声を博すような人が出てくるではないかと、自分は思っております。

そういう中で、身延町長の名前で、身延文化賞を呈すると、こういうような形でいただければ、後輩のために大変、よし私もということで、生涯、一生懸命、芸術に対して前向きに進むんではないかと、こんなことで提言いたしますけども、町長さんの考え方をお願いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

大変、素晴らしいことですけども、ただ、この間も西嶋和紙の里で、蔡倫書道展というのがありまして、2,270人ぐらいですか、応募がございまして、大変素晴らしい作品が寄せられたわけでございますけど、ですから、おっしゃることも一つの方法だと思うですが、もし、そういう文化賞みたいなあれをということでありましたら、子どもたちのそういう生涯学習や学校の学習等を通じての、いろいろなあれを育んでやるようなものがいいのかなという感じもしますし、それで、今ご指摘をされる文化賞というのは、これは難しいと思いますよね。どなたが、それでは審査、審査と言うと失礼ですけど、それではやるのか。そして、どういう形でということになりますと、なかなか、これは書道の面、絵画の面、いろいろな面で、下山大工のそういうような分野もありますし、いろいろな分野の中で、どういう格好でやっていくのかというのは、大変難しいかなと。

ですから、対象の設定をするのに、大変、困難かなと思いますので、文化協会でいいお知恵を寄せていただきたいと思いますけど。そんな、今、そういうような状態ですので、考えさせていただくことは、いただかせて、具体的なものができましたら、ご相談をいただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

広島公男君。

○33番議員(広島公男君)

要するに、身延の名声を芸術文化によって広めた、そういう人たちを表彰していただきたいですね。それは教育長さん、それから文化協会賞とか、いろいろありますけども、これは町長さんにやってもらうとありがたいですね。ですから、自分たちも考えて見ますから、その賞については、よろしくお願いしたいと思います。

そんなことで、一連の文化関係のことについて、一連の質問をいたします。早口で取り留めのないような質問でしたけども、1つ、将来に残るものは何かといったら、文化しかないですよ。そのくらいに大事なものです。皆さん、そうでしょう。例えば、日蓮上人を見てくださいよ。750年経って、今、燦然と輝く。そういうところを見ると、それも1つの文化だったと。残るものは何かといったら、やっぱり文化だなと、こんなふうに思います。文化を大切にしていただきたいと思います。

以上をもちまして、自分の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、広島公男君の一般質問が終わりましたので、広島公男君の一般質問を終結いたします。

次に通告の8番は、依田正敏君でございます。

依田正敏君、登壇ください。

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

私は、先に提出した通告書に従って、本町の豊かな自然をメインテーマに質問します。

国においても、観光立国、県においても富士の国山梨の推進事業が進められている中で、豊かな自然の観光への活用について、質問します。

最初に国土交通省、関東地方整備局では富士見100景を募集しているが、身延町から撮影された新千円札の撮影ポイントをまず推薦することで、合併した新身延町を全国にPRする絶好の機会であり、併せて町民の皆さんにも千円札の富士は自分の町で撮ったものだと、認識を新たにしてもらえると思います。

なお、選定を受ければ、この景観保全に国土交通省の助成があると聞いておりますが、この件について、町の対応を伺います。

○議長(伊藤春三君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

依田議員の質問にお答えいたします。

富士見100景の関係ですけども、関東の富士見100景の第1次募集が16年5月に設定されまして、63景のうち山梨県が17景入っております。そのうち、今回第2次募集が平成17年3月末までに行われておりますので、我が身延も富士の見える場所はたくさんあります。その関係で、今応募の要領に基づきまして、6カ所ほど、今回申し込んでおります。それが、果たして採用されるかどうか分かりませんですが、当然、千円札の裏側の風景も入れてあります。

それと同時にPRの関係ですけども、今回3月号、皆さん見たと思いますけども、身延町の

PRという形の中で、満開の花咲く身延山の久遠寺の桜、それと敬慎院、七面山ですね、そこで見た富士山、それから下部温泉郷、千円札の富士山、それから中富和紙の里という中で、20枚ずつ、5枚1組で100枚でPR名刺について、お知らせしてあります。すでに町長、教育長、議長さんも使っておると思いますけども、顔の広い皆さん方ですので、ぜひ、これを利用してもらいまして、企画のほうで400円で買っていただいて、自分の名前を入れることになっていますので、ぜひPRに努めてお願いいたします。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

分かりました。

次に平成9年、ふるさとの自然、文化や歴史の豊かさなどを基準に、県によって山梨100名 山が選定され、本町からは9山が選ばれているが、七面山は早川町の中にありますが、身延山 の守護神である七面大明神が祭られている敬慎院の敷地が飛び地として、身延町になっており ます。

身延町の豊かさと広さと、豊かな自然が私の本日の質問のベースであり、8山をつないだ町 境を紹介して、広さを確認したいと思います。

下部湯之奥から林道を上り、静岡との県境を南北に長い毛無山の稜線に沿って、竜ヶ岳に向かい、山頂の手前で県境から上九一色村との境となります。竜ヶ岳山頂から経度線上をまっすぐ北へ本栖湖を東西に分けた地点から、パノラマ台を経て、精進湖線の精進湖トンネルから西へ1キロにあるのが三方分山です。この山頂が本町の最東部となります。北西にある蛭ヶ岳山頂は本町最北端の地であり、身延、市川、三珠の3町を分けています。山頂から、ほぼまっすぐに峡南衛生センターまで下り、富士川を上流に向かい、西嶋トンネル北側の鰍沢町との境を富士見山に上り、富士見山を経由して南西に向かい、静岡県境に接した八紘嶺までが早川町との町境となります。八紘嶺山頂は静岡市と早川町、身延町の1市2町を分けており、本町最西部となります。八紘嶺から県境沿いに安部峠を経て、約1.5キロの地点を大島へ下り、富士川で南部町と交わる地点が本町最南端の地となり、併せて標高の一番低い地点となります。ここから東へ約2.5キロの地点から、北東の三石山へ向かい、さらに北東の椿草里を経て、静岡県境の出発点に戻ります。

東西で静岡県と接し、経度で約16分、緯度で約12度30秒の3万483町歩の広さと1,800メートルもの高低差が豊かな自然を育んでいます。これら区有山の登山道の整備状況と 入山者の状況を伺います。

○議長(伊藤春三君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

お答えいたします。

登山、写真と、よく行かれるということを聞いておりますので、依田議員さんのほうがよく 分かっているかと思いますが、担当ですので、私もこの100名山という中の9山を、まだ登っ ていないのが3つばかりあるわけですけども、あとの6つはほとんど歩いております。

その関係で、整備状況ですけども、春と秋ですね、2回、地域が委託で登山愛好者、また登

山入り口の集落の区民の方に整備を行ってもらっております。

それから、入山者の関係なんですけども、登山者の名簿登録記載箱が毛無山を除いては、ほとんどのところにありません。それで登っている状況が、ちょっと分かりませんが、聞ける範囲内、私のほうで聞き取り等をやりまして、おおよその人数が把握してありますので、一応言いますけども、身延山、奥の院ですね、奥の院はロープウエーが中心なんですけども、ロープウエーを挟んで、ちょうど両脇に登山道がありますけども、一応、ロープウエーで聞くところによると、大体ロープウエーを使って、奥の院に登っていくお客さんが20万人だそうです。それから七面山のほうでは、七面山、敬慎院さんで聞くところによると7万人。それから、あと八紘嶺は150人ぐらいです。三石山が400人。富士見山が300人です。それから蛭ヶ岳が200人。竜ヶ岳が500人ぐらいです。三方分山が600人です。毛無山が800人です。蛭ヶ岳は四尾連のほうから、先ほど言ったとおり登れますので、それから竜ヶ岳の上九のほうからも登っておりますので、人数は、もっとこれより多くなるではないかと思っております。

今後は、登山名簿の記載箱を各登るところへ置きたいと、計画をしております。 以上です。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

次に旧中富では富士見山を観光などに活用するために、登山道の整備を進める中で、JRのトレッキングガイドに掲載してもらうために、山頂付近や登山道沿いの思い切った除伐を県へお願いしたり、職員とともにJRの人たちを山頂に案内したりして、掲載していただいた経緯がございます。

トレッキングガイドに掲載されている山のPR効果と、新たに掲載をお願いする予定があるかを伺います。

○議長(伊藤春三君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

現在、JRのトレッキングガイドに掲載されているのは、10コースの中の、身延町の6コース。いわゆる身延山、三石山、七面山、毛無山、蛭ヶ岳、富士見山の6コースが今現在、掲載されております。

身延沿線の10コースの中の6つが掲載されているということは、地元への効果は非常に大きなものがあります。一応、14年度より、こうしたJRのトレッキングが始まっております。 それで町や観光協会のトレッキングを行う場合、JRがもちろんサービスもやっているんですけども、自分たちで希望をとってやる場合は、うちのパンフレット、それからノベルティ、特産品を南天飴やら、そういったものの配布を行っております。

一応、これからの掲載の考え、新しいところはあるかということですけども、一番トレッキングのところで必要なのが、どこにもトイレというものがございません。駐車場、トイレが一番悩みの種で、JRからも、なるべく造る場所があったらば、一つ造ってくれないかなという要望が多いし、普段登っている方からも手紙等でいただいておりますので、これから、今までの載っている中の整備はもとより、そういった方面も、これから検討していかなければ、観光

のいい名所にはなっていかないではないかという形の中で、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

よろしくお願いします。

次に進みます。

七面山は春、秋の彼岸の中日にはダイヤモンド富士となり、随身門から敬慎院の本堂まで、 一直線に日がさすことは、よく知られています。身延山の節分会には、大塩の富士見山林道沿 いでダイヤモンド富士が見られます。この日を前後にダイヤモンド富士の撮影ポイントの標識 が10カ所に立ててあり、近くには句碑の里や青少年自然の里があります。

車で20日間、ダイヤモンド富士を狙えることを、もう少しPRしてもらい、身延山や下部 の宿泊施設を結ぶ観光資源として活用を望みたいが、当局の考えを伺います。

○議長(伊藤春三君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

ダイヤモンド富士の関係なんですけども、今現在、四季ごとに桜、紅葉といった構想を、今作成中でございます。その中へダイヤモンド富士の見える場所というものも入れていこうではないかということを今、拾い出しているわけなんですけども、私としてはPRはしたいのが山々ですけども、こういった場所は隠れた自然観光コースと言われたほうが、なんかいいような気がするんですけども、一番困っているのが、やはり増穂でも高下区ですか、あそこにもテレビ放送で、全国放送されてから、あのまわりの畑が自然のトイレとなりまして、非常に増穂町自体も困ったことがあり、その間は、トイレを造っておいて、今回、中山間地事業で、そこはたまたま部落のところですから、トイレの管理等もできていますので、そういった関係もありまして、やはりこれから進めていくには、難点には、駐車場とトイレの問題もあると思います。

身延山、久遠寺のほうは、ロープウエーさんのほうだとか、敬慎院もトイレがありますからいいんですけども、ほかの見るところは、竜ヶ岳、富士見山林道等にはトイレがございません。 そういったことも、やはり設置してから、大いに宣伝をしていったほうがいいではないかという、今のところの見解なんですけども。また、いろんな案があったら教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

よろしくお願いします。

次に観光以外の活用について。

富士の外輪山や湖に加え、日本三大急流の1つ富士川を挟んで、フォッサマグナの上に立ち、 植物学上の南限、北限の交差する地域であることや高低差1,800メートルの地形の変化に より、動植物の種類が極めて多く、小鳥や山野草の宝庫であり、我が身延町が胸を張って誇れ る財産であります。

春にはタラの芽やおけらの若芽を旬の味として楽しみ、秋には釣鐘にんじんやおけらの花をめでる。雪かきのつらさや通勤の不便さを知る人こそが、恵まれた自然とふるさとの真の豊かさを知ってもらいたい。

生涯学習などを通じ、身の回りの素晴らしい自然を子育てのお父さんやお母さんに認識してもらい、この地域での子育てに誇りを持ってもらいたい。自然のよき理解者になって、恵まれた自然を認識してもらうには、子どものときから小鳥や草花のファンになってもらうことが、1つの方法だと思います。

やすらぎのある町を目指す本町にとって、自然と人づくりとの関わりについて、委員会はどのような取り組みを考えておられるか、伺います。

○議長(伊藤春三君)

教育次長。

○教育次長(赤池一博君)

お答えいたします。

ご質問にもありますように、本町は大変豊かな自然を財産としておりまして、これは町民として誇り得るものの一つであります。我々が小さかったころは、この自然の中で飛びまわるということは、ごく当たり前のことでありましたけども、その中で自然について、当時は特に深く考えるというようなこともなかったように思います。しかし、近年は取り立てて自然保護ということを口にしなければならず、またそのための行動も必要とされてきております。

教育委員会の取り組みについてのご質問でありますが、まず学校教育では社会科、理科、あるいは総合学習の時間を有効に活用いたしまして、まず地域を知る学習、また環境をはじめ自然保護をテーマにした学習の機会と保護活動、そういうものの実践が増えてきております。この自然環境の豊かな町において、自然との共生型社会を目指し、子どもたちが現在行っている環境問題について学ぶだけではなく、地球環境を守るため、自然を守るため、自然と触れ合うため、この大地をステージとして、自分たちにできる日常的な行動により、やすらぎのある町づくりを進めたいと考えています。

具体的には、これまで河川の水質を検査する、せせらぎ観察会、それからゴミの発生から、 その処理までのシステムの学習、美化奉仕活動などを通じた活動によりまして、また、一方で は遠足などの校外学習においても、自然を理解し、自然と触れ合うことに重きを置いたものに することにより、能動的、それから意識的に自然保護に取り組んできています。

一方、社会教育面で見てみますと、その一例といたしまして、旧下部町で実施しております 生涯学習三愛運動においても、環境保全というものが推進施策の1つとなっておりまして、毎 年美化奉仕活動が展開されております。

それから、あと県に環境アドバイザー制度というものがありますが、それを活用した環境の 学習会、それから文化協会に自然保護の専門部を位置づけたり、あるいはホタル保護活動を通 した自然環境の保全など、生涯学習面においても、各種事業が展開され、諸活動を通じまして、 自然を活用し、自然と深く関わりながら、まちづくり、人づくりを進めてきています。

今後におきましても、野外教育や自然教育に取り組みまして、自然と付き合う心構えの育成、 それから自然や野生に対する感性を育てることに主眼を置く環境教育や事業を積極的に行って いく。そんな必要性を感じているところであります。 以上です。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

よろしくお願いします。

次に里山の保全について、質問します。

一般的には環境保護の手法では、自然に対して、人間の手を入れるべきか、入れないべきかの対立軸があるようです。 亜高山地帯には手を入れるべきではないが、 里山地帯は手を入れなければ環境保全はできません。

里山の保全では、鳥獣害対策を1つ例にとっても、そこに暮らす人々の生活があり、自然保護運動だけでは守れません。外から自然保護運動を訴えるのではなく、生活者として、自然と 共生する地域づくりを優先して考えるべきだと思います。

従来、里山の自然は燃料としての広葉樹林の伐採、飼料や肥料として草を刈ることなど、里山の暮らしそのものによって守られてきました。そのため、昔はふきやわらびがたくさん採れ、今では自生のものがほとんど見られなくなったおみなえしや桔梗が盆花として、無造作に飾られていました。しかし、道路環境や生活様式が変化する中、人手が里山に入らないことで、保全ができなくなっています。自然豊かな高台の集落でも、人手不足が深刻で、本来であれば、共生名人であるはずなのに、荒廃が進んでおり、対策が急がれます。

日本学術会議が農林水産大臣の諮問を受けて答申した、多面的機能 8 項目を紐解くまでもなく、作物を育て、適度な労働で新鮮な食物を食べる生活は健康と癒しにもつながり、子どもたちにとっても生物に接したり、野山で遊ぶことは健やかな成長につながると思います。

里山はこのように素晴らしい働きを提供してくれています。やすらぎの町を謳う以上、自然 と人間が調和して暮らせるまちづくりを進めるために、地区内外の有識者、そこで暮らす人た ち、行政、JR、森林組合など、多様な人の参加により、対策を早急に講ずる必要があると思 うが、町の考えを伺います。

○議長(伊藤春三君)

産業課長。

○産業課長(渡辺芳彦君)

依田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、農用地が果たしている多面的な機能や役割とは、国土の保全、水源の 涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、食料の安全保障等が挙げられます。

議員ご指摘のとおり、自然と人間が調和して暮らせるまちづくりを目指すには、やはり地域 住民は各種団体等の多くの方々からのご意見、ご提言をいただく中で、対策を検討することが、 里山の保全につながると考えております。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

次にボランティアについて、質問します。

ボランティア活動は環境での家庭排水、福祉活動の内容などの関係で、今までほとんど、女性ボランティアに頼ってきたようですが、男性にも積極的に参加してもらいたいと思っていま

す。

団員の確保が難しくなってきている消防活動へのOBとしての協力や、極少規模の水道の事故の対応など、ボランティアの力を借りて、町民の安心を確保する必要があり、里山の保全や地域づくりに対する問題意識を持った人材の育成や災害などの不測の事態を想定した、新しいボランティアの育成を急ぐ必要があり、これを機会に女性はもちろんですが、男性ボランティアの積極的な参画をお願いしていく必要があると思いますが、町の考えを伺います。

○議長(伊藤春三君)

社会福祉協議会局長。

○社協局長(佐野文一君)

ただいまの依田議員さんのご質問、地域ボランティア活動の育成、それから支援の具体策についてでございますが、まず地域ボランティア活動の育成についてでございます。

社会福祉協議会のボランティアセンターが中心となりまして、身延町内各地区のボランティ ア団体の協力をいただき、ボランティア活動に関する学習会、それから交流会、また県ボラン ティアセンターから講師を招いた講演会の開催などの事業を、毎月のように行っております。 これらの事業はボランティア団体のみでなく、一般町民を対象としており、誰でもが参加する ことができるということでございます。

さて、男性ボランティアの発掘でございますが、ボランティアの活動分野は必ずしも防災に限定することなく、日ごろから地域で福祉をはじめとする、地域が抱えている様々な問題に率先して取り組み、また活動を続けている人がボランティアでありまして、すでに男性ボランティアのグループが結成され、活動している地域もあり、これからは男性ボランティアの活躍が大きく期待されるところであります。また、大きな災害が発生すると、道路や通信路が寸断し、外部への連絡はすべて途絶えてしまいます。被災者の救出はもちろん、倒壊家屋等の片付け、それから食料の調達、炊き出し等、すべてのことを地元で行うことにもなり兼ねません。特に一刻を争う被災者の救出や倒壊家屋等の片付けは、地元男性の活躍が必要不可欠となってきます。

今後も社会福祉協議会の事業の一環として、中富、身延、下部の各地区で開催されますボランティアの学習会、交流会、それから講演会等へ、なお一層の町民の参加の呼び掛けを行いまして、ボランティアの発掘とボランティアの重要性や必要性をPRしていきたいと考えております。

続きまして、支援の具体策でございますが、ボランティア推進会議によります情報交換や学習会の開催、それから先進団体との交流会を行うなどの意識の高揚を図ること。それから、研修会の開催によりまして、活動に必要な知識、それから技術などの習得が挙げられるわけでございますが、これらの事業は夜間、それから土日の一般住民が参加しやすい時間帯に行っております。これからの事業を行う中で、支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

よろしくお願いします。

次に鳥獣害防除対策について、質問します。

旧中富、久成地区の志羅胡の橋から墾田の千本桜までの町道沿いの飛び地にはなりますが、対象面積3へクタール、水田147枚、地権者14人、電気柵の長さは2,760メートル。1メートル×2メートルのワイヤーメッシュ、1,380枚を横に使い、2メートルのポールに縦に立てながらつなぎ、高さ1メートルのメッシュ網の上部に太陽電池を用いて、3本の電線を張る構造の柵であります。

昨年、この地区は水田は何カ所もイノシシに入られており、なんとかしなければ、水田はもう作れないと、何人もの人が感じており、去年の暮れ、集会を重ね、電気柵の設置を決めました。産業課に相談したところ、1年待ってもらえれば、県の補助事業として対応できるという話であったが、昨年の被害の状況から1年は待てないので、有害鳥獣防除用資機材補助金をお願いすることで、事業を進めるべく、打ち合わせを重ね、本年1月下旬には10トントラック1台分のワイヤーメッシュ、1,380枚と事業費を少しでも安く抑えるために、油抜きやペンキ塗装作業など、14戸で延べ83人の共同作業で仕上げ、2月の中旬、設置業者に発注した。以上が、事業の概要であります。

地域を挙げて、水田を守るために昔から培われてきた共同の精神と、少ない費用で大きな効果を挙げるために、経験の中からイノシシに対する防除の知恵を出し合って、自分たちで計画から設計、原材料の調達から業者発注まで手づくりの電気柵であります。その間、産業課のアドバイスや指導があったからこそ、ここまでこれたという地域の感謝の声も聞いています。

私が、この事業を取り上げたのは、完成すれば荒廃寸前の棚田をなんとか保存することができ、水源涵養などの環境保全とともに、自然の美しい景観等による癒しの機能や高齢者の健康管理を含めた生きがい対策にもつながり、棚田を守ることが里山の自然や集落を守ることにつながり、活力ある個性豊かな地域づくりの実践であります。この事業は単なる鳥獣害対策に留まらず、寺沢川沿いの1.5キロの棚田のタニシやホタルを守り、やすらぎの町を目指す身延町の特色ある過疎対策事業として、国、県などに外に向かって発信できる、素晴らしい取り組みだと思いますが、当局の考えを伺います。

○議長(伊藤春三君)

産業課長。

○産業課長(渡辺芳彦君)

ご質問にお答えいたします。

町の鳥獣害防除対策につきましては、議員ご指摘のとおり、単に農業振興対策ではなく、福祉面での生きがい対策や水源涵養などの多面的機能が保たれております。県も鳥獣害防除対策事業につきましては、今後も補助制度を残しておりますので、町も補助事業導入に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、議員ご指摘の自然を生かした特色あるまちづくりにつきましては、新町建設計画にも 位置づけてありますので、今後のまちづくりに向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

最後になりますが、財政の健全化を行政サービスとのバランスをどう考えておられるか、伺います。

町長は12月定例会で、今後の厳しい財政運営に向けて、費用対効果の視点に立った行政を

進めるとともに、旧来の行政慣行や既成概念に捉われず、個々の事業の精査、見直しや効率化による効果的行財政の取り組みにより、徹底した経常経費の削減を図ると申されました。

経常経費の削減に異議を唱える者はいないと思います。しかし、合併当初で多様な行政需要が望まれる中、人件費等の抑制は必要だとは承知しておりますが、現実には、すぐにはできないと思われます。

機構改革等を急ぎ整える中で、表現は難しいのですが、職員の人手を浮かして、浮いた手間で人的に町民サービスにつながる政策を模索したり、設計管理や中長期計画など、委託している部分の見直しをして、現有の人材で今より多くの仕事をこなしてもらう方法を考えたり、補助事業や助成金などは平等に広く分けることが基本でしょうが、町民の理解をいただく中で、同じ金額でも時間や地域を区切って政策を見える形にする必要があると思います。

借金体質からの脱却を図り、財政の健全化を目指すことが三位一体改革の究極の目標であり、 国も県も町も、みんな同じ考えだと思います。しかし、現実には国も県も国債や地方債を用い た財政運営を余儀なくされています。したがって、本町の財政力からすれば、どうしても繰入 金や町債を用いて、投資的経費を増額し、行政水準の向上を図る必要があると思います。

私があえてここで一般質問する根拠は、17年度一般会計当初予算は、3町合併協議会で合意した新町建設計画を尊重する義務を負っていると認識しているわけですが、あまりにも建設計画と来年度の当初予算に開きがあると思われます。節約すべきは節約し、必要な事業、経費については重点的に投資すべきと考えます。

短期的には繰入金や町債により、普通建設事業費を増額して、新町建設計画に応える責任があると思います。財政の健全化と行政サービスとの対立軸を、どう調整していくのか、町長の考えを伺います。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

依田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

財政面のことにつきましては、今日は最初の松木議員からも、いろいろご指摘もございましたし、大変難しい問題でございますけど、とりあえず建設計画、合併の調整段階での建設計画が策定をされておりますが、このことについての具現化というのは、これはもう、できるだけ早い時点にしなければならないことでありますが、ただ、比較的抽象的な言葉で、文言で盛り込まれている面もあるわけでございまして、とりあえず、今回の年度当初予算につきましては、いろいろな旧地区の事業の優先順位等も勘案しながら、一応、予算編成をさせていただいた経緯がありますので、とりあえず中長期的なものより短期的な予算編成みたいな格好になっておるうかと思いますが、とりあえずご指摘のような形の、いろいろな事業につきましては、できるだけ具現化を図ってまいりたいなと思っておるところでございます。

歳入面でのいろいろな面、先行きの歳入等のことも考え合わせながら、財政のほうでいろいると苦労をしていただいておるところでございます。

細かい点につきましては、また企画か財政のほうで答弁をさせていただくわけでございますけど、とりあえず私のほうからは基本的にはそんなふうな形で、ご期待にできるだけ添うような努力をいたしてまいりたいなと思っております。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

基本的には、今町長のほうから申されたわけでございますが、私のほうからは立場上、ちょっと数字的なものも、ちょっと背景にございますので、補足の説明というような形でさせていただきますが、よろしくお願いします。

新町の建設計画でございますが、ご承知のように、あれを見ていただきますと、普通会計のベースでございますが、平成17年度の財政規模については、100万円単位で申し上げますが、109億1,100万円が計上してございました。このうち建設事業に一番多く数字が掲げられておるんですが、25億5,200万円という形が計上してあります。

さて、17年度の本町の当初予算、一般会計で見ますと95億4,200万円ということで、 普通会計ベースで、ほかの2つの特別会計を足して、合計は96億3,600万円と、普通会 計ベースで直せば、その程度でございます。

普通建設事業費については12億1,200万円となっていまして、両者の差額につきましては、財政規模で13億6,900万円のマイナス、差額ですね、それから普通建設事業費でいいますと13億4千万円という、17年度の当初のほうが金額には下回った状況でございます。

新町の建設計画では、歳入歳出とも平成14年度に金額を、もとの数字を弾きまして、この数値をベースに、17年から26年度までの10カ年の財政計画を立てております。

歳入面では、特に合併特例債につきましては、将来、必要となろう大型プロジェクト等も含めて、全体で10年間で102億円、事業費では107億円になりますけど、特例債としては102億円ほどの計上があったわけでございます。

この中で、ハード面から見ますと、17年度当初には、建設事業については旧町からの継続事業がほとんでありまして、今後の計画如何により補正対応とか、あるいは年次的に来年度以降になる部分も出てこようとは思いますが、ただし、新町建設計画を策定した、先ほど14年と申しましたが、そのときと今では、部分的に見ますと状況も変わってきている部分もあるわけでして、例えば、当時は下水道の事業等も計画はされておったと思いますが、具体的に金額等の計算までは至っておらなかった。あるいは水道の拡張事業も、具体的にはまだ、その当時はありませんでしたので、数字的には反映されておりませんでした。それらの点が変わってきております。

また、国においても三位一体改革等の動向、補助金交付金の削減やら、税源移譲とかありまして、また公債費についていいますと、後年度の負担、当然考えていかなければならないというふうなことがございまして、それらもいろんな面で対応を考えながら取り組んでいくつもりでございます。

いずれにいたしましても、高齢化、それから少子化が特に顕著な本町にとりまして、財政面の舵取りがより慎重にならざるを得ないわけでありますけれども、健全な財政があってこその行政サービスができると考えておりますので、その点もぜひご理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

依田正敏君。

○21番議員(依田正敏君)

予算審議に踏み入ったような答弁までいただいて、ありがとうございます。

いずれにしましても、この予算規模の割に、この当初予算で、この金額の繰越金を計上しなくてはならないというような、いろんな具現化の遅れというふうなことも、その財政の担当者としては大変だったのかなと思います。

一般質問ですので、質問は打ち切りたいと思います。

最後ですが、一人でも多くの皆さんが恵まれた自然の中で、子育てを誇りに思ってもらえる ことを願って、質問を終わりたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、依田正敏君の一般質問が終わりましたので、依田正敏君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問第8番まで終わりました。

お諮りいたします。

一般質問の途中でありますが、一般質問には2日間の日程をとってありますので、本日のところは、ここまでで終わりたいと思いますが、ご異議ございますか。

(異議なし。の声)

異議なし。

よって、本日はこれをもちまして、散会といたします。

散会 午後 4時00分

平成 1 7 年

第1回身延町議会定例会

3月15日

平成17年第1回身延町議会定例会(4日目)

平成 1 7 年 3 月 1 5 日 午前 9 時 0 0 分開議 於 議 場

1 . 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(42名)

1	番]]]	﨑	晴	義		2番	望	月		寛
3	番	福	与	Ξ	郎		4番	山	田	省	吾
5	番	伊	藤		晃		6番	日	向	英	明
7	番	望	月	重	久		8番	鈴	木	俊	_
9	番	深	沢	柳才	郎	1	0番	奥	村	征	夫
1 1	番	深	沢	脩	=	1	2番	渡	辺	君	好
1 3	番	深	沢	純	雄	1	4番	穂	坂	英	勝
1 5	番	JI		褔	Ξ	1	6番	佐	野	文	秀
1 7	番	渡	辺	文	子	1	8番	伊	藤	文	雄
1 9	番	望	月	広	喜	2	0番	草	間		天
2 1	番	依	田	正	敏	2	2番	佐	野	政	幸
2 3	番	深	沢	敏	夫	2	4番	近	藤	康	次
2 5	番	片	田	直	康	2	6番	佐	野	秀	光
2 7	番	樋]]]	貞	夫	2	8番	笠	井	万	氾
2 9	番	中	野	恒	彦	3	0番	赤	池	好	=
3 1	番	佐	野	玉	明	3	2番	望	月	邦	彦
3 3	番	広	島	公	男	3	4番	小	池	昭	光
3 5	番	髙	野	敏	彦	3	6番	深	沢		瀞
3 7	番	石	部	典	生	3	8番	片	田	文	斎
3 9	番	小	林	茂	男	4	0番	岩	柳	嘉一	郎
4 1	番	松	木	慶	光	4	2番	伊	藤	春	\equiv

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (28名)

長 依田光弥 町 下部支所長 山宮富士男 企 画 課 長 渡 辺 力 出納室長市川忠利 身延分課補佐 広島 法明 教 育 長 千頭和英樹 学校教育課長 山口一美 文化振興課長 二宮喜昭 環境下水道課長 佐野雅仁 社協局長 佐野文一

総務課長 赤池善光 身延支所長 片田公夫 財政課長鈴木高吉 税 務 課 長 望月世津子 町 民 課 長 遠 藤 和 美 保育課長 赤池万逸 福祉保健課長 中 沢 俊 雄 中富分課補佐 赤 池 和 希 教育委員長 笠井義仁 教育次長赤池一博 生涯学習課長 佐野治仁 建設課長伊藤 守 産業課長渡辺芳彦 観光課長 望月治雄 水道課長遠藤 忠 土地対策課長 深 沢 茂 峡南衛生所長 大 野 久 方 環境下水道補佐 赤池 義明

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良 録 音 係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(望月悟良君)

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

(あ い さ つ)

○議長(伊藤春三君)

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、本日は議事日程第4号により一般質問を行います。

事務連絡を行います。

佐野国明議員は所用のため、欠席する旨が届けられております。

日程第1 一般質問

最初は、通告の9番は川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

質問前に、通告いたしました助役登用については、町長の今回のあいさつの中に、人事案件で最終日に助役問題、提出をするというようなお話がございましたので、この問題については、取り下げをさせていただきます。

それでは、質問の第1点。 町職員定数適正化計画について。

国の進める行財政改革を基本に、サービスは高く負担は低くと、平成の大合併が進められ、 地域によっては県境を越えての合併、また本県においても分村しての合併と急速に合併が進め られ、大合併前の全国で3,232あった市町村が来年3月には2,231市町村に、また本 県においても64市町村が、平成17年3月には13の市、9つの町、7つの村に。県下29の 市町村になると伺っております。

国の行財政改革推進により、三位一体改革など、地方分権型社会の構築が急速に進められ、 長引く不況により地方にとっては、非常に厳しい局面を迎えております。市町村が自らの責任 と判断において行財政の合理化や効率化を図り、財政基盤の強化を図っていくことが急務であ ると考えます。

本町の新町誕生以来、6カ月を経過し、職員もそれぞれの機構、職場において住民サービスにご苦労をいただいております。町長の所信表明の中で、今後の厳しい財政運営に向けて、徹底した経常経費の削減を図ると言われております。議員サイドにおいても、ただいま経費削減に向け、法定定数22名のところを20人と削減しようという、ただいま特別委員会等において論議中でもあります。

今議会でも行財政改革推進委員会条例が上程されておりますが、機構のスリム化と定員削減をどう進めていかれるのか、町当局のお考えをお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

お答えいたします。

まず、機構の改革の部門でございますけれども、昨年12月に身延町行政改革推進本部、設置要綱に基づきまして、町長を本部長といたします行政改革推進本部を設置してまいりました。 その本部の中には、具体的に細かい部分を調査・検討するために、組織機構部会、事務改善部会、行財政部会の3つの専門部会を設けたところでございます。

組織機構部会におきましても、17年度、この4月に向けて見直しをすべきものと、それから18年度に向けて、見直しを進めていくものとに分けまして、検討を行ってまいりました。17年4月に向けては、課とか、あるいは係の配置等について、検討結果の報告を受けたところでございます。この報告をもとに、4月から一部分でございますけれども、機構組織を変更する考えでございます。

今後は行政改革推進委員会を設置していく予定でありまして、その中におきまして調査、あるいは審議を重ねる中で、機構改革を含めた行財政改革を進めていく考えでございます。

次に定数の削減についての質問でございますけれども、昨日の一般質問でも出てまいりましたとおり、定数の削減につきましては、定員適正化計画の策定に向けて、それぞれ取り組んでいくという、こういうふうな考え方でございます。

○議長(伊藤春三君)

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

ただいま、総務課長からご答弁をいただきましたが、県下の町村、いわゆる身延町、本町と同じような人口を抱える町村につきましては、増穂町が1万3,375人のところ、一般行政職員が105人、昭和町が1万6,274人のところ76人、田富が1万6,417人のところが96人というような状況下にあります。平均してみますと、大体1人当たり170.8人というような人口割になると。

本町の場合ですね、結局、今の人口割でいきますと、1人の職員に対して、人口80.4人と、非常に職員の数が、人口割にいたしますと、職員の人数が多いと。これはやはり合併当初、町民に対するサービス低下になってはならないというような観点もあろうかと思います。

しかしながら、今後の行財政改革の基本は町長の所信にもありましたように、経常経費の削減、これが一番基本になろうと、こう考えるわけでございます。その点、やはり、こうした数値を、いわゆる身延町と、今申し上げました3町におきましても、地形的な相違はあろうかと思います。

しかしながら、今後の町の運営をしていく以上、こうした点の削減に努めてほしいと。このように考えております。

また、地方公務員の来年度からの削減が、この間、先日、人事院の勧告によりますと、4.6%。1年に4.6%の削減を図っていかれるというようなことも報道されております。そうした、今後の見通しとして、やはり行政当局も、しっかりとした機構改革をした上で、今後の町の運営を図ってほしいと。このように望む次第であります。

今の現状はといいますと、確か、議員の定数も42人というような状況。また、執行部も28人、 ここの議場は県議会なみの、いわゆる議場でございます。そうした点、今後、議員の定数も削減されます。 職員定数、いわゆる執行部の機関においても削減した中で、 町財政運営にあたっ てほしいと、このように切望し、第1点の質問は終わります。

2点目の質問に移らせていただきます。

荒廃農地削減指導と農産物の奨励品種の選定についてであります。

本町の農業経営は昭和40年代までは、農産主力の農業でした。しかし、経済成長とともに、 農産物の市場開放の強まりなど、農業経営を取り巻く環境が厳しくなり、本町で農業に活用で きる土地は限られています。

山麓地域には棚田等も残っていますが、昨日の同僚議員の質問にもありましたように、鳥獣 害の被害により、耕作放棄地の増加が最大の課題となっています。農村は、これまでの町の土 地、いわゆる山林を堅持する重要な役割を果たしてきました。農業従事者の高齢化、後継者不 足が最大の課題でもあります。

グリーン・ツーリズムの推進など観光振興と連携し、創意工夫を農業・農村の活性化に努めるほか、インターネットの活用など、多様な流通チャンネルを構築し、希望を持って取り組める農業の確立を目指す必要があると、このように考えております。

国の進める減反政策等により、荒れ果てた田んぼや畑にしても、草や木が生い茂り、再度、畑として耕作のできないような状況下が現状でございます。

作付けしてある田畑の隣の畑が、草や木が生い茂り、夏から秋にかけては、黄色い花の咲く セイタカアワダチ草の光景が目に入ります。

荒廃地にも、このままでは周囲の耕作者の迷惑にもなり、また農業振興上、好ましいことではない。行政指導により、活性化策をとるべきだと考えます。

また、町の農業への奨励金制度についてですが、大豆をはじめ旧下部町においては、作付け面積により、それぞれ奨励金を出してきました。農業振興を図ってきた経緯がありますが、今後、町として奨励金制度をはじめ、農業振興策をどのように進めていかれるか。2点について、お伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

産業課長。

○産業課長(渡辺芳彦君)

川口福三議員のご質問にお答えします。

本町の農業の現状につきましては、ただいま議員の申されたとおりのところがございます。 高齢化、それから担い手の不足、さらに不在地主等の増加によりまして、鳥獣害による被害、 それから荒廃農地が増加傾向にあるというような状況でございます。

荒廃農地の活用につきましては、新町の建設計画にありますように、ウィークエンド農業、 それから市民農園、農産物のオーナー制度等の導入を考え、検討してまいりたいと思っており ます。

それから奨励金制度につきましては、合併以前に旧町単位で実情に応じた施策の中で行ってまいりました。したがいまして、奨励金や奨励作物等に違いがあるので、平成17年度中に奨励制度を検討いたしまして、見直してまいりたいと、こんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

今、産業課長から、ご答弁をいただきましたが、やはり、この農業政策の中で必要なことは、 これからの地域において、やはりモデル地区、特区制度の導入等も考えられると思います。

サルやイノシシの被害にあわない作物、何かと。私も議員になって、昔の子どものころ体験 した農業を、よその荒れ果てた畑を借り受けて、背丈もあるような草を刈り取って、三本歯で 根子を掘り起こし、3年前から野菜をはじめ、いろいろな作物を作っております。

というのは、こうした町内における鳥獣害から被害にあわない作物はなんだろうと。年間を通せば20種類の作物を作っております。幸い、隣の畑が深沢敏夫議員の畑でございますから、 敏夫議員からもアドバイスをいただきながら耕作しております。

中で作って、これでは大丈夫だという作物は、おそらくこんにゃく、わらび、ふき、この3種類はサルやイノシシの被害にあわない。これは私が自信を持って勧められる作物だろうと。こうした、やはり、特に旧中富で言うならば、富士見山林道筋においては、もうサルやイノシシは当然でございます。

私の家の国道筋まで、サルやイノシシが出没する現状です。そうした中、農業意欲が持てる作物、昔は養蚕が盛んなことは、山付きにおいてはこんにゃく組合までつくって、こんにゃくを生産した経緯がございます。県下のこんにゃくの名産地と言えば、牧丘、芦川と、よく言われますが、これからの身延においても曙大豆、身延の湯葉、身延のこんにゃく、いわゆるこうした特産化をすることも一つの、これからの農業政策ではなかろうかと、私はこう考えるわけでございます。

また、過日、身延町においてEM菌の講演会がございました。私もそのEM菌の講演会を拝聴して、それから、この間、衛生組合の所長にもアドバイスをいただいたわけですが、同じ野菜を作っても、EM菌を使えば非常にいい野菜が採れる。私自身も、その野菜づくりに、秋になると落ち葉をかき集め、それを腐葉土にして畑に埋めております。

土づくりこそ人づくり。その講演の中で高根沢町の高橋町長が農こそ人づくりであるというようなお話がございました。本町においても、地形は違うとはいえ、やはり土づくりこそ農業への取り組みの第一歩だと、こう考えるわけでございます。

そうした点、行政当局においても、このEMをはじめ、そういう特区制度を取り入れる計画があるかどうか、そのへんについてもお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

産業課長。

○産業課長(渡辺芳彦君)

お答えします。

先ほど、鳥獣害に強い作物というような部分につきましては、農家の方も本当に研究をなさっておりまして、やはり議員申されたとおり、こんにゃく、それからふき、わらび等、作られている方もございます。また、それ以外に鳥獣害に強い作物等、また振興事務所の普及センターですか、そこあたりの指導をいただく中で、また作物の研究もしていきたいと、こんなように思っております。

それから、特区制度の話が出たわけですが、特区制度につきましては、皆さん、ご承知だと 思うわけですけど、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案によりまして、地域の特性に 応じた規制の特例を導入し、特定の区域を設け、地域が自発的にもって構造改革を進めるとい うことが、国の構造改革特区の推進ということの中で謳われているわけですが、当然、本町に おきましても特区制度、そういう部分の中で、町の振興策として取り入れるというような部分 につきましては、町の新町建設計画、それぞれ各分野での事業の取り組み等もございます。そ れらの中でリンクできるものはリンクする中で、特区制度を視野に入れた中で、今後、検討してまいりたいと、こんなように思っております。

○議長(伊藤春三君)

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

EM菌について、どのようなお考えか。

○議長(伊藤春三君)

産業課長。

○産業課長(渡辺芳彦君)

E M菌につきましては、普及センターのほうへも問い合わせたんですが、E M菌の取り組みにつきましては、普及センター独自での取り組みというのは、現在しておりません。そして、ただし、E M菌の効果といいますか、その部分につきましては、連作障害も、それにも適用すると、対応できるというような部分を聞いております。現に南部で大豆を作られているというような部分の中で、E M菌をつくってやっているというようなことも聞いておりますので、そのへんのところを、また今後、研究してまいりたいと、こんなように思っております。

○議長(伊藤春三君)

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

今、EM菌をなぜ聞いたかと言いますと、もちろん、この農作物の作付け等にもEM菌が活用されれば、いい効果が出るということですが、一般家庭から生ゴミ、この生ゴミはやはり、EM菌を使うことによって、峡南衛生組合の、いわゆる焼却量を減らすことにもつながる。衛生組合で1週間に焼却灰を大体25、26トンだと。この間、データをもらってきたんですが、いわゆる週によって、週によってというより、暮れとか時期によって、生ゴミ量がかなり違うわけですね。そうしてきますと、1週間に出る焼却灰のトン数がかなりの開きがある。それは、なんのためかというと、生ゴミが多いときと生ゴミが少ないとき。ということになりますと、焼却灰を処理する3万300円の経費もだいぶ違うわけです。

こうした、すべての面において、経費削減につながるような形づくりこそ、今後の町の運営、 ひいては経常経費の削減につながるものと考えます。

終わりに新町として提唱している、やすらぎと活力ある開かれた町。私はこのやすらぎ、活力ある、開かれた町、この3つを身延の3文字に置き換えました。緑豊かな伸びる町、文化・歴史・観光の町と。これから、こうした町になることを依田町長の行政手腕にご期待申し上げまして、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で川口福三君の一般質問が終わりましたので、川口福三君の一般質問を終結いたします。 次に通告10番は、渡辺君好君です。 渡辺君好君、登壇してください。

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

12番、渡辺でございます。

私は、新身延町最大関心事であろうところの一般産業廃棄物最終処分場諸問題について、質問いたします。

現在、私たちのゴミは民間会社の草津ウエストパーク処分場にお願いしております。ここに草津ウエストパークのパンフレットがあります。この中に、建設当初、平成4年でありますけれども、草津の山本町長さんは、ゴミの最終処分は環境保全の見地から、一刻も早く解決の道を考えなければならない。クリーンで安全で地域住民に不安のない、最新の技術力で、しかもモデルになるような設備を設置すべきであるとのコンセプトにより、株式会社 ウィズウエストジャパンにより処分場が建設されました。

この中に述べている草津町と、ここに搬入する市町村と(株)ウィズウエストジャパン、三者は協定を結び、運営管理に万全を期していくと述べられております。いわゆる、地元自治体は密着関与して、搬入物を厳重チェックする立場にあります。これは法で、そう決められております。有害物質の搬入は、絶対許さない権限を持っているということであります。

しかも草津ウエストパークは、あの有名な温泉町の公園の中に建設されていると言っております。公園の中で。私たちは、ゴミと処分場について、まず知らなければならない事柄ではないでしょうか。

基調講演は、このくらいにして質問に入ります。

1番目の花柄沢は砂防指定地かという件ですけれども、花柄沢一帯が砂防指定地かのごとく、 反対運動の文書に書き続けられております。町はどのような見解を持っておられるでしょうか、 まず 1 点、お伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

お答えします。

ただいま、砂防法に基づく砂防指定地の花柄沢というふうに理解したところでございますが、 砂防法上の砂防指定地は、ある程度、区域が定められております。例えば、この場合、花柄沢 の区域ということになりますと、いわゆる常葉川の合流点から上流へ何番地の官民境界から各 左右岸何メートルというふうな指定方法を、花柄沢の場合はとっております。そんなことで、 指定というのは、砂防法上は国の指定と、こんなふうになろうかと思います。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

全体的に指定というような解釈はされておりません。県の資料も、私の手元にもございますけれども、当然、課長も同じ資料に基づいて述べられていることを、私承知しておりますけれども、産廃法というようなものの中で、知らなければならないのは、この砂防指定地だからといって、そこに処分場の建設を申請した場合に、そういうことの理由によって、この申請書等

を県等が受諾することを拒むことはできないという法がある。そういう点、企画課長は承知しておりますか。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

はい。承知しております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

ということは、砂防指定地、あるいは土石流、危険地域ですか、そういういろいろな枠があってみても、この処分場建設については、許可を出さないということはできないというものが、 片方にあるわけです。承知しているということであれば、そのような指導もするであろうけれ ども。ということは、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請、法第15条第1項に際し、そ の申請にかかる施設について、法令の許可を得ることが極めて困難であると考えられる場合は、 受理を拒否できますかという問いに対して、法令の許可を得ることが極めて困難であるとを もって、その許可申請を拒否することができませんという答えがマニュアルにあるわけです。 こういう点も、すでに承知だと思いますけれども。

であるならば、反対者が砂防指定地を外してまで許可するのかというような文章も出回って おります。そういうことには当たらない。いわゆる砂防指定地として、騒いで反対する理由は 乏しいと、私は解釈しております。

次に最終処分場は鉛、重金属、ダイオキシンなどの有害物質で350年も川や大気を汚染すると講演で聞いたと、心配した新聞投書がありました。町の担当も山日新聞ですから、読んでいると思いますけれども、こういう記事、これはたぶん市川高校の実名を使った生徒の名前だったと思いますけれども、こういう記事を見て、町の関係する、この処分場問題で、こういう心配をしている住民がいるということに対して、なんらかの話し合いとか、そういうことがされましたか。また、350年も、この鉛、重金属、ダイオキシンが川や大気を汚染すると思っておられるのですか。担当のお答えを望みます。

○議長(伊藤春三君)

環境下水道課長補佐。

○環境下水道補佐(赤池義明君)

ただいまのご質問の中にありました、新聞報道の件でございますが、この新聞報道のことに つきましては、町が一切関わって、その新聞報道を出しているというふうなものではないこと を先に、まずもってご答弁をさせていただきたいと思います。

というふうなことは、町は一切承知していないと。新聞報道を見て、はじめて知ったという ふうな状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

そこで、ご質問の内容の新聞報道でございますが、これが県内に配布されたというふうなことでございますが、その新聞報道につきましては、それぞれの個々人の考え方とか、あるいは知識等を主張しているというふうな観点で、私は読ませていただきました。これは、いわゆる、私たちの国は法治国家でございまして、憲法で保障されております。表現の自由や言論の自由

にあたるものと思われますので、公共の福祉に反しない限り、なんら制限を受けるものではないものと考えてございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

行政がそう言って通られるだけは、平和というかよろしいでしょうけれども、ただし、これが事実でなければ、こういう、怖いよ怖いよ、とんでもないことができるだよというような先例を野放しにしていて、果たしていいのか。町民の平和と安心の暮らしを守るのは、行政の一つの義務であろうと、私は思うわけであります。

町長さん、お伺いしますけれども、町長さんは、この新聞記事を見て、また話を聞いて、また今、私の述べた内容を知ったときに、今担当が言われるように、発言や個人のあれは自由だし、その山日は私たちがどうのこうのとかというようなことで、まるで関心を持っていない、対応も考えていないということですけれども、町長さんとしてはどうですか、この点。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

先ほど、課長補佐から答弁がありましたけど、私も同じような見解でございますけど。とりあえず、やはり物事の進行過程の中で、賛成、反対の考え方があるわけでございますよね。ですから、反対の方がこういう格好でこうだというのを、町がそれは、要するに間違っているとか、間違っていないとかということを、議会の皆さんの中で、ご質問でもいただければ別でございますけれども、不特定多数の皆さんがそういう格好のものを言っているのに、町がこれはこうだとか、ああだということは控えさせていただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

そういう見解である以上、致し方ないと思いますけれども、こういうことがどういうように影響しているかといえば、結局、350年とか年数もいっているけれども、川や大気、空気ですね、これを汚染し続けるという発想というか、事実関係、根拠があるかないかということも問題ですけれども、そういうことの中から、川から、下部地区の出口地内から取水していて、相当数の皆さんに給水しているということに対して、危険だよ危険だよ、処分場反対だよと言うし、大気は何キロにも及んで被害をもたらすから、地元合意を広範囲にしなさいというような運動に展開しているわけですよね。そういうことを、行政で野放しにしていいかということを、私は言いたいわけですけれども、私は行政もやはり、根拠のないことであれば、そういうことを野放しにしておくことは、行政としてよろしくないではないかと、私は思うものであります。

それは、今後にも問題点として出てきますから、そこでまた、改めてお聞きしますけれども、 そういう大気を汚し、水を飲めない水にするとかということであれば、私たちが出している草 津ウエストパークへ、私たちがそういう被害をもたらす有害物を含んだものを出しているとい うことにもつながると思うけど、そういうことはあり得ないと思うんですよ、法的に。だから、 指導も必要だと、私は言っているんですけれども、今、全国には3千に及ぶ民間公共等の処分場があると、これが一覧表の一部であります。

このような被害をもたらすとすれば、全国至るところから騒ぎが起こるはずですが、私はその声を聞いたことがない。町長とて、担当とて、そういう話を聞いたことがないと思う。私は。 あったら言ってくださいよ。私はないと思う。あったら、中途でもいいから発言を求めて言ってください。

そういうことですからね、やっぱり行政指導も必要だと、私は思うんですよ。野放しにして いということは、逆にこの反対運動を支援していることになろうと、私は思う。

今後に課題は残ると思いますけれども、私はそういう思いであります。

特に12月議会においても、私はこの水問題では話をしている。この問題について、処分場 設置で生活環境調査の結果、影響はないので同意を得る対象とはならないと、県議会での森林 環境部、堀内順一部長が答弁していることを説明した経緯がある。

反対者はなんでもかんでも反対と言っているようですけれども、処分場というものをよく調査し、研究し、法も研究してもらわないと、一人歩きしている反対運動ではないかと、私は思うわけです。そういうものに対して、町としても十分に関与して、住民の安心できる行政をしてもらいたい、私はそう思うわけです。

3番目。かなり述べているけれども、続けていきます。

3番目ですが、先もちょっとふれました処分場で大気を汚染するものはなんでしょう。反対者は煙が出るとか、煤塵は細かいので飛散して汚染するような発言をしておりました。担当は処分場から煙が出たり、煤塵が飛散すると思っておられますか。答えてください。

○議長(伊藤春三君)

環境下水道課長補佐。

○環境下水道補佐 (赤池義明君)

煤塵とか煙とかという話は、私が知り得ている範囲内では、中間処理施設、いわゆる最終処分場ではなくて、中間処理施設ではそんなふうな問題が出るというふうなことをお聞きしたんですが、最終処分場の関係につきましては、ちょっと私のほうには情報的に持っていないものですから、そのへんの答弁になってしまいますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

ということであります。

処分場から煙が出たり、のちほど説明しますけど、煤塵が飛び散るなんてことは、絶対あり 得ないわけです。あり得ないことを平気で書き続けておるわけです。

4番目にいきます。

4番目では、皆さんにわたっているのは処分場ができると、子どもが肺ガンになるといって、 署名集めをしていると聞きます。本当でしょうかというように、事務局でコピーしております けれども、これは大きな問題に発展すると私は思うので、心して答弁をお願いしたいわけです が、実は下部中学校の授業参観日に教室で父兄たちが、処分場ができると子どもたちが肺ガン になるから困ると。反対しなければ困るから、200円の寄附と署名集めをしてくれという話 し合いがされたと聞いております。教育長は、こういう情報をつかんでおりますか。いかがで すか。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

お答えします。

つい先日、そのような話があったかどうかというものが、私の耳に届きましたもので、早速、 昨日、私は人事の関係がありまして、不在だったわけでございますが、次長のほうに命じまし て、内容調査をさせていただきました。

PTAの会議があったというところまでは確認がされておりますが、議員がおっしゃいますようなことにつきましては、一切なかったと。このことにつきましては、PTAの組織を統括する代表者、それから事務局を代表する事務局長、両名から確認をとっております。

以上であります。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

教育長の立場から、そういう確認をとっているということであれば、それ以上言うことは、 非常に証人というか、そういうものも出さなければならないので、それはそれ以上、追求しま せんけれども、では、反対者たちが出しているチラシの中に、中学生に反対署名をお願いして いる文面が載っているチラシがありました。教育長は、それを見たことはありますか。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

お答えをいたします。

確か、昨年の暮れだったと思います。何か新聞のチラシに入っていたような記憶がございます。そんな程度でございます。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

反対者たちのチラシに載っているという事実があるわけであって、やっぱりそれが、先ほどの教室で語られたかどうかということは、非常に難しくなるので、それ以上言いませんけれども、そういう行動が起こされている。私が、ここで一番問題なのは、昨日の一般質問等で学校の安全ということの中で、不審者の侵入に対しての対応は、全国レベルで問題になっているので、対策が講じられているということが分かっております。

しかし、今回、この問題で処分場ができると、子どもたちが肺ガンになるという宣伝文句、そして、しかも署名を集めて年会費200円をとるという、これは1校、2校の問題ではなくて、身延町からいけば、全14校に関係する重大問題だと思うわけです。簡単なことではないわけです。

子どもたちにオオカミがくるぞと、不審者がくるぞと言って脅していることと同一ではないでしょうか。私は、そう思いますよ。肺ガンになるぞ、だから反対署名をしろと、200円、年会費を納める。私は、そういう見地から、このことを心配しているわけです。簡単なもので

はないと思うわけですよ。これが簡単におくというなら、それでも構わないけれども、私の言いたいのは、そうした事実であれば、全国からも騒ぎがあるでしょう、先ほど言いました。3千からの処分場があるわけです。

私は、そういうことで心配しているけれども、町当局、関係者が心配していないというであれば、これも致し方ないけれども、この因果関係、根拠というものがなくて、言うなということぐらいは言うべきではないですか。教育長、いかがですか。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

お答えをいたしたいと思います。

今、議員がおっしゃったことでございますけど、そういう施設が危険な場所にということを言っているわけですよね。今、おっしゃられる対象の人たちは。ですから、そういう面で、危険なものが出た場合には、結果として、そういうものが出てくるので、そのことが子どもたちに害を及ぼすんだと、こういうことなので、因果関係があるわけですから、そういう場所がなければ、皆さんは心配しないと思うんですけどね。なんとなく、そういうような危険なものが、そこへ建設されるということが前提でありますので、そこを払拭しないと、そのあとが収まらないのかという感じはしますので。

私どももオーバーに危険だ危険だというのは、これは根拠のないことはよろしくないとは思いますよね。ですけど、そういう面で、それぞれの認識がまた、それぞれ違うわけでございますので、ここらは私どもがこうだああだというような、今事態ではないかなと思っております。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

町長がそう思っているというならば、それ以上、どうすることもできないけど、いずれ、今後において、そういうことがどういう結果であったかということは表れてくると、私は思っております。

次に進みます。

5番目ですけれども、富士川漁協に水利権はないと認識していますかということですけれども、この反対をしている皆さんの文書の中に、水利権者の富士川漁協とか、水利権はないとする県の指導はおかしいとか、いろいろ書いているわけですけれども、県がその漁業権を与えても、水利権を与えるわけはないのですよね。なぜかといえば、これは水利権を与えたら、県、国土交通省等は工事をするについても、非常に困難を極める場合が出てくるので、そういう馬鹿なことをするわけがないんですよね。にも関わらず、おかしいおかしいと言っているわけですが、こういっていることを、やはり町も個人の自由だとか、発言の自由だとかいって、やっぱり放置しているようですけれども、どうして、このおかしいという、こういう文句に対して、指導ができないのかと。私は、そう思うんですが、やはり先の答弁にもあったように、個人の自由だとか、町が関与すべき問題ではないとかいって、見逃しているようですけれども、これはいたずらに、善良な住民を惑わすようなことが、いくつも言われているということで、私は非常に残念に思うわけですけれども、この点についても、どこが担当か知らないけれども、指導をする考えはありませんか。

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

お答えいたします。

今の、指導の面が出ました。町は県と一体になって、全体の今、事前協議書の審査をしてございます。その中では、いくつか問題点も出てきております。

これがいい、悪いというふうなことで、その都度、ご指導していく、あるいは町民の皆さんがそういうものに対して、これがまずいとか、どうとかという、今はその段階ではございません。やはり、町の指導する側とすると、全体の中で、どういう問題点があるか、きちっと把握した中でしていきたいと思います。

それから水利権の問題ですけど、漁業組合は確かに漁業権でございまして、水利権はございません。ただ、その文面をちょっと見てみないと分からないんですけど、水利権というのはあくまでも、その河川法に基づいたりする水利権でございまして、ただ、住民にとりますと、河川というのも水利権以上に、やはり慣習、これまで使ってきた生活用水とか、そういうものにとっては、法ではないものでございまして、やはり自然と皆さんが認め合わなければならないものだと、私は認知してございます。

それから、先ほどの環境問題ですけど、やはり産業廃棄物、処理施設をめぐって、いろんな 裁判が起きてございます。また、これは私、議員さんのほうへ届けたいと思います。また、目 を通していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

次に移りましょう。

6番の問題ですけれども、平成17年2月14日、富士川漁協の理事会において、処分場建設、賛成の賛否が議題とされて、賛成9人、反対6人、白紙3人で、賛成が決定されたと聞くが、町はこれを承知しておりましょうか。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

聞いてございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

7番目の質問に移らせていただきます。

7番目は地元自治会等の範囲を北川とした旧下部町長の見解は間違っているのか、正しいのかという、一応問いかけにしてありますけれども、ここに公文書があるわけですけれども、下環発第120号 平成15年7月8日という公文書でありますけれども、この公文書というのは、いわゆる下部町条例の中で、行政連絡員等の範囲を決めた要綱、その中で地元自治体、こ

の処分場を造るところの地元という自治体を北川と定めてある、これを改めて山の都 石丸節子社長を町へ呼んで、文書を渡したというものであります。

請願は、この文書を撤回しろと。当時の下部町長の見解は間違っているということで、改めて、これが採択されれば、身延町長に強力に撤回を求めるという内容になっております。しかも、これの請願には旧下部地区の議員9名が紹介議員として名を連ねております。町長の見解いかんでは、議員の重大なる責任まで発展すると思うんです。それは、議員必携に載っているわけです。紹介議員の政治的、道義的責任が発生すると思います。非常に重大な問題で、今ここで、簡単に町長が答えられない問題かもしれませんけれども、一応、聞いておかなければならない。公文書として15年7月8日に出された。いわゆる地元自治会との範囲は、下部町行政連絡員に関する要綱第3条に規定する、北川とするという公文書が、れっきとしてあるわけにも関わらず、これを撤回しろといっているわけだから。あまり身延町がもめないように、私は願っている一人でありますけれども、本当に思っている。町長は、はっきりした答弁でなくても、どのように感じられているか。はっきりした答弁を言われては、かえって困るかもしれないけども、どうでしょう町長さん、この問題。請願書とのこと。そして、また、前の旧下部町長の見解は間違っているという撤回を強く求めているということについて、どのように今、感じられていますか。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

ご質問にお答えいたしたいと思いますが、ただいま渡辺議員がおっしゃられた地元自治会等の合意形成の範囲についてという、この通知は15年の7月8日付けで、石丸社長に届けられているわけですよね。これは山梨県の廃棄物処理施設設置に関する指導要領第2条第2号、イに規定する地元自治会との範囲を下記集落から合意形成を図る必要があると認めたので、通知するということで、きちっとした公文書であることだけは間違いありません。

ですから、この前も、このことにつきましては、私は大変残念なことだったという、ご答弁をさせていただいた経緯がありますけど、これは渡辺議員が、このことについて質問されたわけでございますけど、そのときに大変残念だったという話をさせていただいた。この経緯でございますけど、合意形成の範囲を提示する上での判断基準といたしまして、計画されている事業との関わりとして、合理性、妥当性があるのかが問われるところから、この点を考慮して、これまで検討されて北川、丸畑、長塩については計画地から見て、常葉川の上流域であること、山の尾根にさえぎられ、視野にも入らない地域であり、地元自治会等は判断しがたいことから、旧下部町行政連絡員に関する要綱第3条に規定する現北川組として、平成15年7月8日付けで通知をいたしたのは、これは事実でありますので、ですから、このことについて、私は今、ここで間違っているとか、結構だったというようなことは、ちょっと差し控えをさせていただきたいと思います。

今、正直なところを申し上げて、町では環境衛生センターにいろいろな面で、事前協議書の内容をチェックしていただいているところでありますので、そのことも含めまして、この法的な見解等もございますから、今ここで、これが駄目だったとか、よかったというわけにはまいりませんので、一応、お察しをいただきたいなと思います。

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

現段階においては、それでよろしいかと思います。それ以上は、私も言うべきではないと思いますので、次に移ります。

次は峡南衛生組合の焼却灰についてということで、いくつか質問させていただきますけれども、これはやはり一番の心配事、私たちを含めて、心配しているわけです。有害物質を含んだものを出しているであれば、とんでもないことであって、そのへんを明らかにしたいと思って、質問をするわけですけれども、実は去る3月2日に教育厚生常任委員会が反対陳情審査で花柄沢の現地視察をしております。委員会において、帰ってきて委員会を開いたそうですけれども、多数で採択という方向が打ち出されたというような様子がございます。私は近所の葬儀で欠席届を出して、9時半から11時ごろまで火葬場にいたわけですけれども、その折、場内で群馬ナンバー、10トン車2台を見ました。赤褐色の焼却灰をユンボで積んでおるのを見ました。有毒な焼却灰、ダイオキシン、鉛、重金属等を多く含むものと決め付けている処分場反対者たちの文書が出まわっております。また、もし、そういう事実であれば、私どもも有害物質の灰を草津へ出しているのか、そんなことはできないし、あり得ないと、実は思っているところであります。

そこで、いくつか担当にお聞きしたいわけですけれども、3月2日に出したのは1トンいくらで、2台、何トン積み出されているのか、そのへんをちょっとお聞きします。

○議長(伊藤春三君)

峡南衛生組合所長。

○峡南衛生所長(大野久方君)

それでは、ご質問にお答えいたします。

3月2日の状況について、説明させていただきます。

焼却灰の処理費でございますが、年間契約といたしまして、1トン3万300円、消費税込みで3万1,815円となっております。なお、当日の灰の積み出し量はトラック2台分で、合計27.67トンを積み出しております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

次に積み出し料というものを出しているはずでありますけれども、どんな項目が記入されて、 その伝票はそれぞれどことどこ、また自分のところというように、どこへわたるのかと。そして、もう 1 点。この書類、複写の保存義務は何年になっていますか。そのへんを。

○議長(伊藤春三君)

峡南衛生組合所長。

○峡南衛生所長(大野久方君)

積み出し料の記載でございますが、1枚5枚つづりの一般廃棄物処理伝票となっております。 その処理伝票に記入する項目につきましては、一般廃棄物名、数量、積み込みにきました自動 車の登録番号、その自動車の運転手の氏名を掲載した伝票を発行し、控えとして積み出すとき に、1枚を組合が受領し、残りの4枚を業者に渡します。

なお、業者にわたした4枚目の伝票から、また1枚目が当組合に計量証明書と併せて戻ってきます。残りの3枚につきましては、業者保管ということで、業者がとっております。 保存年限等につきましては、詳細については、ちょっと特別決められておりません。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

保存の年数は決められないんですか。

○議長(伊藤春三君)

峡南衛生組合所長。

○峡南衛生所長(大野久方君)

そこの保存年限につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、会社と何年契約、 何年保管ということは、ちょっと確認はしてございません。今は。それにつきましては、早急 に解釈を確認いたしまして、何年保存するのが適正であるか。すぐ決めさせていただきます。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

次に、この処分灰の分析というのをして、そして、これが法的な数値をクリアして、あるいはダイオキシンだとか鉛だとか重金属だとか、いろいろなチェック項目があると思うわけですよね。それを業者に頼んで分析して、その分析表をつくって、それを町、そしてウィズウエストに提出して、こういうものを1年間入れさせてほしいというような契約をされると思うわけです。そのチェックされる項目ですね。これが何項目ぐらいか。そして、また半年に一度、そのチェックをしたものを届けるのか。あるいは1年契約であれば、1年に一度、それをやって、業者と町へ提出して許可を願って、1年間入れているのか。そのへんの様子をお聞きします。

○議長(伊藤春三君)

峡南衛生組合所長。

○峡南衛生所長(大野久方君)

三者間の公害の防止協定等によりまして、焼却灰に含まれる各種含有物質の検査につきましては、焼却灰に含まれる有機物質等を検査するための焼却残渣検査を月に1回、これは焼却灰の中に含まれる有機質としまして、未燃ですね、完全に燃えていない、灰になっていない部分がどのくらいあるのかというものの検査を月に1回ずつ、業者に委託して行っております。

なお、重金属の含有量を検査する廃棄物溶質試験を年に1回、ダイオキシン類の検査を年1回 実施し、これをいずれも業者、ならびに草津町のほうへ提出しています。

この検査結果については、いずれも基準値はクリアしているところでございます。なお、検査結果の詳細等につきましては、ここで、るる申し上げるのも大変かと思いますので、組合のほうへ来ていただければ、そのところの数値につきましてはいつでも提示できますので、ぜひともご理解いただきたいと思います。

以上です。

渡辺君好君。

渡辺議員、2番に入っていますね・・・そうですね。番号を言ってください。

○12番議員(渡辺君好君)

そこで、次に移りますけれども、この運搬車の問題も1日120台、130台出入りするなんて、そんな数字が反対運動のチラシにはあるけれども、130台も走るようなことを、私は聞いておりませんけれども、この自動車の出入り、この産廃を積んだのがね、その出入りについても、非常に私ども心配しているわけですよ。これが通学時間帯とか通勤時間帯とか、あるいはその処分場から出てくるときに、処分場の汚い泥を一般道へ持ち出すとか、いろいろ心配事はあるわけです。そういう点について、いわゆる、車の運行の状況、どんなように地域住民に心配かけないような運行を管理されているか。これは、はっきりとした指導があるわけですから、その点について住民の安心を得るためにも、分かりやすく説明をしていただきたい。

○議長(伊藤春三君)

峡南衛生組合所長。

○峡南衛生所長(大野久方君)

焼却灰の運搬等についてでございますが、最終処分場に搬入することができる車両でございますが、搬入時間は町との協定により、通勤ならびに通学への配慮と、ご存じのとおり草津町は観光地などの特殊性な地域性を考慮いたしまして、搬入時間は午前6時30分から午前9時までの2時間30分を定め、搬入できる時間帯と決めておるものでございます。また、搬入車両も業者所有の車両に限定し、他者の乗り入れは禁止しております。

なお、場内に進入した搬入車両につきましては、施設外に出るときには施設内に専用の洗車場があり、そこで車を洗車後に公道等、公の道へ出ていくことになっております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

私も調べた中では、そういうようになっておるわけですけれども、町民の中にはそういうことこういうこと、非常に心配された文書が出まわっておるわけですから、こういう、ただいまの担当の説明で、よくお分かりかと思うわけであります。

なお、続いてお伺いするわけですけれども、この草津のウエストパークですね。あと何年埋め立てというような様子でしょうか。また、完了したということになれば、峡南衛生組合も次はどこにしようかということを心配しなければならない。そういう点、どのような情報をつかんでおりますか。

○議長(伊藤春三君)

峡南衛生組合所長。

○峡南衛生所長 (大野久方君)

最終処分場の状況についてでございますが、現在、焼却灰を搬入している最終処分場は、平成17年度から平成20年度までの4年間は、受け入れが可能と説明を受けております。

なお、会社の方針ですと、今後、第3次の処分場の建設計画を、ただいま持っているという ことも説明を受けておりますので、そんな状況でございます。

渡辺君好君。

○12番議員(渡辺君好君)

大体、私の聞きたいことは終わりましたけれども、以上、最初から聞いている、話をされた ものを総合しますと、反対者たちの文書の中に、それほど心配しなくもよかったという点が多々 あろうかと思います。そういう点に基づきまして、今後、町としても調査、研究、話を聞く、 方法を調べるとして、この処分場問題が身延町の発展に寄与するように、身延町発展のために ならないようなものであっては困るわけですから、そのような方向で議会も町民もこぞって研 究する中で対応していければありがたいなと思っております。

長時間、ご清聴をしていただきまして、誠にありがとうございました。 これで、私の質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまです。

以上で、渡辺君好君の一般質問が終わりましたので、渡辺君好君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

次は通告の11番は、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

17番、渡辺文子です。

私は北川地区に計画されている産業廃棄物最終処分場建設について、3項目お尋ねいたします。

まず最初に、業者が県に提出した事前協議書の内容について質問いたします。

平成16年6月30日に、業者からの事前協議書を県が受理したとスケジュールにあります。 町民が、この建設計画について、何も知らない間に計画がどんどん進んでいることに、多くの 町民は驚き、怒りを持っています。

仮に同意形成の範囲については、北川組17戸であるとしても、地域住民に対する説明責任 を17戸だけで済ませることはできないはずです。私は少なくとも、その地域の、あるいは常 葉川周辺の住民には、事実を伝える努力をする必要があると思います。

事前協議終了後のスケジュールについては、事前協議終了後、1カ月間の告示、縦覧の期間があり、その後、住民として意見が出せるという、15日間があります。しかし、処分場のことについて、何も具体的に知らされていない住民が、その1カ月の告示、縦覧の期間、そして、意見書を提出しなければならない15日間の間に、意見をまとめて、住民意見書をつくるとい

うことができるでしょうか。住民の意見をつくるためには、十分な時間をかける必要があると 考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

事前協議書のあとの問題でございますけど、これはできるだけ時間をとらせていただくような形で、住民の皆さんに、こういうような議場の中で、いろいろとお話はされているわけで、議員の皆さん方は承知をされておると思いますが、一般住民の皆さんはなかなか、細かいことまでお知りにならないということは確かでありますので、今、今日は住民の方も傍聴に大勢おいでをいただいているわけで、ずいぶんと関心をお持ちでございますので、できる限り、期間をとりながら、説明はさせていただけるようなことは、私どもとしても考えております。

○議長(伊藤春三君)

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

ありがとうございました。

では次に、町が県から求められている事前協議書への回答について、質問いたします。

第1に県への回答は、3月25日まで延長されたと聞きましたが、残された10日間の間に どういう回答をするかは、本町にとって大きな分岐点になります。もし、仮にこの計画を認め ることになれば、第2、第3の処分場が本町に計画され、どんなに危険な谷であっても、この 事前協議書と同じような内容であれば、それを認めざるを得ないということになってしまうと 考えます。

そもそも本町のような山間地にあり、フォッサマグナが町の中心部を縦断している町にあっては、大規模な総埋め立て量91万立方メートルなどという、巨大な処分場を造るわけにはいきません。県が明野に計画した40万8千平方メートルに比べての、2倍以上になります。

はじめにも述べたとおり、このことに関する県への回答の内容は、この町の将来を左右する 大きな分岐点であると言わざるを得ません。町長には、このことを理解していただき、後世に 禍根を残さない回答をお願いいたします。

私たちは憲法で保障された生存権、この町で生活し生き続ける権利を持っています。行政の 仕事は、住民の命と健康を守り、安心して生きていける生活の場をつくることだと思います。 廃棄物処理法は、いろいろな意味で問題点をたくさん持っています。理解に悩む法であっても、 法は法であるので、町はこれに準ずる対応をしなければならないことは理解できますが、住民 の生活を守り、この町で生き続けるという日本国憲法で保障された最低限の生きる権利を廃棄 物処理法といえども、犯すことはできないはずです。

住民の命と健康、生活を守るという観点から、どのようにこの問題を捉えられておられるか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

大変、重要な問題と認識はいたしておりますから、12月議会以降、このことにつきましては、いろいろな面で研究調査もさせていただいておりますし、また、議員の皆さん方のご質問

にも、きちっとお答えをいたしておるわけでございます。

今、財団法人 環境衛生センター、第三者機関に一応事前協議書の内容を調査していただいて、中間報告は受けましたんですけど、最終報告を受けて、その結果をきちっとした格好で県へ意見書として出させていただきたいと思います。これらは事前協議書に対する科学的なとか、構造的なものだとか、いろいろな面での事前協議書に関わるものであるわけでございまして、また法的なものの疑義があれば、このことも意見書の中へは入れていかなければならないと思いますし、そして請願採択、この間の議会で議員の皆さん方が採択をされたわけでございますし、住民の皆さん方からも賛成、反対の方々から陳情書等はずいぶん頂戴をいたしておるわけでございますので、これらのことはきちっとした形で、県のほうへ意見書、そして町民の皆さん方のお気持ちをお伝えさせていただきたいなと、そんなふうに思っておるところであります。

○議長(伊藤春三君)

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

3番目。最後に、この処分場建設計画についての、住民の持つ不安や疑問について、質問を いたします。

2月25日に下部緑と清流を守る会の女性たち51名が建設反対の陳情書を持ち、町長とお会いをしました。そのほかにも多くの集落や区から、反対の請願書や陳情書が出されています。これからも、この動きは続くと思います。これまでに反対の請願や陳情が出されている集落は、どのくらいありますか。お答えください。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

それでは、お答えいたします。

集落の数でいきますと、13集落になってございます。それから、先ほど議員さんが言われたとおり、女性部の皆さんも陳情に来られております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

ありがとうございます。

これは、いかに多くの住民の皆さんが、この産業廃棄物処分場の建設計画に不安を持っているかということの表れです。

下部緑と清流を守る会では、地元住民が業者からも町からもなんの説明も受けない中、情報公開で事前協議書を手に入れ、処分場問題に詳しい長野県の廃棄物問題の専門家である関ロテッオ先生を迎え、延べ6回にわたる産業廃棄物処分場について、勉強会を開き、多くの人たちに処分場のあり方について、勉強していただきました。

また、信州大学理学部教授、小坂共榮先生には延べ4日間にわたり、花柄沢周辺の地質調査をお願いし、二度にわたる講演と勉強会を行ってきました。その調査の中で、穂坂先生は花柄沢には、ほぼ東西方向に5本の断層があると指摘をしています。また、この沢の上流部では地層が北方向に傾斜していて、地下水の流れが山の反対側、つまり久那土川に流れるとも指摘し

ています。

また、全国ゴミ弁連会長である梶山弁護士、県内ゴミ弁連の弁護士の皆さんにも相談をしています。

今、地域住民の間では、いろいろな不安や心配が膨らんできています。住民の抱えている不 安や心配について、いくつか述べてみたいと思います。

まず、1番目には水の問題です。常葉川が汚染されないだろうか。上水道の水に汚染物質が 入り込まないだろうか。常葉川から取水している田用水により、田畑が汚染されないだろうか。 地下水がどのように流れて、どういう地域に影響が出るのか。こういうことを心配しています。 そして2番目は大気汚染について、心配をしています。

まず、悪臭の問題があります。悪臭の原因は埋め立てられたゴミの中に含まれている、いろいろな化学物質が化学反応を起こし、悪臭を伴う、いろいろな種類の有毒ガスが発生するからです。大気汚染は重大な問題であり、地域住民はそのことにも大きな不安を抱えています。

そして土壌の汚染についても、心配しています。そのほかにも作業の振動、騒音、粉塵、ゴミなどの拡散などの心配もあります。地域住民の抱えている心配は限りがありません。今日も傍聴に多くの方たちがお見えになっています。本当に皆さん、これから処分場がどうなるのだろうかということで傍聴に来ていただいていると、私は思っています。

全国的にも、このような住民が被害を受け、裁判をしているという判例がたくさんあります。 町として、こういうことについて研究されていますか。お尋ねをいたします。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

先ほども申し上げましたけれども、ここに増刊ジュリストと、これは環境問題の行方という ふうなことで、これはほとんど環境問題の裁判にかかるものでございます。これらも、やはり 調整会議では勉強しております。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

私もいくつか勉強しましたけれども、みんな住民は自分たちの生活圏を守るために、やむなく裁判をしているという、今現状です。廃棄物の運搬や造成工事に伴う工事用車両など、1日に130台から145台もの大型車両による沿線住民に対しての排気ガスの汚染や交通災害、交通事故など、これらのことも住民は心配しています。特に小学校や中学校に子どもに通わせている親たちの心配は深刻です。

ある母親は関口先生の話を聞き、その夜は眠ることができなかったと話していました。子どもの寝顔を見て、涙が止まらなかったそうです。この子らのために何かをしたいという、女性たちの思いを代表して、5 1人が町長にお願いに行きました。命を産み、命を育む女性として、子どもや孫に、この豊かな自然を残したい。この美しい自然の中で、健やかに育ってほしいという切実な思いで集まりました。私は、この女性たちの切実な思いをしっかり受け止めなければならないと思っております。町長にも、この切実な思いが分かっていただけたと思いますが、そのときの感想をお聞かせください。

町長。

○町長(依田光弥君)

大変、感動をいたしました。やはり、こういう豊かな自然の中で、環境が壊されるというこ とは、大変ご心配なことであろうかと思いますが、ただ、私はそのときに感じたんですけど、 この問題は平成10年ごろから、旧下部町では問題になっておるわけでございまして、2回に わたって住民の皆さんが3千何名ぐらいの方が反対署名をされているわけですよね。ですから、 そのときにはこういう思いがあったのか、なかったのかというような感じも、ちょっといたし ましたので、本当にあのときの雰囲気は大変感動いたしておりますので、ただ今の、大変難し い問題でございますけど、過去に一つのいろいろな経緯があったことだけは、皆さん方も承知 をしていただかないと困るわけで、事前協議書を皆さん方に説明をするというような時間的な ものが足らなかったのは、県のほうから副本がまいりましたのは、1月20日でしたか、です から、そういう面で皆さん方に事前協議書の内容をどうのこうのというような形はなかなか難 しいわけでございますし、それと同時に事前協議書の専門的な膨大な資料を、やはり短期間に 住民の皆さんにお知らせをするというのは至難の業でございますし、私ども自体が行政の内部 でも、ようやく内容がなんとかつかめたというような事態でありますので、このことにつきま しては、一応、承知をしていただいておきませんと、なんか行政怠慢で、情報が届いていない というようなことであっては、私どもも大変皆さん方に申し訳でございますので、ぜひとも一 つ、ここの点については、ご理解を頂戴いたしたいと。

○議長(伊藤春三君)

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

今、町長がおっしゃったように、これまで長い経過がありました。その中で、住民の間には経過の中で、下部緑と清流を守る会の方たちが一生懸命、反対運動をしていましたけども、住民の中にある考え方というのは、あんなところに、あんな場所にできるわけがないという、そういうような気持ちと、それから平成12年度には議員全員一致して反対決議をしています。その前にも決議もしているという、そういう経過があります。そういうことで、住民としても、できるわけがないだろうということで、確かに安心していた部分はあると思いますけども、ここにきてなんか急に、ことが進展しているということで、町民も実際問題、驚いているいというような状況をお伝えしたいと思います。

それから、そもそも事前協議書や県の指導要領というものには、これらの地域住民の抱える 心配や不安を取り除くためにあるのだろうと思っています。こういう問題が、何も解決されな いうちに事前協議が終了に近づいているというのは納得することはできません。多くの住民が 抱えている、たくさんの不安や心配な気持ちは、十分分かっていただけると思っています。こ の問題の解決には十分な時間をかけ、説明を繰り返す中で、広範囲な住民の意見をまとめて、 その住民の意思を尊重することが一番大事なことだと考えますが、町長、このことについてお 考えをお聞かせください。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

もう、この問題につきましては、先ほども申し上げましたように、12月議会から、ご熱心なご質問等も承っておりますし、いろいろな方からもお話はお聞きしておりますので、十分承知をいたしておりますので、私といたしましては、良識ある結論を出させていただけるということであろうかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

良識ある結論を、よろしくお願いいたします。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問を終結いたします。

次は昨日の本会議でご承認を得ております、通告5番の佐野文秀君です。

文秀君、登壇をしてください。

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

席順、16番の佐野でございます。

昨日の一般質問で、残させていただきました部分の質問で、再度、登壇のお許しをいただき ましたことに感謝いたします。

それでは質問に入りたいと思います。

時間がありませんので、簡潔、明瞭な答弁をお願いします。

学童生徒の安全対策についての中で、現状と社会情勢について、教育長の所管をお伺いする ものです。

連日のように学校犯罪に関連した情報がテレビ、新聞で連日のように報道されております。 大阪寝屋川の事件も日ごとに詳細が判明しつつあります。昨日の同僚議員の質問でも申されて いましたが、過去の学校脅迫事件を振り返ってみると、ここ数年で大阪池田小学校、奈良県の 誘拐殺人事件など、誠に不可解極まりない脅迫事件が発生しています。無防備な教育現場をター ゲットにして侵入し、学童や教職員が不幸にして犠牲になりました。誠に痛ましく思っておる ところでございます。

子どもが帰宅に向かっていれば、車で誘拐され被害に遭う。子どもはどうしていたら、よいのでしょうか。どこに行ったら安心なのでしょうか。私には想像がつきません。分かりません。はたまた、事件の翌日からは父母が校門まで送り届ける。そして、父母や警察官が門外で警備する。こんな状況をちょっと想像しただけでも、異常を感じます。教職員も子どもたちも、落ち着いた中での授業はできません。

一時、学級崩壊が大変問題になりました。平穏になってきたかなと安心していたら、この状態です。こればかりではありません。教育現場の人が、司法を司る人が学童をターゲットに性犯罪を起こしている。一昨日、13日の新聞ですが、岡山県の事件が掲載されていました。内容は中学校の教諭が偽造の1万円札を使って、援助交際の中学生に支払った。その記事が載っ

ておりました。ここにも持ってきております。

こうした社会の乱れをテレビとか親権喪失とか住環境の悪化とか言われていますが、責任の 転嫁ではなかろうかと思うところです。

今、関西や遠いところのことが報道されていて、他人事に感じますが、近隣県でも類似したことが発生しています。これらが報道されるたびに、またか、どうしようもないなと、つくづく感じるところです。我が身をそぎ取られるように思います。この社会状況全般の所感と、教職員が起こしたときの、その自分の気持ちを簡潔にお聞かせ願いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

○教育長(千頭和英樹君)

お答えをいたします。

まず、昨日は年度末の教職員人事のために中座をさせていただきました。大変ありがとうございました。

それで、お答えをいたしたいと思います。

相次ぐ、凶悪な事件に巻き込まれる子どもたち、いまや学校の安全の確保は地域ぐるみの協力を得ても、なかなか解決しない大きな問題となってきております。そして、少年による凶悪な事件が頻発し、少年非行が社会的に大きな問題となってきているほか、いじめ、不登校、引きこもりなど、少年をめぐるさまざまな問題が深刻化する中、学校、家庭、地域社会が広く連携することの必要性があらゆる場所で指摘されてきております。

自己中心的な社会風潮などによって、地域社会が変貌する中で、地域社会が有していた住民 同士の心のふれあいや、つながりが希薄化し、また少子化、核家族化などによって家庭におけ る教育機能も弱体化している現状がございます。

子どもはそれぞれの発達において、子どもらしく育てられていないと、立派な成人にならないといわれております。子どもは家庭の中で、社会の中で、あらゆるものと触れ合うことで、 人間形成がなされていくものでございます。

次代を担う子どもたちにとりまして、今、学校、家庭、地域で大人全体が力を合わせて、何をしていかなければならないのかということを、いろいろなことから検討することは必要と思うのでございます。

考えられることは、たくさんあると思うのでありますのが、学校におきましては今一度、命を大切にするという大きな視点で教育を見直すことが必要であると、私は考えます。

世の中の変化によりまして・・・。

○16番議員(佐野文秀君)

議長、時間がございませんので、簡潔にお願いしたいと思います。まだ、ほかにもございます。

○教育長(千頭和英樹君)

申し訳ございません。

世の中の変化によりまして生じた、新たな課題の中で指導と方法を創造することも急務であるうと思うのであります。社会が悪いという前に、まず学校から積極果敢な実践を発信していきたいと、私は考えております。

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

今、後半にありました起こったとき、新聞の記事に、このようにあがったとき、そのときが どんなふうに感じるのか。私は身をそぎ取られるように思うと述べましたけど、教育長として どんなふうに受け止めるのか、率直に簡潔にお答え願います。

○議長(伊藤春三君)

教育長。

時間が制限されておりますので、1分ばかりでお願いします。

○教育長(千頭和英樹君)

先ほどの池田小学校の児童の殺傷事件、それからいろいろの学校現場におきましては危機管理、さまざまな工夫がこなされてきたわけでございますが、また最近、寝屋川市の事件等々、刺殺事件、子どもを巻き込んで、また今回は成人、先生が殺傷されるというふうな痛ましい事件が起きてございます。

たまたま、幸いではありますけれども、私のほうとしてみれば、児童が被害に遭わなかった、 このことが不幸中の幸いだったのかなというふうに思えております。

いずれにしましても、このように繰り返される学校での惨劇、心が痛んだところでございます。

以上であります。

○議長(伊藤春三君)

佐野文秀君。

○16番議員(佐野文秀君)

大体、概略をだいぶ長く、細かく説明していただきました。

合併して、多くの教育現場を監督・指導する立場の中で、このような現状に長として、さぞかし困惑しているのではなかろうかとお察しするところです。学校現場には、規律の厳守を喚起すると同時に、学童生徒には知らない人の甘い誘いに乗らないためにも、集団下校等、傷害事件や決闘などの不祥事を絶対起こさないような忠言を、重ねてお願いしたいと思います。

優れた常識と英知をお持ちですから、これから存分に発揮して、これらのご指導に当たられることをご期待申し上げながら、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、佐野文秀君の一般質問が終わりましたので、佐野文秀君の一般質問を終結いたします。

以上で通告された一般質問は、すべて終了いたしました。

ここで、事務連絡を行います。

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

それでは1点ですね、朗報と申しますか、ご連絡を申し上げて、一部ご理解もいただきたい と思います。 それは、16年度の特別交付税、国からいただく普通交付税と特別交付税がありますが、特別交付税が3月に入ることになっておるわけですが、その金額が内示という形でまいりました。この金額を見ますと、今まで旧3町の特別交付税の合算をしてみますと、15年度が5億6,800万円でありました。これが16年度特別交付税総額では8億7,200万円という形で、差し引きしますと3億400万円ほど、15年度よりは増額になっているという状況がございました。これはありがたい話でございます。おそらく、合併に基づく特別交付税の措置がされたと、このように理解をしておるわけですけれども、これにつきまして、今後、16年度の収支状況、3月いっぱいまでは日がありますが、このへんを見通す中で、3月末日で専決処分というような形で、基金積み立ての事務処理等をとらせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

傍聴者の皆さん、大変お忙しいところ、ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

散会 午前11時00分

平成 1 7 年

第1回身延町議会定例会

3月18日

平成17年第1回身延町議会定例会(5日目)

平成 1 7 年 3 月 1 8 日 午後 1 時 3 0 分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1	継続審査案件に対する委員長報告
日程第2	委員長報告に対する質疑
日程第3	委員長報告に対する討論
日程第4	委員長報告に対する採決
日程第5	特別委員会案件に対する委員長報告
日程第6	特別委員長報告に対する質疑
日程第7	特別委員長報告に対する討論
日程第8	特別委員長報告に対する採決
日程第9	付託議案に対する委員長報告
日程第10	委員長報告に対する質疑
日程第11	委員長報告に対する討論
日程第12	委員長報告に対する採決
日程第13	委員会の閉会中の継続調査
日程第14	追加提出議案の報告並びに上程
日程第15	追加提出議案の説明
日程第16	追加提出議案に対する質疑
日程第17	追加提出議案に対する討論
日程第18	追加提出議案の採決
日程第19	町長あいさつ
日程第20	閉会

2. 出席議員は次のとおりである。(41名)

	1番	Ш	﨑	晴	義			2番	望	月		寛
	3番	福	与	Ξ	郎			4番	Щ	田	省	吾
!	5番	伊	藤		晃			6番	日	向	英	明
	7番	望	月	重	久			8番	鈴	木	俊	_
	9番	深	沢	柳大	郎		1	0番	奥	村	征	夫
1	1番	深	沢	脩	_		1	2番	渡	辺	君	好
1 :	3番	深	沢	純	雄		1	4番	穂	坂	英	勝
1 !	5番	Ш	П	褔	Ξ		1	6番	佐	野	文	秀
1	7番	渡	辺	文	子		1	8番	伊	藤	文	雄
1 9	9番	望	月	広	喜		2	0番	草	間		天
2	1番	依	田	正	敏		2	2番	佐	野	政	幸
2 :	3番	深	沢	敏	夫		2	4番	近	藤	康	次
2 !	5番	片	田	直	康		2	6番	佐	野	秀	光
2	7番	樋	Ш	貞	夫		2	8番	笠	井	万	氾
2 9	9番	中	野	恒	彦		3	0番	赤	池	好	=
3	1番	佐	野	玉	明		3	2番	望	月	邦	彦
3 4	4番	小	池	昭	光		3	5番	髙	野	敏	彦
3 (6番	深	沢		瀞		3	7番	石	部	典	生
3 8	8番	片	田	文	斎		3	9番	小	林	茂	男
4 (0番	岩	柳	嘉一	郎		4	1番	松	木	慶	光
4	2番	伊	藤	春	Ξ							

3. 欠席議員は次のとおりである。

3 3番 広島公男

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (28名)

町 長 依田光弥 下部支所長 山宮富士男 企 画 課 長 渡 辺 力 出納室長市川忠利 福祉保健課長 中沢俊雄 身延分課補佐 広島 法明 教 育 長 千頭和英樹 学校教育課長 山口一美 文化振興課長 二宮喜昭 環境下水道課長 佐野雅仁 土地対策課長 深 沢 茂 社協局長 佐野文一

総務課長 赤池善光 身延支所長 片田公夫 財政課長鈴木高吉 税 務 課 長 望月世津子 町 民 課 長 遠 藤 和 美 保育課長 赤池万逸 中富分課補佐 赤池 和希 教育委員長 笠井義仁 教育次長 赤池一博 生涯学習課長 佐野治仁 建設課長伊藤 守 産業課長渡辺芳彦 観光課長 望月治雄 水 道 課 長 遠 藤 忠 峡南衛生所長 大野久方 環境下水道補佐 赤池 義明

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良 録 音 係 遠藤 守

○議会事務局長(望月悟良君)

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あ い さ つ)

○議長(伊藤春三君)

開会に先立ちまして、傍聴者の皆さん、ご苦労さまです。

傍聴規則によりますと、写真機、携帯電話等は所持できないことになっておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

また、開会に先立ちまして、先ほどの資料について、財政課長の報告がありますので、財政 課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

議員の皆さん、大変お手数を煩わして申し訳ありません。

お手元に配布いたしました1枚、ページ数が46ページと書いてございます紙が入っていると思いますが、実は平成16年度身延町一般会計補正予算(第3号)のうちで、46ページ。これは教育委員会の部門になりますけれども、その46ページのうちでお配りした1枚に訂正してございますように、財源組み替えが表示してあります数値が、一部間違っておりましたので、2カ所訂正をいただきたいということであります。これは予算書の内容自体には変わりませんが、説明欄の財源組み替えの説明の、記載している数値が違っていたということでございます。

1 つは地方債をマイナス 7 , 5 5 0 万円に、それから一番下の一般財源をマイナス 6 , 1 8 5 万円に、それぞれ 2 カ所を訂正いただきたいというものでございます。

これは北小の建設事業につきまして、財源の組み替えを、今回いたさせていただいたんですが、予算の内容からは一部、この内容が見えてまいりません。それで財源の組み替えという形で、今回、ここへ表したわけでございますが、義務教育事業債という起債を予定しておりましたが、それを合併特例債に8千万円変えたということと、それから北小の建設基金を6,065万円。この事業に入れさせていただいたということと、それから前に補正予算のときに、補正の1号でしたけれども、教育委員会費の中で校旗とか校章の作成費用の一部に330万円でありましたが、合併補助金を充ててありましたが、今回、この部分については、一般財源扱いにしたというふうなことの入り繰りがございまして、結果的には先ほど申したような形で、2カ所の訂正をお願いしたいということでございます。一般財源が減ると。地方債も減るということでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第5号により執り行います。

事務連絡をいたします。

広島公男君は所用のため、欠席届を受けております。

はい、どうぞ。

○37番議員(石部典生君)

本日、議事に入る前に産廃処分場建設に関する町長見解意見書について、 1 点質問をしたい と思いますが、許可をいただけますでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

日程の中で進めたいと思います。

日程第1 継続審査案件に対する委員長報告を求めます。

教育厚生委員会委員長。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

継続審査案件

「一般産業廃棄物最終処分場建設反対運動に関する陳情書の取り扱いについて」

下部緑と清流を守る会から提出された、一般産業廃棄物最終処分場建設反対に関する陳情書について、平成17年1月26日に引き続き、3月2日、午前9時から現地視察し、その後、午前10時30分から再度審議した。

旧下部地区は水清く、ホタルが飛び交う緑豊かな住みよい環境づくりを重点施策として行政 を進めてきた。新身延町としても、歴史ある住み慣れた地域で、やすらぎと活力あるまちづく りに町民の皆さまと手を携えながら、豊かに暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えてい ます。

最終処分場建設は、必要不可欠な施設であり、自分たちのゴミは最後まで自分たちで処分しなければならないと思います。

さて、最終処分場予定地の花柄沢は、1.砂防指定地、2.急傾斜地、3.一帯が水源涵養域、4.風化した岩石の軟弱地盤である。大気汚染、環境破壊、交通問題等を含め、また下流の常葉川には町の水道施設も存在しており、最終処分場としては不適格な条件であると考えざるを得ない。

なお、旧下部町議会で平成12年12月での決議も、十分に尊重しなければならないものと 考えております。

当委員会の結論としては、下部緑と清流を守る会の陳情書、一般産業廃棄物最終処分場建設 反対運動について、賛成多数で結審した。

平成 1 7 年 3 月 1 8 日

身延町議会議長 伊藤春三殿

身延町議会教育厚生委員会委員長 望月邦彦

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

継続審査案件に対する委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

20番、草間天君。

○20番議員(草間天君)

下部緑と清流を守る会から提出されました一般産業廃棄物最終処分場建設反対に対する陳情書について、富士川漁業協同組合下部支部連合会長および富士川漁業協同組合下部第1支部長から陳情書の内容についての異議の申し立てが出されていますが、その取り扱いについては、どのようになっておりますでしょうか。お伺いします。

○議長(伊藤春三君)

ただいまの草間君の発言は、これは委員長報告に外れていますので、取り下げます。 ほかに質疑はございませんか。

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

この報告書の中に、午前9時から現地視察とありますが、説明員は誰が説明したのか。また、下にもありますように、何点か、この陳情書の中には砂防指定地だとか急傾斜地といったようなことが書かれております。

今朝ほど、新聞の折り込みの中には、こういった、いわゆるそうではないと、否定するような折り込みも入っておりました。委員会として、やはり結審するにあたりまして、この委員会、いわゆる委員会の調査は調査事項の実態を把握し、分析し、検討して問題点を捉え、それらの問題点を改善し、改革することにはどのような措置を講じればいいか。いわゆる、この中の調査事項の実態をどれだけ分析して検討したのか。そのへんについてもお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

望月邦彦君。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

ただいまの質問でございますけれども、委員会といたしましては現地調査をいたしました。 どのくらい時間をかけてとかという質問でございましょうけれども、皆さん方で現地を視察し たのちに、いろいろ話し合いをしたわけでございますので、ご質問には当たらないと思います けれども、いかがでございましょうか。

○議長(伊藤春三君)

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

私のお聞きしたのは、いわゆる現地視察に対して、説明員、いわゆる、その現場を説明する 人が誰が立ち会って説明したのかということを尋ねているわけです。

○議長(伊藤春三君)

委員長、望月邦彦君。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

ただいまの質問に対して、お答えをいたします。

説明をされたのは、企画課長でございます。その説明をいただきまして、現地を視察いたしたわけでございます。

○議長(伊藤春三君)

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

聞き及ぶところによりますと、その日に会社側でも、いわゆる現場説明をしたいというよう

な意向もあったようです。ところが会社側で立ち会うんでしたら、私は欠席しますといった議員もおられたと伺っております。そのへんが、いわゆる事実であるかどうか、お聞きします。

○議長(伊藤春三君)

委員長、望月邦彦君。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

私の耳には、そのような報告は全然ありませんでした。

○議長(伊藤春三君)

よろしいでしょうか。

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

今、委員長も知らないということですが、やはりこうした現場を視察する以上は計画されている立場、それまた行政が、そういった両者の立会いのもとに説明を受け、また委員会で論議することも必要であるうと。私はやはり、いろいろこういった施設も、過去に見ております。ここにもありますように、必要不可欠な施設であるということは間違いないんですね。ですから、その点において、やはりこういった施設は賛否両論の中で進められるのが、今までの通例でございます。その点、やはり議会として、もう少し詳細にわたって検討して結審する必要がある。この責任は非常に重いと思うんです。

ただ、1回の視察でもって、委員会を設けて、それでもって、いわゆる、この反対運動に対して賛成多数で結審したということは、やはり今後の議会運営上、議員としての立場上、責任上、非常に問題が残るではないかと、私はこう思いまして、発言をさせていただきました。

○議長(伊藤春三君)

ほかにありますか。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか・・・草間天君。

○20番議員(草間天君)

この陳情書に対しては、富士川漁業協同組合から、連合会長下部第1支部長から異議申し立てが出ていることと、それと富士川漁業協同組合下部支部連合会との旧下部町との覚え書に基づいての公害防止協定がありまして、陳情書にはその富士川漁業協同組合下部支部連合会が実態のないものであり、あり得ないと記載されていますので、この陳情書に対することについては反対します。

○議長(伊藤春三君)

次に賛成者の方はございますか。

髙野敏彦君。

○35番議員(髙野敏彦君)

私、委員長報告に賛成の討論をいたします。

教育厚生常任委員会において、私も会員であります下部緑と清流を守る会の陳情を長時間に

わたり、真剣にご議論をいただきまして、一般産業廃棄物最終処分場建設に反対の結論を出していただき、感謝申し上げます。

陳情書にもございますように、建設予定地の花柄沢は砂防指定地であること、急傾斜地であること、水源涵養域であること、軟弱地盤であること、また下流に上下水道の水源があること等、絶対に最終処分場などを建設してはいけない場所です。

また、事前協議書の内容を見ても、地元自治会の合意形成の範囲、共有林の同意書、富士川漁協との公害防止協定書等、不適切な、事実を捻じ曲げた個所が多く見られます。

たまたま昨日、長野大学の関口先生をお招きし、勉強会を開催しましたが、煤塵や焼却灰等 の高濃度のダイオキシン類を含有し、鉱滓や汚泥のように多量に重金属を含んでいる場合もあ るものを、このような谷間に埋め立てる不適切さ、処分場の構造の欠陥、大気環境、生活環境 の悪化等、数々の指摘がありました。

私たちは子や孫に、このような負債を背負わせるようなことは、絶対にやってはいけません。 いつまでも緑と清流を守って、快適な生活を送っていくためにも、一般産業廃棄物最終処分場 建設に反対する、委員長報告に賛成いたします。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

ほかにありますか。

(な し)

ほかに討論がないようですので、討論を終結いたします。

日程第4 採決を行います。

教育厚生常任委員会の継続審査案件につきましては、委員長報告どおり、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、一般産業廃棄物最終処分場建設反対の陳情書については、委員長報告どおり可決確 定することに決しました。

日程第5 特別委員会案件に対する委員長報告を求めます。

はい・・・深沢脩二君。

○11番議員(深沢脩二君)

緊急動議であります。

平成12年12月議会において、下部町議会では民間業者が行う産業廃棄物最終処分場計画について反対の決議を出しました。これはまだ生きていると思います。私はそう、生きていると信じております。

ですが、新身延町になりましたので、ここでもう一度、確認の意味で決議していただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

ただいま、深沢脩二君から平成12年の一般産業廃棄物処分場に対する反対の決議を再確認 の意味で、本議会で決議をしていただきたいという動議がなされました。 動議が成立いたしましたので、本動議を日程の順序を変更して、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

採決は起立によって行います。

本動議を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます・・・。 休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

ちょっと失礼いたしました。

本動議を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて行いたいと思います。 この採決は挙手によって、行いたいと思います。

本動議を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

したがって、ただいまの動議を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしま した。

休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

したがって、ただいまの動議を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしま した。

ただいまの動議に賛成の諸君の挙手を求めます・・・。

挙手多数でありますので、ただいまの動議は可決いたしました・・・。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

ただいまの動議について、深沢脩二君から説明を求めます。

深沢脩二君。

○11番議員(深沢脩二君)

一応、ちょっと古い決議でありますので、中身もちょっと修正しなければならないところが あるんですが、一応読み上げますので、よろしくお願いします。

民間業者から県に対し、下部町・・・、これは原文ですけども、では、直してありますので・・・。

深沢脩二君、簡略に説明をお願いします。

○11番議員(深沢脩二君)

水清く、ホタル飛び交う、緑豊かな住みよい環境づくりを子孫に残すことを重点施策として、 行政を進めている。しかしながら、家庭から出るゴミや産業廃棄物の処理には、長年頭を悩ま せてきた。

自分たちが出したゴミは自分たちで処理することが基本理念である。公的機関が関与する廃棄物処分場計画は、将来に向けて安全、保障の面で安心感を持っているものであり、本町においても、十分な理解をもって対処する必要がある。

然るに、民間業者が行う産業廃棄物最終処分場計画は、利益を優先することを疑わざるを得ない。

また、本町のように、急傾斜崩落地帯、また断層の多い地形であっては、このような産業廃棄物施設は危険極まりない。

また、施工途中、搬入時、排水のチェック等に不安があり、将来にわたって保障面において も確たるものが期待できない。

このような中で民間業者の、産業廃棄物最終処分場建設には反対である。

以上、決議する。

○議長(伊藤春三君)

ただいまの説明について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

(な し)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

ただいまの動議に対して、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

ただいまの決議は決定いたしました。

日程第5 特別委員会案件に対する委員長報告を求めます。

議会議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会委員長、岩柳嘉一郎君。 登壇願います。

○特別委員会委員長(岩柳嘉一郎君)

それでは、付託されました案件につきまして、報告をいたします。

身延町議会議員定数及び選挙区等に関する調査特別委員会委員長報告

お手元に配布してあります報告書を朗読して、報告に代えます。

報告

平成16年12月定例会において、議決設置された身延町議会議員の定数及び選挙区等に関する調査特別委員会に付託された件につき、閉会中も特別委員会を開催した。その経過と討議

の内容を報告する。

第1回特別委員会

日 時 平成17年1月21日 午後1時30分~午後4時まで

会 場 身延町役場第1会議室

出席委員 岩柳嘉一郎 片田文斎 小林茂男 福与三郎 奥村征夫 松木慶光 片田直康 佐野国明 依田正敏 川崎晴義 深沢敏夫 髙野敏彦 赤池好二 渡辺君好 伊藤 晃

以上、15名全員であります。

事務局 望月悟良 遠藤 守

会議の経過

委員長が座長となり、会議の進行をした。

第1回目であるので、会議の進め方について諮り、委員会で審議した結果をそれぞれ持ち帰り、旧町単位で各議員に諮り検討することとし、定数については合併協議会では22議席としたが、さらに削減することが望ましいとの意見が出され、全員一致で確認した。

選挙区分については、各議員の意見を聞いたところ、大選挙区と小選挙区の両論が出された。 この結果を持ち帰り、各地区での話し合いの集約を次回に持ち寄り討議することとし、次回は 2月8日に臨時会が予定されているので、臨時会終了後、開催することとした。

第2回特別委員会

日 時 平成17年2月8日 午前11時30分~午後0時15分まで

会 場 身延町役場第1会議室

出席委員 岩柳嘉一郎 片田文斎 小林茂男 福与三郎 奥村征夫 松木慶光 片田直康 佐野国明 依田正敏 川崎晴義 深沢敏夫 赤池好二 渡辺君好 伊藤 晃

以上、14名であります。

事務局 望月悟良

会議の経過

臨時会終了後であり、時間的な余裕がなかったので、第1回の特別委員会の結果を再確認することとし、旧町単位で各議員の意見を集約して、次回に持ち寄り、討論することとしまして、次回は2月24日、午後1時30分から役場第1会議室で開催することとし、散会した。

第3回特別委員会

日 時 平成17年2月24日 午後1時30分~午後4時まで

会 場 身延町役場第1会議室

出席委員 岩柳嘉一郎 片田文斎 小林茂男 福与三郎 奥村征夫 松木慶光 片田直康 佐野国明 依田正敏 川崎晴義 深沢敏夫 髙野敏彦 赤池好二 渡辺君好 伊藤 晃

以上、15名であります。

事務局 望月悟良 遠藤 守

会議の経過

委員長が座長となり、会議の進行をし、各旧町単位で協議した結果を集約。定数については 20名。選挙区については、小選挙区とする意見が多く出されたので、上記のとおりとするこ とに委員会としての結論とした。

在任特例による任期延長については、新町が広範囲に及んでおり、合併した効果を見極める ためにも合併協議会で定められたとおりとする。

なお、参考までに少数意見を集約すると、小選挙区で18名とするという意見、合併した意義から大選挙区にすべきだという意見。小選挙区にすると費用がかさむ等々の意見が出されました。

第4回特別委員会

日 時 平成17年3月15日 午前11時30分~午後0時まで

会 場 身延町役場第1会議室

出席委員 岩柳嘉一郎 片田文斎 小林茂男 福与三郎 奥村征夫 松木慶光 片田直康 依田正敏 川崎晴義 深沢敏夫 髙野敏彦 赤池好二 渡辺君好 伊藤 晃

以上、14名でございます。

事務局 望月悟良

会議の経過

選挙区の設定については、旧町単位の選挙区とする。

選挙区ごとの選挙すべき議員の数については、人口(平成12年)の国勢調査をもとに公職 選挙法第15条第8項に基づき、人口に比例して定める。この結果により、旧下部地区については6人、旧中富地区については5人、旧身延地区については9人とすることを委員会としての結論とした。

以上であります。

以上であります。

平成17年3月18日

身延町議会議長 伊藤春三殿

議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会委員長 岩柳嘉一郎

○議長(伊藤春三君)

特別委員会案件に対する委員長報告が終わりました。

日程第6 委員長報告に対する質疑を行います。

樋川貞夫君。

○27番議員(樋川貞夫君)

審議経過につきまして、2点ほどお伺いさせていただきます。

最初に、この委員会を設置いたしまして、各委員の皆さま方につきましては、今、ご報告いただきましたように、4回にのぼる慎重な審議の結果に対しまして、心から敬意を表したいと思っています。大変ご苦労さまでございました。

さらに理解を深める意味で、2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、1ページの中ほどにございますように、第1回特別委員会の会議の経過で、中ほどの 右のほうに大選挙区と小選挙区の両論が出されたんですけれども、その理由。内容につきまし て、お知らせをいただきたいと思っております。

同じ関連をいたしまして、1ページの裏に、やはり第3回特別委員会が開催をされ、経過の

中でそれぞれ定数は20名、選挙区については小選挙区とするという意見が多く出されたというようなお話がございますけれども、このときもどういう理由で20名、あるいはどういう論点から小選挙区と、そのへんの意見の中身について、お知らせをいただきたいと思います。

なお、その後段のほうに参考までに少数意見として、18名とする、あるいは合併した意義から大選挙区とすべきだ、あるいは小選挙区にすると費用がかさむというような点が明記されてございますけれども、それらを含めて、前段申し上げましたように、それぞれ出された意見について教えていただきたいと思っています。

最後に結論でございますけれども、これは議長のほうのお取り計らいなのかどうか分かりませんが、このご苦労された委員会の結論の今後の取り扱いにつきまして、お伺いします。 以上です。

○議長(伊藤春三君)

委員長、岩柳嘉一郎君。

○特別委員会委員長(岩柳嘉一郎君)

ご質問にお答えいたします。

第1回目の会議の内容でございますけども、第1回目でありましたので、会議の進め方などを皆さん方と相談しまして、会議の進行について諮りました。定数については合併協議会では20人としましたけれども、22名よりは減らしていこうではないかという意見が多数出されまして、定数につきましては、20名に減少するというふうな第1回目では結論が出ました。その際、定数については法定では22人であるけれども、減少したほうが好ましいという意見がありましたので、そのようにしたいということで、次回に結論を出すということで、第1回目、終了しましたけれども、第2回目では20人とするというふうに結論を見出したところでございます。

それから選挙区については、大選挙区にしたほうがよろしいという意見もかなりありましたし、いや小選挙区にすべきだという意見もありました。その根拠としましては、大選挙区の場合は、合併したんだから、これはもう1つの町であるから、1つの選挙区でやるべきだという意見と、それから小選挙区については町が合併して大きくなったので、まだ隅々まで議員各位承知していないので、第1回目はそれぞれの地域ごとに選挙区を設けたほうがいいという意見が多く出されました。

それで委員会としましたら、42名という大きな議会の議員の数でありますので、それぞれの旧町単位の議員の皆さん方と話し合いをしながら、その結論をもって委員会の結論としたいというように前段の第1回目のときの話し合いで決まっておりましたので、それぞれの会で、それぞれの特別委員会を重ねたごとに、各地区の議員の皆さん方のご意見を集約した中で、選挙区も定数も決定をしたということでございます。

それから、大選挙区と小選挙区を決定する理由としましては、やはり多数意見をもとに決定 したということでございます。

以上でよろしいですか。もし、補足がありましたら、委員15名おりますので、また15名 の委員の皆さんの中から補足をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

よろしいでしょうか・・・。

○特別委員会委員長(岩柳嘉一郎君)

条例化につきましては、これは特別委員会に付託されておりませんので、これはいずれ、選挙区にしても、定数にしても条例で定めなければなりませんので、この条例案発議は執行部でするのか、議会でするのか、議員提案でするのか。それはまた議会の中で決定していただければよろしいかと思います。これは特別委員会に付託された案件の外でありますので、議長に結果を報告しまして、条例の制定につきましては、議会の中で決めていただくという手順になろうかと思いますので、お願いをします。

○議長(伊藤春三君)

樋川貞夫君。

○27番議員(樋川貞夫君)

大変ありがとうございました。理解ができました。

ただ、お伺いいたしました理由につきましては、メンバーの多数の意見ということでございまして、理解ができるわけですけども、私とすれば1ページ裏のほうの後段にあります合併した意義から、大選挙区にすべきだと。ここにありますように小選挙区にすると費用がうんぬん、おっしゃるとおりのことであった意味でお伺いしたわけです。

以上です。ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございませんか。

笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

それでは、質問させていただきます。

今、委員長のほうから話がありましたように、20名という部分については、多数決をもって可決をしたという理由がありましたんですけども、なぜ20名、多数決の委員の方から、なぜ20名が必要だったのかという部分が出たと思うんですよね。その部分について、1点伺います。

2点目として、自分たち議員の身分を議員で決めると。非常に苦慮したと思うんですよね。 そこで、いろいろな方法があったと思うんですけれども、議員の意見の中でこの結論に及んだ のか。それとも無作為に町民の意見も多少聞いて、この結論に至ったのか。そういう部分もあ ると思うんですよね。そのへんの部分について、重ねて1点、質問をいたします。

それから2点目の問題がありますけども、今、樋川議員のほうから今後の取り扱いの部分が 出たわけでありますけれども、今回、これが結審しまして、それから6月の議会の中で条例を 可決して、それからスタートするというように理解していいなのかどうなのか、委員長答弁を 求めます。

○議長(伊藤春三君)

委員長、岩柳嘉一郎君。

○特別委員会委員長(岩柳嘉一郎君)

20名にした理由というのは、もちろん委員全員の意見の中で決められたところでありますけども、この委員の結論といっても、それぞれの地域がありまして、それぞれの地域の議員の皆さん方と話し合いをした中で、20人でよろしいというふうな意見が多かったということでありますので、そのような結論を出したと。

それから、あと町民の意見はもちろん、それぞれの立場の中で聞いていることだと思いますけれども、22名を20名にしたというのは、やはり町民の意向もその中に含まれていたというふうに、私はとっております。

それから、今後の取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたように、議会の中で提案 をどうするかということを決めていただいて、条例化をして執行するということになろうかと 思いますが、それは議長のお取り計らいの中で決定をさせていただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

できれば、ここに合併した意義から大選挙区にすべきだと。まさに1つになったんだと。だから、大選挙区にすべきだという一つの理由もありますし、人口1万7千人、1千人に1人というような、一つのものから言えば、18名でもよかったのかという感じも、私はいたします。

それから、前段で申し上げましたように、我々の身分を我々で決める。まさに町民が、これは大選挙区のほうがいいよと。小選挙区のほうがいいというような、無作為でもいいから、意見を聞いていただきたかったなと。最終的には結論を出すわけでありますけども、感想を述べまして、質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

石部典生君。

○37番議員(石部典生君)

ただいま、委員長報告があったわけですが、やっぱりこれは速やかに条例を定めるべきでありますよね。ですから今、6月という話も出ているわけですが、ここで委員長報告が採択されましたら、速やかに条例化することが一番望ましい形ではないかと思うんですが、そのへんいかがでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

委員長、岩柳嘉一郎君。

○特別委員会委員長(岩柳嘉一郎君)

それではお答えします。

先ほどから申し上げましたように、これは委員会へ付託された範囲外でありますので、これは議会の中で決めていただければ、今回の会期中の中で条例化もできるなと思いますけれども、まだ条例案も何もできていない状況でありますので、今会期中には間に合わないだろうかと思いますけれども、これは議会の中で決めていただくことでありますので、よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

石部典生君。

○37番議員(石部典生君)

今、委員長の答弁は分かりますけど、今後、6月定例まで、この問題を送ることなく、臨時 議会を開いてでも、早く条例化すべきだと思います。要望しておきます。

○議長(伊藤春三君)

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

在任特例について、お尋ねをいたします。

在任特例の任期なんですけど、特別委員会に意見をもっていくということで、旧下部町の議員で集まったところでも、町民の声が在任特例を短くすべきではないかという声がかなり多く出たという話もしている状況がありました。そういう中で、そんなような状況を3町ともどういう状況の中で、特別委員会で在任特例の延長について、このままでいいということで、結論が出たのか。その審議の内容を教えていただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

委員長、岩柳嘉一郎君。

○特別委員会委員長(岩柳嘉一郎君)

この在任特例につきましては、本来なら定数及び選挙区の調査特別委員会ということでありましたけれども、定数及び選挙区等ということがありましたので、何を調査検討しようかということで、それでは在任特例を調査検討の中に入れて、その等の部分を調査検討しようということになったところでございまして、これについては、やはり委員会の中では各地区の議員の意見を集約した中で決めていこうということでありましたので、合併した、この町をこれからどうしていくかという責任は、やはり今の議員の中にある。それで合併した成果が見極められるまで、長い特例を使ったわけではありませんので、これから10月までというと、あと6カ月か7カ月の期間でありますので、合併の成果を、これから強力に進めていこうと、こういうことで、在任特例は合併協議会で決められたとおり、10月30日ということにいたしまして、在任特例はそのまま継続をしていくというふうに、委員会としての結論は出たところであります。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

よろしいでしょうか。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

日程第7 委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

今までの委員長報告にありましたけれども、定数については合併協で承認したとおり、法定数の22名とすべきだと考えます。

選挙区については合併し、在任特例を使っていることと合わせ、合併した意義から大選挙区 にすべきと考えます。

在任特例についての任期は、合併協で決めた時点での状況と変わっています。南アルプス市でも住民の声が大きくなり、在任特例での任期が早まっている状況もあり、本町においても任期を短くせよという、住民の多くの声もあり、任期は短くすべきと考えます。

以上の理由から、この委員長報告に反対をいたします。

○議長(伊藤春三君)

ほかにありますか。

(な し)

ほかに討論がないようですので、討論を終結いたします。

日程第8 採決を行います。

特別委員会の案件につきましては、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、身延町議会議員定数及び選挙区等に関する調査特別委員会委員長報告については、 委員長報告どおり可決確定することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

日程第9 付託議案に対する委員長報告を行います。

はじめに、総務常任委員会委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長、樋川貞夫君。

○総務常任委員長(樋川貞夫君)

総務委員長の樋川貞夫でございます。ご苦労さまでございます。

審査結果の報告の前に、報告の方法につきましてお願いをしたいと思っております。

すでに先ほど、3常任委員長でミーティングを実施いたしまして、事務局ならびに議長の了解をいただきまして、お手元の報告書の中で、書類審査および現地調査の出席者名については、 失礼ですけれども省略させていただき、付託議案についても議案番号だけとさせていただき、 また、質疑応答および要望事項については主なもののみの報告とさせていただきますので、よ るしく議長において、お取り計らいをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(伊藤春三君)

ただいま、委員長報告のとおり、よろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

では、そのように委員長、お願いをいたします。

○総務常任委員長(樋川貞夫君)

ありがとうございました。

それでは、そのような方法で、お手元の資料に基づきまして、朗読をして報告に代えさせて いただきます。よろしくお願いをいたします。

(以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

続いて、産業建設常任委員会委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(草間天君)

(以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、付託議案に対する各常任委員会の委員長報告が終わりました。

日程第10 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

1点、お伺いします。

議案第15号 身延町国民健康保険税条例の一部改正についての質問ですけども、上程のと きの質疑でもやりましたけれども、今回の条例、応能割49.85、応益割50.15を見る と、応益割の比率が高くなっています。応益割の比率が高くなると、高額所得者も低額所得者 も含めて一律に負担が求められるということで、委員会の中では、このことについて、どのよ うな審議があったのか、お伺いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

総務常任委員長、樋川君。

○総務常任委員長(樋川貞夫君)

渡辺議員の質問にお答えをいたします。

ご案内のように健康保険につきましては、すべて、生きている者全員に関係する内容でございまして、委員会といたしましても、31案件の付託の中で一番慎重に審議、もちろん、ほかのものもやりましたけども、特に意を注いで審議をさせていただきました。

その中でご質問にありますように、執行部からもるる説明をいただきまして、あらゆる資料等を出していただく中で、何件かをもとに試験実施をして、検討させていただいたわけでございますけれども、やはり現在の高齢化社会、少子化社会を迎える中で、やはり医療費が一番増大している中で、このような案がやむを得ないのでなかろうかというわけで、応能割も応益割もいろいろあったわけですけども、原案のとおり、認定することに委員会としては決定したわけであります。

なお、その中でいろいろ意見もあるし、要望もあったわけでございますが、できるだけ町民

に負担をかけないように、しかも合併したからには全町民一律に少しでも早い機会に調整をしていこうと、こういうことでいろいろ賛成の皆さん方、それから協力していただく皆さん方の委員のご協力もいただいて、原案のとおり認定することにさせていただきました。ぜひ、ご理解とご協力をいただきたいと思っています。

以上であります。

○議長(伊藤春三君)

よろしいですか。

(な し)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑はございませんか。

鈴木俊一君。

○8番議員(鈴木俊一君)

1点ほど、お伺いさせていただきたいと思います。

議案第29号の学童保育の実施状況という欄でございますが、この報告によりますと、平成17年6月を目途に身延ないしは下部地区で、指導員等の養成をして学童保育を開設するというような方向が出されているわけでございますが、この下部地区において各小学校と新入学児童に希望をとり、対象者が20人ぐらいいるというような方向になっておるんでありますが、これはおそらく直近のことだと思いますが、何年度に調査をした結果か、そのへんについてお伺い申し上げたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

教育厚生常任委員長、望月邦彦君。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

何年度に調査したものかということについては、私は存じておりません。所管課のほうで説明をお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

今月調査したものです。

○議長(伊藤春三君)

鈴木俊一君。

○8番議員(鈴木俊一君)

分かりました。

なぜ、私がこれについてお聞きを申し上げたかということは、私も旧町時代の平成14年度の一般質問の中で、この学童保育の問題については、行政側の見解をお聞きした経過がございます。本町に、旧下部町においても、学童保育を実施してほしいというようなご要望をさせていただいたわけでありますが、何分にも行政当局のほうでは、そのような希望調査をしても、いわゆる学童保育開設に結びつく、その子どもの数がないというようなことで遅れてきたというような経緯もございまして、そういうような観点から、平成17年度6月ごろを目途に、いわゆる学童保育は下部地区でも実施されるということにおいて、大変歓迎すべきことだというふうに思います。そういう点を兼ねて、質問させていただきました。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

地球温暖化防止計画策定の中に、温室効果ガスの排出量を平成20年度から平成24年度までというような条文、答えが入っているんですけども、これには、京都議定書では平成18年度から10年間というふうなことだと思うんですけども、これは間違いではないかと思いますけども、そのへんの1点と、それから修学旅行の補助金の中身はというふうなことで、ここに答えが載っておるんですけども、下部中に対してはニュージーランドに行くのに10万円を補助してもらっております。ほかの中学校では10万円を限度に、10分の1の範囲内で助成するというふうなことになっておるんですけども、そのへんの検討はどういうふうにされていますか、お伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

教育厚生常任委員長、望月邦彦君。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

京都議定書という問題でございまして、私も存じておりません。誠に恐縮でございますが、 専門的なことは分かりません。所管か、どなたかお分かりになりますか。

○議長(伊藤春三君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

それでは深沢議員にお答えいたします。

20年から24年、うちの計画の中では20年から24年でございまして、確かに18年は間違いございません。それは承知しております。しかし、身延町でやっていくのに、どういう形でいったか、おそらくそのリーダーが20年から24年と答えたと思います。私たちの頭の中では18年とは思っておりますので、そのへんはご理解を願いたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

教育厚生常任委員長、望月邦彦君。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

修学旅行費の問題、ニュージーランド10万円ということでございますが、これは合併の時点から、いろいろ問題になったところでございまして、海外旅行、是か非かという問題から、議題がいろいろあったところでございますけれども、ともかく合併会議の中でも、海外旅行、やむを得ないだろうということで決定をしたことでございまして、国内旅行に対して、海外旅行が補助金が多いのは、これは致し方がないことだという理解でございます。どうぞ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

深沢柳太郎君。

○9番議員(深沢柳太郎君)

早急に、このへんの調整は今後やっていただきたいと思います。要望だけ。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございますか。

樋川貞夫君。

○27番議員(樋川貞夫君)

議案第16号の審議内容につきまして、1点だけお伺いさせていただきます。

質疑応答の中で取り上げてございます。答えの中で分かるわけでございますが、策定委員会を2月に開いて、終結したと。策定委員のメンバーはどんなメンバーで、期間が短いような感じがいたしますけども、そのへんの論議がされたのかどうか、1点だけお伺いいたします。

○議長(伊藤春三君)

教育厚生常任委員長、望月邦彦君。

○教育厚生常任委員長(望月邦彦君)

まず、お答えをいたします。樋川議員に対するお答えでございます。

17年度ではないかという、この問題でございますけれども、介護保険、非常にお金が年々かかってきているところでございまして、運営が非常に大変であるということでございます。 そういう中で、見直しが必要となってきたものと、私は理解しているところでございます。 よろしゅうございますか。

メンバーにつきましては、所管課のほうで説明をお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中沢俊雄君)

議会代表で教育厚生常任委員長、それから社会福祉協議会の会長、民生委員会の会長さん、それから施設の方等ということで、特別養護、しもべ荘の施設長さん、それから病院関係、飯富病院の院長さん、それと飯富病院のケアマネージャーの代表者の方、それから地域の代表と申しますか、そういう方で、中富の、役職は介護保険の審査会をやっている笠井さんという方です。それから、あと福祉団体代表ということで、障害者の会長さんとか、計10名の方で、2月23日に行いました。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

樋川貞夫君。

○27番議員(樋川貞夫君)

分かりました。ありがとうございました。

先ほどの健康保険と同じで、これは一緒のセットのものだと思うんです。いずれ社会情勢の関係で、やむを得ないことは分かります。それぞれ委員会でご検討いただきましたし、今、ご答弁をいただいたんですけども、私が言っているのは、2月に策定委員会を1回開催して、それで決定したうんぬんというところに、若干、議論する視点があったということで、質問やら意見を申し上げたわけでございますけども、いずれにしても、介護保険につきましても、健康保険につきましても医療費の高騰でやむを得ない時期だということは、十分理解できます。この内容につきましては、理解できました。大変ご苦労さまでした。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑はございませんか。 笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

それでは、議案第47号についての質問をさせていただきます。

ここにありますように、道路整備計画作業業務委託について議論がされたところでありますけれども、新しい町になって道路をつなげる、それから全体的な道路計画というものが、非常に必要ではなかろうかというような感じをするわけでありますけれども、ここに答弁のように各町の長期総合計画などを参考に、素案を作成して、それから地域審議会等に提案して、この作成を図るというようなことも書いてあるわけでありますけれども、どのような状況の中で審議されたのか。併せて、素案がいつになるのかというような部分についても、意見が出たのかどうなのか。それから地域審議会等に提案をして、これはいつごろ、提案をして理解を求めるか、そういった部分について、その審議内容について委員長の答弁を求めます。

○議長(伊藤春三君)

産業建設常任委員長、草間天君。

○産業建設常任委員長(草間天君)

笠井議員の質問にお答えしたいと思います。

道路整備計画作成業務委託についてのことなんですけど、まだ具体的な日時とかそういうことは、まだ審議されていないので、当局のほうで、もし詳しいこと、計画がありましたらお願いします。

○議長(伊藤春三君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

お答えします。

新町の道路整備計画は、12月の一般質問、笠井議員さんの質問の中でも、ご答弁申し上げてございますが、各町の長期総合計画、それから下部なんかは下部町道路整備計画があるわけですが、それを含めまして、過疎計画、そういった既存の計画を持ち寄りまして、事務レベルでつくっていきたいと。なおかつ、各町村の計画でございますから、新しい3町の、一緒になった新町の道路整備には、ネットワークとしてそぐわない面も当然出てくると思います。そんな中で、基本的には中部横断自動車道を幹線道路にしながら、補助幹線道路の52号、もしくは市川大門下部身延線、国道300号線、こういった道路を環状線等にしながら、横断的なネットワークを考え、なおかつ町道、林道等産業課の協力を得る中で、当然策定していくわけでございます。

そんな中で、当初予算で業務委託の中でお願いしてございますが、コンサルに委託しながら、 委託した成果品を地域審議会、また議会等に相談しながら詰めていきたいと。基本的にはそん な日程で進めていきたいと、こんなふうに思います。新しい町の道路のネットワークでござい ますから、いろいろ職員もなかなか目が届かないところがありますから、その節は議員さん等 のご協力をいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

笠井万氾君。

○28番議員(笠井万氾君)

47号についての質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

石部典生君。

○37番議員(石部典生君)

当初予算について、伺います。

新身延町が合併して、観光というものを大きなまちづくりの柱にしているわけですが、観光面についての議論はどのようにされたのか、伺います。

○議長(伊藤春三君)

産業建設常任委員長、草間天君。

○産業建設常任委員長(草間天君)

お答えします。

観光面については、別に、質疑とか論議はありませんでした。

○議長(伊藤春三君)

よろしいですか。

深沢瀞君。

○36番議員(深沢瀞君)

それでは、1点お伺いしたいんですが、これは当局のほうへお願いできたらと思います。 質疑応答の中で、議案第29号につきまして、これは今回の補正の分でございますが、答え のほうで、いわゆる有害鳥獣の関係で、許可の期間だけは管理簿に基づいて集落へ貸し出すと いうことでございますが、管理簿に基づいて、まず優先順位があるのか。結構、希望があると 思うんです、これはね。優先順位があるのか。貸し付けの期間がどのくらいなのか。あるいは、 今回の補正で12基の捕獲器を100万円ちょっとで購入しております。これを含めて何基ぐ

らいになっているのか。そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

産業建設常任委員長、草間天君。

○産業建設常任委員長(草間天君)

これは当局のほうでお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

産業課長。

○産業課長(渡辺芳彦君)

委員会のときには資料を持っていったんですが、そのへんの質問はなかったものですから、今日、ちょっと手元には持っていないんですが、貸し出しの部分につきましては、今回、購入する檻につきまして、貸し出す期間は一応、有害駆除期間、この期間を貸し出すということで、もし更新して、また引き続いて、もし設置したいというような部分については、また、その部分は延ばしてあげたいと思います。

今現在、下部地区には檻の部分は何もございません。中富、それから身延地区には檻があるわけですけど、捕獲用の檻があるわけですけど、当然下部地区のほうが、たぶん、そのへんを借りる回数は多くなると思います。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

深沢瀞君。

○36番議員(深沢瀞君)

今回も、今議会で一般質問等におきまして、こういった質問がございました。そういう関係から、ぜひ一つ要望に応えられるような形で、貸し付けをぜひお願いしたいと。私のところにも、そういう要望が多いということは聞いてはおりますが、なかなか期間が長いということもあるようですから、そのへんまた、のちほど課長のほうと話し合いをしてみたいと、こんなふうに思います。ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございませんか。

小池昭光君。

○34番議員(小林昭光君)

47号について、1点お伺いをしたいと思います。

最後の報償費と、どのような裁判費用かということですが、家賃の滞納、行方不明者等の裁 判費用というんですが、旧町単位でどのくらいの滞納者がおるか、お答えを願いたいと思いま す。

○議長(伊藤春三君)

産業建設常任委員長、草間天君。

○産業建設常任委員長(草間天君)

このことも、当局のほうで分かりましたら、お願いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

お答えします。

滞納者の数の旧町ごとの、こういうご質問でございますが、旧中富町、旧下部町はございません。今現在、滞納関係で身延町関係が15名おります。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

日程第11 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論はございませんか。

渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

議案第15号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をいた します。

合併に伴い、旧3町間の国民健康保険税率等に格差があるので、平成17年度課税分から保険税等の統一を図るための議案です。

国民健康保険は健康保険や共済保険等の被用者保険、職域保険に加入していない労働者、農 林水産業者、自営業者、退職者・無職の人などを対象にした我が国最大の医療保険制度で、高 齢者や低所得者の加入者が多いのが特徴です。

国民健康保険法には社会保障と国民保健の向上に寄与するとあり、国の責任で国民に医療を 保障する制度です。

しかし、地方自治体が行う国保事業に対して、国の負担を大幅に削減したため、国保税の引き上げが行われ、滞納も多くなっているのが現状です。

今回の条例にある応能割49.85、応益割50.15を見ると、応益割の比率が高くなっています。応益割の比率が高くなると、高所得者も低所得者も含めて一律に負担が求められるため、低所得者の負担がどうしても高くなります。低所得者に対し、法定減額があるとしても、一部だけにならざるを得ないと考えます。

よって、この条例に賛成することはできません。

議案第48号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計についても、この条例の予算化されたものですので、反対をいたします。

○議長(伊藤春三君)

ほかにありますか。

草間天君。

○20番議員(草間天君)

議案第15号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての、賛成の討論をしたい と思います。

国民健康保険運営委員会の一員としまして、出席させていただきました。それで、委員会は 3回にわたり、慎重審議され、被保険者の方の意見が十分尊重されたと思います。

それによりまして、その国民健康保険条例の一部を改正する条例については賛成したいと思います。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございませんか。

(な し)

ないようですので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論はございませんか。 渡辺文子君。

○17番議員(渡辺文子君)

議案第16号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。 介護保険料が旧3町において違っていたものを統一するという条例の改正ですが、合併協の 調整方針では介護保険事業計画策定時に算定し、統一を図るということになっていました。

介護保険制度の介護給付と対象サービスはどこも変わらないでしょうが、旧3町において介護給付等対象サービスの見込み量や利用状況が違っていました。それにより、介護保険料にも違いがありました。この条例により、新たな負担が増える方もあります。

介護保険事業計画をある程度時間をかけ、きちんと立てる中で、保険料が決まるのだと思います。合併協の調整方針どおり、事業計画策定時に算定し、統一を図るべきと考え、反対をいたします。

議案第50号 平成17年度身延町介護保険特別会計予算についても、この条例の予算化されたものですので、反対をいたします。

議案第18号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、 反対討論をいたします。

今までひとり親家庭に出ていた医療費の助成は、子どもが20歳まででしたが、今回の条例 改正で、ほかの町村に合わせて18歳に引き下げるということです。ひとり親家庭、その多く は母子家庭が多いと思います。比較的所得が低いという統計もあります。その親たちが必死に 働き、子どもを育てているのを、私は何人も知っています。

行政の仕事は、この方たちが安心して、この町で暮らせる手立てを考えることではないでしょうか。 ほかの町村にないのなら、少子化対策の一つになるのではないですか。 この理由で、この条例に反対いたします。

議案第19号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

今まで75歳から88歳まで年3千円、88歳から100歳まで年5千円、100歳以上年1万円の敬老祝金の支給がありました。今回の条例の改正で、77歳で年3千円、88歳以上年5千円にするということです。比較的低所得者の多い本町においては、わずかな年金でやりくりしている、とても生活が大変という話を聞いています。例え3千円でももらえれば助かるし、当てにしているということです。お年寄りの楽しみを奪うものです。

提案理由で高齢者の平均寿命が延びていること、介護保険導入などにより、高齢者福祉施策が充実してきていること、および県の敬老祝金の支給基準等に鑑み、この条例の改正ということですが、医療費の値上げをはじめ、高齢者の負担は決して軽いものではありません。

これまで家庭や地域、町を支えてきてくれた高齢者へのサービスの低下になる本条例の改正 に賛成できません。

議案第47号中10款教育費のうち、6目総合文化費、総合文化会館自主事業費、8節報償費について、反対討論をいたします。

自主事業により、文化を高めることは大切なことだと理解しつつも、財政的に厳しいからと、ひとり親に対する医療費の助成の対象を引き下げたり、敬老祝金の対象と削ったりしながら、予算の中に町制1周年、総合文化会館10周年、記念コンサートに対し1,100万円の予算計上があります。この予算は本当に必要な予算なのでしょうか。私は、この事業に1,100万円の計上を認めることはできません。

よって、反対をいたします。

○議長(伊藤春三君)

ほかにございませんか。

(な し)

ほかに討論がないようですので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論はございませんか。

(な し)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

再開は4時半を予定しています。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時30分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

日程第12 提出議案の採決を行います。

議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり 原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第9号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第10号 身延町総合計画審議会条例の制定について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第11号 身延町行政改革推進委員会条例の制定については、委員長報告のとおり原案 可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第12号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第13号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第14号 身延町特別会計設置条例の全部を改正する条例については、委員長報告のと おり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第15号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告の とおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第16号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり 原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第17号 身延町文化財保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第18号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第19号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例については、委員長報告のと おり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第20号 身延町営診療所条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり 原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第21号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第22号 身延町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第23号 下部町簡易水道事業及び中富北部簡易水道事業の給水区域拡張に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第24号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第25号 身延町消防委員会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第29号 平成16年度身延町一般会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第30号 平成16年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、 委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第31号 平成16年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、委員 長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第32号 平成16年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、委員 長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第33号 平成16年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第34号 平成16年度身延町町営診療所事業特別会計補正予算(第1号)については、 委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第35号 平成16年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第36号 平成16年度身延町清沢簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第37号 平成16年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第38号 平成16年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第39号 平成16年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第40号 平成16年度身延町中富公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第41号 平成16年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)については、 委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第42号 平成16年度身延町なかとみ和紙の里特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第43号 平成16年度身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第44号 平成16年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第45号 平成16年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第46号 平成16年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第47号 平成17年度身延町一般会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第48号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第49号 平成17年度身延町老人保健特別会計予算については、委員長報告のとおり

原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第50号 平成17年度身延町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり 原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決確定いたしました。

お諮りいたします。

ご熱心な討論により、会議時間が予定されておりました5時を過ぎますので、ここで時間延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

では、時間延長して行います。

議案第51号 平成17年度身延町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第52号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第53号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第54号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第55号 平成17年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第56号 平成17年度身延町身延下水道事業特別会計予算については、委員長報告の

とおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第57号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決確定いたしました。

議案第58号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決確定いたしました。

お諮りいたします。

議案第59号から第70号までは、財産区特別会計について一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号から第70号まで、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第59号から議案第70号までは原案どおり可決確定いたしました。

議案第71号 町道静川大須成曙線道路改良工事請負契約の一部変更については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決確定いたしました。

日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

総務常任委員会委員長および議会広報編集委員会委員長から、所管事務調査について、会議 規則第75条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の 申し出がありました。

お諮りいたします。

総務常任委員会委員長および議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続 調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長および議会広報編集委員会委員長からの申し出のとおり、閉

会中の継続調査にすることに決しました。

日程第14 追加提出議案の報告並びに上程を行います。

先に議案第76号 身延町早川町国民健康保険病院一部組合規約の変更について上程いたします。

日程第15 追加提出議案の説明を求めます。

議案第76号 身延町早川町国民健康保険病院一部組合規約の変更について 町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、追加提出議案について、説明をさせていただきます。

議案第76号 身延町早川町国民健康保険病院一部組合規約の変更について

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合を組織する、身延町および早川町の人口等の比率に伴い、組合経費の分布について改正し、併せて組合議会の議員の定数を改正することについて、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約を、次のとおり変更する。

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の一部を改正する規約(別紙) 平成17年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合を組織する身延町および早川町の人口等の比率に伴い、組合経費の分布について改正し、併せて組合議会の議員の定数を改正することについて、地方自治法第286条の規定により、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

詳細につきましては、全員協議会で中沢課長がご説明を申し上げておりますので、私からは 控えさせていただきます。

ありがとうございました。よろしくお願いします。

日程第16 追加提出議案に対する質疑を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議案第76号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

日程第17 追加提出議案に対する討論を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議案第76号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

日程第18 追加提出議案の採決を行います。

議案第76号 身延町早川町国民健康保険病院一部組合規約の変更については、原案可決に 賛成諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決確定いたしました。

次に議案第77号 身延町助役の選任についてを議題とします。

議案第77号 身延町助役の選任について

町長の説明を求めます。

○町長(依田光弥君)

議案第77号について、ご説明を申し上げたいと思います。

議案第77号 身延町助役の選任について

身延町助役に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋496番地

氏 名 野中邑浩

生年月日 昭和16年10月13日

平成17年3月17日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由について、説明をさせていただきます。

私が町長として、平成16年10月末に就任して以来、5カ月が経過しようといたしております。3町が合併し、誕生した身延町は行政区域も広く、また福祉保健教育文化等の各種公共施設およびライフラインである国道、県道、町道、上下水道等、直接町民の生活に関わる施設の数も非常に増えました。それに加え、国の三位一体改革を受け、町においても地方分権、行財政改革等、大きな課題が山積をいたしております。これらの課題に全力に取り組んでいかなければならないと考えております。

そのため、私の執務を補佐し、ときには職務を代理してもらう助役を選任いたしたく、野中 邑浩氏の助役選任につきまして、ご同意いただきますよう提案をいたしたいと思います。

野中邑浩氏は大学卒業後の昭和40年4月に、山梨県土木部へ採用され、在職中は高速道路 推進室長、道路建設課長、塩山土木事務所長などを歴任し、平成11年4月からは土木部技官 として山梨県の土木行政の要にあって、卓越した手腕と高い見識で県政の発展に努められまし た。

平成14年3月30日、7年間勤務いたしました県庁を退職され、その後は山梨県道路公社 副理事長として3年間勤務し、この3月に退任される予定であります。県庁退職後は西嶋区の 総区長をはじめとする地域の要職、また町においては、簡易水道運営委員会会長、土地利用審 議会委員、特別職報酬等審議会委員等の行政各種委員を歴任されました。これも野中氏の人格、 識見、指導力、行動力、統括力等、素晴らしい資質によるもので、助役には誠に適任者である と思います。

助役の選任について、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

お諮りいたします。

議案第77号 身延町助役の選任については人事案件でありますので、質疑・討論は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

議案第77号 身延町助役の選任については、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立 を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第77号は原案どおり同意することに決しました。

ただいま助役に選任されました野中邑浩氏がお見えですので、ここでごあいさつをいただき たいと思います。

○新助役(野中邑浩君)

ただいま助役就任について、ご同意をいただきました野中邑浩と申します。

浅学非才の身、私自身、器にあらずとの思いもありますが、議長さん、副議長さん、議員の 皆さまのご指導、ご叱正をいただきながら、また常に私の果たすべき役割は何かを自身に問い かけながら、精一杯、私の職務を果たして、務めてまいりたいと思っております。

議会の皆さんには、なんやかんやと重ねてご指導、ご叱正を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

石部典生君。

○37番議員(石部典生君)

緊急質問をさせていただきたいんですが、許可をいただけますでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

はい、どうぞ。

○37番議員(石部典生君)

内容は産廃処分場建設に関する町長見解意見書について、1点質問をしたいと思います。

今、本町では産廃処分場建設問題が町民の大きな関心事といっても過言ではない状況下にあります。本議会においても、厳しい議論が展開されております。そして、この問題が話題となるときに、平成15年7月8日、旧下部町長が建設予定業者に対して出した周辺住民の合意の範囲のことであります。

私たち旧下部町議会議員が、その事実を知らなかったということで、町民より厳しい批判もいただいております。しかし、住民の代表である議会議員として、これらの批判は真摯に受け止めなければならないと思っております。

それゆえに、町が県から求められている事前協議書に対しての町長見解は、重大なことと受け止めております。

そこで、町長にお願いするものであります。

県に町長見解を提出する前に、議会に対し、その内容等を公表していただきたいということであります。それによって、議会人として、今後のこの問題に対する対応、そして町民に対しての説明責任等を果たしていけるものと思っております。

町長に、明確な答弁をお願いするものであります。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

石部議員のご質問にお答えいたしたいと思いますが、まず、今、県への意見書の回答につきましては、ご存じのような形で財団法人 環境衛生センターへ調査の依頼をいたしておるところでございますので、中間報告はある程度されておりますが、最終的な結論を得るには至っておりません。3月23日ごろには、私どもでまとめをさせていく予定でおるわけでございますが、県へ意見書の回答を出す前に議会へ諮れというようなことのように、私は解釈をさせていただいておりますが、そういうことでございますよね。

これは本来、それは議会の皆さん方のご理解をいただいて、一応、県へ出すのが一つのルールかもしれませんが、私どもは町としての見解を県へ出させていただくということでありますので、このことについては、私どもにお任せをしていただいたと解釈をさせていただいているところでございますので、そのような形でご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

石部典生君。

○37番議員(石部典生君)

私がなぜ、このようなことを申し上げるかというのは、議会としましても、90数万円の委託費を議決しております。そのような観点からおきましても、ぜひとも事前公表というものをお願いするものであります。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

石部議員のご質問、一応理解はいたしておるところでございますが、これは執行的なことになりますので、企画の課長から、このことについて、ちょっと答弁をさせていただきたいと思いますが、私としましては、議会の皆さん方の、今日までのいろいろな決議等、また住民の皆さん方からのそれぞれの陳情書等もいただいておるわけでございますから、そこらへんは真摯に受け止めをさせていただいて、結論は出させていただきたいと思うわけでございますが、県への回答の前に議会へということにつきましては、情報公開等のいろいろな問題等、専門的なこともございますので、これは企画の課長から一応、答弁をさせていただければと思いますけど、よろしくお取り計らいをいただきたい。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

それでは、お答えいたします。

この件につきましては、前から県のほうと会議をしてきました。

県のほうからの回答でございますけど、山梨県の情報公開条例第8条第5項の中に、次のように定めがされてございます。こちらのほうは、町の条例とほとんど同じというふうなことで、町のほうの条例は第5条第5号で定めがされておりまして、まず公文書の開示義務。第5条で、実施期間は開示請求があったときは開示請求にかかる公文書に、次に掲げる条項が記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。これは通常、一般の方から開示請求をされた場合でございますけど、議会も同様に取り扱いをしていただくようにということで、県のほうから回答がありまして、内容といたしましては、町の機関、ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部、または相互間における審議、今回は町と県の関係でございますけど、検討、または協議に関する情報であって公にすることにより、素直な、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に、県のは国民でございますけど、混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。これを適用して非開示をしていただきたいということで、回答をいただいております。

なお、具体的に当てはめていきますと、今回の意見照会は、すでにご案内のとおり、株式会社 山の都から提出されている一般産業廃棄物処理施設に関する事前協議書の内容審査について、山梨県からの照会に対する町としての意見でありまして、内容によっては、今後、県と協議を必要とするものもございます。

つまり現段階では、まだ意思形成過程の段階にありまして、これらの情報が公開されることによって、町民に逆に無用な誤解や混乱を与えたり、一部の情報利用者にのみ、不当な利益、不利益を与えたりするおそれがあるため、非公開とするというふうなことで、さらに私もいくつかの判例等をみまして、本件のような、今回、今議員さんの質問のような、県と町が協議する内容については、非開示とする判例が多く出ている状況でございます。

それから、もう1点でございますけど、やはり、その元になる今の報告書がございますけど、 これについても、同様な取り扱いがされている状況でございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

石部典生君。

○37番議員(石部典生君)

公開条例の中で定められているからできないということでありますが、この問題は、今後の 町の大きな環境問題を左右する問題であろうと思います。それゆえに、町民の多くの皆さんの 悲痛な叫びがあります。そのことを十分、当局も受け止めていただいて、将来に悔いのないよ うな見解を出していただくよう、要望して質問を終わります。

○議長(伊藤春三君)

赤池好二君。

○30番議員(赤池好二君)

緊急動議を提出します。

本日をもって、本定例会も終了ということで、身延町初の当初予算審議も無事終了し、当局、

議員の皆さん方も、ほっとしている最後の時間でございますけれども、私は緊急動議を提案したいと思います。

議会運営において、議長の対応は極めて不適切であるので、議長辞職勧告決議を提出したい。 直ちに追加日程にして、議題として審議することを望みます。

○議長(伊藤春三君)

ただいま、赤池好二君から議長辞職勧告決議を日程に追加し、議題とすることの動議が提出 されました。

この動議に賛成者はございますか。

(はい。の声)

この動議は2名の賛成者がありますので、成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時04分

再開 午後 5時07分

○副議長(松木慶光君)

再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、赤池好二君からの緊急動議を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長辞職勧告決議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。 提案者の説明を求めます。

赤池好二君。

○30番議員(赤池好二君)

提案理由の説明を申し上げます。

議長は就任以来、議会運営が不適切であり、本町議会の信用を著しく失墜させたことは議員はもとより、今は町民もみな知るところである。

また、今議会に提出された請願、産業廃棄物最終処分場建設に反対する請願に対し、提出者に取り下げるよう行動した行為は、憲法で請願権を国民の基本的権利の一つとして保障され、所定の要件を備えて提出されると、議長はこれを受理しなければならないと規定されている。

にもかかわらず、3月3日に受理。4日の議会運営委員会にも提出せず、9日、議会開会前に議運を開き、検討。全員協議会で説明を求められ、上記の法的なすべてのことは、私も知っている、そんなふうに発言しております。また、その出した請願についても、9日の朝、請願は受け取りましたと、平気でうそぶいたり、私のしたことは間違っていないといったことは、全議員が聞いています。

法的な間違いを認めず、いたずらに議会を混乱させた責任は重大である。そのことを反省も しない議長は、全国市町村議会を見ても例にないと思う。

我々議員はもとより、町民が許さないと考え、直ちに議長の職を辞職するよう勧告決議する。 よって、起立での採決をお願いしたい。 なお、議員の皆さんには旧下部町議会のしこりと考えず、新身延町議会の健全な議会運営の ためであることを十分理解していただきたいと思います。

なお、混乱を避けなければと、議長とも対応し、努力をしてきた結果であることを申し添え、 提案理由といたします。

○副議長(松木慶光君)

それでは、ただいま赤池好二君の説明が終わりました。

お諮りします。

本案について、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、これから議長辞職勧告決議案の動議の採決は起立によって行います。

本動議のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数であります。

よって、議長辞職勧告決議案の動議は否決されました。

この結果は、議長に報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時20分

再開 午後 5時25分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

日程第19 町長あいさつ

町長。

○町長(依田光弥君)

大変、長時間にわたってご苦労さまでございます。お疲れのところでございますが、今しばらくご辛抱を頂戴いたしたいと思います。

平成17年身延町議会第1回定例会が9日に招集されまして、本日まで会期10日間、当局の提案に関わります平成16年度旧3町決算認定について3件、議案第8号より議案第25号までの条例案18件、また上野原市、山梨市の設置に伴う各団体規約等の改正について3件、さらに議案第29号 平成16年度一般会計補正予算(第3号)議案第30号より議案第46号までの各特別会計補正予算、さらに議案第47号 平成17年度身延町一般会計予算、ならびに議案第48号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計予算をはじめ議案第70号までの各特別会計予算23件、また議案第21号について、さらに恩賜林保護財産区管理会委員、財産区管理会委員の選任等、人事案件4件、計67件につきまして、原案どおり認定、可決、同意を頂戴といたし、さらに追加提出をいたしました議案第76号、また議案第77号 身延町助役の選任につきましても、原案どおり可決、同意をいただきました。誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

各議案に関わる質疑、審議、あるいは一般質問等をとおしまして、行政運営上のご叱正、ご

意見、ご提言等を頂戴いたしました。そのご意向に従いまして、助役、職員ともども、一生懸命努力をする中で、予算の執行を進めてまいりたいと存じますので、さらなるご指導、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

10日間にわたっての議員各位の真摯な議会活動に対しまして、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

春到来とともに、何かと多忙な時期を迎えますが、子規の句に「毎年よ彼岸の入りの寒いのは」というのがございます。どうぞご健康にご留意をいただきまして、ご活躍をいただきますよう、ご祈念を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでございました。

このたびの3月定例会におきまして、大変、私の不徳の至りで、皆さん方にはご迷惑をおかけいたしました。鋭意、このことをもとに、さらなる勉強を重ねて、素晴らしい新身延町建設のために、微力ではございますが、まい進して、皆さん方のよりよき議会の運営をも行い、新しい、素晴らしい身延町にするように努力いたしますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、今定例会に提出いたされました議案はすべて議了いたしました。 会期10日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。 これをもちまして、平成17年第1回定例会を閉会といたします。 大変、ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時30分

上記会議の経過は、委託先(株)東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長望月悟良が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議長

署名議員

同 上

同 上